

【ティラド環境法規制クイックガイド】

[目次へ](#)

講習ビデオ(ホームページ掲載中)

No1. テキストの使い方について

No.2 改定第[11](#)版の変更箇所について

No.3. [2021](#)年4月施行、法改正点について

株式会社 ティラド

経営企画室

ISO委員会

発行:2014年7月7日
改訂:2015年1月8日
改訂:2015年6月17日
改訂:2016年7月22日
改訂:2016年11月4日
改訂:2017年9月19日
改訂:2018年8月6日
改訂:2019年2月8日
改訂:2019年5月28日
改訂:2020年6月26日
[改訂:2021年1月27日](#)

初版
第2版
第3版
第4版
第5版
第6版
第7版
第8版
第9版
第10版
[第11版](#)

第1章 環境法への対応

1.1 社会の動行と企業への期待の変化	2
1.2 改正版ISO14001の順守義務と企業への期待	5
1.3 環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法	11
1.4 当社の順守チェックシートと特定法規の要約表	14
1.5 ISO14001の『力量、認識』要求事項とその対応	15
1.6 法的資格と一覧表の整備	16

第2章 環境法規制クイックガイドの活用方法

2.1 本書の使用方法	17
2.2 本テキストの活用のポイント	17
2.3 法令の形式	17
2.4 法律の規制の種類	17
2.5 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)	18
2.6 環境法特定・順守項目チェックシート	19

第3章 環境関連法の解説

	3.1 環境法規制の解説	30
改正	(1) 廃棄物処理法	31
	(2) PCB廃棄物処理特別措置法	47
	(3) 地球温暖化対策推進法	51
	(4) 省エネ法	55
改正	(5) 建築物エネルギー消費性能向上法	61
	(6) フロン排出抑制法	64
	(7) 化学物質排出把握管理促進法	74
改正	(8) 大気汚染防止法	78
	(9) 自動車Nox・PM法	88
	(10) 水質汚濁防止法	91
	(11) 浄化槽法	98
	(12) 下水道法	101
	(13) 土壤汚染対策法	104
	(14) 騒音規制法	108
	(15) 振動規制法	110
	(16) 工場立地法	112
	(17) 公害防止組織整備法	115
	(18) 消防法	118
	(19) 高圧ガス保安法	126
	(20) 毒物及び劇物取締法	132
改正	(21) 労働安全衛生法	136
	(22) 家電リサイクル法	148
	(23) 小型家電リサイクル法	150
	(24) 自動車リサイクル法	152
	(25) 海外環境負荷物質関連法	157
	(26) 環境基本法	161
	(27) 生物多様性基本法	164
	(28) 水循環基本法	169
	(29) グリーン購入法	171
	(30) 環境教育等促進法	172
	(31) 環境配慮事業活動促進法	174
	(32) 雨水利用促進法	176

第1章 社会の動行と企業への期待の変化

1.1 企業のリスクと環境経営の必要性

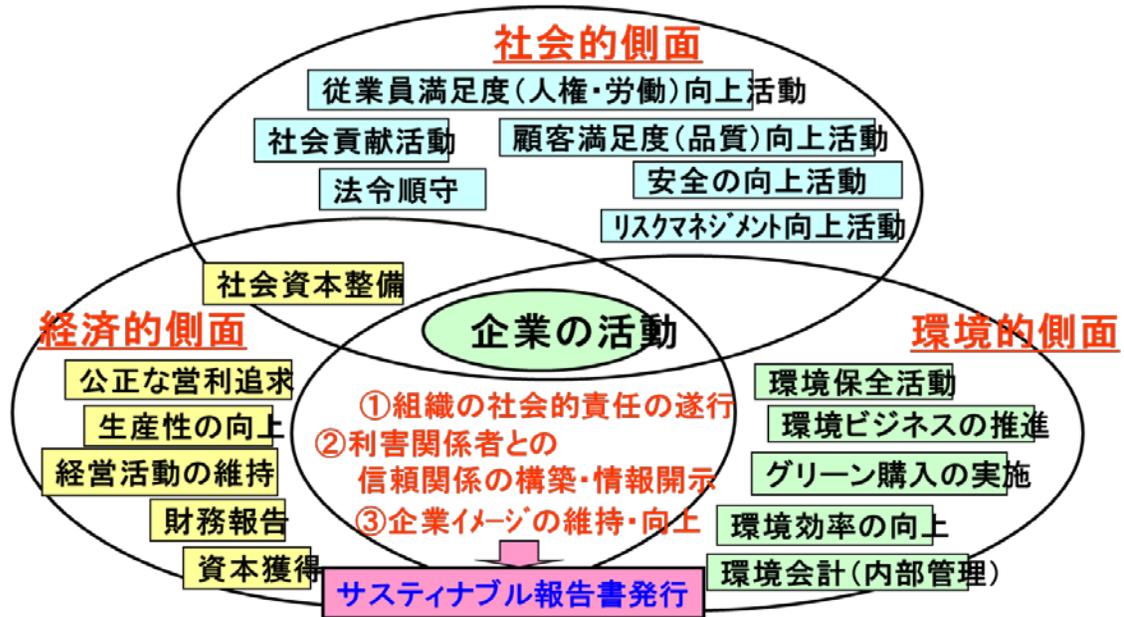
◆企業の順守違反例；CSRの充実、環境経営の必要性

①2019年9月	T社 K社	樹脂シュラウド外観が灰色化し見栄えが悪いのでQC工程表に記載されてないが黒色タッチアップスプレー塗装で修正し、納入した。非含有宣言していたが客先及び当社の禁止物質含有が判明した。
②2019年4月	KO 神社	蛍光灯、鉄製灯籠、冷蔵庫等を海に不法投棄。1200年の歴史がある宗教法人KO神社が書類送検された。
③2019年1月	A社	愛知県警は、国内最大級の食品リサイクル工場の社長と工場長代理2名を水質汚濁防止法違反の疑いで逮捕。工場長代理は年5回にわたりCOD等の排出基準を超える汚水を名古屋港へ排出を認めた。工場長代理は罰金50万円。施設の使用停止命令。会社罰金50万円、元社長に懲役6か月の判決。負債総額20億円で破産手続きへ。
③2018年6月	ES社	アスベスト含有の成形板であるスレートが飛散した土地取引を巡る訴訟でES社に59億円の賠償命令の判決が出た。
④2016年5月	TR社	空箱置場設置に伴う緑地面積減少に伴いその対応に関しA県に相談時、工場立地法に関する緑地面積変更届未提出及び緑地面積率基準値未達が判明。年度内の緑地面積の改善計画及び始末書提出を要求され、条例改正に伴いH町に提出。
⑤2016年1月	DK社	廃棄食品転売事件発覚、DK社は資格停止で倒産。倉庫の保管食品が腐敗し社会的な問題になる。結局廃棄委託した大企業各社が責任を負い、自主回収等膨大な費用負担を背負う。

目次

◆環境経営を目指すためのトリプルボトムラインの考え方

トリプルボトムラインとは、1997年に英国のサステイビリティ社のジョン・エルキントン氏が提唱し世界的に広まったもので、従来の経済的側面に加え社会的側面、環境的側面における企業活動の成果を情報開示することによって企業の信頼性を高め、環境経営をめざすことが重要であるという考え方。



- 全ての企業で、このような法令違反をリスクと考え対応することが求められています。
- 他社の違反事例でも自社に置換え、管理体制を常に見直し、改善することが重要です。
- 行政処分に伴い操業がストップすれば、客先への部品供給も必ずストップします。

目次

【CSR(企業の社会的責任)とは?】

企業活動の目的は利潤を追求することは事実ですが、その利潤というものは社会に働きかけた結果、社会から得ているものです。企業は社会なくして存在することはできません。昨今、企業不祥事によって社会に対して信頼を損なってしまう事件・事故が起きており、企業の社会的責任ある活動が一層求められる時代となっています。

CSR活動というのは、核となる「コンプライアンス活動」をはじめ、「情報開示と保護」、「環境への配慮」、「安全と品質」、「地域社会への貢献」などの活動分野は多岐にわたります。昨今、CSRレポートや社会・環境報告書などによって企業の積極的な取組みが公表されています。

このようなCSR活動を企業が行うことによって社会から信用され、評価を受けることで、共に持続的な発展ができるのです。

2010年11月には企業を含む組織の社会的責任に関する国際規格としてISO26000(社会的責任に関する手引き)が発行されており、日本も2011年に批准しています。今後、各企業は、どれだけCSRに取り組んでいるのか、社会的責任ある行動をどれだけとっているかがますます問われるようになり、それによって企業価値が評価されるようになってくると考えられます。

【ISO26000 社会的責任を果たすための7つの原則】

- ①説明責任(組織の活動によって、外部に与える影響を説明する)
- ②透明性(組織の意思決定や活動の透明性を保つ)
- ③倫理的な行動(公平性や誠実であることなど、普遍的な倫理観に基づいて行動する)
- ④ステークホルダー(様々な利害関係者へ配慮して対応する)
- ⑤法の支配の尊重(憲法、法令、条例などを尊重し、順守する)
- ⑥国際行動規範の尊重(法令のみならず、国際的に運用している規範<スタンダード>を尊重する)
- ⑦人権の尊重(重要かつ普遍的な人権を尊重する)

CSR活動とは、私たち一人ひとりが、各職場で取り組むべきものであり、法令や会社のルールを守ることはもちろん、さらにステークホルダー(お客様、株主、取引先、従業員、地域社会など)の期待、要請に応じていく活動なのです。このような活動によって、企業と社会の発展につながるのです。

【コンプライアンスとは?】

コンプライアンスとは、狭義では法令順守＝法令を守るという意味で訳されているケースも見受けられます。しかし、企業活動において、法令を守ることは、当たり前のことであり、法令を守ったからと言ってコンプライアンス体制が万全であるとは言えないのです。

法令とは、本来その時代における社会の要請やニーズを反映して成立し、また改正によって規定が変更されるものです。

しかし、現代社会においては、社会からの要請やニーズ、さらに価値観は複雑・多様化しており、また急速に変化しています。現在の法令はこれらの急速な変化に追いつけず、必ずしも時代の要請とマッチしているとは言えないのです。

このような現状で、ビジネスにおいて、私たちにとって必要なことは、**単に法令を守るだけでなく、法令の背後にある社会の要請やニーズをしっかりと捉え、それに応えていくことが、求められているのです。それが、企業にとっての真のコンプライアンスと言えるのです。**

【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015年9月、国際連合は、より良き将来を実現するために今後15年かけて極度の貧困、不平等、不正義をなくし、私たちの地球を守るための計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そのアジェンダは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- ①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③全ての人に健康と福祉を
④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー(男女機能)平等を実現しよう
⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに
⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう
⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを
⑫つくる責任つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう
⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

このテキストで取り上げた環境関連法において③④⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑰のSDGs目標が関連します。それぞれの法律の解説でも関連する目標を記載しています。

目次

これは、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売り上げ拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、SDGs(エスディージーズ)の活用が注目を集めています。

★★★詳細は、環境省「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド(下記)を参照★★★

<https://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa201801/detail/1418488.htm

【SDGsの活用によって期待できる4つのポイント】

★ポイント1 企業イメージの向上

SDGsへの取組をアピールすることで、多くの人に「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より多様性に富んだ人材確保にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。

★ポイント2 社会の課題への対応

SDGsには社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の会社が必要としていることが詰まっています。これらの課題への対応は、経営リスクの回避とともに、社会への貢献や地域での信頼獲得にもつながります。

目次

★ポイント3 生存戦略になる

取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後はSDGsの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性もあり、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。

★ポイント4 新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までなかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながります。

1. 2 改訂版ISO14001-2015の順守義務と企業への期待

4. 1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの**意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない**。こうした課題には、組織から影響を受ける又は組織に影響を与える可能性がある環境状態を含めなければならない。

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は次の事項を決定しなければならない。

- a) 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- b) それらの利害関係者の、**関連するニーズ及び期待** (すなわち、要求事項)
- c) **それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの**

ISO14001-2015 6. 1. 3 順守義務

* 組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。
- b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。
- c) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときにこれらの順守義務を考慮に入れる。

組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。

注記) 順守義務は、組織に対するリスク及び機会をもたらし得る。

ISO14001-9. 1. 2 順守評価

組織は、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

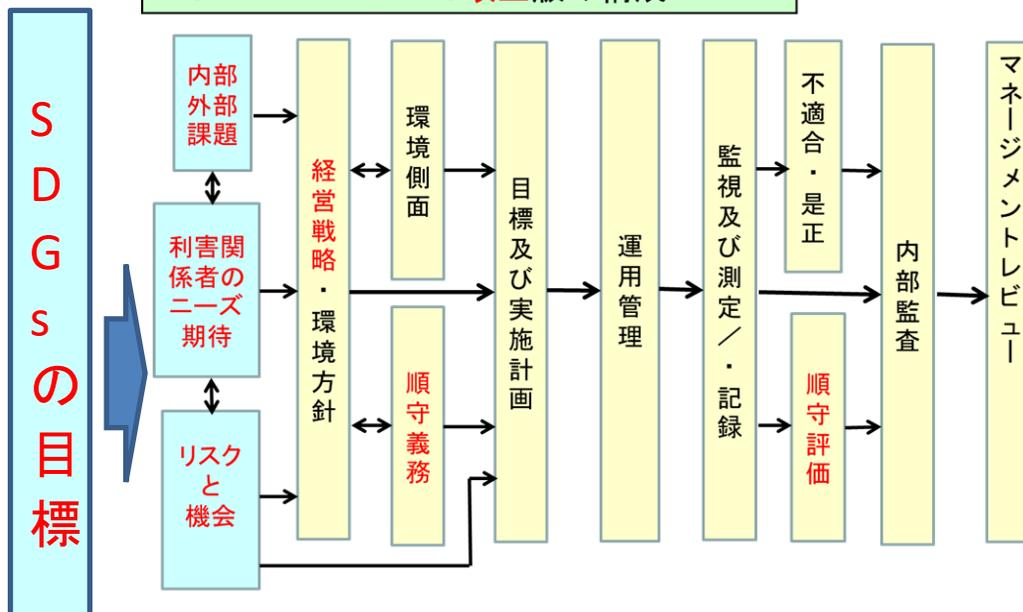
組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 順守する頻度を決定する。
- b) 順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。
- c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

組織は、順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

目次

ISO14001:2015改訂版の構成



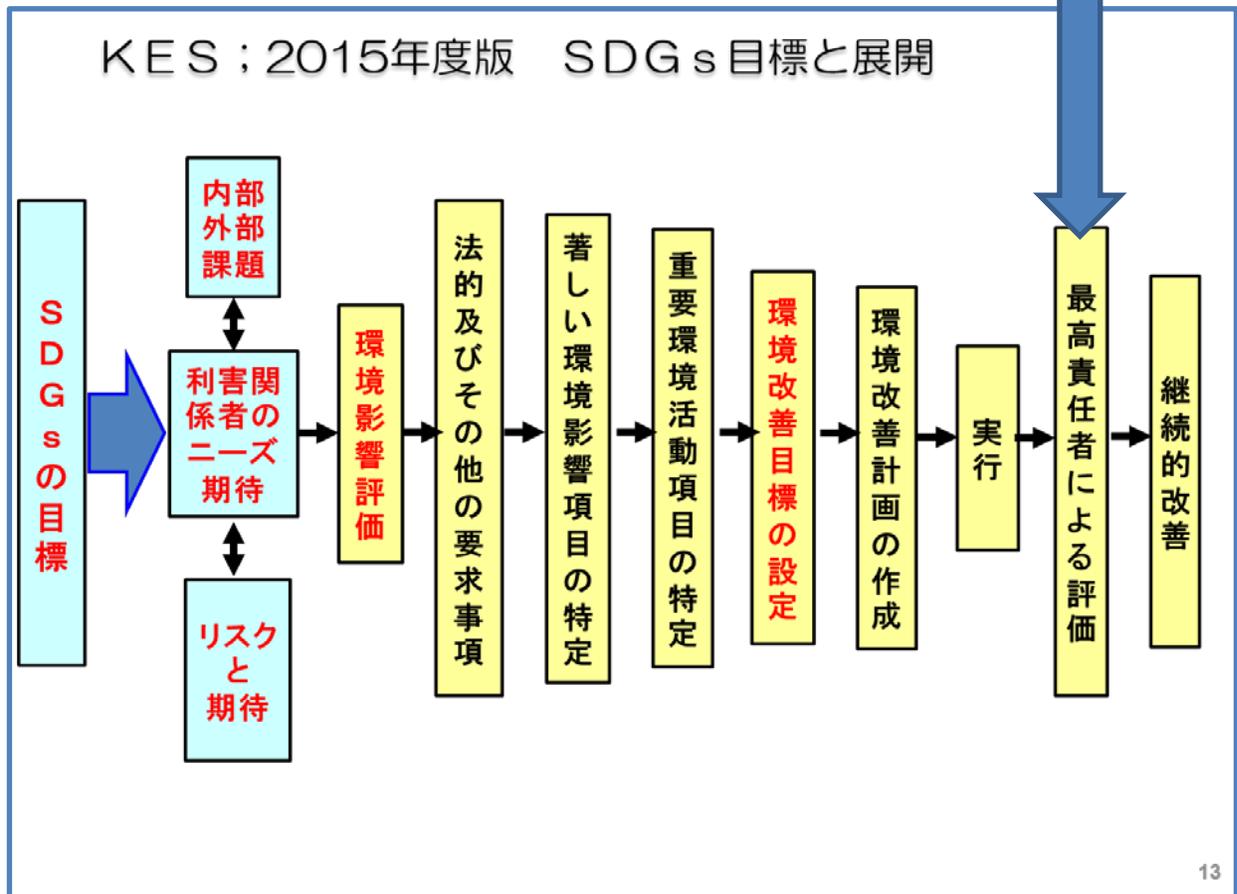
目次

★ISO14001以外の環境マネジメントシステムでの『順守義務』

KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の順守が要求されています。具体的には下記の各項目が要求されています。

- (1) 組織が特定した環境関連法令の一覧表の整備。
- (2) 法改正に対応した年1回の一覧表の見直し最新のもので管理する。

★【KES 2015年度版 SDGs目標と展開】



13

★【環境法規制調査 自主チェックシート】

2021年度 環境法規制調査 自主チェックシート (仕入先調査表 付表)	
調査年月日	年 月 日
会社名	
自主チェック実施会社名 (上記会社名と異なる場合)	
記入者 (役職・氏名)	
自主チェック項目	
(0) 環境マネジメントシステム第3者認証	1) 環境マネジメントシステムの第3者認証は取得済みですか？ 2) 第3者認証された環境マネジメントシステムの種類は何ですか？ 3) 第2者認証 デイラトEMS認定を取得していますか？(KESステップ1要求事項ベース) ①環境マネジメントマニュアルは目標見直し等を行い、毎年発行していますか？最新版を提出してください。 ②環境影響評価表は定期的に年1回実施するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に随時見直しを実施していますか？最新版を提出してください。 ③環境負荷物質運営チェックシートは毎年定期的に実施し記録を残していますか？最新チェック結果を提出してください。 ④最高責任者評価記録は毎年定期的に実施し記録を残していますか？最新版評価結果を提出してください。 4) 第3者認証未取得の場合、何年後に何の取得を予定していますか？その他の対応予定はありますか？
(1) 廃棄物処理法 施行令 施行規則	1) 産業廃棄物が排出されますか？ ①廃棄物処理・運搬委託先と登録書の写しを添付し契約書を締結していますか？ ②廃棄物データシート (WDS) を提供しているか？新フォーム使用 (水銀・石綿追加)？ ③委託する産業廃棄物に石棉含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨が契約書 (覚書でも可) に記載されていますか？ ④委託先の許可証は期限切れを起こしていませんか？ ⑤廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？ ⑥石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物(2020年4月追加変更)、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？ ⑦マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？ ⑧産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切に管理されていますか？
	H Pテキスト参照事項又は関連法規 ISO14001第3者認証の取得年月日 マネジメントシステムの種類 P 2 8 確認 1 P 3 2 2 B (4) P 3 3 2 B (5) P 3 3 2 B (5) P 2 9 ガイドライン2 P 3 3 2 B (5) P 3 2 2 B (3)

目次へ

★【日本政府のニーズ】

日本政府のニーズ SDGs アクションプラン2020

- 『SDGsアクションプラン2020』では、SDGs実施指針の下、**今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込んだ。**
- 国内実施・国際協力の両面において、**次の3本柱**を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を加速していく。

1. ビジネスとイノベーション ～SDGsと連動する「Society5. 0」の推進～

ビジネス

- ▶ **企業経営へのSDGsの取り込み**及び**ESG投資**を後押し
- ▶ 「**Connected Industries**」の推進
- ▶ **中小企業**のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化

科学技術イノベーション(STI)

- ▶

2

日本政府のニーズ SDGs アクションプラン2020

2. SDGsを原動力とした地方創成、 強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり

地方創成の推進

- ▶ **SDGs未来都市、地方創成SDGs官民連携プラットフォーム**を通じた民間参画の促進、**地方創成SDGs国際フォーラム**を通じた普及展開
- ▶ 「**地方創成SDGs金融**」を通じた「自律的好循環」の形成に向け、SDGsに取り組む地方事業者等の登録・認証制度等を推進

強靱なまちづくり

- ▶ **中防災、減災、国土強靱化**の推進、**エネルギーインフラ強化**や**グリーンインフラ**の推進

- ▶ 質の高いインフラの推進

循環共生型社会の構築

- ▶ **東京オリンピック**.....

3

★【日本政府のニーズ】

日本政府のニーズ SDGs アクションプラン2020

3. SDGsの担い手としての 次世代・女性のエンパワーメント

次世代・女性のエンパワーメント

- ▶ 働き方改革の着実な実施
- ▶ あらゆる分野における女性の活躍推進
- ▶ ダイバシティー・バリアフリーの推進
- ▶ 「次世代のSDGs推進プラットフォーム」の内外での活動を支援

「人づくり」の中核としても保健、教育

- ▶ 東京オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツSDGsの推進
- ▶ 新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
- ▶

4

日本政府のニーズ SDGs アクションプラン2020

『SDGs実施指針』の8分野に関する取組

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現

5

[2020年12月新たにSDGsアクションプラン2021が発行されました。](#)

★★★SDGsアクションプラン2021の詳細は、下記資料を参照のこと★★★

https://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2021.pdf

新憲章のポイント(前文)

持続可能な社会の実現に向けた企業の役割を明記

2010年版

- 社会から信頼と共感を得るために -
 企業は、……広く社会にとって有用な存在でなければならない。



2017年版

- 持続可能な社会の実現のために -
 企業は、……持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。

企業が社会に求められる行動とは

1. 社会に有用な付加価値および雇用の創出



Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成

(主に第1条)

2. 自律的で責任ある行動



人権の尊重

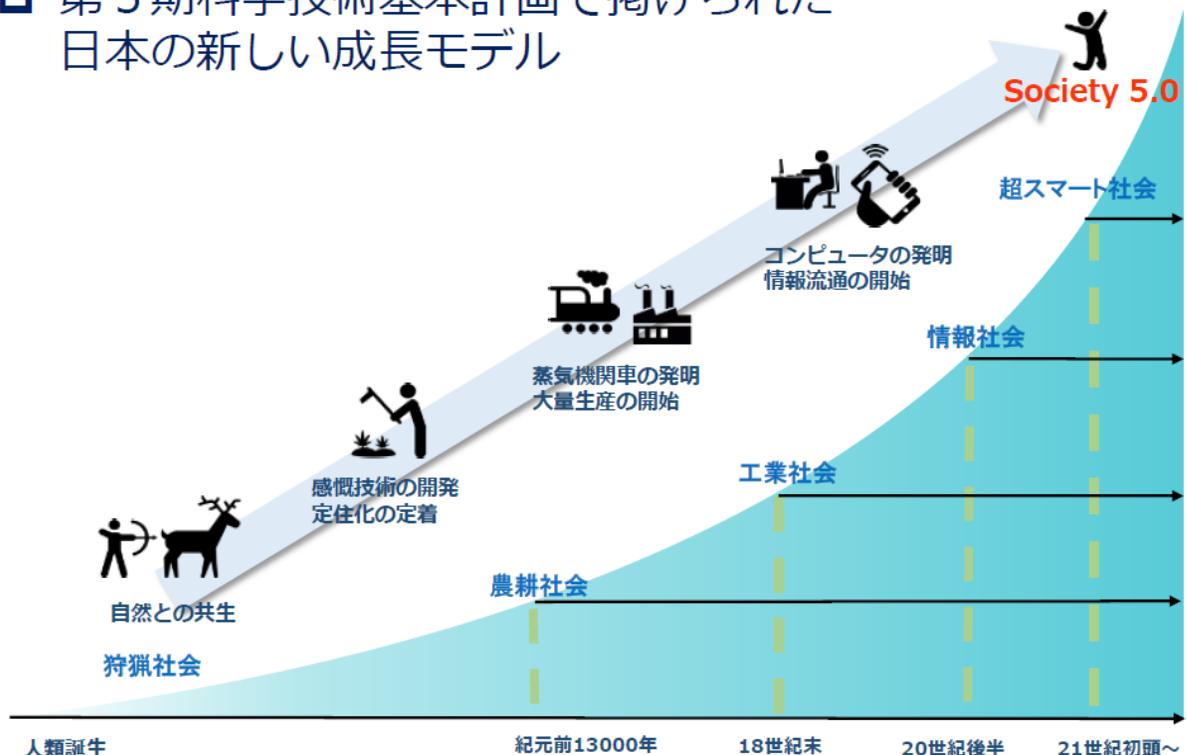
**働き方の改革、
危機管理の徹底**

サプライチェーンの行動変革への働きかけなど

(各条文)

- Society 5.0 -

第5期科学技術基本計画で掲げられた日本の新しい成長モデル



[目次](#)

Society 5.0は「課題解決」と「未来創造」の視点を兼ね備えた新たな成長モデル
さらには、国連で掲げられたSDGsの達成にも大いに貢献するもの



新企業行動憲章（2017年11月8日改定）

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

2. 公正な事業慣行

3. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

4. 人権の尊重

5. 消費者・顧客との信頼関係

Keidanren
Japan Business Federation



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

6. 働き方の改革、職場環境の充実

7. 環境問題への取り組み

8. 社会参画と発展への貢献

9. 危機管理の徹底

10. 経営トップの役割と本憲章の徹底

1.3 環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

●ティラド社内での環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

各地区の法的要求事項一覧表は
 イン트라ネット>1. CSR・TMS情報 統合マネジメント>ティラド環境法規制クイックガイド
 【①】 【②】

で閲覧できます。



【社外秘】
【 統合マネジメント：索引 】
 (インターネットアクセスはChromeでお願いします)

管理部署/作成者：TMS推進室/野崎
 作成日：2013/2/18
 更新日：2017/3/8

方針・目標 品質基本方針 環境基本方針 中計 T.RAD-10 (経企室 H/P) 年度方針 (経企室 H/P) 全社 ISO年間計画	統合マニュアル・標準 統合マニュアル (統合マニュアル 付表3) 社内標準	環境報告書 社会・環境報告書 (TRAD_H/P)
審査・レビュー・内部監査 ISO審査結果・結果分析 トップマネジメントレビュー 相互環境順法監査 内部監査員名簿 相互環境順法監査員名簿 本社ブロック マネジメントレビュー 本社ブロック 内部監査	得意先要求事項・規格要求事項 得意先品質保証マニュアル (品証部) 得意先グリーン調達マニュアル ISO/TS16949：2009 ISO 9001：2015 ISO 14001：2015 JIS 検索 (日本工業標準調査会 H/P)	法的要求事項 環境法令 (改正情報詳細) 安全データシート SDS (Excel版) (web版) SDS登録申請書 (Excel版)
ISO ISO9001 全社 ISO/TS16949 全社 ISO/TS16949 滋賀 ISO14001 全社	TMS推進室発行管理文書 特殊特性一覧：CVD10001 部門横断的アプローチ帳票一覧 (パスワード有)	使用毒劇物一覧 eco BRAIN 環境法令管理リスト (第一法規) ※各 ISO事務局専用 法令メルマガ (第一法規) 法令データ提供システム (総務省 e-Gov)
ISO事務局 ISO事務局・管理責任者	規格解説・教育資料 ISO/TS16949 要求事項の解説 ISO14001 要求事項の解説 ティラド環境法規制クイックガイド 環境概論 教育テキスト ティラド用語集 (業務開発部 H/P)	東京都例規集 渋谷区例規集 千代田区例規集 神奈川県例規集 秦野市例規集 名古屋市例規集 愛知県法規集 東浦町例規集 知多中部広域事務組合 滋賀県例規集 東近江市例規集 大阪府例規集 大阪市例規集

目次

目次へ

●仕入先様の環境法規制クイックガイド(テキスト)の閲覧方法

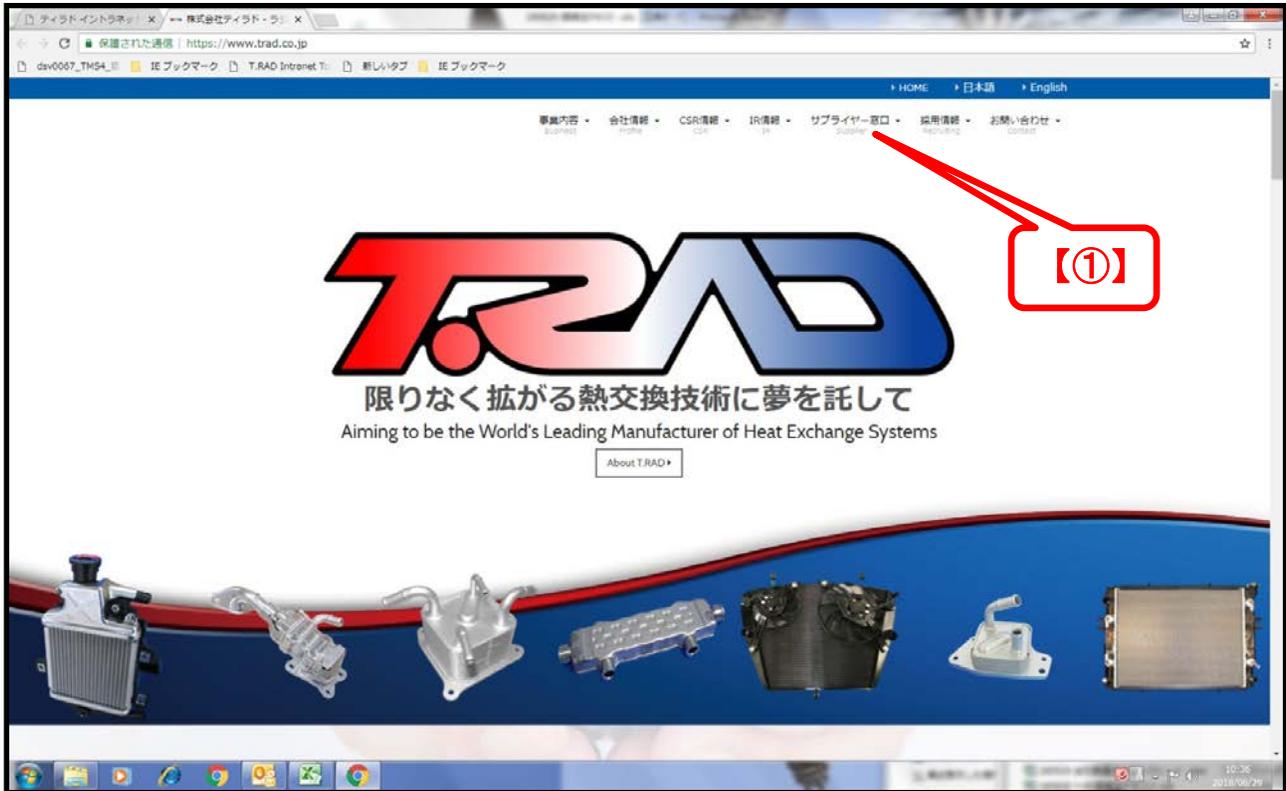
「ティラド」インターネット検索>ティラド ホームページ>サプライヤー窓口

グリーン調達ガイドライン>仕入先環境テキスト&環境関連法チェックシート

で閲覧できます。

【①】
【②】
【③】
【④】

目次



ティラドイントラネット x グリーン調達ガイドライン x

保護された通信 | https://www.trad.co.jp/databox/data.php/supplier_green_ja/code

dsv0067_TMS4_ IE ブックマーク T.RAD Intranet To 新しいタブ IE ブックマーク

HOME

TRAD 事業内容 Business 会社情報 Profile CSR情報 CSR IR情報 IR サプライヤー窓口 Supplier 採用 Res

サプライヤー窓口 募集要項 調達品目 ご提案受付 グリーン調達ガイドライン フォーマットダウンロード

仕入先CSRガイドライン

グリーン調達ガイドライン

- グリーン調達ガイドライン (日本語版) ③
- グリーン調達ガイドライン (英語版) ④
- グリーン調達ガイドライン (中国語版) ④
- 環境負荷物質管理基準 (2018年4月更新) ④
- グリーン調達ガイドライン受領書兼環境取組み状況調査表 ④
- 【ティラド企業関連法規制クイックガイド】 ④
- 企業関連法規制調査 自主チェックシート ④

目次

2021年度 環境法規制調査 自主チェックシート (仕入先調査表 付表)		
調査年月日	年 月 日	
会社名		
自主チェック実施会社名 (上記会社名と異なる場合)		
記入者 (役職・氏名)		
自主チェック項目	H Pテキスト参照事項又は調達法規	
(0) 環境マネジメントシステム第3者認証	1) 環境マネジメントシステムの第3者認証は取得済ですか？	ISO14001第3者認証の取得年月日
	2) 第3者認証された環境マネジメントシステムの種類は何ですか？	マネジメントシステムの種類
	3) 第2者認証 ティラドEMS認定を取得していますか？ (KESステップ1要求事項ベース)	
	① 環境マネジメントマニュアルは目標見直し等を行い、毎年発行していますか？最新版を提出してください。	
	② 環境影響評価表は定期的に年1回実施するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に随時見直しを実施していますか？最新版を提出してください。	
(1) 廃棄物処理法 施行令 施行規則	③ 環境負荷物質運搬チェックシートは毎年定期的に実施し記録を残していますか？最新チェック結果を提出してください。	
	④ 最高責任者評価記録は毎年定期的に実施し記録を残していますか？最新版評価結果を提出してください。	
	4) 第3者認証未取得の場合、何年後に何の取得を予定していますか？その他の対応予定はありますか？	
	1) 産業廃棄物が排出されますか？	P 2 8 確認1
	① 廃棄物処理・運搬委託先と登録書の写しを添付し契約書を締結していますか？	P 3 2 2 B (4)
	② 廃棄物データシート (WDS) を提供しているか？新フォーム使用 (水銀・石棉追加)？	P 3 2 2 B (4)
	③ 委託する産業廃棄物に水銀含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨が契約書 (覚書でも可) に記載されていますか？	P 3 2 2 B (4)
	④ 委託先の許可証は期限切れを起こしていませんか？	P 3 2 2 B (4)
⑤ 廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P 3 3 2 B (5)	
⑥ 水銀含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 (2020年4月追加変更)、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？	P 3 3 2 B (5)	
⑦ マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P 2 9 ガイドライン2 P 3 3 2 B (5)	
⑧ 産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切に管理されていますか？	P 3 2 2 B (3)	

1.4 当社の順守チェックシートと特定法規の要約表

イントラネット>CSR・TMS情報 統合マネジメント>相互順法監査>20XX年度
で閲覧できます。

【①】
【④】:順法チェックシート

【②】
【⑤】:特定法規の要約表

目次

No.	法規名	評価結果		備考
		確認書	OK	
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の			ISO事務局フォロー
2	エネルギーの使用の合理化			
3	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律			
4	大気汚染防止法			
5	水質汚濁防止法 (水濁法)			
6	下水道法			
7	浄化槽法			
8	土壌汚染対策法			
9	騒音規制法			
10	振動規制法			
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (PRTR法)			
12	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の			
13	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の			
14	毒物及び劇物取締法			
15	労働安全衛生法			
16	消防法			
17	高圧ガス保安法			

目次

1.5 ISO14001の『力量、認識』要求事項とその対応

7.2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人(又は人々)に必要な力量を決定する。
- b) 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- c) 組織の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定する。
- d) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、炉器量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

7.3 認識

組織は、組織の管理下で働く人々が次の事項に関して認識を持つことを確実にしなければならない。

- a) 環境方針
- b) 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在する又は潜在的な環境影響
- c) 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- d) 組織の順守義務を満たさないことを含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

- (1) 法規制及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価するための手順を求めている。
- (2) また、その定期的な評価の記録を要求されている。

目次

KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の年1回の最高責任者による評価とその記録の保管が要求されています。

						〇〇××株式会社	
最高責任者評価記録						承認	発行
(実施日: 年 月 日)						最高責任者	環境管理責任者
						●●	○○
1. 評価に考慮する事項							
No.	評価事項	評価結果(指摘事項)	期限	改善内容	改善責任者		
1	法的及びその他の要求事項の順守評価結果						
2	環境改善活動の進捗状況						
3	法律等行政や業界等周辺の動向						
4	関連する利害関係者の関心事						
5	前回の評価の結果						
6	その他、最高責任者が必要と判断した情報						
2. 見直し事項							
No.	環境マネジメントシステムの見直し事項	見直し結果	期限	改善内容	改善責任者		
1	環境宣言、目標の見直し	(変更なしの場合) 例1) 宣言、目標は継続する例2) 変更なし					
2	環境マネジメントシステムのその他の要素の変更の必要性						
3	その他						

1.6 法的資格と一覧表の整備

【ティラドで必要となる法的資格】: **貴社で必要な法的資格は???**

安全管理者教育／排水処理業務教育／動力プレス事業所内検査資格取得／動力プレス事業所内／プレス機械の金型等の業務に係る特別教育／高圧ガス製造保安責任／高圧ガス販売主任／公害防止管理者(大気)／公害防止管理者(騒音)／公害防止管理者(水質)／産業廃棄物中間処理施設技術管理者／危険物取扱者／電検2種／電検3種／電気主任技術者／電気取扱い業務に係る特別教育／電気工事士／移動式クレーン運転養成講習／床上操作式クレーン運転技能／クレーンの運転の業務に係る特別教育／ボイラー技士免許／ボイラー整備士免許／ガス溶接作業主任者／ガス溶接技能講習／アーク溶接等の業務に係る特別教育／研磨砥石取替え等の業務に係る特別教育／第1種衛生管理者／プレス機械作業主任者／乾燥設備作業主任者／はい作業主任者／玉がけ技能講習／第1種圧力容器主任者／毒劇物取扱い責任者／鉛作業主任者／第2種酸素欠乏危険作業主任者／第2種酸素欠乏危険作業特別教育／特別化学物質等作業主任者／有機溶剤作業主任者／フォークリフト運転技能／フォークリフト運転業務に係る特別教育／産業ロボットの業務に係る特別教育／エネルギー管理士／エネルギー管理者／エックス線撮影作業特別教育

目次

★貴社では法的資格一覧表は整備していますか???

免許・資格・講習区分	根拠法令	名 称 (資格名、講習名)	教育計画案 監部署	受講者選定部署	講習内外区分: 社内講習も可(内)、社外講習(外)													
					講習内外区分	更新講習要否	更新時期	総務人事	ISO	財務	業務開発	事務	技術	職	研究			
国家資格	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者(大気)	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
国家資格	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者(騒音・振動)	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
国家資格	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者(水質)	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
国家資格	廃棄物処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者(乙種機械・丙種科学)	生産部	生産部	外													○
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者(第3種冷凍)	試作試験部	試作試験部	外													○
資格取得講習	高圧ガス保安法	CE受入側保安責任者(第2種貯蔵所)	試作試験部	試作試験部	外													○
国家資格	エネルギーの使用に関する法律	エネルギー管理士	生産部	生産部	外													
国家資格	電気事業法	電気主任技術者(電検2種・電検3種)	生産部	生産部	外													
免許	電気事業法	電気工事士	生産部/試作・試験部	生産部/試作・試験部	外													
資格取得講習	高圧ガス保安法	特定高圧ガス取扱い主任者講習	生産部	生産部	外													
資格取得講習	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理員	生産部/試作・試験部	生産部/試作・試験部	外													○
国家資格免許	消防法	危険物取扱者	生産部/試作・試験部	生産部/試作・試験部	外	要	10年		○									○
法定講習	消防法	危険物取扱者保安講習	各部署	各部署	外	要	3年		○									○
資格取得講習	消防法	甲種防火管理者	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
資格取得講習	消防法	防災管理者	工管部総務G	工管部総務G	外				○									
免許	労働安全衛生法	衛生管理者(第1種・第2種)	人事総務部	人事総務部	外				○									
免許	労働安全衛生法	衛生工学衛生管理者	生産部	生産部	外													
国家資格	毒物及び劇物取締法	毒物劇物取扱い責任者	各部署	各部署	外												○	○
免許	労働安全衛生法	ボイラー技師免許(特級、1級、2級)	生産部	生産部	外													
作業主任	免許	労働安全衛生法	ガス溶接作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年										
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	乾燥設備作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年										
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	プレス機械作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年										
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第1種圧力容器取扱作業主任者	生産部	生産部	外												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	ボイラー取扱作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年										
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	はい作業主任者	生産部	生産部	外												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	鉛作業主任者	生産部	生産部	外												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第2種酸素欠乏危険作業主任者	生産部	生産部	外												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	生産部	生産部	外												

第2章 環境法規制クイックガイドの活用方法

2.1 本書の見直し改定と最新版の維持管理について

毎年度初めに当社ISO委員会メンバーとISO推進担当で新しく公布施行、又は改正施行された法律にも対応した内容で見直し改定して箇所は青字下線を引き識別します。必ず発行年度の確認をし最新版を活用して下さい。

2.2 本テキスト活用のポイント

当社では、毎年、仕入先様に対しホームページ、サプライヤー窓口、グリーン調達に掲載した「環境法関連チェックシート(閲覧方法はテキストP10参照)」に基づき自主点検結果を提出して頂いております。その際、各チェック項目についての解説として本テキストに2.6項に同一のチェックリストを掲載しています。

もしもチェック項目がわからない場合は、テキストのどこを閲覧すればよいのか、チェックリスト形式で「閲覧ページ」欄をクリックするとテキストの必要箇所へ自動的に案内いたします。

また、閲覧後チェックリストへ戻る場合は、閲覧個所の右側の「チェックへ戻る」をクリックするとチェックリストへ自動的に戻る様に工夫してあります。次ページ以降のチェックリストを活用し、テキストで確認しながら環境法関連チェックシートを作成していただくことをお勧めいたします。

さらに、参考として、チェックリストの各法律毎の最下部には、当社の順守チェックシートを掲載しています。当社の国内拠点は東京、神奈川県、愛知県、滋賀県の4拠点の関連条例はそれぞれ黄緑、黄色、ピンク、水色の背景で色分けしています。あわせてご活用いただければ幸いです。

目次

2.3 法令の形式

法律 憲法の定めに従い国会で制定される制文法をいうが、広く法規一般をいうこともある。

**施行令
施行規則** 法律の施行手続きとか、法律の委任した事項等が主に規定される。その規定の形式が政令で定める場合を施行令、省令で定める場合を施行規則という。ただ、政令が施行規則である場合は、その下部の奨励には施行細則と付けられることがある。

法令 法律と命令を合わせていう。命令は政令・省令・府令をいう。

政令 法令の形式で、内閣によって制定される命令。

省令 法令の形式で、事務を分掌する行政機関である省の命令。

府令 法令の形式で、内閣府の命令

告示 公の機関がその決定した事項その他一定の事項を、公式に知らせるための形式の名称であるが、省令の一段下位の命令を定める法形式のように扱われている場合もある。

通達 上級官庁から下級官庁または職員に対して行われる一種の行政処分名称であり、法令の解釈や適用の一般方針を内容とするものもあれば、個々の具体的な問題についての上級官庁の見解を示すために発せられるものもある。

条例 地方公共団体の議会の制定するもの。

目次

2.4 法律の規制の種類(例:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第3条 事業者の責務(責務規定)

→人として当然なすべきこと。主体の宣言的役割。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

* 環境基本法のように責務規定だけの法律はISO14001では特定しなくても良いことになっている⇒順守評価で具体的に評価できるものがないため！
但し、昨今、CSR、SDGsの社会的期待を背景に機会・アピールとしてこの責務規定の法規制にも積極的に取り組む企業が増加しています。そこで今回第3章環境関連法解説に新たに(26)～(32)の7法規制を追加しました。

第5条 清潔の保持等（努力義務規定）

→実施しなくても法的に罰せられることはない。

但し行政の指導・勧告があり、従わない場合公表され、社会的地位が失墜。

土地の所有者又は占有者は、その土地において他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められる物を発見したときは速やかにその旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

第16条 投棄禁止（不作為義務規定）

→実施してはならない義務。法的に罰せられる。

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第12条 事業者の処理（作為義務規定）

→実施してはならない義務。法的に罰せられる。

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない。

目次

2. 5 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)

地方自治体の行政事務に属するものと、地方自治法上規定される事項について、地方自治体の議会を経て制定される法形式。

条例は、自治事務に関し、法律の範囲内で、法令に違反しない範囲内において制定できる。調査にあたって注意したいのは「**上乗せ規制**」「**横出し規制**」である。

また、法律では「努力義務」でも条例では義務化されている場合がある(廃棄物処理法の処理状況の確認など)。

ステップ1. 生活環境保全条例を調べる

- かつての公害防止条例(現在でも公害防止条例のままの自治体もある)
- 多くの自治体で公害防止条例を改正し、公害対策にその他環境政策を追加
- 公害規制では、大気・水質・騒音・振動について、ほぼ全ての都道府県に、国の法律対象施設以外の施設に対して届出・規制基準順守などを義務付け
- 地球温暖化対策、廃棄物対策、化学物質、自然環境などの規定もあることも

ステップ2. 温暖化対策条例を調べる

- 生活環境保全条例とは別に、大規模排出事業者への計画書提出制度などを規定

ステップ3. 廃棄物対策条例を調べる

- 排出事業者への処理委託先への実地確認義務など、独自規制が多い

目次

目次

2. 6 環境法特定・順守項目チェックシート		目次
【(1)廃棄物処理法】		
	チェック項目	参照ページ □
1) 産業廃棄物が排出されますか？		P31 確認1□
① 廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？		P36 2B(4)□
② 廃棄物データシート(WDS)を提供しているか？新フォーム使用(水銀・石綿追加)？ (特に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリはWDSの提供が望ましい)。		P36 2B(4)□
③ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ば じんが含まれる場合、その旨が契約書に記載されていますか？		P36 2B(4)□
④ 委託先の許可証は期限切れをおこなっていませんか？		P36 2B(4)□
⑤ 委託先の運搬・処理の確認として条例に従い定期的に監査を実施していますか？		P36 2B(4)□
⑥ 廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？		P37 2B(5)□
⑦ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物(2020年4月追加変更)、水銀 含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？		P37 2B(5)□
⑧ 廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？		P33 ガイドライン2
⑨ マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、 都道府県知事に報告していますか？		P37 2B(5)□
⑩ 産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切に管理 されていますか？		P36 2B(3)□
⑪ 発生量が1000t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？		P38 2B(6)□
2) 一般廃棄物は排出されますか？		P33 確認2□
① 処理・運搬委託先は登録された適正な業者ですか？		P39 2C(1)□
② 市町村条例に従い適切に処理されていますか？		P39 2C(2)□
3) 特別管理産業廃棄物は排出されていますか？		P33 確認3□
① 廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？		P40 2D(3)□
② 廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？		P40 2D(4)□
③ マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、 都道府県知事に報告していますか？		P40 2D(4)□
④ 特別産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示板で表示し、適切 に管理されていますか？		P40 2D(2)□
⑤ 発生量が50t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？		P41 2D(7)□
⑥ 同上の場合、電子マニフェストを使用し処理後3日以内にセンターへ登録していますか？		P41 2D(8)□
⑦ 有資格者である特別管理産業廃棄物管理責任者を選任していますか？		P41 2D(5)□
4) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか？		P34 確認4□
① その土地の形質に着手する日の30日前に都道府県知事に届出していますか？		P41 2E(1)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署:総務廃棄物担当、営業所		P42
【(2)PCB廃棄物処理特別措置法】		
	チェック項目	参照ページ □
1) PCB廃棄物を保管していますか？		P47 確認1□
① 毎年度、高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届出していますか？		P48 2A(1)□
② PCBの譲渡・譲受をしていませんか？		P48 2A(3)□
③ 相続・合併・分割により継承した場合は30日以内にその旨を都道府県知事に届出 していますか？		P48 2A(4)□
④ 高濃度PCB、低濃度PCBそれぞれの廃棄処分契約終了後に都道府県知事に届出 していますか？		P48 2A(4)□
2) PCB使用製品を使用していますか？		P48 確認3□
① 高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、都道府県知事に届出していますか？		P49 2C(1)□
② 処分期限内に廃棄することが困難な場合、都道府県知事に届出していますか？		P49 2C(2)□
③ PCB使用製品の廃棄を終えたとき、その旨を都道府県知事に届出していますか？		P49 2C(2)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署:総務		P49
【(3)地球温暖化防止対策推進法】		
1) 前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上の特定排出者に該当 しますか？		P51 確認2□
① 毎年度、都道府県知事に結果及び計画を報告していますか？		P52 2B(1)□
② 市町村条例では都道府県条例より厳しい使用量が設定されていますか？ 該当しますか？		P53 3(5)□
③ 要求がある場合、毎年度、市町村長に結果及び計画を報告していますか？		P53 3(5)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署:総務試験ブロック事務局、エネルギー管理士・管		P53
【(4)省エネ法】		
1) 年度の原油換算エネルギー使用量が1500kLを超える第2種エネルギー 管理指定工場ですか？		P55 確認1
① 有資格のエネルギー管理員を選任し経済産業大臣に届出していますか？		P57 2A(8)□
② 毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？		P56 2A(4)□
③ 主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？		P58 2A(11)□

チェック項目	参照ページ □
2) 年度の原油換算エネルギー使用量が3000kLを超える第1種エネルギー管理指定工場ですか？	P55 確認1
①有資格のエネルギー管理者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P56 2A(7)□
②役員からエネルギー統括者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P56 2A(5)□
③有資格のエネルギー管理企画推進者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P56 2A(6)□
④毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	P58 2A(10)□
⑤毎年度中長期計画書を経済産業大臣に報告していますか？	P58 2A(9)□
⑥主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？	P58 2A(11)□
3) 年度の貨物輸送事業者に輸送される貨物輸送エネルギー使用量が3000万トンキロを超える特定荷主ですか？	P55 確認2
①超える場合、経済産業大臣に報告していますか？	P59 2B(4)□
②定期報告書、計画書を主務大臣に提出していますか？	P59 2B(5、6)□
③主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？適切に措置しましたか？	P59 2B(7)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:経企室全社事務局、総務試験ブロック事務局	P60
【(5)建築物エネルギー消費性能向上法】	
チェック項目	参照ページ □
1) 建築物に関する建築主等が適用を受けますか？ (建築主として新築、増築、改築、修繕、模様替等の計画がありますか？)	P61 確認1□
①建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、空気調和設備の設置、改修の際、エネルギー消費性能の向上を図っていますか？	P61 2A(1)□
②所轄行政庁より建築物の設計、施工に対し指導助言を受けていますか？ また、その指導、助言に対し適切に処置していますか？	P61 2A(2)□
③特定建築行為をしようとする建築主は、その工事を着手する前に、建築エネルギー消費性能向上計画を作成し、所轄行政庁の適合判定を受けましたか？	P61 2A(3)□
④床面積の合計が300㎡以上の建築主は工事に着手する21日前に所轄行政庁に届出していますか？	P62 2A(5)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務G	P63
【(6)フロン排出抑制法】	
チェック項目	参照ページ □
1) 第1種特定製品管理者ですか？	P64 確認3□
①特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出していませんか？	P65 2A(1)□
②特定製品の全製品に対し3ヵ月に1回以上簡易点検を実施していますか？	P67 2D(4)□
③定格7.5kW以上50kW未満のエアコンを保有し3年に1回以上定期点検をしていますか？	P67 2D(4)□
④定格50kW以上のエアコンを保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P67 2D(4)□
⑤定格7.5kW以上の冷蔵機器・冷凍機器を保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P67 2D(4)□
⑥漏えい個所の修理は即時実施していますか？	P67 2D(4)□
⑦漏えい又は故障の場合、修理が完了するまでフロン類の充填を依頼していませんか？	P67 2D(4)□
⑧全製品の点検記録を製品廃棄した後も3年間保存していますか？	P67 2D(4)③□
⑨年度ごとのフロン類の漏えい量を把握していますか？	P67 2D(4)□
⑩年度の漏えい量が1,000t-CO2を超える場合所轄大臣に実績報告をしていますか？	P67 2D(4)□
⑪第1種特定製品廃棄等実施者ですか？	P68 2D(5)□
⑫第1種特定製品廃棄等実施者はフロン類充填回収業者にフロンを引渡す際に、主務省令で定められた所定の事項を記載した書面を交付していますか？	P68 2D(6)□
⑬フロン類充填回収業者から交付の引取証明書を3年間保管していますか？	P68 2D(7)□
⑭引取証明書を所定期間内に送付を受けないとき、所定事項不記載や虚偽事項記載のとき、都道府県知事に報告していますか？	P68 2D(7)□
⑮廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡していますか？(廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができる。)	P68 2D(7)□
⑯建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認結果についての書面を3年間保存していますか？	P68 2D(8)□
⑰都道府県知事より指導・助言・勧告・命令を受けたことがありますか？ その対応は適切でしたか？	P68 2D(9、10)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務、全社事務局、ブロック事務局	P68
【(7)化学物質排出把握管理促進法】	
チェック項目	参照ページ □
1) 従業員が21名以上で、特定第1種指定化学物質を年間0.5t以上又は第1種指定化学物質を1t以上取り扱いますか？	P74 確認1□
①都道府県知事に毎年届出していますか？	P75 2A(1)□
②SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P75 3(1)□
③他の事業者には提供するときは、SDSを提供していますか？	P75 2A(2)□
2) 第2種指定化学物質を取り扱っていますか？	P74 確認2□
①SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P75 3(1)□

チェック項目	参照ページ □
②他の事業者には提供するときは、SDSを提供していますか？	P75 2A(2)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務、受入、調達、試験、品管、品証	P77
【(8)大気汚染防止法】	
1) 煤煙発生施設を設置していますか？	P78 確認1□
①煤煙発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P82 2A(1)□
②排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P82 2A(2)(3)□
③公害防止管理者は選任していますか？	P83 2A(5)□
2) 揮発性有機化合物排出施設を設置していますか？	P79 確認2□
①揮発性有機化合物排出施設は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2B(1)□
②揮発性有機化合物排出施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2B(1)□
③排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P83 2B(2)(3)□
3) 一般粉じん発生施設を設置していますか？	P80 確認3□
①一般粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2C(1)□
②一般粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2C(1)□
③構造使用管理基準は順守されていますか？	P83 2C(2)□
④公害防止管理者は選任していますか？	P83 2C(3)□
4) 特定粉じん発生施設を設置していますか？	P80 確認4□
①特定粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2D(1)□
②特定粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P83 2D(1)□
③敷地境界基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P84 2D(2)(3)□
④公害防止管理者は選任していますか？	P84 2D(4)□
5) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注を行いますか？	P80 確認5□
①作業開始の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P84 2E(1)□
②作業基準は順守されていますか？	P84 2E(2)□
③規制対象としてレベル1・2に加えレベル3まで拡大し石綿の飛散防止をおこなっていますか(施行:令和3年4月)	P84 2E(2)□
④床面積合計が80㎡以上又は請負金額合計が100万円以上の解体・改修作業において、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果を都道府県等への報告を行っていますか(施行:令和4年4月?)	P84 2E(2)□
6) 特定物質発生施設を設置していますか？	P81 確認6□
①故障や破損その他の事故が発生し多量の物質が排出された時は、直ちに応急の処置を講じ、速やかに復旧するとともに都道府県知事に通報していますか？	P85 2F(1)□
7) 指定物質発生施設を設置していますか？	P81 確認7□
①指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類毎に定められた基準を順守しているか？	P85 2G(1)□
8) 水銀排出施設設置者ですか？	P81 確認8□
①水銀排出施設を設置しようとするとき、届出事項の変更するとき、都道府県知事に届出していますか？	P85 2H(1)□
②水銀排出施設に係る排出基準を順守していますか？	P85 2H(2)□
③水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、記録を残しこれを保持していますか？	P85 2H(3)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務、業務、受入	P86
【(9)自動車Nox・PM法】	
1) 対象地域(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県)内で自動車を保有していますか？	P88 確認1□
①排出基準に適合しない自動車を使用していませんか？	P89 2A(1)□
2) 対策地域内にその使用の本拠地があり、対象自動車を30台以上保有している特定事業者ですか？	P88 確認2□
①自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための計画を都道府県知事に報告していますか？	P89 2B(1)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務、業務、受入	P90
【(10)水質汚濁防止法】	
チェック項目	参照ページ □
1) 特定施設を設置して、公共水域に水を排出していますか？	P91 確認1□
①特定施設は都道府県知事へ届出していますか？	P92 2A(1)□
②特定施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P92 2A(1)□
③排出口において排出基準に適合していますか？	P93 2A(2)□
④有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させていませんか？	P93 2A(3)□
⑤有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透防止のための構造及び使用方法に関する基準を順守していますか？	P93 2A(4)□
⑥有害物質使用特定施設の定期点検の記録を保管していますか？	P93 2A(5)□
⑦特定施設から公共用水域に搬出する場合又は地下浸透させる場合は汚染状態を測定し記録を保存していますか？	P94 2A(6)□
⑧定期点検しその記録を保存していますか？	P94 2B(3)□

チェック項目	参照ページ □
〔(10)水質汚濁防止法〕 続き	
⑧公害防止管理者は選任していますか？	P94 2A(9)□
2)有害物質貯蔵指定施設を設置していますか？	P91 確認2□
①所定の事項を都道府県知事に届出していますか？	P94 2B(1)□
②有害物質を含む水の地下浸透の防止のための構造や設置及び使用の基準は順守していますか？	P94 2B(2)□
③定期点検しその記録を保存していますか？	P94 2B(3)□
3)特定施設、指定施設、貯油施設の破損等により公共水域への流出、地下への浸透等の事故はなかったか？	P92 確認3□
①人の健康被害を生じる恐れのあるときは、直ちに防止のための処置を講じるとともに、事故の状況、講じた措置を都道府県知事に届出しましたか？	P94 2B(4)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:秦製生技、秦製総務	P95
〔(11)浄化槽法〕	
チェック項目	参照ページ □
1)浄化槽を設置していますか？	P98 確認1□
①浄化槽設置は都道府県知事へ届出しましたか？	P98 2A(1)□
②浄化槽の構造・規模の変更時は都道府県知事に届出していますか？	P98 2A(1)□
③浄化槽の使用に当っては環境省令で定める規則を順守していますか？	P98 2A(3)□
④浄化槽の保守点検及び清掃を実施し記録を作成し3年間保存していますか？	P98 2A(4)□
⑤浄化槽管理者は新設した又はその構造・規制の変更をした浄化槽について使用開始から3か月経過した日から5か月間に指定機関の水質検査を受けたか？	P99 2A(5)□
⑥浄化槽管理者は毎年指定機関の行う水質検査を受けていますか？	P99 2A(5)□
⑦浄化槽管理者は処理対象人員501人以上の規模で設置した技術管理者に変更があった場合は、変更の日から30日以内に都道府県知事に提出していますか？	P99 2A(6)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:名製総務	P100
〔(12)下水道法〕	
チェック項目	参照ページ □
1)50m³/日以上 of 下水を排除して公共下水道を利用していますか？	P101 確認1□
①日当りの下水量、水質、使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P102 2A(1)□
②水質の測定結果は政令で定める基準を満足していますか？	P102 2B(5)□
2)政令で定める水質基準を超える恐れがあり、除外施設を設置していますか？	P101 確認2□
①下水の水質を測定し、記録を残していますか？	P102 2A(3)□
②水質の測定結果は政令で定める水質基準を満足していますか？	P102 2B(5)□
3)水質汚濁防止法又はダイオキシン類特措法で定める特定施設を設置していますか？	P101 確認3□
①特定施設の使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P102 2B(1)□
②特定施設を設置するとき下水道管理者に届出していますか？	P102 2B(2)□
③排水口の水質は政令で定める基準を満足していますか？	P102 2B(3)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務	P102
〔(13)土壌汚染対策法〕	
チェック項目	参照ページ □
1)3000m²(有害物質使用施設設置の土地又は廃止の場合は900m²)以上の面積の土地の形質の変更を行いますか？行っていますか？	P103 確認1□
①変更に着手する日の30日前までに都道府県知事に届出していますか？	P105 2A(1)□
2)有害物質使用特定施設の敷地であった又は都道府県知事から土壌汚染調査を命じられた土地を所有していますか？	P103 確認2□
②所定の者に所定の方法による調査をさせて都道府県知事に報告していますか？	P105 2B(1)□
3)要措置区域内の土地を所有していますか？	P103 確認3□
①期限までに汚染の除去又は同等以上の措置を講じようとしていますか？	P105 2C(1)□
②形質の変更をしていませんか？	P105 2C(2)□
4)形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとしていますか？	P104 確認4□
①着手する日の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P106 2D(1)□
5)自主的に土壌汚染状況調査を行いましたか？	P105 確認5□
①調査の結果、特定有害物質の汚染状態が基準に適合しないと思われるときは、都道府県知事に区域の指定をすることを申請しましたか？	P106 2E(1)□
6)指定区域内の土地の土壌を指定区域外へ搬出しようとしていますか？	P105 確認6□
①汚染土壌搬出に着手する14日前までに都道府県知事に届出しましたか？	P106 2F(1)□
②汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していますか？	P106 2F(2)□
③汚染土壌の運搬委託した者に管理票を交付しましたか？	P106 2F(3)□
管理票の写しを保管していますか？	
④管理票の送付を受けないときや虚偽記載を受けたときは、都道府県知事に届出していますか？	P106 2F(3)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務	P106

チェック項目	参照ページ □
〔(14)騒音規制法〕	
1) 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P108 確認1□
① 設置工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出していますか？	P108 2A(1)□
② 指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P108 2A(1)□
③ 呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P109 2A(3)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署: 生技、試験	P109
〔(15)振動規制法〕	
1) 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P110 確認1□
① 特定施設の設置を市町村長に届出していますか？	P110 2A(1)□
② 指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P111 2A(2)□
③ 呼び加圧能力2.94kN以上の液圧プレス、呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P111 2A(3)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署: 生技、試験	P111
〔(16)工場立地法〕	
チェック項目	
1) 工場は敷地面積9000㎡以上又は建築面積3000㎡以上ですか？ 増設等で超える計画はありますか？	P112 確認1□
① 新設、増設時、都道府県知事に届出していますか？	P112 2A(1)□
② 生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合は基準を満足していますか？	P112 2A(1)□
③ 基準値を満足していない場合、行政の指示に適切に対応していますか？	P112 2A(1)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署: 秦野・名古屋・滋賀総務	P113
〔(17)公害防止組織法〕	
チェック項目	
1) 大気関係有害物質発生施設又は排ガス量が10000㎡以上の施設を設置し、ばい煙発生特定工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
2) 水質関係有害物質発生施設又は排水量が10000㎡以上の施設を設置し、汚水等排出特定工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
3) 加圧能力が980kN以上の機械プレス又は落下部の重量が1t以上の鍛造機を設置し、騒音発生特定工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
4) 法で定めた能力を超える石綿加工関連設備を設置し、特定粉じん発生工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
5) 法で定めた能力を超えるコークス炉、鋳物加工関連設備を設置し、一般粉じん発生工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
6) 法により指定された地域内にあって、加圧能力が2941kN以上の液圧プレス又は加圧能力980kN以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置し、振動発生特定工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
7) 電気炉、洗浄施設等ダイオキシン類対策法の特定施設を設置し、ダイオキシン類発生特定工場として適用を受けますか？	P115 確認1□
① 常用使用する従業員が20人を超える場合、公害防止統括者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P115 2A(1)□
② 公害防止統括者の代理人を選任していますか？	P116 2A(4)□
③ 常用使用する従業員が21人を超える場合、有資格者の公害防止管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P116 2A(2)□
④ 公害防止管理者の代理人を選任していますか？	P116 2A(4)□
⑤ 排ガス量40000㎡以上ばい煙発生施設及び排出水量10000㎡以上の汚水等排出施設を設置しており、有資格者を公害防止主任管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P116 2A(3)□
⑥ 公害防止主任管理者の代理人を選任していますか？	P116 2A(4)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署: 生技、試験、総務	P111
〔(18)消防法〕	
チェック項目	
1) 収容人員が50人以上の工場、倉庫、事務所等に該当しますか？	P118 確認1□
① 防火管理者(有資格者)の選任、届出を行っていますか？	P122 2A(1)□
② 消防計画を作成していますか？	P122 2A(1)□
③ 消火・通報・避難訓練を実施していますか？	P122 2A(1)□
④ 消防施設の点検、整備を実施していますか？	P122 2A(1)□
2) 指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？	P118 確認2□
① 指定数量以上の危険物を製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱っていますか？	P122 2B(1)□

【(18)消防法】 続き

チェック項目	参照ページ □
②製造所、貯蔵所、取扱所の構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守していますか？	P122 2B(1)□
③危険物製造所、貯蔵所、取扱所の設置、変更時は市町村長へ届出し許可を得ていますか？	P122 2B(2)□
④設備の変更を行う場合は、市町村長等の検査を受けていますか？	P122 2B(2)□
⑤製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備が政令の基準に適合する様維持していますか？	P122 2B(3)□
⑥所定の危険物施設設置に該当し、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め市町村長へ届出していますか？	P122 2B(4)□
⑦所定の危険物施設設置に該当し、危険物保安員のを定め設備保安の業務を行なっていますか？	P122 2B(5)□
⑧所定の危険物施設設置に該当し、予防規定を定め市町村長に許可を得ていますか？	P122 2B(5)□
⑨所定の危険物施設に該当し、定期点検、記録の作成保存はしていますか？	P122 2B(5)□
⑩危険物の運搬は基準に従って行い、移送時には危険物取扱者を乗車させていますか？	P122 2B(5)□
⑪危険物の流出等その他の事故が発生したとき、流出及び拡散の防止、危険物の除去等応急処置を速やかに実施していますか？	P123 2B(7)□
3)指定数量の1/5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか？	P121 確認3□
①消防署長等へ届出を行っていますか？	P123 2C(1)□
4)指定数量以上の危険物を取り扱い、危険物取扱者の適用を受けますか？	P121 確認4□
①少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出を行っていますか？	P121 2B(8)□
②火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従っていますか？	P121 2B(9)□
③取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従っていますか？	P121 2B(10)□
④指定可燃物の容器、取扱方法等について基準に従っていますか？	P121 2B(11)□
5)消防活動阻害物質を取り扱う者として適用を受けますか？	P121 確認3□
①消防署長等へ届出を行っていますか？	P123 2C(1)□
6)指定可燃物を取り扱う者として適用を受けますか？	P121 確認4□
①市町村条例に定める基準に従っていますか？	P123 2D(1)□
○ティラド順守チェックシート 管理部署:総務	P124

【(19)高圧ガス保安法】

チェック項目	参照ページ □
1)高圧ガスの第1種製造者として適用を受けますか？	P126 確認1□
①都道府県知事の届出していますか？	P127 2A(1)□
②施設は技術上の基準を順守していますか？	P127 2A(2)□
③従業員に対し保安教育計画を策定し、保安教育を実施していますか？	P127 2A(3)□
④業の内容に応じて高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格)、高圧ガス製造保安係員(有資格)、高圧ガス製造保安主任者(有資格)、高圧ガス製造保安企画推進者、冷凍保安責任者(有資格)などを選任し規定職務を行っていますか？	P127 2A(4)□
⑤都道府県知事が行う保安検査を受けていますか？	P127 2A(5)□
⑥定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P127 2A(6)□
⑦高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P127 2A(7)□
⑧危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P127 2A(8)□
2)高圧ガスの第2種製造者として適用を受けますか？	P126 確認2□
①都道府県知事の届出していますか？	P127 2B(1)□
②施設は技術上の基準を順守していますか？	P127 2B(2)□
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P127 2B(3)□
④業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、規定する職務を行っていますか？	P127 2B(4)□
⑤定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P128 2B(5)□
⑥高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P128 2B(6)□
⑦危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P128 2B(7)□
3)高圧ガス貯蔵所を所有していますか？	P126 確認3□
①都道府県知事の許可又は届出を行っていますか？	P128 2C(1)□
②施設は技術上の基準を順守していますか？	P128 2C(2)□
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P128 2C(3)□
④高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P128 2C(4)□
⑤危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P128 2C(5)□

チェック項目	参照ページ □
4) 特定高圧ガスの消費者ですか？	P126 確認5□
①都道府県知事に届出を行っていますか？	P129 2E(1)□
②技術上の基準を順守していますか？	P129 2E(2)□
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P129 2E(3)□
④特定高圧ガス取扱主任者を選任し、規定する職務を行っていますか？	P129 2E(4)□
⑤高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P129 2E(5)□
⑥危険な状態になったときは、応急処置を講じ、直ちに都道府県知事に届出していますか？	P129 2E(6)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署：生技、試作試験	P129

【(20)毒物及び劇物取締法】

チェック項目	参照ページ □
1) 特定事業における業務上取扱者ですか？	P132 確認3□
①毒劇物を取扱うことになった日から30日以内に都道府県知事に届出していますか？	P133 2C(1)□
②薬剤師から選任の毒劇物取扱主任者を設置し都道府県知事に届出していますか？	P134 2C(2)□
③盗難にあい、紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていますか？	P134 2C(3)□
④毒劇物の容器、被包、貯蔵する場所に「医薬品外」の文字、毒物には赤地に白色で「毒物」の文字、劇物には白地に赤色で「劇物」の文字を表示していますか？	P134 2C(4)□
○ティアド順守チェックシート 管理部署：製造、受入、品証、品管、試作試験	P135

【(21)労働安全衛生法】

チェック項目	参照ページ □
1) 従業員9名以下ですか？	□
①労働契約、3・6協定を結んでいますか？	労働契約法、36条□
2) 従業員10名以上ですか？	□
①安全衛生推進者を選任していますか？	P136 2(1)(2)□
3) 従業員50名以上ですか？	□
①安全・衛生管理者、産業医は選任・届出していますか？	P136 2(1)(3)□
②安全・衛生委員会は活動していますか？	P137 2(2)□
③定期健康診断の実施と届出はしていますか？	P138 2(4)(4)□
④身障者雇用推進者は選任していますか？身障者雇用比率は2%以上ですか？	障害者雇用促進法□
⑤衛生管理者の定期巡視は週1回以上行っていますか？	P136 2(1)(1)□
⑥産業医の定期巡視は月1回以上行っていますか？	P136 2(1)(3)□
4) 従業員300名以上ですか？	□
①総括安全衛生管理者は選任・届出していますか？	P136 2(1)(5)□
5) プレスは保有していますか？	□
①プレス金型の取付、取外し作業講習は受講していますか？	P138 2(4)(3)□
②プレス機械作業主任者技術講習は受講していますか？	P138 2(4)(3)□
③プレスの法定点検(年次点検)は実施していますか？	P137 2(4)(2)□
④安全装置は設置され、使用されていますか？	P137 2(4)(2)□
6) 溶接・はんだ・ろう付け工程は保有していますか？	□
①決められた保護具があり、適正に使用されていますか？	P137 2(4)(1)□
②アーク溶接等の作業講習は受講していますか？	P138 2(4)(3)□
③鉛作業主任者講習は受講していますか？	P141 3(3)□
④ガス溶接技能講習は受講していますか？	P138 2(4)(3)□
⑤ガス溶接安全衛生教育は実施していますか？	P136 2(1)(4)□
⑥ガス溶接作業主任者はいますか？	P136 2(1)(4)□
⑦粉じん作業安全衛生教育は実施していますか？	P138 2(4)(4)□
⑧健康診断は実施していますか？	P138 2(4)(4)□
⑨環境測定は実施していますか？	P138 2(4)(4)□
7) 石綿の有無を把握していますか？	□
①石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物について、石綿等の使用の有無を調査し、その結果を記録していますか？	P141 3(7)①□
②調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析により調査し、その結果を記録していますか？	P142 3(7)②□
③石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注時、仕事の請負人に対し、建築物、工作物における石綿等の使用状況等を通知していますか？	P142 3(7)③□
④石綿等の封じ込め等の仕事の発注時、仕事の請負人に対し、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げる条件を付さないように配慮していますか？	P142 3(7)④□
⑤労働者が石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P142 3(7)⑤□
⑥労働者を臨時に就業させる作業場において、石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させていますか？	P142 3(7)⑥□
⑦建築物の貸与者は、石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P142 3(7)⑦□

チェック項目	参照ページ □
⑧石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていますか？	P142 3(7)⑧□
⑨事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任していますか？	P142 3(7)⑨□
⑩石綿等の粉じんが発散する屋内作業について局所排気装置等は、1回/年、自主検査を行い、記録を残し3年間保存していますか？	P142 3(7)⑩□
⑪改正石綿障害予防則省令案(令和3年4月1日施行)は抜けなく実施しているか？	P142 3(7)⑪□
8)産業ロボットは保有していますか？	□
①作業範囲は隔離していますか？	P137 2(4)②□
②産業ロボットの作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
9)ホイス・クレーンは保有していますか？	□
①クレーン運転(5トン未満)作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
②玉掛け業務(吊り上げ1トン未満)作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
③床上操作式クレーン運転技能講習(5トン以上)は受講していますか？	P138 2(4)③□
④玉掛け技能講習(1トン以上)は受講していますか？	P138 2(4)③□
⑤玉掛け業務従事者安全衛生教育は実施していますか？	P138 2(4)③□
⑥クレーン従事者教育は実施していますか？	P138 2(4)③□
⑦吊り具の点検は決められた通りに実施されていますか？	P137 2(4)②□
10)旋盤は保有していますか？	□
①保護具が決められ、着用は順守されていますか？	P137 2(4)②□
11)レーザー加工機は保有していますか？	□
①安全地域・安全柵は設置していますか？	P137 2(4)②□
12)ボール盤は保有していますか？	□
①メガネを着用、軍手は使用禁止が明確になっていますか？実施されていますか？	P137 2(4)②□
13)グラインダーは保有していますか？	□
①研削砥石取替え作業講習の受講修了者はいますか？	P138 2(4)③□
14)ベンダーは保有していますか？	□
①作業範囲を隔離していますか？	P137 2(4)②□
15)ボイラーは保有していますか？	□
①ボイラー取扱作業主任者はいますか？	P136 2(1)④□
16)フォークリフトは保有していますか？	□
①運転者は運転免許を保持していますか？	P138 2(4)③□
②フォークリフト1トン未満作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
③フォークリフト技能講習(1トン以上作業)は受講していますか？	P138 2(4)③□
④フォークリフト安全衛生教育は実施していますか？	P138 2(4)③□
⑤フォークリフト作業指揮者教育は実施していますか？	P138 2(4)③□
⑥年次・月次点検は実施していますか？	P137 2(4)②□
⑦日常点検チェックは実施していますか？	P137 2(4)②□
⑧運行計画書は作成・維持していますか？	P137 2(4)②□
⑨ヘルメット、シートベルトの着用は実施していますか？	P137 2(4)②□
17)自動車を保有していますか？	□
①安全運転管理者を決め道路交通法へ対応していますか？	道路交通法□
18)高所作業車は保有していますか？	□
①高所作業車作業(10メートル未満)講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
②高所作業車作業(10メートル以上)講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
19)塗装設備を保有していますか？	□
①環境調査を実施していますか？	P138 2(4)④□
②定期健康診断を実施していますか？	P140 3(2)□
③有機溶剤使用量規制はありますか？	P140 3(2)□
④乾燥設備作業主任者技能講習は受講していますか？	P136 2(1)④□
⑤有機溶剤作業主任者技能講習は受講していますか？	P136 2(1)④□
⑥有機溶剤作業従事者安全衛生教育は実施していますか？	P138 2(4)③□
20)特化物を使用していますか？	P139 3(1) □
①特化物作業主任者講習は受講していますか？	P136 2(1)④□
②政令改正により溶接フーム及び塩化性マンガンの取扱い作業に関し新たに義務化された内容に対応していますか？	P139 3(1) □
21)電源設備を保有していますか？	□
①電検3種免許の必要はありますか？必要な場合ありますか？	P137 2(4)②□
②高圧、特別高圧の電気取扱作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
③低圧電気の取扱作業講習は受講していますか？	P138 2(4)③□
22)積載荷重1トン以上の昇降機を保有していますか？	P137 2(4)②□
①エレベーター設置届出はしていますか？	P137 2(4)⑥□
②エレベーター検査証は適切に保管はしていますか？	P137 2(4)②□
③エレベーター設置報告書(積載荷重0.25~1トン未満)は提出していますか？	P137 2(4)②□

チェック項目	参照ページ □
④エレベーター定期自主検査は1回/年は適切に実施していますか？	P137 2(4)(2)□
⑤エレベーター定期自主検査は1回/月は適切に実施していますか？	P137 2(4)(2)□
⑥エレベーター定期自主検査記録を3年間保管していますか？	P137 2(4)(2)□
23) その他	
①第二種圧力容器の自主検査記録は保管していますか？	P137 2(4)(2)□
②局所排気装置等労働省で定める設備の自主検査記録は保管していますか？	P137 2(4)(2)□
③定期健康診断結果報告書は保管していますか？	P138 2(4)(4)□
④VDT(端末)健康診断結果報告書は保管していますか？	P138 2(4)(4)□
⑤騒音健康診断結果報告書は保管してありますか？	P138 2(4)(4)□
⑥振動健康診断結果報告書は保管してありますか？	P138 2(4)(4)□
⑦高所作業車の自主検査記録は保管していますか？	P137 2(4)(2)□
⑧職長安全衛生教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P138 2(4)(3)□
⑨雇い入れ時の教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P138 2(4)(3)□
24) 法改正追加 リスクアセスメントの義務化	
①第57条第1項に規定する表示義務の対象物質(667物質)を新規に採用する場合、リスクアセスメントを実施していますか？	P143 4(1)□
②その結果事業場に合った措置を講じましたか？	P143 4(1)□
③化学物質の管理として、必ずSDSを入手して作業者に周知するとともに現場に掲示していますか？	P75 3(1)□
④有害物ばく露作業報告の対象物質は使用していますか？	P143 4(2) □
⑤報告対象物質の使用が500kg以上/年となりましたか？	P143 4(2) □
⑥所轄労働基準監督署に作業報告書を提出しましたか？	P143 4(2) □
25) 法改正追加 心理的な負担の程度を把握するための検査(労働者数50人未満の事業場は当面猶予)	
①医師、保健師等による心理的負担の程度を把握する検査を実施していますか？	P143 4(2) □
②その検査の結果は医師から通知され、希望する労働者に医師による面接指導を実施していますか？	P143 4(2)□
26) 法改正追加 受動喫煙の防止	
①室内又はこれに準ずる環境において分煙等を実施していますか？	P143 4(4)(1)
②喫煙専用室出入口に下記の必要な事項を記載した標識を掲示していますか？	P143 4(4)(1)
③喫煙専用室は定められた技術的基準に適合していますか？	P143 4(4)(1)
○ティラド順守チェックシート 管理部署:製造、生技、試作試験	
【(22)家電リサイクル法】	
チェック項目	参照ページ □
1) 特定家庭用機器を廃棄するときは、再商品化が確実に行われるように適切な者に引渡していますか？	P148 2(1)
2) 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか？	P148 確認2□
①自らが製造し、輸入した特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた場合、引き取っていますか？	P149 2B(1)□
②指定引取場所について所定事項を公表していますか？	P149 2B(1)□
③引取った特定家庭用機器廃棄物を遅滞なく再商品化していますか？	P149 2B(2)□
④再商品化に必要な料金の金額を適切な方法で公表していますか？	P149 2B(3)□
【(23)小型家電リサイクル法】	
1) 小型電子機器を排出する場合、分別して排出し、認定を受けた収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すように努めていますか？	P150 2(1)□
2) 再資源化認定事業者ですか？	P150 確認1□
①再資源化のための収集運搬及び処分事業を行おうとする者として計画を作成して主務大臣に申請していますか？	P150 2A(1)□
②使用済小型電子機器等の引取りを求められたとき、引き取っていますか？	P151 2A(2)□
③認定事業者で使用済小型電子機器の収集運搬車の外から見やすいように表示していますか？また、運搬車に所定の事項を記載した書面等を備え付けていますか？	P151 2A(3)□
④認定事業者で、毎年再資源化事業の実施状況を主務大臣に提出していますか？	P151 2A(4)□
【(24)自動車リサイクル法】	
1) 所有自動車を廃棄しますか？	P152 確認1□
①自動車が使用済自動車となったとき、適切な引取業者に引渡していますか？	P153 2A(1)□
【(25)海外環境負荷物質関連法】	
1) 顧客要求文書の明確化と管理	
①顧客要求文書は明確になっており、適切に保管されていますか？	P159 2(1)(1)□
②顧客要求文書は最新版ですか？	P159 2(1)(2)□
③顧客要求文書は社内に適切に周知していますか？	P159 2(1)(3)□
④規制有害物質に対する非含有の証明データが適切に保管されていますか？	P159 2(1)(4)□
⑤規制有害物質に対する調査回答は期限内に報告されていますか？	P159 2(1)(4)□

チェック項目	参照ページ □
2) 環境負荷物質の管理体制	
① 環境負荷物質の管理体制は組織図に適切に表記されていますか？	P159 2(2)①□
② 管理の手順は規定・要領等で明文化されていますか？	P159 2(2)②□
3) サプライチェーンの管理	
① 全ての購入品(材料・部品・副資材)に対して品番、品名、購入先、製造元等リストで明確にされていますか？	P159 2(3)①□
② 購入品の環境負荷物質管理者は明確になっていて許可なく購入できないしくみか？	P159 2(3)②□
③ 顧客の環境負荷物質管理の要求事項に対し、説明会等周知を行なっていますか？	P159 2(3)③□
④ 顧客の環境負荷物質管理の要求事項に対し、監査等調査を行なっていますか？	P159 2(3)④□
⑤ 仕入先以降で工程の変更が行われたとき、それが把握できるしくみがありますか？	P159 2(3)⑤□
4) 工程管理	
① 工程新設、工法変更、ライン変更、副資材変更など工程変更時には環境負荷物質の混入に十分配慮するとともに、その評価を行っているか？	P159 2(4)①□
② 日常の工程監視や定期的な工程パトロール時に環境負荷物質の混入の危険性がないかどうかの確認も行っているか？	P159 2(4)②□
③ 環境負荷物質非含有、混入防止を配慮した工程管理を行い、その管理内容を製造標準類に織込んでいますか？	P160 2(4)③□
④ 環境負荷物質の混入、付着等の異常が発見された場合、敏速に是正を実施するとともに、対象範囲の絞り込みを行うルールはありますか？	P160 2(4)④□
⑤ 環境負荷物質の混入、付着等の異常が発見され、顧客への流出あるいはその可能性がある場合、速やかに顧客へ連絡し、判断を仰ぐルールはありますか？	P160 2(4)⑤□
目次	
[(26) 環境基本法]	
チェック項目	参照ページ □
① 第五次環境基本計画を知っていますか？	P161 3(2) □
② 第五次環境基本計画を含む国又は地方公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力していますか？	P161 3(2) □
[(27) 生物多様性基本法]	
チェック項目	参照ページ □
① 基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握していますか？	P164 2 □
② 生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めていますか？	P164 2 □
③ 生物多様性国家戦略2012～2020を知っていますか？また、都道府県、市町村の計画を知っていますか？	P164 3(1) □
④ 次期生物多様性国家戦略知っていますか？	P164 3(1) □
[(28) 水循環基本法]	
チェック項目	参照ページ □
① 事業活動に際して、水を適正に利用し健全な水循環への配慮に努めていますか？	P169 2 □
② 国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力していますか？	P169 2 □
③ 国の水循環基本計画を知っていますか？また、都道府県、市町村の計画を知っていますか？	P169 3(1) □
[(29) グリーン購入法]	
チェック項目	参照ページ □
① 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めていますか？	P171 2 □
② 国で定めたグリーン購入の調達者の手引きを知り、利用していますか？	P171 2 □
[(30) 環境教育等促進法]	
チェック項目	参照ページ □
① 基本理念に則り環境保全活動及び環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を自ら進んで行うよう努めていますか？	P172 2 □
② 他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に協力するよう努めていますか？	P172 2 □
③ 雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めていますか？	P172 2A(1)□
④ 国民の環境の保全に関する知識及び技能を向上させるため、職場において学生の就業体験その他の必要な体験の機会の提供に努めていますか？	P172 2A(1)□
⑤ 国民や民間団体等の参加を促進するた環境保全の意欲の増進の内容、環境保全に関する情報を積極的に公表するよう努めていますか？	P172 2A(1)□
目次	

チェック項目	参照ページ	□
(31)環境配慮事業活動促進法		
チェック項目	参照ページ	□
①事業者は、事業活動に関し、環境情報の提供を行うよう努めていますか？	P174 2	□
②環境報告書、環境経営レポート等を公表していますか？	P174 2	□
③環境報告書等の記載内容についてのガイドラインを知っていますか？	P174 2	□
④国が環境情報を利用することを促進するため、技術的助言その他必要な措置としてコミュニケーション大賞表彰制度を知っていますか？	P175 3(2)	□
(32)雨水利用推進法		
チェック項目	参照ページ	□
①自らの雨水の利用に努めていますか？	P176 2	□
②国の雨水の利用の推進に関する総合的な施策を知っていますか？	P176 2	□
③その施策に協力していますか？	P176 2	□

目次

第3章 環境法の解説

1. 企業関連法規制の解説

次ページから記載

[目次](#)

[目次](#)

(1) 廃棄物処理法

2017年6月16日公布 2018年4月1日施行
但し電子マニフェスト使用義務については2020年4月1日施行
水銀廃棄物ガイドライン改定(第2版)

0. SDGsとの関連性

【目標11.】 住み続けられるまちづくりを

【ターゲット11. 6】

大気の水質、廃棄物管理等、都市の環境上の悪影響軽減

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 4&12. 5】

製品ライフサイクルで適正な化学物質・廃棄物管理と大気、水、土壌への放出削減

廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減



1. 適用要否の確認

[目次](#)

《確認 1: 産業廃棄物が排出されますか?》

- ◆排出される⇒適用を受ける⇒2A(P35)、2B(P35)の順守が必要!
- ◆排出されない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【廃棄物とは】(法第2条)

●『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(ただし、放射性廃棄物を除く。)をいう。

◆廃棄物の定義として、平成11年3月10日最高裁判所第二法廷における決定

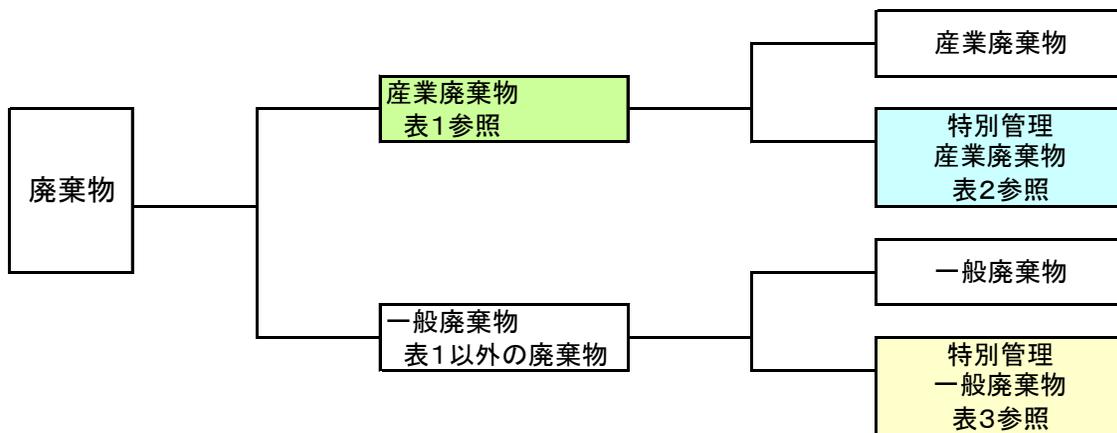
廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとする。

◆行政処分指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に優勝で譲渡することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の実態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

[チェック
へ戻る](#)



【産業廃棄物とは】(法第2条、令第2条)

●産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(表1 産業廃棄物の20種類)

- 1、燃え殻
- 2、汚泥
- 3、廃油
- 4、廃酸
- 5、廃アルカリ
- 6、廃プラスチック類
- 7、紙くず
 (建設業、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの及びPCBが塗布され又は染み込んだものに限る)
- 8、木くず
 (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る)
- 9、繊維くず(天然) (建設業、繊維工業に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る)
- 10、動植物残差 (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状不要物)
- 11、動物系固形不要物(と畜場や食鳥処理場で処理された獣畜食鳥に係る固形状不要物)
- 12、ゴムくず(天然)
- 13、金属くず
- 14、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 15、鉋さい (製鉄所の炉の残さなど)
- 16、がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)
- 17、動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る)
- 18、動物の死体(畜産農業に係るものに限る)
- 19、ばいじん (煤煙発生施設及びダイオキシン類特定施設又は廃棄物焼却施設にて集じん施設によって集められたもの)
- 20、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物)

★事業活動に伴って生じたものは全て産業廃棄物である。
例)サインペン、パソコン、梱包ビニール等

[チェック
へ戻る](#)

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築や改築又は除去も伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(令第6条第1項第1号口、則第7条の2の3)。

水銀使用製品産業廃棄物とは、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品であって規則別表第4表に掲げる、水銀電池、空気垂鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)X、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)X、HIDランプ(高輝度放電ランプ)X、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)X、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)X、真空計X、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計X、水銀体温計、水銀式血圧計、温度定点セル、顔料X、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、水銀抵抗原器、差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機X、参照電極、握力計、医薬品、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤、及び当該水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(別表第4下段にX印のあるものに係るものを除く)、及びその他水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品、が産業廃棄物となったもの(令第6条第1項第1号口、則第7条の2の4)。

水銀含有ばいじん等とは、ばいじん、燃え殻、汚泥又は銻さいは、水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は銻さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリは、水銀を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの(令第6条第1項第2号ホ、則第7条の8の2)。

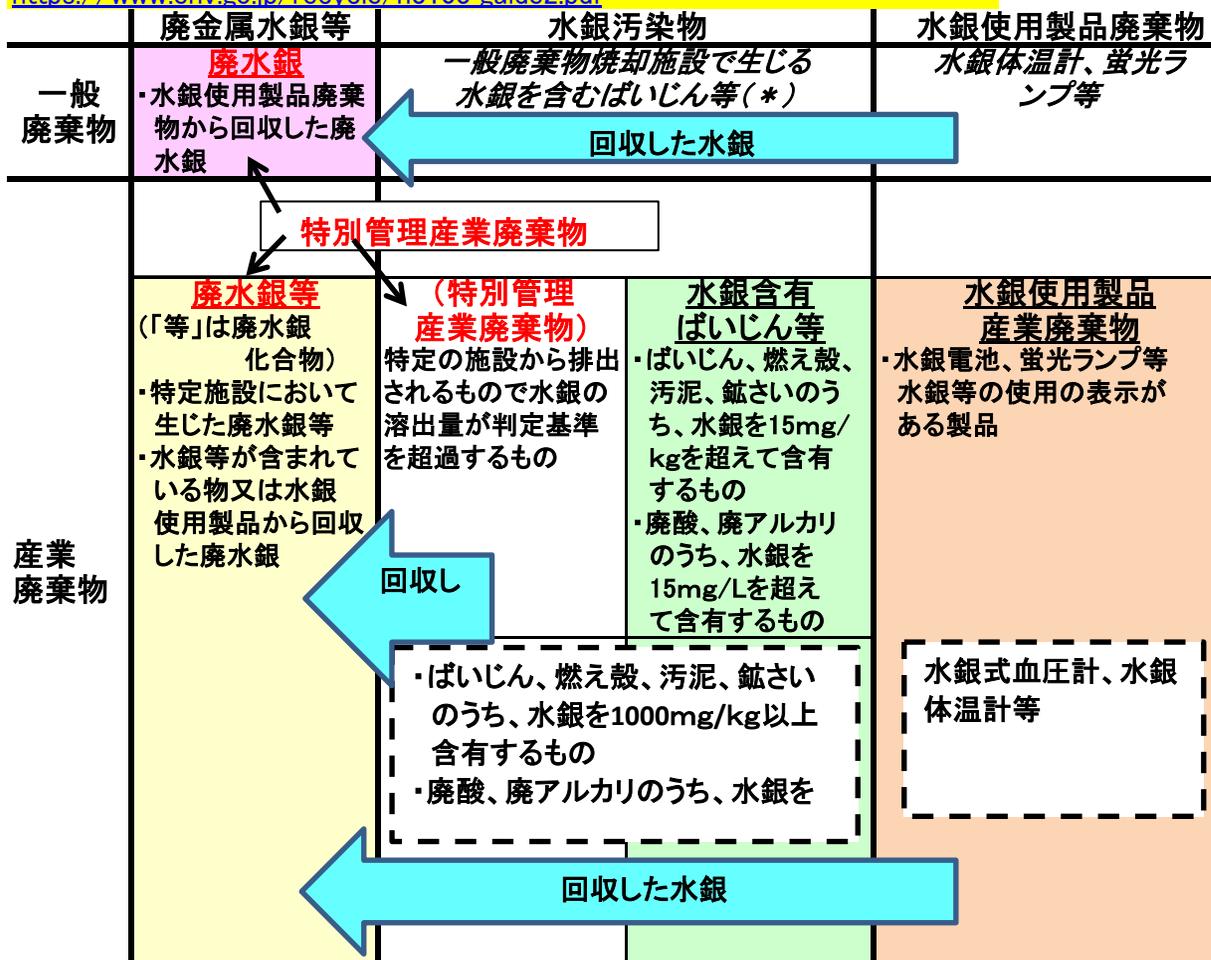
★★★詳細は、環境省ホームページ【水銀廃棄物ガイドライン第2版】参照 ★★★

水銀廃棄物の分類:P3、水銀使用製品廃棄物:P62~86

[チェックへ戻る](#)

<http://www.dowa-ecoj.jp/houki/2019/20190601.html>

https://www.env.go.jp/recycle/h3103_guide2.pdf



下線:水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの。

[- - -]:水銀回収義務付け対象

赤字:特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

* 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特べつ管理一般廃棄物に該当する。

《確認 2:一般廃棄物が排出されますか?》

◆排出される⇒適用を受ける⇒2A(P35)、2C(P39)の順守が必要!

◆排出されない⇒適用を受けない

【一般廃棄物とは】(法第2条)

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

[チェックへ戻る](#)

●市町村の事務として処理しています。

*一部の市町村では、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を自治体施設で受入れて処理しているところもあります(排出場所の市町村に確認してください)。

《確認 3:特別管理廃棄物が排出されますか?》

◆排出される⇒適用を受ける⇒2A(P35)、2D(P39)の順守が必要!

◆排出されない⇒適用を受けない

[目次](#)

【特別管理廃棄物とは】(法第2条、令第2条の4)

- 特別管理廃棄物とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

表2 特別管理産業廃棄物の種類と確認項目

【特別管理産業廃棄物】

- ◆廃油(燃焼しやすい揮発油、灯油、軽油類の廃油で引火点70度未満のもの)
- ◆廃酸(著しく腐食性を有する水素イオン濃度指数pH2.0以下のもの)
- ◆廃アルカリ(著しく腐食性を有する水素イオン濃度pH12.5以上のもの)
- ◆感染性産業廃棄物(感染性病原体が含まれる若しくは付着している又はそのおそれのある産業廃棄物、及び病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染性廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴム屑、金属屑、ガラス屑等)
- ◆特定有害産業廃棄物(廃PCB等やPCB汚染物やPCB処理物、及び廃水銀等や水銀処理及び廃石綿等、並びにその他水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、1・4ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン等特定の物質を基準値以上含んでいる煤塵、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ等)
- ◆輸入廃棄物について、輸入廃棄物焼却施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵、及びダイオキシン対策措置法上の焼却施設において生じ集じん施設によって集められた煤塵又は燃え殻及びダイオキシン類を含む汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの。廃棄物処理施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵及びダイオキシン類を含む燃え殻や汚泥。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

表3 特別管理一般廃棄物の種類と確認項目

【特別管理一般廃棄物】

- ◆国内における日常生活に伴って生じた廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品
- ◆1時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2㎡以上の廃棄物焼却施設において生じ集塵施設によって集められた煤塵、及び当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、有害物質が基準以上に含まれるもの。
- ◆ダイオキシン類対策特別措置法上の1時間あたりの焼却能力が50kg以上又は火床は火床面積が0.5㎡以上の廃棄物焼却施設において生じた煤塵又は燃え殻、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。
- ◆ダイオキシン類対策特別措置法上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち排ガス洗浄施設や湿式集塵施設及び当該廃棄物焼却炉において生じる生じる灰の貯蔵施設であって汚水又は廃液を排出する施設を有する工場又は事業場事業場において生じたダイオキシン類を含む汚水、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。
- ◆病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染病原体が含まれ若しくは付着は付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物等の感染性一般廃棄物。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 4: 廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか?》

- ◆変更する⇒適用を受ける⇒2E(P41)の順守が必要!
- ◆変更しない⇒適用を受けない

[目次](#)

【指定区域とは】(法第15条の17、令第13条の2)

- 指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他土地の形質変更が行われることによって、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして廃止された一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地等の区域を指定区域として都道府県知事が指定する。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2. 順守事項

事業者の責務(法第3条)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また廃棄物の軽減に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際し、その製品や容器が廃棄物となった場合における処理について予め評価をし適正処理が困難にならないような開発及び情報の提供をしなければならない。さらに廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

土地又は建物の占有者の努力義務(法第5条)

土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理すると地位又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

目次

2A 全ての国民は

(1) 投棄禁止(法第16条、第25条、第32条)

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

この規定に違反して廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また法人の業務に関しこの規定に違反したときは、行為者を罰するほかその法人に対して3億円以下の罰金を科す。

(2) 焼却禁止(法第16条の2、令第14条)

何人も、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令が定めるものを除いて焼却してはならない。

(3) 指定有害廃棄物の処理禁止(法第16条の3、令第15条、第16条、則第12条の31)

何人も、法令で定める方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分をしてはならない。

2B 産業廃棄物排出事業者

(1) 事業者の処理責任(法第11条)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

◆ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(法第21条の3)

土木建築に関する工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生じる廃棄物の処理について、この法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請負った元請業者を事業者とする。

但し、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人の行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなす。

また、環境省令で定める建設工事に伴い生じる廃棄物について、当該建設工事請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。環境省令で定める建設工事に伴い生ずる廃棄物は、①建築物等の全部又は一致部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く建設工事であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は引渡しがなされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、これを請負人に施行させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの、のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び地区別管理産業廃棄物を除く)であるもの、②1回あたりに運搬される量が1㎡以下であることがあきらかとなるよう区分して運搬されるもの、当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの、当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する元事業者が所有し又は使用権を有する施設に運搬されるもの。のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする(則第18条の2)。

また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。

目次

(2) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条、令第6条、第6条の4、則第8条の5、
法第15条、第15条の2の2、第15条の2の3、則第12条の5の2、第12条
の7の2)

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従わなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え所定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(3) 保管(法第12条、則第8条)

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないよう措置を講ずること。さらにねずみが生息し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、石綿含有産業廃棄物にあっては、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な処置及び覆いを設けることや梱包をすること等飛散の防止のために必要な措置を講じ、水銀使用製品産業廃棄物にあっては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じ、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む)・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した縦及び横それぞれ60cm以上の掲示版が設けられている場所で生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

◆ 事業場外保管の届出(法第12条、則第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3)

事業者は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を300㎡以上である場所において保管を行おうとするときは、予め環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管場所を含む)及び第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管、並びにPCB廃棄物処理特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管は除く。

また非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、当該産業廃棄物の当該保管を行った事業者は、当該保管を行った日から起算して14日以内に環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 他社委託による処理(法第12条、令第6条の2、則第8条の4、第8条の4の2)

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者その他環境省令で定められた者であって、それぞれ産業廃棄物委託基準に従い、他人の産業廃棄物の運搬又は処分の若しくは再生を業として行うことができるもので、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらにその産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適切に行われているために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。産業廃棄物処理委託契約は、所定事項を記載した書面により行い委託業者の効力ある許可証等の写しを添付する。産業廃棄物処理委託契約書は契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

[目次](#)

尚、上記産業廃棄物の処理の状況に関する確認に関しては、廃棄物条例等で定められている。下記の例を示す。*印は、優良認定業者へ委託の場合は不要な自治体を表す。
北海道、岩手県、宮城県、福島県(要綱)、相模原市(努力義務)、新潟県(電話可)、茨木県(告示)、長野県(例示)、静岡県*、岐阜県*、石川県(努力義務)、愛知県*(勧告・公表も)、名古屋市(最初のみ)、三重県、広島県(一方法)、山口県、香川県

[チェック
へ戻る](#)

(要綱)

産業廃棄物処理委託契約書の記載事項(法第12条、令第6条の2、則第8条の4の2)

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託する産業廃棄物の適正な処理のための情報として廃棄物データシート(WDS)を提供しなければならない。フォームは石綿・水銀が追加された新フォームを使用のこと。

★★★WDSの記載方法、フォームの詳細は、下記資料を参照のこと★★★

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/mat02.pdf>

<http://www.ilma.or.jp/kankyo/suigin/docs/wdsSample.pdf>

2. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

3. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

4. 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

5. 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地や最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

6. 委託契約の有効期限

7. 委託者が受託者に支払う料金

8. 受託者が産業廃棄物収集運搬又は産業廃棄物の処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

9. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積換えるための保管上限

10. 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物あるときは、当該積換え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの等に関する事項

11. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項([チェック](#)へ戻る)

イ、当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ、通常の保管状況の下での腐敗や揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ、当該産業廃棄物が、廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であつて、日本工業規格C095号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

ホ、委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨

ヘ、その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

12. 委託契約の有効期間中に該当産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

13. 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

([チェック](#)へ戻る)

14. 受託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項

★★★産業廃棄物処理委託契約書のフォームの詳細は、下記資料を参照のこと★★★

https://www.f-sanpai.com/pdf/itakukeyajysho_01_yousiki0_all_hinagata.pdf

(5) 産業廃棄物管理票の管理(法第12条の3、則第8条の20、第8条の21、則第8条の21の2、則第8条の26～則第8条の29)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業省令で定める場合を除きその産業廃棄物の引渡と同時に運搬又は処分を委託した者に対し所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。またその管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分委託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また前年度分の管理票の交付状況に関する報告書を毎年6月30日までに産業廃棄物を排出する事業場ごとに当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から90日(最終処分については180日)

([チェック](#)へ戻る)

以内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な処置を講じ、所定時間内に管理票の写しの送付を受けない時は期間が経過した日から30日以内に、所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けてないときは処理困難事由を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

産業廃棄物管理票の記載事項(法第12条の3、則第8条の21)

1. 産業廃棄物管理票の交付年月日及び公布番号
2. 氏名又は名称及び住所
3. 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4. 産業廃棄物管理票の交付を担当した者の氏名
5. 産業廃棄物の種類及び数量
6. 産業廃棄物の荷姿
7. 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
8. 運搬先の事業場の名称及び住所並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地
9. 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
10. 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

[チェック
へ戻る](#)

(6) 多量排出事業者の処理計画(法第12条、令第6条の3、則第8条の4、法第33条)

前年度の産業廃棄物発生量1000t以上である多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 勧告及び命令(法第12条の6)

都道府県知事は、事業者が産業廃棄物管理票の交付や保存及び報告等に係る規定を順守していないと認めるときは、その者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。その事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた事業者が、その後正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われたばあいにおいて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、①その保管、収集運搬又は処分を行った者 ②適法業者委託に違反した委託をした者 ③管理票に係る義務について管理票不交付、所定事項不記載、虚偽事項記載をした者及び管理票の写しを保存しなかった者並びに処分の終了した旨の記載のある管理票の写しの送付を受けなかったときに適切な措置を講じなかった者 ④不適正保管、収集運搬又は処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は助けた者に対して、都道府県知事は期限を定めてその支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

また産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、不適正処分等を行った者が資力等の事情から、その者のみでは十分に措置を講ずることが困難な時、排出事業者がその処理に対し適正な対価を負担していない時、不適正な収集運搬又は処分が行われることを知り又は知ることができた時、その他の廃棄物につき発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理のが適正に行われるために必要な措置を講ずるつとめの趣旨に照らして排出事業者が支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められる時、のいずれにも該当すると認められるときは、その産業廃棄物排出事業者等に対し、都道府県知事は期限を定めて支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

2C 一般廃棄物事業者

(1) 委託(法第6条の2、令第4条の4、則第1条の17・18)

事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者その他環境省令で定める者であって、一般廃棄物委託基準に従って、他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。

チェック
へ戻る

(2) 市町村条例の順守 : 手元に保管

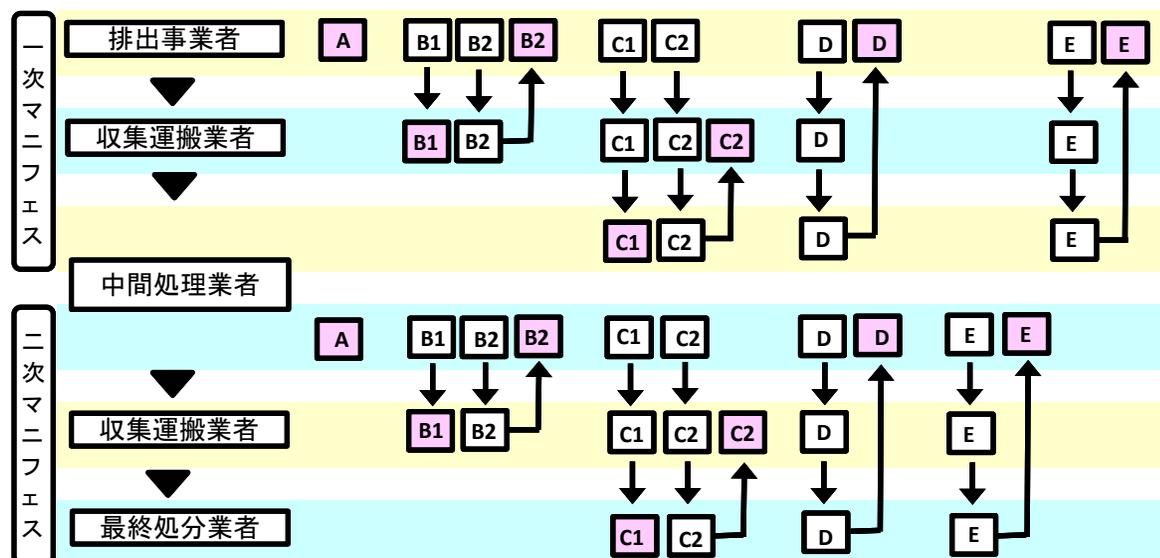
一般廃棄物については、市町村固有の責務であるとされ、それぞれの市町村により対応が異なるため、市町村の条例を順守することが求められる。

チェック
へ戻る

廃棄物処理法(マニフェスト票)

国行用		産業廃棄物管理票 (事業系マニフェスト) A票		[全国版]	
交付年月日	年 月 日	交付番号	000000000000	整理番号	
排出事業者	氏名又は名称 ○○建設株式会社	住所 〒 678-7777	電話番号 078-123-XXXX	名称	△△ビル新築工事作業所
排出事業場	神戸市灘区○○町1丁目2-3	所在地 〒 567-8888	電話番号 06-6123-XXXX	所在地	大阪市中央区○○3丁目4番5号
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	廃プラスチック類
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 繊維(イ)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	バラ
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	梱包材
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	安定型埋立
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称 有限会社○○環境	住所 〒 666-9999	電話番号 078-987-XXXX	名称	○○環境開発中間処理センター
処分受託者	氏名又は名称 ◇◇環境開発株式会社	住所 〒 444-5555	電話番号 078-989-XXXX	所在地	兵庫県明石市○○2丁目5-7
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬終了年月日	年 月 日	有価物数量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印	処分終了年月日	年 月 日	最終処分
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				
発行元: (株)プラスワンコミュニケーションズ					
照合確認					
B2票 年 月 日					
D票 年 月 日					
E票 年 月 日					

マニフェストの流れ



: 手元に保管

[チェック
へ戻る](#)

2D 特別管理産業廃棄物排出事業者

(1) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条の2、令第6条の5、法第15条)

事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従い行わなければならない。また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地の管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え指定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(2) 保管(法第12条の2、則第8条の13)

事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬される迄の間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないようにし、またその特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。さらにねずみが発生し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した、縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板が設けられている場所で、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 委託(法第12条の2、令第6条の6)

事業者は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、それぞれ特別管理産業廃棄物委託基準に従い、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができるものであって委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらに、その特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。特別管理産業廃棄物処理委託契約は、指定事項を記載した書面により行い受託業者の効力のある許可証等の写しを添付する。さらに委託しようとする者に対し、予めその特別管理産業廃棄物の種類・数量・性状その他環境省令で定める事項を文書で通知しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 産業廃棄物管理票の交付(法第12条の3、則第8条の26～29)

事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その廃棄物の引渡しと同時に運搬又は処分を委託した者に、所定事項を記載した産業廃棄物

管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。また、その管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分受託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また、前年度分の管理票交付状況を毎年6月30日迄に都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から60日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないときは、又は所定事項不記載や虚偽記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、所定期間内に管理票の写しをの送付を受けないときは期間が経過した日から30日以内に、所定事項不記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の写しの送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けていないときは処理困難事由の通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2、則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、その事業場ごとに環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 帳簿の保存(法第12条の2、則第2条の5、第8条の18)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、その特別管理産業廃棄物の処理について所定事項を記載し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(7) 多量排出事業者の処理計画(法第12条の2、令第6条の7、則第2条の5、第8条の17、法第33条)

前年度の特別管理産業廃棄物発生量50t以上である多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(8) マニフェスト制度の強化(法第12条の5)

特定の産業廃棄物の多量排出事業者は、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代わり、電子マニフェストの使用が義務づけるものとする。引き渡した日から3日以内(土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)に管理表情報を情報処理センターへ登録しなければならない。 検索: 電子マニフェスト義務化

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2E 廃棄物が地下にある土地の形質の変化をする者

(1) 形質の変更の届出(法第15条の19)

指定区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質に着手する日の30日前までに、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3 留意事項

(1) 廃棄物処理業者(法第7条、第8条、第14条、第15条)

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬・中間処理、最終処分を業として行う場合には、都道府県知事又は市町村長許可を受けなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならない。焼却施設、破碎施設、選別施設等施設ごとに管理基準が定められており順守しなければならない。産業廃棄物処理業者は、その廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。又自己の名義をもって他人にその廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わしてはならない。

(2) 廃棄物再生事業者(法第20条の2、令第17条、則第16条の3)

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、その事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

(3) 廃棄物輸出入業者(法第15条の4の5、第15条の4の7、第10条)

廃棄物を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。環境大臣は、当該許可の申請が、その輸入に係る廃棄物が国内におけるその国外廃棄物の処理に関す

る設備及び技術に照らして国内において適正に処理されると認められるものであること、及び申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること、並びに申請者がその国外廃棄物の処理を他人に委託して行おうとする者である場合においては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること、について適合していると認めるときでなければ認可をしてはならない。

産業廃棄物を輸出しようとする者は、その産業廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の認可を受けなければならない。

一般廃棄物を輸出使用する者は、その一般廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の確認を受けなければならない。

(4) 優良産業廃棄物処理業者に係る認可期間の特例制度(法第14条、令第6条の9、第6条の11、則第9条の3、第10条の4の2、第10条の16の2、第10条の18の2)

都道府県知事は、①従前の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。②会社情報、事業計画の概要、許可の状況、施設の状況、直前3年の各事業年度の財務諸表、料金の提示方法、生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無と頻度等の事項に係る情報について当該許可の更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表し、かつ更新していること。③事業活動に係る環境配慮の状況がISO 14001又はEA21の認証を受けていること。④使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されていること。⑤直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計で除して得た値(自己資本比率)が100分の10以上であること。⑥直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(経常利益金額等)の平均額が零を超えること。⑦法人税等、所行税、地方消費税、不動産取引税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を満期していないこと。⑧事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。の認めるときは、許可期間を7年とする。

目次

4. 廃棄物処理法『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象: 全社【含む業務用品等の廃棄】

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
11. 廃棄物 処理法 施行令 施行規則	一般廃棄物の処理 産業廃棄物(令2) 特別管理一般廃棄物(令1)	法6の2⑥罰 ⑦罰 令4の4 則1の17~ 19	1) 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準・委託の基準は明確ですか? ⇒ 収集運搬業許可書及び処理業者許可書確認 2) 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準・委託の基準は明確ですか? ⇒ 収集運搬業許可書及び処理業者許可書確認	産業廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 収集運搬業許可書 許可証No. <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 処理業者許可書 許可証No.
	特別管理産業廃棄物 【特別管理廃棄物の一覧】	法2⑤ 令2の4【表 3】 則1の2 廃水銀等	・産業廃棄物で、爆発性、毒性、感染性、健康・生活環境に被害発生の可能性があり、政令で定める特別管理産業廃棄物がありますか? (表3参照) (例)・燃えやすい廃油/揮発性塗料廃液 ・廃酸/廃硝酸(Pb) ・特定有害廃棄物(廃PCB)等々 ・廃水銀又は廃水銀化合物⇒例)水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品は除く)等々	特別管理産業 廃棄物管理 責任者	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 【特別管理産廃物名 を記載】 ・ ・ ・ 管理帳票
☆Notes	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	法12の2 ⑧、⑨	・特別管理産業廃棄物管理者【有資格者】を選任していますか? 【栗野・名古屋・滋賀】	特別管理産業 廃棄物管理 責任者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 【選任の場合:氏名、選任日】 氏名: 、選任日: 終了証: 管理帳票
水銀含有産 廃規制 (H29.10施行) の準備	産業廃棄物の多量排出	法12⑬ 令 6の4 則 8の4の6	・産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量1,000t以上)は、産業廃棄物の減量等に関する前年度実績を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか?	産業廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 提出日: 届出書類
		法12⑨ 令 6の3 則8 の4の5	・産業廃棄物の多量排出事業者(前年度発生量1,000t以上)は、産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県知事に提出していますか?		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 提出日: 届出書類
水銀による 環境の汚染に 防止に関する 法律が 2017/10より 施行されま す。 対応の準備 として、現存 の水銀使用 製品の確認・ 把握をして おいて下 さい。	産業廃棄物保管基準	法12② 則8	・産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下の産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物を保管する上で下記の項目を遵守していますか? (1)保管要件 1) 周囲に囲いを設ける(荷重耐力上安全なものに限る) 2) 掲示板の要件 イ. 掲示板の大きさ: 縦60cm×横60cm以上ですか ロ. 掲示内容 ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨 ・ 保管する産業廃棄物の種類 ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・ 下記(2)で定める高さのうち最高のもの	産業廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
⇒水銀使用機器・設備の一覧表等 ⇒管理・保管状況確認	・産業廃棄物保管基準	法12② 則8	(2)産業廃棄物の飛散、流出、地下水への浸透、悪臭発散の防止する上で下記の項目を遵守していますか？ 1)保管に伴い、汚水が生じるおそれがある ・排水溝等の設置 ・底面を不透水性の材料で覆う	産業廃棄物担当	管理帳票 保管状況確認 写真等 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
水銀含有産業廃棄物規制法 ガイドライン(案)	・産業廃棄物保管基準	法12② 則8	2)屋外で容器を用いずに保管する場合 ・産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について定める高さを超えない (3)ネズミ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないこと	産業廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	・産業廃棄物の運搬を委託できる者 ・産業廃棄物の処分を委託できる者	法12⑤ 則8の2の8、8の3 法15の4の2～4	・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の者に委託していますか？ (1)運搬の委託 1)産業廃棄物収集運搬業者：都道府県知事の許可を受けた者	産業廃棄物担当	契約書 等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
水銀含有産業廃棄物規制法 ガイドライン(案)			2)以下の者 イ. 市町村又は都道府県(産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る) ロ.専ら再生利用を目的とする産業廃棄物収集・運搬業者 ハ. 産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者として環境省令で定めた者 ニ. 産業廃棄物の再生利用等の特例について環境大臣の認定を受けた者(認定に係る産業廃棄物の運搬を行う場合に限る)	産業廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	・産業廃棄物の運搬を委託できる者 ・産業廃棄物の処分を委託できる者	法12⑤ 則8の2の8、8の3 法15の4の2～4	(2)処分の委託 1)産業廃棄物処分業者：都道府県知事の許可を受けた者 2)以下の者 イ. 市町村又は都道府県(産業廃棄物の処分を行う場合に限る) ロ.専ら再生利用を目的とする産業廃棄物処分業者 ハ. 産業廃棄物処分業の許可を要しない者として環境省令で定めた者 ニ. 産業廃棄物の再生利用等の特例について環境大臣の認定を受けた者(認定に係る産業廃棄物の処分を行う場合に限る)	産業廃棄物担当	契約書 等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
水銀含有産業廃棄物規制法 ガイドライン(案)					
11. 廃棄物処理法 施行令 施行規則		法12⑥ 令6の2 則8の4～8 の4の4	・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の基準に従っていますか？ <産業廃棄物の運搬・処分等の委託基準> (1)産業廃棄物の運搬・産業廃棄物運搬業を行う者で、委託する産業廃棄物の運搬が事業範囲に含まれている者に委託	産業廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 契約書No. 契約書
	・産業廃棄物の収集・運搬・処分等の委託の基準	法12⑥ 令6の2 則8の4～8 の4の2	(2)産業廃棄物の処分又は再生；産業廃棄物処分業又は再生業を行うことができる者で、委託する産業廃棄物の処分又は再生が事業範囲に含まれる者に委託 (3)委託契約は書面で行い、契約書には下記の事項が記載され、下記書面が添付されていること(該当項目を□→■へ) * 契約書の記載事項 □産業廃棄物の種類及び数量 □運搬においては、運搬最終目的地の所在地 □処分又は再生においては、処分又は再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力 □処分(最終処分)においては、最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力 □その他環境省令で定める事項 ①委託契約の有効期限 ②委託者が受託者に支払う料金 ③委託者が産業廃棄物又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲 ④運搬の委託で、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地、保管可能な産業は起き物の種類、その場所での積替えのための保管場所 ⑤上記④の場合において、産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許可等に関する情報 ⑥委託者の有する産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下に関する情報 ・産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項 ・その他5項目(廃棄物データシートWDSの作成) WDSは新書式を使用(廃水銀追加;旧2017.7) ⑦委託契約の有効期間中に前号の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項 ⑧受託業務終了時の委託者の受託者への報告に関する事項	産業廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 契約書No. 契約書 【契約書には左記内容が記載されているか】 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

対象: 全社【含む業務用品等の廃棄】

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
11. 廃棄物 処理法 施行令 施行規則	・産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 【表7】 産業廃棄物管理票の交付 及び記載事項	法12の3の ① 則8の19	・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、 産業廃棄物の引渡と同時に運搬を委託した者に対し、 産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を 委託した者の疎明又は名称その他を記載した産業 廃棄物管理票を交付していますか？	廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 産業廃棄物管理票
		法12の3② 則8の21の	・交付した管理票の写しを交付した日から5年間保存 していますか？ *A票の保存		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 保管ファイル
		法12の3⑥ 則8の26	・管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けた時 は、運搬又は処分の終了を管理票で確認し、管理 票の写しの送付を受けた日から5年間保存して いますか？ *B2.D.E票保存		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 保管ファイル
	Notes 電子マニフェスト使用 の義務化が2020年4月 に施行されます。準備状 況を確認して下さい。	法12の3⑦ 則8の27 *本規定は H20.4.1 より適用	・毎年度、管理票送付者は、管理票に関する報告書 を作成し、都道府県知事に提出していますか？ (電子マニフェスト分は除く) (1)報告作成区分:産業廃棄物を排出する事業場 ごと (2)提出期限:毎年6月30日 (3)報告機関:当該年の3月31日以前の1年間 (4)報告内容:交付した管理票の交付等の状況を 則様式3号により作成 (5)提出先:事業場の所在地を管轄する都道府県 知事	廃棄物	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 産業廃棄物管理票 交付等状況報告書 提出日:
	法12の3⑧	・管理票を交付した日から一定期間内に管理票の 写しの送付を受けないとき、又は記載漏れや虚偽 の記載のある管理票の写しの送付を受けた時は、 速やかに状況を把握し、適切な措置を講じていま すか？【送付期限】 ①B2票(運搬終了票)及びD票(中間処分終了票) の送付遅れ【90日以内(特別管理産業廃棄物の 場合60日以内)】 ②E票(最終処分終了票)の送付遅れ【180日以内】 ③送付期限(90日又は180日)が経過した日から 30日以内に都道府県知事に報告書の提出(則様 式第4号) ・産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受けた 時は、速やかに処理状況を把握し、適切な処置を 講じていますか？		管理票 管理記録 等 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	・産業廃棄物管理票 (電子マニフェスト) 名古屋・滋賀製作所	法12の5① 則8の19	①引渡した3日以内に管理票情報を情報処理 センターに登録していますか？ ②運搬終了報告通知、処分終了報告(中間)通知、 処分終了報告(最終)通知、最終処分終了報告 通知を確認していますか？ ③管理票遅滞の通知、虚偽の報告、処理困難通知 を受けたことがありますか？	名古屋 滋賀 廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	・産業廃棄物管理票 (電子マニフェスト) 名古屋・滋賀製作所	法12の5① 則8の19	期間経過日から30日以内、虚偽を知った日から 30日以内、通知を受けて30日以内に都道府県 知事に報告を行う 管理票の記載事項 ①管理票の交付年月日及び交付番号 ②氏名又は名称及び住所 ③産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 ④管理票の交付を担当した者の氏名 ⑤運搬又は処分を受託した者の住所 ⑥運搬先の事業場の名称及び所在地(産業廃棄物 の積替え又は保管を行う場合は、当該積替え又は 保管を行う場所の所在地) ⑦産業廃棄物の荷姿 ⑧産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地 ⑨中間処理業者(次号に規定する場合を除く)は、 交付又は回付された管理票を交付した者の氏名 又は名称及び管理票の交付番号 ⑩中間処理業者(産業廃棄物処分委託者が電子 情報処理組織使用事業者である場合に限り)は、 処分委託者の氏名又は名称及び情報センター への登録番号 ⑪石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その 数量	名古屋 滋賀 廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 受渡確認票、各種報告 通知、管理記録 等 <input type="checkbox"/> 問題無 <input type="checkbox"/> 問題有 管理票 管理記録 等 <input type="checkbox"/> 問題無 <input type="checkbox"/> 問題有 管理票 管理記録 等
11. 廃棄物 処理法	・管理票の記載事項	法12の5① 則8の19		廃棄物 担当	
栗野製作所 神奈川県 廃棄物の不適 正処理の防止 に関する 条例	・廃棄物保管場の届出 (敷地内に設置した場合 のみ)	廃棄物の不適 正処理の 防止等に関 する条例10	・産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県の区域内 に限る)において当該産業廃棄物を保管しようとする 事業者は、当該産業廃棄物の保管の用に供する 土地(以下この条において「保管用地」という。)の 区域ごとに、次に掲げる事項を知事に提出してい ますか？ <input type="checkbox"/> 氏名、住所(法人名称、代表者氏名) <input type="checkbox"/> 保管用地所在地、面積、所有者氏名、住所) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物種類、数量 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物保管方法 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画 <input type="checkbox"/> 保管の開始日 <input type="checkbox"/> その他規則で定める事項	栗野 廃棄物 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
本社・神田	テナントか		・ビルのテナント(賃貸人)が自己の事業活動から発生させた産業廃棄物は、各テナントが排出事業者として処理委託契約を処理業者と直接締結していますか？	本社	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 処理委託契約書
			・産業廃棄物処理の委託契約については、契約締結に関する権限をビル管理会社等に委任する委任状を個々のテナント等がビル管理会社等に交付するのであれば、ビル管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能です。締結はされていますか？		締結 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 管理会社等の 委託契約書 等
			・事務所で使用した事務用品を廃棄した事がありますか？ 産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの(該当項目の□→■へ) <input type="checkbox"/> プラスチック製の不要物(事務用品、弁当の容器・カップ類の容器・ペットボトル、その他の容器包装等) <input type="checkbox"/> 金属製の不要物(事務用品、空き缶、事務機、スチールロッカー等) <input type="checkbox"/> ガラス、陶磁器製の不要物(コーヒーカップ、グラス、電球等) <input type="checkbox"/> 蛍光灯管・廃乾電池・情報処理機器、事務機器、通信機器、消火器、ユニフォーム(合成繊維製)、ボタン電池、鉛蓄電池等		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
全社	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	法6	・特定家庭用機器(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫等)の廃棄はありましたか？	全社 廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 管理票排出者控え
			・上記廃棄物引渡し時に、家電リサイクル券管理票(排出者控え)を受領しましたか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 管理票排出者控え
			・上記の廃棄物は自ら、産廃処理業者へ処理を委託しましたか？ ・委託した場合、産廃処理業者と契約書は締結していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 委託契約書 締結 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
法資源有効利用促進法		・3Rの推進にからみ、PCの処分・廃棄等は適切に処理されていますか？	IT推進	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 委託契約書	
笠寺	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	条例25 規則3の4	・事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出していますか？	廃棄物担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日 年 月 日

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

(2) PCB廃棄物処理特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置)

2016年5月2日公布 2016年8月1日施行

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少



1. 適用要否の確認

《確認 1: PCB廃棄物を保管していますか?》

◆保管している⇒適用を受ける⇒2A(P44)の順守が必要!

◆保管していない⇒適用を受けない

目次

【PCB廃棄物とは】(法第2条、令第1条、則第2条表)

PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し若しくは封入されたものが廃棄物になったものをいう。但し環境に影響を及ぼす恐れのないものとして、PCB廃棄物を処分するために処理されたもので環境省令で定めた基準に適合するものは除く。

高濃度PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルを含む油やポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された物が廃棄物になったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

PCB使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品をいう。

但し、環境に影響を及ぼすおそれのないものとして法令で定めるものは除く。

高濃度PCB使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

チェック
へ戻る

【表1】環境に影響を及ぼすおそれのない廃棄物の基準(PCB廃棄物を処理したもの)(則2)

廃油	当該廃油に含まれるPCBの量が資料1kgにつき0.5mg以下
廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が資料1ℓにつき0.03mg以下
廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにPCBが付着していない、または封入されていない
陶磁器くず	当該陶磁器くずにPCBが付着していない
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるPCBの量が検液1ℓにつき0.003mg以下

【表2】高濃度PCB廃棄物の基準(則4)

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

【表3】高濃度PCB使用製品の基準(則7)

紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

チェック
へ戻る

《確認 2: PCB製造者又はPCB使用製品製造者ですか?》

◆PCB製造者又はPCB使用製品製造者である⇒適用を受ける⇒2B(P45)の順守要!

◆PCB製造者又はPCB使用製品製造者でない⇒適用を受けない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 3: PCB使用製品を使用していますか?》

◆使用している⇒適用を受ける⇒2C(P45)の順守が必要!

◆使用していない⇒適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2 順守事項

事業者の責務(法第3条、法第4条)

PCB廃棄物保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

PCB使用製品所有事業者は、確実にそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない、及びPCB廃棄物の確実かつ適切な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

2A PCB廃棄物保管事業者

(1) 保管等状況の届出(法第8条、法第15条、則第9条)

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない、またこの届出に係る保管場所を変更してはならない、但し高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれのないものとして省令が定める場合はこの限りではない。

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 期間内の処理(法第10条、法第14条、法第15条、令第7条、則第13条)

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この法施行の日から平成39年3月31日の処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、高濃度PCB廃棄物を、処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届け出たこと及び処分期間の末日から起算して1年を経過した日(特例処分期限日)迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることのいずれにも該当する高濃度PCB廃棄物保管事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物を除くその他のPCB廃棄物の処理の体制の整備状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内、そのPCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全てのPCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(3) 譲渡の制限(法第17条、則第26条)

何人も、地方公共団体に譲渡する場合及び地方公共団体が譲受ける場合及び処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合並びにPCB廃棄物保管事業者が当該PCB廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理廃棄物処理業者、無害化処理認定業者に委託する場合等環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けてはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 承継の届出(法第16条、則第25条)

PCB廃棄物保管事業者について相続や合併又は分割により事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B PCB使用製品製造者

(1) 協力の要請(法第22条)

環境大臣は、PCB使用製品製造者に対し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出損その他必要な協力を求めるよう努めるものとする。

2C PCB使用製品所有使用者

(1) 保管等状況の届出(法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 期間内の廃棄(法第18条、法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、処分期間内にその高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。但し、処分期間内に廃棄することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届出たこと及び廃棄した高濃度PCB使用製品を特例処分期限日迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることのいずれにも該当する所有事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。また処分期間内又は特例処分期限日に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定に適用する。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

全てのPCB使用製品の廃棄を終えた者は、省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

★★★詳細については、下記「PCB情報サイト」及び「PCB使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理」のインターネット情報を参照のこと★★★

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

3 留意事項

[目次](#)

(1) PCB廃棄物処理基本計画(法第6条、第7条)

環境大臣は、廃棄物処理法による基本方針に即し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するためのポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めなければならない。

都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法による廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

4 PCB廃棄物処理特別措置法『順守評価シート』

[目次](#)

対象: 滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のする特別措置法			<ul style="list-style-type: none"> 当所はPCBを含む下記の廃棄物を保管していますか?(該当項目を□→■へ) <ul style="list-style-type: none"> □PCB原液 □PCBを含む油 □PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入されたもの(昭和15年以前に製造されたトランス・コンデンサが古典的な製品) PCBを含む廃棄物の種類・量(単)・廃棄物の形式等を把握していますか 	特別管理産業廃棄物管理責任者	<input type="checkbox"/> 保管している <input type="checkbox"/> 該当無し 保管及び処理状況等届出書
施行規則 法規施行令	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物	法2 令1 則3	【秦野地区】 ③-1 高圧コンデンサ 1台×00Kg-日本コンテナ工業×82725 640年10月-100kVA	特別管理産業廃棄物管理責任者	<input type="checkbox"/> 保管している <input type="checkbox"/> 該当無し
H28版-環境省資料 判定基準表		【滋賀地区】 ③-2 安定器用コンデンサ 18台 松下電器産業(NZ11011/2HA) 110W 1灯 製造年月日不明 ③-2 安定器用コンデンサ 1台 松下電器産業(FZ11114406) 110W 1灯 製造年月日不明 ③-3 安定器用コンデンサ 2台 松下電器産業(SNZ11022HA) 110W 2灯 製造年月日不明 ②-6 電灯変圧器 1台 松下電器産業 41440285 1972年 100kVA 低濃度			
H28年版-改正PCB特別措置法概要	・ポリ塩化ビフェニル使用製品	電気関係報告規則 第4条の表中 第15号の2 第16号 第17号の2	<ul style="list-style-type: none"> A.使用報告 PCB電気工作物の使用に係る事項(設置者氏名・名称・住所・事業場の名称・所在地・電気工作物の種類・定格・製造者名・型式・製造年月・設置年月等)について、所轄産業保安監督部長に報告してありますか? B.変更報告 上記Aの事項に変更があった場合には、変更に係る事項について、所轄する産業保安監督部長に報告してありますか? 	特別管理産業廃棄物管理責任者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出先: 提出日: 年 月 日
					<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出先: 提出日: 年 月 日

[チェック](#)
[へ戻る](#)

対象: 滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
12. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の特別措置法 施行規則 法規施行令	・ポリ塩化ビフェニル使用製品	電気関係報告規則 第4条の表中 第15号の2 第16号 第17号の2	・C.廃止(使用中)報告 使用していたPCB電気工作物の使用を中止した(電路から外した)法人は、廃止(使用中)に係る事項として、機器の特定のために必要な事項や廃止理由(損壊、焼損の場合にはその後の処置を含む)等を、所轄産業保安監督部長に報告してありますか？	特別管理産業廃棄物管理責任者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出先: 提出日: 年 月 日
	・保管状況の届出	法8 則5	・PCB廃棄物の保管及び処理状況等届出書(保管事業者用)(様式第1号(一)(第五条関係)を毎年6月30日までに都道府県知事に届出していますか ・PCBを含む廃棄物は、適正な方法で保管されていますか【上記報告書参照】	特別管理産業廃棄物管理責任者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		則6	・PCBを含む廃棄物を保管する事業場を変更していますか？ ・変更があった日から10日以内に、保管の直前及び変更後の都道府県知事に届出していますか？		変更 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 届出 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 変更届
	・処分契約の届出	法15	・高濃度PCBの廃棄処分契約終了後に都道府県知事へ20日以内に届出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 年 月 日
			・低濃度PCBの廃棄処分契約終了後に都道府県知事へ20日以内に届出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 年 月 日
	・期間内の処分 注) 処理完了期限1年前倒し (H28・10改訂) 計画的処理完了期限	法10 令3 令6 別表	・PCBを含む廃棄物(使用中も含む)の期間内の処分 ◆高濃度PCB ・神奈川愛知(東京豊田エリア)⇒平成34年3月31日まで ・滋賀(大阪エリア)⇒平成33年3月31日まで ◆低濃度PCB⇒平成39年3月31日まで ・処分にあたり、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)への事前登録は完了していますか？ ・計画的処理完了期限までに処理できる確認はとれていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ JESCO早期登録No.: 受領日: 登録書 計画完了エビデンス
	・処分の届出	法10② 則13	・全ての高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から20日以内にその旨を都道府県知事に届けていますか【正本、副本】		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出: 年 月 日 届出書
法15		・全てのPCB廃棄物(高濃度PCB廃棄物を除く)を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から20日以内にその旨を都道府県知事に届けていますか【正本、副本】		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出: 年 月 日 届出書	
・PCB廃棄物(全体) 保管事業者 承継 譲渡・譲受の制限	法16	・保管事業者は相続者、事業を継続した法人が承継しましたか？ 譲渡から30日以内に都道府県知事に届出しましたか？			
	法17 則26	・PCB廃棄物を、当所以外の者から譲受されましたか？ 但し、環境省の定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、譲り受けしてはならない		<input type="checkbox"/> 譲渡有 <input type="checkbox"/> 譲渡無 提出日: 管理帳票 <input type="checkbox"/> 譲渡有 <input type="checkbox"/> 譲渡無 管理帳票	

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る 目次
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

(3) 地球温暖化対策推進法

2016年5月27日公布 公布の日から施行



0. SDGsとの関連性

【目標13.】 気候変動に具体的な対策を

【ターゲット13. 1&13. 2】

気候関連災害・自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力強化
気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画へ展開

1 適用要否の確認

【地球温暖化とは】(法第2条)

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体としての地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

【温室効果ガスとは】(法第2条、令第1条、第2条)

温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、とハイドロフルオロカーボン19物質、パーフルオロカーボン9物質、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素をいう。

【温室効果ガスの排出とは】(法第2条)

温室効果ガスの排出とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し放出若しくは漏出させ又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することをいう。

【温室効果ガスの総排出量とは】(法第2条、令第3条、第4条)

温室効果ガスの総排出量とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定められる方法により算出されるその物質の排出量にその物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計をいう(P48参照)。

[目次](#)

《確認 1: 事業者ですか?》

◆事業者である⇒適用を受ける⇒2A(P52)の順守が必要!

◆事業者でない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 特定排出者に該当しますか?》

◆該当する⇒適用を受ける⇒2B(P52)の順守が必要!

◆該当しない⇒適用を受けない

【特定排出者とは】(法第21条の2、令第5条)

特定排出者とは、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出する者として政令で定められ、エネルギー起源二酸化炭素については、事業所を設置している者であって、その設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計が1500キロリットル以上である事業者及び省エネ法に規定する特定荷主・特定貨物輸送事業者・特定旅客輸送事業者・特定航空輸送事業者、また非エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄については、その排出を伴う事業活動を行う者であって、事業活動の区分に応じ算定される排出量の合計が3000トン以上であり、常時使用する従業員の数が21人以上である事業者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

《確認 3: 一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者ですか?》

◆該当する⇒適用を受ける⇒2C(P53)の順守が必要!

◆該当しない⇒適用を受けない

《確認 4: 京都議定書に基づく算定割当量管理を行おうとする国内法人ですか?》

◆行おうとする者⇒適用を受ける⇒2D(P53)の順守が必要!

◆行おうとしない⇒適用を受けない

2. 順守事項

事業者の責務(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

2A 事業者

(1) 事業活動に伴う排出抑制等(法第23条)

事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩、その他の事業活動を取巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(2) 日常生活における排出抑制への寄与(法第24条)

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は業務の製造や輸入若しくは販売又は提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が、より少ないものの製造等を行うとともに、その日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行なうよう努めなければならない。

(3) 計画の作成、公表、結果の公表(法第36条)

事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を作成し、公表するように努めなければならない。また、計画の実施状況の公表に努めなければならない。

2B 特定排出者

(1) 温室効果ガス算定排出量の報告(法第26条、令第5条、第6条、法第34条)

特定排出者は、毎年度主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を事業所轄大臣に報告しなければならない。但し、その特定排出者が、エネルギー起源の二酸化炭素については、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上である事業所、並びに非エネルギー起源の二酸化炭素その他の温室効果ガスについては、その温室効果ガスの種類ごとに排出量が3000トン以上である事業所を設置している場合には、その規模以上の事業所ごとに主務省令で定める事項を所轄大臣に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類		単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年		0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年		0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年		0.252KI/千kWh	
揮発油		KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ		KI/年		0.88KI/KI	
灯油		KI/年		0.95KI/KI	
軽油		KI/年		0.99KI/KI	
A重油		KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油		KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト		t/年		1.08KI/t	
石油コークス		t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)		t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)				1.41KI/t	
都市ガス		種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年		0.748KI/t	
	一般炭	t/年		0.663KI/t	
	無煙炭	t/年		0.694KI/t	
				合計(原油換算KI)	

連鎖化事業者は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を、その連鎖化事業者の事業活動とみなし、当規定を適用する。

[チェック
へ戻る](#)

4 地球温暖化対策推進法 『順守評価シート』 ー 続き ー

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
19. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則 法規施行令	・対象事業者及び計画書の作成、提出	名古屋市条例施行細則 84	・温室効果ガスの排出の抑制等のための「地球温暖化対策計画書」を作成し、これを知事に提出していますか？(名古屋市:市長) ・3年毎提出(提出期限:7月末)	名古屋・エネルギー管理士 笠寺:エネルギー管理員	□はい □いいえ 届出日:
		神奈川県条例 11	・特定大規模事業者は、規則で定めるところにより「事業活動温暖化対策計画書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか？		
神奈川県地球温暖化対策推進条例	・状況報告書の作成、提出	神奈川県条例 14	・事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者は、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した「排出状況報告書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか？	秦野 エネルギー管理士	□はい □いいえ 提出日:
		神奈川県条例 15	・計画書提出事業者は、規則で定める日までに地球温暖化対策の実施の結果を記載し「結果報告書」を作成し知事に提出していますか？		
名古屋:市民の健康と安全を確保する環境保全に関する条例施行細則 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例	・状況報告書の作成、提出	名古屋市条例73 市条例施行細則85④	・地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、知事に提出していますか？。(名古屋市:市長)	名古屋・エネルギー管理士 笠寺:エネルギー管理員	□はい □いいえ 届出日:
		滋賀県条例 21-1	・事業者行動計画の実施状況を記載した報告書「事業者行動報告書」を作成し、知事に提出していますか？(滋賀) ・毎年提出(提出期限7月末)		

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

(4) 省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)

0. SDGsとの関連性

【目標7.】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
【ターゲット7. 2&7. 3】

再生エネルギーの割合を大幅に拡大
世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増

【目標9.】 産業と技術革新の基盤をつくろう

【ターゲット9. 4】

廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減



1 適用要否の確認

【エネルギー及び燃料とは】(法第2条、則第2条)

●エネルギーとは、燃料並びに熱及び電気をいう。

燃料とは、原油及び揮発油、重油その他ナフサ、灯油、軽油、石油ガスの石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他コークス炉ガス、高炉ガスの石炭製品であって、燃料その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

【電気の需要の平準化とは】(法第2条)

●電気の需要の平準化とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

[目次](#)

《確認 1:工場等(連鎖化事業に係るものを含む)においてエネルギーを使用して事業を行う者ですか?》

◆エネルギーを使用して事業を行う者⇒適用を受ける⇒2A(P56)の順守が必要!

【工場等とは】(法第3条)

●工場等とは、工場又は事務所その他の事業場をいう。

【連鎖化事業とは】(法第19条、則第22条の2)

●連鎖化事業とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標や商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ継続的に経営する指導を行う事業であって、当該約款に、その事業に加盟する者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものをいう。

[チェック
へ戻る](#)

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2:荷主ですか?》

◆荷主である⇒適用を受ける⇒2B(P59)の順守が必要!

◆荷主でない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

《確認 3:貨物輸送事業者ですか?》

◆貨物輸送事業者である⇒適用を受ける⇒2C(本文省略)の順守が必要!

◆貨物輸送事業者でない⇒適用を受けない

《確認 4:旅客輸送事業者ですか?》

◆旅客輸送事業者である⇒適用を受ける⇒2D(本文省略)の順守が必要!

◆旅客輸送事業者でない⇒適用を受けない

《確認 5:航空輸送事業者ですか?》

◆旅客輸送事業者である⇒適用を受ける⇒2E(本文省略)の順守が必要!

◆旅客輸送事業者でない⇒適用を受けない

《確認 6: 建築物の建築主等ですか?》

- ◆建築物の建築主等である⇒適用を受ける⇒P61 建築物省エネ法の順守が必要!
- ◆建築物の建築主等でない⇒適用を受けない

《確認 7: 住宅の建築を業として行う建築主ですか?》

- ◆住宅の建築を業として行う建築主である⇒適用を受ける⇒2G(省略)の順守要!
- ◆住宅の建築を業として行う建築主でない⇒適用を受けない

《確認 8: エネルギー消費機器等製造事業者等ですか?》

- ◆エネルギー消費機器等製造事業者等である⇒適用を受ける⇒2H(省略)の順守要!
- ◆エネルギー消費機器等製造事業者等でない⇒適用を受けない

《確認 9: 熱損失防止建築材料製造事業者等ですか?》

- ◆熱損失防止建築材料製造事業者等である⇒適用を受ける⇒2I(省略)の順守要!
- ◆熱損失防止建築材料製造事業者等でない⇒適用を受けない

《確認 10: 電気事業者ですか?》

- ◆電気事業者である⇒適用を受ける⇒2J(省略)の順守が必要!
- ◆電気事業者でない⇒適用を受けない

2. 順守内容

事業者の努力(法第70条)

事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を確実に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

2A 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者

(1) エネルギー使用者の努力(法第4条)

エネルギーを使用する者は、基本方針に定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(2) エネルギー使用事業者の判断の基準となるべき事項(法第5条)

経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための所定の事項並びにエネルギー使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め公表する。

(3) 指導及び助言(法第6条)

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の的確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勧告して必要な指導及び助言をすることができる。

(4) エネルギー使用状況の届出(法第7条、第19条、令第2条)

工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等のエネルギーの前年度の使用量の合計が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等の前年度のエネルギー使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し指定事項を経済産業大臣に届出なければならない。

連鎖化事業者は、その連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの前年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等及びその連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度エネルギー使用量とその他のエネルギー使用の状況に関し所定事項を経済産業大臣に届出なければならない(P48参照)。

【特定事業者とは】(法第19条、令第2条)

- 特定事業者とは、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で

1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【特定連鎖化事業者とは】(法第19条、令第2条)

●特定連鎖化事業者とは、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(5) エネルギー管理統括者の選任と届出(法第7条の2、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等における、エネルギー使用量の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギー使用の方法の改善に及び監視等の業務を統括管理するため、事業の実施を統括管理(役員)する者からエネルギー管理統括者を選任しなければならない。エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) エネルギー管理企画推進者の選任と届出(法第7条の3、第19条の2)

特定事業者また特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者を補佐するため、エネルギー使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又は又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。そのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。さらにエネルギー管理企画推進者には省令で定める期間ごとに講習を受けさせなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 第1種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の選任(法第8条)

第1種特定事業者は、その設置している第1種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。そのエネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

【第1種エネルギー管理指定工場等とは】(法第7条の4、法第19条の2、令第2条の2)

●第1種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で3000キロリットル以上である工場等を第1種エネルギー管理指定工場等といい、それを設置している事業者を第1種特定事業者という。

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類		単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年		0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年		0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年		0.252KI/千kWh	
揮発油		KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ		KI/年		0.88KI/KI	
灯油		KI/年		0.95KI/KI	
軽油		KI/年		0.99KI/KI	
A重油		KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油		KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト		t/年		1.08KI/t	
石油コークス		t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)		t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)				1.41KI/t	
都市ガス		種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年		0.748KI/t	
	一般炭	t/年		0.663KI/t	
	無煙炭	t/年		0.694KI/t	
				合計(原油換算KI)	

[チェック
へ戻る](#)

(8) 第2種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の選任(法第18条)

第2種特定事業者は、その設置している第2種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理員を選任しなければならない。そのエネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

【第2種エネルギー管理指定工場等とは】(法第17条、第19条の2、令第2条、第6条)

●第2種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟

者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーが、第1種エネルギー管理指定工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上である工場等を第2種エネルギー管理指定工場といい、それを設置している事業者を第2種特定事業者という。

[チェック
へ戻る](#)

(9) 中長期計画の作成と提出(法第14条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等について、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断の基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(10) 定期報告(法第15条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設定しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(11) 指示及び命令(法第16条)

主務大臣は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、エネルギー使用の合理化計画を作成し提出すべき旨の指示をすることができる。さらにその後正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

①基本方針(法第3条)

経済産業大臣は、工業又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、機械機器等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギー使用の合理化に関する基本方針を定め、公表しなければならない。

○エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(H21経済産業省告示第57号)

②2016年4月より施行、運用強化

ティアド(特定事業者番号:0352031)

2017年度報告分【S】⇒2018年度報告分【S】⇒2019年度報告分【S】

- 省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- 優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下より厳格に調査する。

[チェック
へ戻る](#)

2018年度報告Sクラス 優良事業者 6467社(56.6%)	Aクラス 一般的な事業者 3180社(27.8%)	Bクラス 停滞事業者 1785社(15.6%)	Cクラス 注意を要する事業者
【水準】 ①努力目標達成 または ②ベンチマーク 目標達成	【水準】 SクラスにもBクラス にも該当しない事 業者	【水準】 ①努力目標未達 かつ直近2年連続 で原単位が対前 年度比増加 または ②5年間平均原単 位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の 中で特に判断基準 順守状況が不十分
【対応】 経産省HPで事業者 名や連続達成年数 を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、 現地調査等を重点 的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に 基づく指導を実施。

H27年度定期報告より

★★★詳細については、下記、資源エネルギー庁「特定事業者クラス分け実施結果」
インターネット情報を参照のこと。★★★

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/

[チェック
へ戻る](#)

2B 荷主

(1) 荷主の努力(法第58条)

荷主は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置を適確に実施することにより貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 荷主の判断の基準となるべき事項(法第59条)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、荷主の努力措置並びにその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し荷主の判断の基準となるべき事項を定めて公表する。

(3) 指導及び助言(法第58条)

主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勧告して必要な措置及び助言をすることができる。

(4) 貨物輸送量の届出(法第61条、令第10条)

荷主は、前年度の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が3000万トンキロ以上であるときは、経済産業省で定めるところにより所定の事項を経済産業大臣に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

【特定荷主とは】(法第61条、令第10条)

●特定荷主とは、荷主であって、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送される貨物の年度の輸送量が3000万トンキロ以上で、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣より指定された事業者。

(5) 計画の提出(法第62条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化目標に関するその達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 定期報告(法第63条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行なわせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量をその他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況及びその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施状況に関し、所定の事項を主務大臣に報告しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 勧告及び命令(法第64条)

主務大臣は、特定荷主における貨物輸送事業者に行なわせる貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、その貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告に従わないときはその旨を公表することができる。その勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2C 貨物輸送事業者

2D 旅客輸送事業者

2E 航空輸送事業者

2F 建築物の建築者等

(1) 建築主等の努力(法第72条)

建築物の建築をしようとする者等は、基本方針に定めるところに留意して建築物の外壁や窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備の他の機械換気設備や照明設備や給湯設備や昇降機に係るエネルギーの効率的利用のための措置を確実に実施することにより建築物に係るエネルギー使用の合理化に資するよう努めるとともに建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

2G 住宅事業建築主

2H エネルギー消費機器等製造事業者等

2I 熱損失防止建築材料製造事業者

2J 電気事業者

2K エネルギー供給事業者・建築物販売又は賃貸事業者・エネルギー消費機器
小売業者

は省略

4 省エネ法『順守評価シート』 - 続き -

チェック
へ戻る

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
省エネ法 施行令 施行規則	・エネルギー指定工場の 適用条件	法7の2 法7の4 令2② 法17 令6	・当所は、エネルギー指定工場のいずれに該当しますか？ ⇒ 下表の前年度使用実績記載(4月1日から3月31日までの年度におけるエネルギー使用量の合計) 原油換算値(電気と熱の合算) 第一種エネルギー管理指定工 3,000KI/年以上 第二種エネルギー管理指定工 1,500KI/年以上 前年度使用実績 KI	各製作所 生産部 総務 試験	※下記該当項目を□→■ □ 第1種エネルギー管理指定工場 □ 第2種エネルギー管理指定工場 □ 該当しない
	・特定事業者指定工場の届出		・燃料、電気の使用量が適用条件以上の場合、経済産業大臣に届出していますか？(5月末までに届出(合計と工場等の内訳を記載))	全社事務局	□はい □いいえ 届出書類
	・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任、届出	法7の2・則6, 6の3 法7の3・則6の4, 6	・エネルギー管理統括者を選任し届出をしていますか？(選任または解任があった日後の最初の7月末日までに) ・エネルギー企画推進者を選任し届出をしていますか？	全社事務局	□はい □いいえ 選任者名: 届出書類 □はい □いいえ 選任者名: 届出書類
	・エネルギー管理者(員)の選任、届出	法8・則8・9 法13・則11・13 法8・9則8, 9 則12	・エネルギー管理者(員)の選任届を経済産業大臣に届出していますか？(選任または解任があった日後の最初の7月末日までに)(選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内) ・エネルギー管理者(員)は、所定の資格を持った者から選任されていますか？ ・エネルギー管理員は3年毎の定期講習を受講されていますか？	各製作所 生産部 総務 試験	□はい □いいえ 年 月 日 届出 選任者名: □はい □いいえ 年 月 日 受講
	・エネルギー使用の中長期的な計画策定と提出	法14 則15	・毎年度、中長期的なエネルギー使用合理化計画を作成して、経済産業大臣に次年度の7月末日までに提出していますか？	全社事務局	□はい □いいえ 年 月 日 届出 届出計画書
	・エネルギー使用状況の定期報告	法15 則17	・毎年度、使用状況等について報告書を作成して、経済産業大臣に次年度の7月末日までに提出していますか？(該当項目を□→■へ) □使用量 □使用設備の状況 □設備の改廃状況 □合理化に関する設備の状況	全社事務局	□はい □いいえ 年 月 日 届出 エネルギー管理指定工場 単位の報告書
特定荷主 荷主対応 マニュアル	・特定荷主の要件	法61① 令10	・特定荷主に該当しますか？ …【年間貨物量: t・km】 ⇒ 貨物輸送業者に輸送させる貨物量が年間3,000万t・km以上の荷主が該当	全社事務局	□はい □いいえ
	・輸送量の届出	法61② 則42	・前年度において貨物業者に輸送させた輸送量が3,000万t・km以上の場合、経済産業省に提出していますか？ ⇒ 毎年度4/末まで	全社事務局	□はい □いいえ 年 月 日 届出 届出書類
	・中長期的な計画の作成と提出	法62 則45	・毎年度、中長期的なエネルギー使用合理化計画を主務大臣に提出していますか？ ⇒ 毎年度6/末まで	全社事務局	□はい □いいえ 年 月 日 届出 中長期計画書
	・エネルギー使用状況の定期報告	法63 則46	・毎年度、エネルギー使用状況の報告書を主務大臣に提出していますか？ ⇒ 毎年度6/末まで	全社事務局	□はい □いいえ 年 月 日 届出 エネルギー使用状況報告
電気事業法 秦野 名古屋 滋賀 笠寺	・主任技術者選任	法43① 規則52①	・事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任していますか？	各製作所 生産部 総務・ 試作試験部	□はい □いいえ 主任技術者氏名: 主任技術者選任又は解任 届出書
	・主任技術者選任又は解任届出	法43③ 規則55	・主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出ないですか？【解任したときも、同様とする。】	各製作所 生産部 総務・ 試作試験部	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日 主任技術者氏名: 主任技術者選任又は解任

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次へ

(5) 建築物エネルギー消費性能向上法

2015年7月8日公布 2016年4月1日施行

0. SDGsとの関連性

【目標7.】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
【ターゲット7. 2&7. 3】
再生エネルギーの割合を大幅に拡大
世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増



1 適用要否の確認

《確認 1: 建築物に関する建築主等ですか?》

◆**建築主等である⇒適用を受ける⇒2A(P61)の順守が必要!**

◆**建築主でない⇒適用を受けない**

★**令和1年5月17日公布、公布後6ヶ月以内・2年以内等に施行。**
—**平成29年4月の施行予定である。**

[チェック
へ戻る](#)

【建築物とは】(法第2条、令第1条)

- 『建築物』とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
『建築設備』とは、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機をいう。
『建築主等』とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする建築主又は建築物の所有者や管理者若しくは占有者をいう。

2. 順守事項

[目次](#)

2A 建築主等

(1) 建築主等の努力(法第6条、第7条)

建築主等は、その建築物の新築や増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする建築物についてエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 指導及び助言(法第8条、第9条、第10条)

所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して建築物の設計や施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準の適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施行を行う事業者に対しエネルギー消費性能を勘案して建築物のエネルギー消費性能向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、建築物の直接外気に接する屋根や壁又は床を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造や加工又は輸入を行う事業者に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

[チェック
へ戻る](#)

[チェック
へ戻る](#)

(3) 特定建築物の建築主の基準適合義務及び適合性判定(法第11条、第12条、
令第3条、第4条) **2021年4月1日から2000⇒300㎡に変更が施行**

政令で定める住宅部以外の非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める床面積の合計が~~2000~~**300**㎡以上である特定建築物の新築若しくは増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築をし当該建築物が増築後において特定建築物となる場合の建築主は、当該特定建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合されなければならない。

特定建築行為をしようとする建築主は、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を作成し、所轄行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 特定建築物に係る基準適合命令等及び報告と検査等(法第14条、第17条、令第6条)

所管行政庁は、特定建築物建築主の基準適合義務に違反している事実があると認めるときは、当該建築主に対し相当の期間を定めて当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、特定建築物に係る基準適合命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主に対し特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り特定建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(5) 一定規模以上の建築物の建築主の届出等(法第19条、令第8条)

特定建築物以外の建築物の新築及び増築又は改築にあってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める床面積の合計が300㎡以上のものの建築主は、その工事に着手する日の21日前までに国土交通省令で定めるところにより当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所轄行政庁に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) 建築物に係る計画変更指示等及び報告と検査等(法第19条、第21条、令第9条)

所管行政庁は、建築物建築に関する届け出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から21日以内に限り、その届出をした者に対しその届出に係る変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

所轄行政庁は当該指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し相当の期間を定めてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、計画変更指示命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主等に対し建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(7) 特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定(法第23条、第25条)

国土交通大臣は、建築主の申請により特殊な構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。当該認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては、同行の届出をしたものとみなす。

(8) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条30条35条、令第13条)

建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築や改築及び修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和等の設備若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し所轄行政庁の認定を申請することができる。当該認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては同等の届出を打出したものとみなす。また建築基準法の建築物の容積率の算出の基礎となる延べ面積には、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は参入しないものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(9) 建築物エネルギー消費性能に係る認定(法第36、則第9条)

建築物の所有者は、国土交通省で定めるところにより所轄行政庁に対し当該建築物に

ついて建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。
 当該認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物その敷地又はその利用に関する広告
 や契約に係る書類その他国土交通大臣が定める宣伝用物品や銃砲を提供するために
 作成する電磁的記録に国土交通省令で定めるところにより当該建築物が当該認定を受
 けている旨の表示を付することができる。

4. 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(順守チェックシート)

[チェック
へ戻る](#)

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律 (H29/4/1~施行)	・特定建築物の適合性判定	法18、22 令7	・新築・増改築を行った、もしくは行う予定がありますか？ (含む: 寮、社宅) 但し、自動車車庫、駐輪場、仮設建築物、等は除く それは、特定建築行為に該当しますか？ 新築: 非住宅部分の床面積2,000㎡以上 増改築: 増改築部分の非住宅部の床面積が 300㎡以上あり 増改築後の非住宅部の床面積が2,000㎡以上	人事総務	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		法12(建築物エネルギー消費性能適合性判定)①、⑥ 令4(特定建築物の非住宅部分の規模等)	※該当しない場合、以下回答不要 ・その工事に着手する前に、所管行政庁(知事、市長)建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けていますか ・建築主事又は指定確認検査機関に適合判定通知書又はその写しを添えて建築確認申請を行い、確認証の交付を受けていますか？ 申請先(秦野:民間に提出、名古屋:愛知県、笠寺:名古屋市長、滋賀:東近江市)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい 年 月 日 <input type="checkbox"/> はい 年 月 日
	法19(建築物の建築に関する届出等) 令8 (所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模) 則12(建築物の建築に関する届出)	それは、エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして定められているものですか？ 新築: 特定建築物以外の建築物であって床面積の合計が300㎡以上 増改築: 建築物の増築又は改築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上 (特定建築行為に該当するものを除く。) ※該当しない場合、以下回答不要 ・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を、その工事に着手する日の21日前までに所管行政庁に届け出していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい 年 月 日 届出		

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[チェック
へ戻る](#)

[目次](#)

(6)フロン排出抑制法

2020年4月1日施行:機器廃棄時のフロン未回収の罰則追加



0. SDGsとの関連性

【目標13.】気候変動に具体的な対策を

【ターゲット13. 1&13. 2】

気候関連災害・自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力強化
気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画へ展開

★★★「改正フロン排出抑制法の概要」を参照★★★

<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaivo/sanko.html>

《確認 1:フロン類製造業者等ですか?》

目次

◆フロン類製造業者等である⇒適用を受ける⇒2A(P65), 2B(P65)の順守が必要!

◆フロン類製造業者等でない⇒適用を受けない

【フロン類とは】(法第2条)

- フロン類とは、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうちオゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質並びに地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

チェック
へ戻る

《確認 2:指定製品製造業者等ですか?》

◆指定製品製造業者等である⇒適用を受ける⇒2A(P65), 2C(P66)の順守が必要!

◆指定製品製造業者等でない⇒適用を受けない

【指定製品とは】(法第2条)

- 指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我国において大量に使用され、かつ相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出抑制を推進することを技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

《確認 3:第1種特定製品管理者ですか?》

◆第1種特定製品管理者である⇒適用を受ける⇒2A(P65), 2D(P66)の順守が必要!

◆第1種特定製品管理者でない⇒適用を受けない

【特定製品とは】(法第2条)

- 特定製品とは、第1種特定製品及び第2種特定製品をいう。

【第1種特定製品とは】(法第2条)

- 第1種特定製品とは、エアコンディショナー及び冷蔵機器や冷凍機器のうち、一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。

【第2種特定製品とは】(法第2条、第89条)

- 第2種特定製品とは、使用済自動車再資源化法第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
第2種特定製品に使用されているフロン類の回収破壊については、この法律で定めるほか使用済自動車再資源化法の定めるところによる。

チェック
へ戻る

《確認 4:第1種特定製品整備者ですか?》

◆第1種特定製品整備者である⇒適用を受ける⇒2A(P65), 2E(P68)の順守が必要!

◆第1種特定製品整備者でない⇒適用を受けない

《確認 5:特定解体工事元請業者ですか?》

◆特定解体工事元請業者である⇒適用を受ける⇒2A(P65), 2F(P69)の順守が必要!

◆特定解体工事元請業者でない⇒適用を受けない

《確認 6: 第1種フロン類充填回収業者ですか?》

- ◆第1種フロン類充填回収業者である⇒適用を受ける⇒2A, 2G(P69)の順守が必要!
- ◆第1種フロン類充填回収業者でない⇒適用を受けない

【第1種フロン類充填回収業者とは】(法第2条)

- 第1種フロン類充填回収業者とは、第1種特定製品の整備が行われる場合において当該第1種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第1種特定製品の整備又は廃棄等が行なわれる場合において当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことについて当法による登録を受けた者をいう。

《確認 7: 第1種フロン類再生業者ですか?》

- ◆第1種フロン類再生業者である⇒適用を受ける⇒2A, 2H(P69)の順守が必要!
- ◆第1種フロン類再生業者でない⇒適用を受けない

【第1種フロン類再生業者とは】(法第2条)

- 第1種フロン類再生業者とは、第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

《確認 8: フロン類破壊業者ですか?》

- ◆フロン類破壊業者である⇒適用を受ける⇒2A, 2I(P71)の順守が必要!
- ◆フロン類破壊業者でない⇒適用を受けない

【第1種フロン類破壊業者とは】(法第2条)

- フロン類破壊業者とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

2. 順守内容

特定製品の管理者の責務(法第5条)

特定製品の管理者は、指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施作に協力しなければならない。

2A 何人も

(1)フロン類の放出禁止(法第86条)

何人もみだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

[チェック
へ戻る](#)

2B フロン類製造業者等

(1)フロン類製造業者等の判断基準となるべき事項(法第9条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(2)指導及び助言(法第10条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(3)勧告及び命令(法第11条)

主務大臣は、フロン類の製造業者等のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けたフロン類の製造業者

等がその勧告に従わなかった旨を公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2C 指定製品製造業等

(1) 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項(法第12条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに使用フロン類の環境影響度の低減に関し、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 勧告及び命令(法第13条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、判断の基準となるべき事項に照らして、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、なお正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 環境影響度の表示(法第14条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し、指定製品の製造業者等が表示に際して指定製品の製造業者等が順守すべき事項を定め、これを告示するものとする。

(4) 勧告及び命令(法第15条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について、告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審査会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 特定製品へのフロン類の放出禁止等の表示(法第87条)

特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売するときまでに、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に見やすくかつ容易に消滅しない方法で、当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと、当該特定製品を廃棄する場合には当該フロン類の回収が必要であること、当該フロン類の種類及び数量その他主務省令で定める事項を表示しなければならない。

2D 第1種特定製品管理者

(1) 第1種特定製品管理者の判断の基準となるべき事項(法第16条、H26年経済・環境省告示第13号)

主務大臣は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第1種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第1種特定製品の使用等に際して取組むべき措置に関して、第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 指導及び助言(法第17条)

都道府県知事は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の使用等について必要な措置及び助言をすることができる。

(3) 勧告及び命令(法第18条、則第2条)

都道府県知事は、第1種特定製品の管理者の管理第1種特定製品の使用等状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第1種特定

製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品の管理者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた第1種特定製品の管理者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

チェック
へ戻る

(4)フロン類算定漏えい量等の報告等(法第19条、フロン類算定漏えい量報告等命令)

第1種特定製品の管理者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を、当該第1種特定製品の管理者に係る事業を所轄する大臣に報告しなければならない。

チェック
へ戻る

【第1種特定製品の管理者が講ずべき措置とは】(法第16・18・19・42条、告示)

①管理第1種特定製品の点検

●簡易点検:全製品、3ヵ月に1回以上

エアコンディショナー:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無

冷蔵機器及び冷凍機器:◆異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無
◆冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚、その他の設備設置場所の温度

注意)冷凍式エアードライヤー内蔵型・搭載型空気圧縮機、別置形冷凍式エアードライヤーも対象となる。

★★★詳細については、下記「フロン漏えい簡易点検の手引」インターネット情報を参照のこと。★★★

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kannitennkenpanfuretto.pdf

チェック
へ戻る

●定期点検:全製品、一定以上の製品

エアコンディショナー:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満のものは、3年に1回以上、50kW以上のものは、1年に1回以上

冷蔵機器及び冷凍機器:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上のものは、1年に1回以上

チェック
へ戻る

②管理第1種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

●漏えい個所の修理

●故障等に係る点検及び修理

●漏えい又は故障を確認した場合は、修理が完了するまで、フロン類の充填を委託してはならない

チェック
へ戻る

③点検及び修理に係る記録

●管理第1種特定製品ごとに、点検及び整備に係る事項を記載した記録を備え、当該管理第1種特定製品を廃棄した後も3年間保存

●第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収者から、管理第1種特定製品の整備に際して記録簿の提示を求められたときは、これに応ずる

●管理第1種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、特定製品の製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収者に対して、冷媒の種類を説明する

●管理第1種特定製品を他者に売却する場合、記録簿又はその写しを当該管理第1種特定製品と合せて売却の相手方に引き渡す

チェック
へ戻る

④フロン類算定漏えい量等の報告等

●フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-t 以上の第1種特定製品の管理者は、毎年7/末日、所轄大臣に前年度の実績報告(文献1、P73、表8)

●フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-tを超えていなくても、監視の意味で実績の集計は必要となる

チェック
へ戻る

【第1種特定製品廃棄等実施者とは】(法第2条、法第41条)

●第1種特定製品廃棄等実施者とは、第1種特定製品を廃棄すること又は当該製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することを行おうとする第1種特定製品の管理者をいう。

(5) フロン類の引渡義務(法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、自ら又は他の者に委託して、第1種フロン類充填回収業者に対し、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引渡さなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) 書面の交付(法第43条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第1種フロン類充填回収業者に引渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第1種フロン類充填回収業者に所定事項を記載した書面を交付しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 引取証明書による確認と保存(法第45条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを、それぞれ当該引取証明書により確認し、かつ当該証明書を、それぞれ交付を受けた日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また主務省令で定める期間内(30日以内)に引取証明書の交付を受けないとき又は所定事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡さなければならない。但し、廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができる。

[チェック
へ戻る](#)

(8) 解体工事発注時の協力(法第42条)

建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認結果についての書面を3年間保存しなければならない。

(9) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者に対し、フロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(10) 勧告及び命令(法第49条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者が書面の交付や引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種特定製品廃棄等実施者があるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、期限を定めて当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品廃棄等実施者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(11) 費用負担(法第74条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金をの支払いを行なうことにより、当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

2E 第1種特定製品整備者

(1) フロン類充填の委託義務等(法第37条)

第1種特定製品の整備を行う者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒としてフロンを充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(2) フロン類回収の委託義務等(法第39条)

第1種特定製品整備者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(3) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者に対し、フロン類の充填のお委託や回収の委託の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充填の委託や回収の委託の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(4) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種特定製品整備者は、再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者に、当該再生証明書を回付しなければならない。さらに当該回付をした再生証明書の写しを、当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(5) 勧告及び命令(法第49条、法第62条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者がフロン類の充填の委託や回収の委託をに際して第1週フロン類充填回収業者に通知すべき規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な処置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の充填の委託や回収の委託をしない第1種特定製品整備者があるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、期限を定めて当該充填の委託や回収の委託をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた第1種特定製品整備者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置をとらなければならないことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種特定製品整備者が再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品整備者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(6) 費用負担及び費用請求(法第74条)

第1種特定製品整備者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払いを行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。第1週特定製品整備者は、自らフロン類の回収を行ったときは、当該第1種特定製品のせいびの発注をした第1種特定製品管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し適正な料金を請求することができる。

2F 特定解体工事元請業者

(1) 第1種特定製品設置有無の確認(法第24条)

建築物その他の工作物の全体又は一部を解体する建築工事を発注しようとする第1種特定製品管理者から直接当該建設工事を請負おうとする建設業を営む者は、当該建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、所定事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(2) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、特定解体工事元請業者に対し、建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無についての確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認及び説明の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

2G 第1種フロン類充填回収業者

(1) 登録(法第27条、則第8条)

第1種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(2) 引取義務と引取証明書の交付(法第44条、法第45条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接又は第1種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の引取を求められたときは、書面の交付又は委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。フロン類の引取に当っては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収しなければならない。

第1種フロン類回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接フロン類を引取ったときは、フロン類の引取を証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また第1種フロン類引取受託者を通してフロン類を引取ったときは、当該第1種フロン類引取受託者に引取証明書を交付するとともに、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。

(3)引渡義務(法第46条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者や第1種特定製品整備者からフロン類を引取ったときは、自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第1種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引渡さなければならない。フロン類の引渡に当っては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

(4)充填量及び回収量の記録と報告(法第47条)

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第1種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1種フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、その業務を行う事業所に保存しなければならない。また第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る充填量や回収量の記録を閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに毎年度、前年度において第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1週フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(5)指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の引取及び引渡しの実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該引取及び引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6)再生証明書の回付(法第59条)

第1種フロン類充填回収業者は、再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく所定の区分に応じ、それぞれの該当者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(7)勧告及び命令(法第49条、法第62)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者が充填証明書や回収証明書の交付に係る規定及び引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。また第1種フロン類充填回収業者がフロン類の充填に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくて、フロン類の引取り又は引渡しをしない第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、その観光に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種フロン類充填回収業者が、再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8)費用請求と費用負担(法第74条、法第75条、法第69条)

2H 第1種フロン類再生業者

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けようとするときは又は第1種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引取りを求められたときは、当該第1種特定製品整備者又は第1種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第1種フロン類再生業者に引渡すために行なう運搬及び当該フロン類の破壊マヤは再生を行う場合に必要となる費用に関し適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類充填回収業者は、第1種フロン類再生業者のフロン類の再生に要する費用の請求に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。またフロン類破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。

(1) 許可(法第50条、則第55条)

第1種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

(2) 再生義務と再生証明書の交付(法第58条、則第59条)

第1種フロン類再生業者は、第1種フロン類充填回収業者からフロン類を引取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。フロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうち再生されなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引渡さなければならない。またフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(3) 再生の記録等(法第60条)

第1種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(4) 指導及び助言(法第61条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者に対し、フロン類の引渡しを確保するため、必要があると認めるときは、当該引渡しに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(5) 勧告及び命令(法第62条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者がフロン類の再生に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種フロン類再生業者があるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類再生業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(6) 費用請求と費用負担(法第75条、法第69条)

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類再生業者は、フロン類は破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて、適正な料金の支払いを行うものとする。

21 フロン類破壊業者

(1) 許可(法第63条、則第70条)

フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

(2) 引取及び破壊義務と費用の請求(法第69条)

フロン類破壊業者は、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。また自動車製造業者等からフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。フロン類を引取ったときマヤはフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。

(3) 破壊証明書の交付(法第70条)

フロン類破壊業者は、フロン類を引取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところ

により、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付した日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(4) 破壊量の記録(法第71条)

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第72条)

主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取りや破壊の受託又は破壊の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第73条)

主務大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊に関する基準を順守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また正当な理由がなくてフロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 留意事項

(1) 指針の策定(法第3条)

主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について指針を定め公表するものとする。

4 フロン排出抑制法「順守評価シート」

【対象: 全社(含む: 空調機器(スポットクーラー含む)に関して)】

notes
点検記録等の保管期

チェック
へ戻る

法規名	要求事項	条項	適用条件	担当	チェック結果(コメント)エビデンス
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理者	2条-8項	・フロン類使用製品の所有者、その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任者を置いていますか？	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 管理責任者(管理職):
	「管理の適正化」	2条-9項	・当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図っていますか。 ・該当製品の台帳管理をしていますか？	人事・総務 生技セ 技本・試験	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 登録台帳:
施行令 フロン排出抑制法の体系	簡易定期点検 第一種特定製品	法16条 告示第2、 1項	第一種特定製品対象 ・簡易定期点検を行っていますか？(3か月に一回以上) →異常音・外観損傷・摩耗・腐食及び錆び、その他劣化・油漏れ・熱交換器の霜付着有無の確認 ・簡易点検記録を管理していますか？ 業者点検記録がある場合にはこれを入手/保管する	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 簡易点検記録 点検記録No.:
環境省 フロン排出抑制ポータルサイト	定期点検 (業者・有資格者)	法16条 告示第2、 2項、 第4	・第一種特定製品で定格7.5KW以上のフロン類使用製品の定期点検を行っていますか ・7.5kw以上の冷凍冷蔵機器:1年に1回以上 ・50kw以上の空調機器:1年に1回以上 ・7.5~50kw未満の空調機器:3年に1回以上 ・定期点検記録を管理していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 定期点検記録No. : 定期点検記録 保管ファイル:
経産省・ 環境省 告示第13号	記録の保管	法16条 告示第4号	・点検記録簿・冷媒回収証明・充填証明等の記録簿は製品廃棄まで保存していますか ・各事業所は冷媒充填量を把握し、その結果(充填量換算後)を本社事務局へ報告していますか？(1回/年:6月末までに)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 登録台帳: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 報告年月日: 年 月 日
	漏洩量の把握及び報告	法19① 命令2, 3, 4	・毎年度、第1種特定製品の管理者(全社事務局)は、全事業所分を集計したフロン類算定漏えい量が1,000 CO2-t以上(特定漏えい者)の場合、国(事業所管大臣)へ報告していますか？	全社事務局	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(漏洩量合計: t-CO2) 届出日: 年 月 日 集計表 報告書
	点検/回収/修理/破壊証明の受理	法37④ 測15, 16 法39⑥ 測22, 23	・点検記録簿・冷媒回収証明・充填証明等の記録簿は点検/回収/修理/破壊処理終了後30日以内に受理しましたか？ エビデンス:各種記録簿、委託確認書	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 点検日: 年 月 日 回収証明受領日: 充填証明受領日: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 廃却日: 廃却一覧表、回収依頼書、委託確認書等
	第1種特定製品の廃棄等	法43	・第1種特定製品の廃棄を行いましたか？(手引き第3版 5頁) 業務用エアコン(スポットクーラー含む)・冷蔵庫機器・冷凍機器(自販機含む)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 上記同
	事業者の責務	法2	・特定製品が整備され、又は廃棄される場合、フロン類の適正かつ確実な回収、破壊及び排出の抑制に必要な措置を講じていますか？		

【対象: 全社(含む:空調機器(スポットクーラ含む)に関して)】

法規名	要求事項	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
フロン類 の使用の 合理化及 び管理の 適正化に 関する 法律	第1種特定製品廃棄等実 施者の引渡義務	法43	・自ら又は委託して、フロン類を第一種フロン 回収業者に引渡していますか？(技本)	人事・総務 技本、試験	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 破壊業者許可書
			・直接、フロン類を第1種フロン類回収業者に 引渡す時に、回収依頼書を交付していますか？ ・他の者に委託するときには、委託者に対して 委託確認書を交付していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 回収依頼書又は委託 確認書:
			・回収依頼書、委託確認書の写しを3年間保管 していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 保管状況及び一覧表等
	引取証明書(フロン類の引 取を証 する書面)	法45	・第1種フロン類引渡委託者又は第1種特定製 品の廃棄等実施者は、第1種 フロン類回収 業者より引取証明書を受け取りましたか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 最新版引取証明書
・第1種特定製品の廃棄等実施者は、引取証明 書の交付又は当該引取証明書の写し送付に より引渡しの終了の確認を行いましたか？			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 最新版引取証明書		
・回収依頼書又は委託確認書を交付の日から30日以 内に引取証明書の交付又は引取証明書の写 しの送付を受けないとき、虚偽の内容の交付 又は送付をうけたときには、都道府県知事に 報告しましたか？ ・引取証明書の写しを3年間保管していますか？			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 奉告日: 報告書 保管状況および 一覧表 等		
回収ポンベ			・回収ポンベは、耐圧検査有効期限内 (技本)	技本・試験	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る 目次へ
法律等が守られている			
法律等が守られていない			

(7) 化学物質排出把握管理促進法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 4】

製品ライフサイクルで適正な化学物質・廃棄物管理と大気、水、土壌への放出削減

3 すべての人に
健康と福祉を



12 つくる責任
つかう責任



1 適用要否の確認

【PRTRとは】

Pollutant Release and Transfer Registration の略で、環境汚染物質排出・移動登録制度と訳されている。

《確認 1: 第1種指定化学物質等取扱事業者ですか?》

◆ 第1種指定化学物質等取扱事業者である⇒適用を受ける⇒2A(P75)の順守が必要!

◆ 第1種指定化学物質等取扱事業者でない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【第1種指定化学物質とは】(法第2条、令第1条別表第1)

● 第1種指定化学物質とは、次の3つの条件いずれかに該当する化学物質で、相当広範な地域の環境において継続して存在することが認められるもので、462物質が指定されている。

- ① 人の健康や生息生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ② 自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が人の健康や動植物の生息生育に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ③ オゾン層を破壊し太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれのあるもの

[目次](#)

★★★「第1種指定指定化学物質のリスト」の詳細は、下記インターネット情報を参照★★★

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf

【第1種指定化学物質等取扱事業者とは】(法第2条、令第3条～第5条)

● 第1種指定化学物質等取扱事業者とは、第1種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として第1種指定化学物質又は第1種指定化学物質1%以上含有する製品を使用する者その他業として第1種指定化学物質等を取扱う者。及び事業活動に伴って付随的にその第1種指定化学物質を生成し排出することが見込まれる者であって、政令で定める24業種に該当し、その第1種指定化学物質を年間1トン以上取扱い、常時雇用する従業員の数が21人以上である事業場を有する事業者。さらにカドミウム・砒素等15種の特定第1種指定化学物質又はその物質を0.1%以上含有する製品を年間0.5トン以上取扱う事業場を有する事業者。その他政令で定める要件に該当する者をいう。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 第2種指定化学物質等取扱事業者ですか?》

◆ 第2種指定化学物質等取扱事業者である⇒適用を受ける⇒2B(P75)の順守が必要!

◆ 第2種指定化学物質等取扱事業者でない⇒適用を受けない

【第2種指定化学物質とは】(法第2条、令別表第2)

● 第2種指定化学物質とは、第1種指定化学物質の条件のいずれかに該当し、相当広範な地域の環境において継続して存在することとなることを見込まれるもので、100物質が指定されている。

★★★「第2種指定指定化学物質のリスト」の詳細は、下記インターネット情報を参照★★★

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf

[チェック
へ戻る](#)

2 組織の行うべき内容

指定化学物質等取扱事業者の責務(令第4条)

第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ化学物質管理指針に留意して指定化学物質の製造使用その他の取扱等に係る管理を行うとともにその管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。

2A 第1種指定化学物質等取扱事業者

(1) 排出量及び移動量の把握と届出(法第5条、則第2条～第6条)

第1種指定化学物質等取扱事業者は、第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握して、毎年、事業者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届出なければならない。[チェックへ戻る](#)

(2) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときは、その相手方に対して、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS: Safety Data Sheet)を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。また、その情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

★★★「製品安全データシート」の詳細は、下記インターネット情報を参照★★★

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

◆指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省 令第401号)。

[チェックへ戻る](#)

(3) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。[チェックへ戻る](#)

2B 第2種指定化学物質等取扱事業者

(1) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときには、その相手方に対して、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。またその情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

◆指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省令 第401号)。

(2) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

3 留意事項

(1) SDSの記載事項

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令)

SDSの主な記載事項は次のとおりである。

用途、組成・成分情報、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露防止及び保護措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、有害性情報、廃棄場の注意、輸送上の注意、適用法令など。[チェックへ戻る](#)

(2) SDSは何のためにあるのか？

(自動車部品工業会; SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

[チェックへ戻る](#)

◆SDSは工場で使用する材料・副資材の化学物質管理の基本となるもの。

①化学品を使用する人たちの安全性を確保するため
(健康被害、化学品事故等の未然防止)

②成分情報を用いて、行政への各種届出をするため
(例)PRTR法;届出等

[チェックへ戻る](#)

- ③輸送(輸出)する際に、必要な情報を得るため
(例)国連の危険物輸送に関する勧告への対応
- ④廃棄物処理業者への適切な廃棄のための情報伝達

(3)SDSでやれること、やれないこと
(自動車部品工業会;SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

【SDSでやれること】

- ①日本の法規で報告を義務化した閾値以上の物質の含有情報がわかる
- ②日本の労働安全衛生法で規定した化学物質のリスクアセスメントに利用できる
- ③火災等の災害時の情報収集ツールとして活用できる
- ④日本の労働安全衛生法への対応、毒物・劇物法への対応、化管法等への対応ができる
- ⑤廃棄物業者への情報伝達ツールとして活用できる
- ⑥輸送業者への情報伝達ツールとして活用できる

.....等

【SDSでやれないこと】

- ①化学品の全成分は分からない(IMDS等の情報伝達には情報不足)
- ②海外輸出する場合、日本のSDSをそのまま現地語に訳すのでは、輸出先の国のSDSとはならない
(例)EU-REACHに適合したSDSとはならない

.....等

(4)SDS及びラベルに関するJIS Z 7252 & 7253の改正
(自動車部品工業会;SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

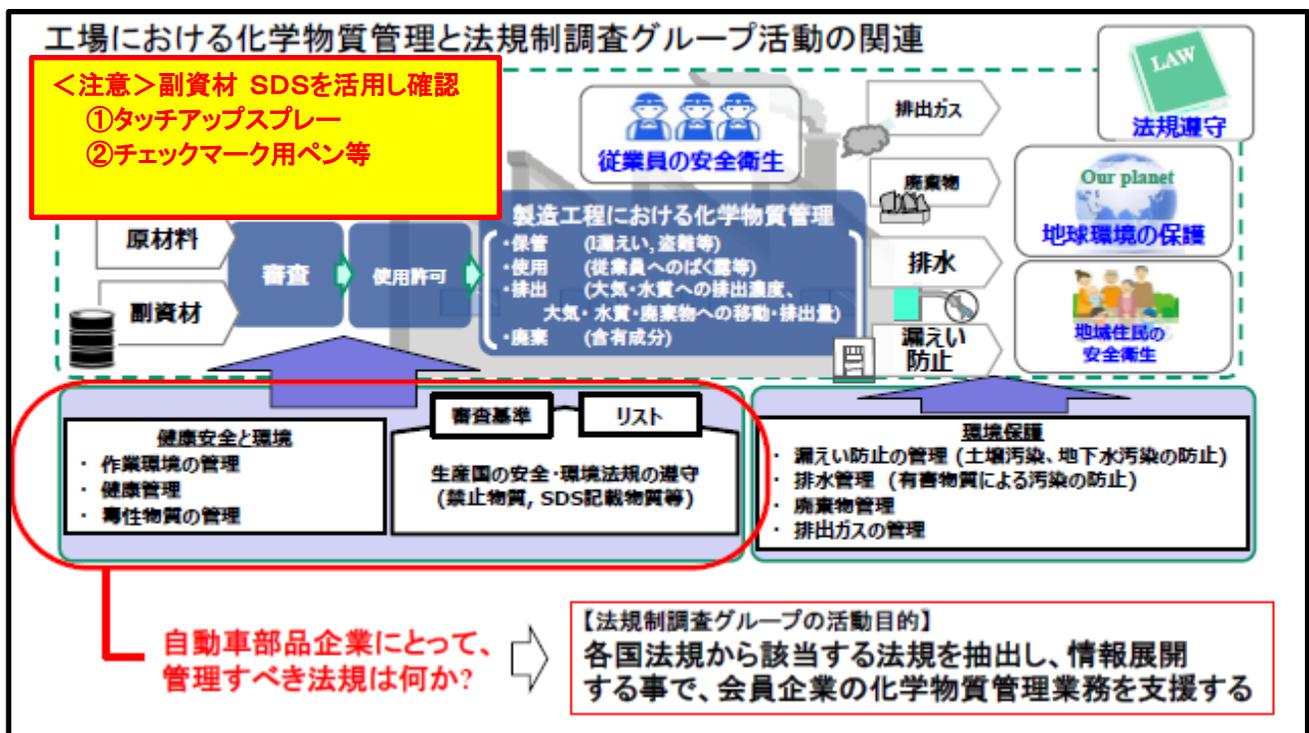
EU改正CLP規則(公布日:2019年3月27日、義務適用日2020年10月17日、詳細はP125参照)を受けて、

- ①JISが改正され、今後、3年以内に改正JISに従ったSDS及びラベルへの更新が必要です
- ②材料・副資材メーカーと協力してSDS及びラベルの更新作業を推進して下さい
- ③材料・副資材メーカーの自主性にお任せするのではなく自社で担当者を決めて最新版SDSの入手、フォローを行なってください

[チェックへ戻る](#)

(5)生産に関わる化学物質関連法規制調査資料の紹介
(自動車部品工業会;SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

自動車部品工業会の法規制調査グループでは、下図赤字部の管理すべき国内・海外法規制について、支援するツールを整備しています。教育の補助資料、自社の法規制情報の共有、拠点監査の事前確認、環境法順守状況のチェックに活用が期待できます。JAPIA会員専用ページに掲載します。是非、参考にしてください。



4 PRTR法『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス																																				
13. PRTR法 施行規則 法規施行令	・第1種指定化学物質	法2② 令1別表1	・当所は、政令で指定された第1種指定化学物質を取り扱っていますか (462物質例 鉛、キシレン、トルエン、フロンR22等)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																				
	・特定第1種指定化学物質	令4①イ	・当所は、政令で指定された特定第1種指定化学物質(15物質)を取り扱っていますか ⇒【上記別表1の第1種指定化学物質の内、特定第1種の○印が対象】例: 石綿、6価クロム化合物、ベンゼン等	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																				
愛知県民の生活環境の保全等に関する条例 名古屋市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	・事業者の責務	法4 愛知県条例68、69条 名古屋条例 神奈川条例39、42条	・指定化学物質取扱事業者は、第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあることを認識し、化学物質管理指針に留意して指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行っていますか？(滋賀は法令のみ) 名古屋、笠寺: 特定化学物質等管理書の作成と取扱量の報告 秦野: 管理に関する目標の作成と取扱量・目標の状況報告	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:																																				
	・第1種指定化学物質等取扱事業者の特定	法2② 令3~5	・当所は、第1種指定化学物質取扱事業者場に特定されますか(該当項目を□→■へ) <input type="checkbox"/> 従業員数、常用雇用者数が21以上 <input type="checkbox"/> 第1種指定化学物質の年間取扱量1t以上 <input type="checkbox"/> 特定第1種指定化学物質の年間取扱量0.5t以上	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																				
神奈川県生活環境の保全等に関する条例 PRTR制度概要	・第1種指定化学物質の排出等の把握	法5①②③	・第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握を把握していますか？(下表に記載) ※前年度排出量等の把握(本表に記載)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>当所が届け出た主な化学物質の名</th> <th>年間取扱量</th> <th>年間排出量</th> <th>年間移動量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キシレン</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>クロム及び3価クロム</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>			当所が届け出た主な化学物質の名	年間取扱量	年間排出量	年間移動量	キシレン	t	t	t	クロム及び3価クロム	t	t	t	トルエン	t	t	t	ニッケル	t	t	t	鉛	t	t	t	ベンゼン	t	t	t	・	t	t	t	・	t	t	t
当所が届け出た主な化学物質の名	年間取扱量	年間排出量	年間移動量																																						
キシレン	t	t	t																																						
クロム及び3価クロム	t	t	t																																						
トルエン	t	t	t																																						
ニッケル	t	t	t																																						
鉛	t	t	t																																						
ベンゼン	t	t	t																																						
・	t	t	t																																						
・	t	t	t																																						
	・排出量及び移動量等の把握、届出	法5①②③	・4月1日～翌年3月31日までの年間取扱量・排出量及び移動量を把握し、6月30日までに都道府県知事へ提出されていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 届出書No.																																					
	指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供 SDS(安全データシート)	法14①② 省令3	指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に譲渡又は提供するときは、その譲渡、提供するときまでに、相手方に対して当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(性状取扱情報)を提供(文書、磁気ディスク等)該当する物質がありますか？ ※ SDSを仕入れ先に提供されていますか？ また、仕入れ先が保管していますか？	人事/総務 受入・調達 生産部 試験 品証 品管	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ SDSの提供: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ SDS保管状況確認: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																				
秦野 神奈川県生活条例	・化学物質管理目標作成・達成状況報告書届出	神奈川県生活条例42	・化学物質管理目標作成・達成状況報告書の届出をしていますか？	秦野 人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:																																				
..... 名古屋・笠寺 県民の生活環境の保全等に関する条例・条例施行規則	・特定化学物質等取扱事業者(県・市条例により定められているもの、H30年度時点では「第1種指定化学物質取扱事業者」と同等定義となっている。) ・指定化学物質の取扱量の把握、届出等 ・特定化学物質等適正管理書の作成等	愛知県条例施行規則77 名古屋条例施行細則43 愛知県条例68 名古屋条例48 愛知県条例69 名古屋条例49	・特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面を作成するよう努めていますか？ ・特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出していますか？ ・把握される前年度の特定化学物質の取扱量を毎年度6月末までに知事に届出をしていますか？(名古屋市:市長) ・特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面を作成するよう努めていますか？ ・特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出していますか？(名古屋市:市長)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:																																				
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・条例施行規則	・特定事業所における事故時の措置	愛知県条例70 名古屋条例50	・設備の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の処置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届出していますか？(名古屋市:市長)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:																																				

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

(8) 大気汚染防止法

2015年6月19日公布 2018年4月1日施行
 参考:水銀環境汚染防止法 2017年8月16日施行

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標11.】 住み続けられるまちづくりを

【ターゲット11. 6】

大気の大気質、廃棄物管理等、都市の環境上の悪影響軽減



1 適用要否の確認

《確認 1: 煤煙発生施設設置者ですか?》

◆煤煙発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒2A(P82)の順守が必要!

◆煤煙発生施設設置者でない⇒適用を受けない

【煤煙とは】(法第2条、令第1条)

●煤煙とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん及び物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

【煤煙発生施設とは】(法第2条、令第2条別表第1)

●煤煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で、煤煙を発生し排出するものうち、その施設から排出される煤煙が大気の汚染の原因となるものとして政令で定められ、ボイラー、水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉、金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉や焼結炉及び焼炉等の33種類の施設をいう。

[チェック
へ戻る](#)

煤煙発生施設(施行令別表第1)

No.	煤煙発生施設	定格・能力
1	ボイラー	電熱面積10㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力20t/日以上、燃焼能力50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力1t/日以上
4	金属精錬用の溶鉱炉、転炉、平炉	原料処理能力1t/日以上
5	金属精錬又は鑄造用の溶鉱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
6	金属精錬、圧延、熱処理用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
8	石油精製用の流動接触分解装置の触媒再生	触媒の付着する炭素の燃焼能力200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の焼却炉	燃焼能力6リットル/時以上
9	窒素製品製造用の焼成炉、溶融炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
10	無機化学工業用品又は食料品製造用の反応炉、直下炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
11	乾燥炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用電気炉	変圧器定格能力1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上、燃焼能力200kg/時以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用のばい焼炉、焼結炉 溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力1.5t/時以上、火格子面積0.5㎡以上、羽口断面面積0.2㎡以上、燃焼能力20リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1立方m以上
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷凍装置	塩素処理能力50kg/時以上
17	塩素第二鉄製造用の溶解炉	塩素処理能力50kg/時以上
18	活性炭製造用の反応炉	燃焼能力3リットル/時以上

No.	煤煙発生施設	定格・能力
19	化学製品製造用の塩素反応施設 塩素水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力50リットル/時以上
20	アルミニウム製錬用の電解炉	電流容量30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用の 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力80kg/時以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
22	弗酸製造用濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	電熱面積10㎡以上、ポンプ動力1kW以上
23	トリポリ酸ナトリウム製造用の反応施設 乾燥炉、焼成炉	原油処理能力80kg/時以上、火格子面積1㎡以上 燃焼能力50リットル/時以上
24	鉛の第二次製錬又は鉛の管、板、線製造の 溶解炉	燃焼能力10リットル/時以上、変圧器定格能力40kVA以上
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	燃焼能力4リットル/時以上、変圧器定格能力20kVA以上
26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、 反応炉、乾燥施設	容量0.1立方m以上、燃焼能力4リットル/時以上 変圧器定格能力20kVA以上
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力20t/時以上
29	ガスタービン	燃焼能力50リットル/時以上
30	ディーゼル機関	燃焼能力50リットル/時以上
31	ガス機関	燃焼能力50リットル/時以上
32	ガソリン機関	燃焼能力50リットル/時以上

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2:揮発性有機化合物排出施設設置者ですか?》

- ◆揮発性有機化合物排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒2B(P83)の順守要!
- ◆揮発性有機化合物排出施設設置者でない⇒適用を受けない

【揮発性有機化合物とは】(法第2条、令第2条の2)

- 揮発性有機化合物とは、大気中に排出され又は飛散したときに気体である有機化合物をいう。

【揮発性有機化合物排出施設とは】(法第2条、令第2条の3別表第1の2)

- 揮発性有機化合物排出施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める揮発性有機化合物による溶剤乾燥施設や洗浄施設及びその貯蔵施設並びに塗装施設とその乾燥施設や接着乾燥施設や印刷乾燥施設等をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【表】揮発性有機化合物排出施設

1. VOCを溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設(VOCを蒸発させるためのものに限る)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない場合は、排風機の排風能力)が3,000m ³ /時以上
2. 塗装施設(吹付塗装)	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上
3. 塗装用の乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装を除く)	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上
4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上
5. 接着用の乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む)の製造用を除く)	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上
6. 印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷)	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上
7. 印刷用の乾燥施設(グラビア印刷)	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上
8. 工業用のVOCによる洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む)	洗浄施設においてVOCが空気が接する面の面積が5㎡以上
9. ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超えるVOCの貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)を除く)	容量が1,000kl以上

[チェック
へ戻る](#)

《確認 3: 一般粉じん発生施設設置者ですか?》

- ◆一般粉じん発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒2C(P83)の順守が必要!
- ◆一般粉じん発生施設設置者でない⇒適用を受けない

【一般粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)

- 一般粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち、特定粉じん以外の物をいう。

【一般粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条別表第2)

- 一般粉じん発生施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める一定規模以上のコークス炉、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア、破碎機及び摩砕機、ふるいの5種類の施設をいう。

[チェック](#)
へ戻る

【表】 一般粉じん発生施設

1. コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上
2. 鉱物(コークスを含み、石綿を除く)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く)	ベルトの幅が75cm以上であるが、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4. 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が75kW以上
5. ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が15kW以上

[チェック](#)
へ戻る

《確認 4: 特定粉じん発生施設設置者ですか?》

- ◆特定粉じん発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒2D(P83)の順守が必要!
- ◆特定粉じん発生施設設置者でない⇒適用を受けない

【特定粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)

- 特定粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち石綿その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

【特定粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条の2別表2の2)

- 特定粉じん発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める解綿用機械、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス、穿孔(せんこう)機の9種類の施設をいう。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 5: 特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者ですか?》

- ◆特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者です
⇒適用を受ける⇒2E(P84)の順守が必要!
- ◆特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者でない
⇒適用を受けない

【特定粉じん排出等作業とは】(法第2条、令第3条の4)

- 特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材や保温材及び耐火被覆材である特定建設材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し改造し又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となる作業をいう。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 6: 特定物質発生施設設置者ですか?》

- ◆特定物質発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒2F(P85)の順守が必要!
- ◆特定物質発生施設設置者でない⇒適用を受けない

【特定物質とは】(法第17条、令第10条)

●特定物質とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるアンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫黄、弗化ケイ素、ホスゲン、二酸化セレン、クロソホン酸、黄リン、三塩化りん、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化りん、メルカプタンをいう。

【特定物質発生施設とは】(法第17条、令第10条)

●特定物質発生施設とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や若しくわ生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものとして政令で定める特定物質を発生する施設で、煤煙(ばいえん)発生施設を除くものをいう。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 7: 指定物質排出施設設置者ですか?》

- ◆指定物質排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒2G(P85)の順守が必要!
- ◆指定物質排出施設設置者でない⇒適用を受けない

【特定物質とは】(法附則第9項、令附則第3項)

●指定物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためのその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをいう。

【指定物質排出施設とは】(法附則第9項、令附則第4項別票第6)

●指定物質排出施設とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためにその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質を大気中に排出又は飛散させる施設で、一定規模以上のコークス炉、ベンゼン蒸留施設、トリクロロエチレンによる乾燥施設等をいう。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 8: 水銀排出施設設置者ですか?》

- ◆水銀排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒2H(P85)の順守が必要!
- ◆水銀排出施設設置者でない⇒適用を受けない

【水銀等とは】(法第2条)

●水銀等とは、水銀及びその化合物をいう。

【水銀排出施設とは】(法第2条、令第3条の5)

●水銀排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち政令で定める水俣条約付属書Dに掲げる施設又は同付属書Dに掲げる工程を行う施設のうち条約第8条、2(D)の基準として環境省令で定める基準に該当するものをいう。

[チェック](#)
へ戻る

【表10】水銀排出施設となる施設

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
石炭火力発電所産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	●伝熱面積10 m^2 以上 ●燃焼能力50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー		10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及びヒ焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋸炉(溶鋸用反射炉を含む)転炉及び平炉: ●原料処理能力1t/時以上 ――次ページに続く――	15	30

【表10】水銀排出施設となる施設 続き

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛 及び工業金)製造に用 いられる精錬及び焙焼 の工程	一次施設 鉛又は亜鉛	—全ページより続く— 金属の精錬の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く): ●火格子面積1㎡以上 ●羽口面断面積0.5㎡以上 ● ●燃焼能力50L/時以上 ● ●変圧器定格容量200kVA以上 銅、 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙 焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含 む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、 転炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5㎡以上 ●羽口面断面積0.2㎡以上 ● ●燃焼能力20L/時以上	30	50
	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	鉛の二次精錬の用に供する溶解 炉: ●燃焼能力10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上 ●亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥 炉: ●原料処理能力0.5t/時以上	100	400
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛 及び工業金)製造に用 いられる精錬及び焙焼 の工程	二次施設 工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解 炉: ●燃焼能力10L/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上 ●亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥 炉: ●原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃 棄物/下水汚泥焼却 炉)	●火格子面積2㎡以上 ●焼却能力200Kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼 却炉等	水銀回収業務付け産業配起き物又 は水銀含有再生資源を取扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る)(施 設規模による裾切はなし)	50	100
セメントクリンカーの製 造設備	セメントの製造の用に 供する焼成炉	●火格子面積1㎡以上 ●燃焼能力50L/時以上 ●変圧器の定格容量200kVA以 上	50	80

チェック
へ戻る

チェック
へ戻る

2 順守内容

事業者の責務(法第17条の2、第17条の14、第18条の21)

事業者は、煤煙の排出の規則等に関する措置のほか、その事業活動に伴う煤煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

2A 煤煙発生施設設置者

(1) 施設設置及び廃止の届出、変更届(法第6条、第11条、則第8条)

煤煙発生施設(P78表)を設置しようとする者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙発生施設の種類、構造、使用方法、煤煙の処理方法を都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があったとき又は当該施設の使用を廃止したときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2) 煤煙の排出制限(法第13条)

煤煙発生施設で発生する煤煙を大気中に排出する者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙施設の排出口において排出基準に適合しない煤煙を排出してはならない。

①一般排出基準は、硫酸化合物・煤塵・有害物質ごとに定められており、硫酸化合物の係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される硫酸化合物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度(法第3条第2項第1号、令第5条別表第3、則第3条別表第1)。煤塵に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる煤煙の量について施設の種類及び規模ごとに定める許容限度(法第3条第2項第2号、則第4条別表第2)。有害物質に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について有害物質

の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度(法第3条第2項第3号、則第5条別表第3)。

②特別排出基準は、硫黄酸化物、煤塵又は特定有害物質に係る煤煙発生施設が集合して設置されている施設集合地域において新設される煤煙発生施設について適用される(法第3条第3項、令第6条、則第6条、第7条)。

③上乘せ排出基準は、都道府県はその区域のうちに一般排出基準によっては十分ではない区域について、その区域における煤煙発生施設にて発生する物質について条例で厳しい許容限度を定めることができる(法第4条、令第7条)

④総量規制基準は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の指定煤煙ごとに定められた指定地域において一定規模以上の特定工場等で発生する指定煤煙について適用される(法第5条の2、令第7条の3別表第3、則第7条別表第4)。

⑤燃料使用基準は、硫黄酸化物に係る煤煙発生施設で燃料使用量に著しい季節変動があるものが密集している地域について環境大臣が定める基準に従い都道府県知事が定める[チェック](#)
へ戻る

(3) 煤煙量等の測定と記録(法第16条、則第15条、法第35条)

煤煙排出者は、その煤煙発生施設に係る煤煙量又は煤煙濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

[チェック](#)
へ戻る

(4) 事故時の措置(法第17条、令第10条)

煤煙排出施設設置者は、煤煙発生施設において故障や破損その他の事故が発生し、煤煙が立機器中に多量に排出されたときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

(5) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
へ戻る

2B 揮発性有機化合物排出施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第17条の5、第17条の7)

揮発性有機化合物排出施設(P75)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、揮発性有機化合物排出施設の種類、構造、使用及び処理の方法などを都道府県知事に届出なければならない。また内容等を変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(2) 排出基準の順守(法第17条の10)

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(3) 濃度の測定・記録(法第17条の12、則第15条の3)

揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

2C 一般粉じん発生施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第18条、第18条の2、則第10条)

一般粉じん発生施設(P81)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、一般粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(2) 施設の構造使用管理基準の順守(法第18条の3、則第16条)

一般粉じん排出施設は政令で定める構造と使用・管理に関する基準を遵守しなければならない。

* 粉じんの発生量などに関する規制値は定められていない。

[チェック](#)
へ戻る

(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
へ戻る

2D 特定粉じん排出施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第18条の6、第18条の7、則第10条の2)

特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、特定粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、処理又は飛散防止の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 敷地境界基準の遵守(法第18条の10、第18条の5、則第16条の2)

特定粉じん発生施設は、敷地境界における規制基準(敷地境界基準)として、規則第16条の2に示された、大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本以下という基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 測定・記録(法第18条の12、則第16条の3)

特定粉じん発生施設は、敷地境界における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、記録しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2E 特定粉じん排出作業等作業発注者及び施行者

(1) 届出義務(法第18条の15、則第10条の4)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者は、作業開始の14日前までに、名称、工事の場所、作業の種類、実施時期、使用箇所・面積、作業方法などを都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 解体工事に係る調査及び説明等(法第18条の17)

建築物等を解体し、改善し又は補修する作業を伴う建設工事の受注者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令でよるところにより当該解体工事等工事の発注者に対し当該調査の結果について所定の事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。またこの場合において当該解体工事が特定工事に該当するときは所定の事項を書面に記載して説明しなければならない。解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該解体工事が特定工場に該当するか否かについて調査を行った者は、当該調査に係る解体工事を施工するときは、環境省で定めるところにより当該調査の結果その他所定の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

解体工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずるところにより調査に協力しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

●令和2年6月5日公布 石綿規制の強化

本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、事前調査結果の報告については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

改正の概要は、以下の通りである。

建築物等の解体工事における石綿をの飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準順守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

★★★詳細は、[環境省ホームページ「大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要」](#)の下記資料を参照のこと★★★

<http://www.env.go.jp/press/107831/113496.pdf>

*参考: [労働安全衛生法関連規則の改正\(強化される石綿規制\)P142参照](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 発注者の配慮(法第18条の20)

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(4) 作業基準の遵守(法第18条の18、第18条の14、則第16条の4別表第7)

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、規則第16条の4別表7に示された作業基準を遵守しなければならない。

2F 特定物質発生施設設置者

(1) 事故時の措置(法第17条)

特定物質を発生する施設について、故障や破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急の処置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2G 指定物質排出施設設置者

(1) 指定物質抑制基準の遵守(法附則9項、令附則3項・4高、H9. 2. 6環境庁告示5)

指定物質の排出事業者は、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに定められた、排出又は飛散の抑制に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2H 水銀排出施設設置者

(1) 施設設置及び変更の届出(法第18条の23、法第18条の25、則第10条の5)

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより所定事項を都道府県知事に届出なければならない。また届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 排出基準の順守(法第18条の28)

水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を順守しなければならない。

(3) 水銀濃度の測定及び記録(法第18条の30、則第16条の12)

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保持しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3 留意事項

(1) 自動車排ガスについて(法第3条)

大気汚染防止法は自動車排ガスを規制している。しかし、この規制は実際に自動車を運転している個々のドライバーに直接義務が課せられるのではなく、規制を受けるのは自動車メーカーなどの製造者サイドである。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 損害賠償(法第25条～第25条の6)

煤煙や粉じん、特定物質が人の健康に被害を及ぼした場合は、事業者の無過失であっても損害賠償の責任を負う。

(3) 罰則(法第33条～第37条)

排出基準違反、総量規制違反については、過失の有無にかかわらず直ちに罰則が適用される。行為者を罰するほか、その法人などに対して罰金刑が課せられる(両罰)。

(4) ダイオキシン類の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類の排出基準を定めている。

(5) 2015年6月19日公布の改正法で、水銀規制が新たに追加

目的規定(第1条)が変更。新たな章(第2章の4)ができ、「水銀等の排出の規制等(第18条の21～第18条の35)が追加

[目次](#)

4 大気汚染防止法『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス				
4. 大気汚染防止法 秦野地区 神奈川県 秦野市 条例 名古屋地区 愛知県条例 名古屋市 条例 東浦町 条例 滋賀地区 滋賀県公害 防止条例 東近江市 条例	・ばい煙発生施設 (令別表1)	法2② 令2 愛知県 則別 表1 令別表1	当所は、法で定める下記のばい煙発生施設に該当しますか？ ※該当項目を□→■ □ボイラ:伝熱面積 10㎡以上or 8㎡以上(名古屋、笠寺) 燃焼能力50ℓ/時以上 □金属製品の熱処理用加熱炉:火格子面積 1㎡以上 or 変圧器定格能力 200kV以上 or 燃焼能力50ℓ/時以上 (名古屋、笠寺) 加熱炉:原料処理能力5t/日or燃焼能力40 ℓ/時以上 □乾燥炉:火格子面積1㎡以上or変圧器定格能 力200kV以上or燃焼能力50ℓ/時以上 (名古屋、笠寺)火格子面積 0.8㎡以上 or 変圧器 定格能力80kV以上or燃焼能力40ℓ/時以上 □輸送用機器機械製造用の塗装用乾燥施設: (名古屋、笠寺)変圧器定格能力200kV以上or 燃焼能力50ℓ/時以上 □ その他	生産技術 担当	□はい □いいえ 対象設備一覧 設備名:				
	・揮発性有機化合物 (VOC)排出施設	法2⑤ 令2の3 別表第1の2	・当所は、法で定める揮発性有機化合物排出施設 に該当しますか？(該当項目を□→■へ) □塗装施設(吹付塗装に限る):排風機の排風能力 が1時間当たり100,000㎡以上のも □塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着 塗装に係るものを除く):送風機の送風能力が1時 間当たり10,000㎡以上のも □VOCによる洗浄施設:空気に接する面の面積が 5㎡以上	生産技術 担当	□はい □いいえ				
ばい煙の 排出の 規制等	・ばい煙発生施設の設置 の届出	法6 則8	・ばい煙発生施設を設置しようとするときは、 都道府県知事に届け出していますか？	生産技術 担当	□はい □いいえ 設置届 年 月 日				
	・経過措置	法7	・当該施設がばい煙施設となった場合は、30日 以内に知事へ届出をされていますか？		□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
	・ばい煙発生施設の構造 等の変更の届出	法8	・下記の使用・変更があった場合は、都道府県 知事に届け出していますか？ □設備の構造 □使用方法 □ばい煙処理方法	生産技術 担当	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
	・氏名の変更等の届出(使用 を廃止)	法11 滋賀県条例 26条	・前回のチェック以後、氏名等変更・使用廃止 がありましたか？ ※該当項目を□→■ あった場合は、都道府県知事に届け出していますか？ □代表者の氏名 □工場・事業場の名称・所在地 □ばい煙発生施設の使用廃止		□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
滋賀地区 東近江市 条例 滋賀県公害 防止条例	・ばい煙発生施設の設置 の届出	市条例30条 県条例第30 条	・ばい煙発生施設を設置しようとするときは、 市長に届け出していますか？	生産技術 担当	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
	・ばい煙発生施設の構造 等の変更の届出	市条例32条 県条例第32 条	・下記の使用・変更があった場合は、市長に 届け出していますか？ ※該当項目を□→■ * □設備の構造 □使用方法 □ばい煙処理方法		□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
VOC 排出施設 に関する 手続	・ばい煙発生施設実施の 制限	法10	・施設の使用・変更届出受理日から60日経過 前の届出に係る行為の実施の禁止を順守して いますか？	生産技術 担当	□有 □無				
	・ばい煙の測定義務	法16則15	・ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を 測定し、その結果を記録していますか？	生産技術 人事総務	□はい □いいえ				
	施設の 種類	硫黄酸化物 排出量	排出ガス量 (mN/時)	総量規制地 域内の特定 工場	総量規制地 域外	総量規制地 域内の特定 工場	総量規制地 域外	ばいじん	測定日: 測定結果 硫黄酸化物(SOX) <g/mN 窒素酸化物(NOX) <ppm ばいじん < mN/h
	その他の 全ての 施設	10mN 以上	4万以上 4万未満	常時	2ヶ月に 1回以上	常時	2ヶ月に 1回以上	年2回以上	年2回以上
・記録の保管	法16 則15	・ばい煙発生施設のばい煙量、ばい煙濃度の測定 記録を3年間保管していますか？	生産技術 人事総務	□はい □いいえ					
名古屋地区	・ばい煙量の測定義務 (名古屋・笠寺)	県条例23 則21 市条例21	・ばいじんの測定頻度は、ばいじんに係る全施設 (ばい煙発生施設の区分関係なく)年2回以上 実施していますか？	名古屋・笠 寺 生産技 術 人事総	□はい □いいえ 測定日: 測定結果:				
秦野地区 神奈川県生 活条例	・排出基準の順守	県生活条例 2、27	・ばい煙指定物質(Od,Cl,HCl,フッ素鉛及びその化 合物窒素酸化物等)を使用しているか ・ばい煙の測定と記録があるか	秦野 人事・総務G	□はい □いいえ 測定記録:				
秦野地区 神奈川県 秦野市 条例	・事故時の措置	法17② 県条例37の 2 市条例	・ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された 時は応急措置を講じ、知事へ報告していますか？ ・ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された 時は応急措置を講じ、市長へ報告していますか？	生産技術 担当	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日 報告書				
	・揮発性有機化合物排出 施設の設置の届出	法17の5① 則9の2	・前回のチェック以降、揮発性有機化合物排出施設を 新規に設置しましたか？	生産技術 担当	□はい □いいえ 届出日: 届出書				
名古屋地区 愛知県条例 名古屋市 条例 東浦町 条例	・揮発性有機化合物排出 施設の構造等の変更の届 出	法17の7	・下記の使用・変更があった場合は、都道府県知事 に届け出していますか？ ※該当項目を□→■ □排出施設の構造 □排出施設使用方法 □VOCの処理方法	生産技術 担当	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日				
	・経過措置	法17の6	・既存施設がVOC排出施設となった場合、30日以内 に知事へ届出をされていますか？		□有 □無 届出日:				
	・揮発性有機化合物排出 施設実施の制限	法17の9	・各種届出の受理日から60日後でなければ施設設 置等をしてはならないことを順守していますか？	生産技術 人事総務	□有 □無				

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
滋賀地区 滋賀県公害 防止条例 東近江市 条例	・濃度の測定義務	法17の12 則15の3	・VOC排出者は温度を測定していますか？ (原則年1回以上)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 測定日: 測定結果:
	・記録の保管		・測定記録を3年間保管していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
粉じんに関 する規制 アスベスト 関係	・一般粉じん発生施設の 設置等の届出	法18 則10	・一般粉じん発生施設を設置しようとするときは、 都道府県知事に届け出していますか？	生技 人事総務	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日
	・一般粉じん発生施設の 構造等の 変更の届出	法18③	・下記の使用・変更があった場合は、都道府県知事 に届け出していますか？ ※該当項目を□→■ □排出施設の構造 □排出施設使用方法及び管理方法		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日
	・経過措置	法17の6	・当該施設が一般粉じん発生施設となった場合は、30日以内に知事へ 届出をしていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日
	特定粉じん発生施設 (アスベスト) 排出等作業	法2の12 令3の3~4	・次の特定建築材料を使用する建築物等を解体 し、改造し、又は補修する作業を行いましたか？ ※該当項目を□→■【特定工事】 □吹付け石綿 □石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	特定粉じん発生施設 届出	法18の15 則10の4	・特定工事(特定粉じん施設排出等作業を伴う 建設工事)の発注者は、実施の14日前まで に知事へ届出を提出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日
神奈川県生 活条例	・特定粉じん排出等作業 完了の届出	県生活条例 7神奈川県 アスベスト除 去工事に関 する指導指	・特定工事の発注者は、除去工事完了後の14日以内 に、環境調査等の結果概要、除去工事完了時の点検 結果を地域 県政総合センター環境部へ報告していま すか？	秦野工管部 人事総務G	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			目次

(9) 自動車Nox・PM法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を



【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

1 適用要否の確認

《確認 1: 対策地域内で自動車を保有していますか?》

◆対策地域内で自動車を保有している⇒適用を受ける⇒2A(P89)の順守が必要!

◆対策地域内で自動車を保有していない⇒適用を受けない

【対策地域とは】(法第6条第1項、第8条第1項、令第1条別表第1)

●対策地域とは、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による措置のみでは環境基本法の大気環境基準の確保が困難であると認める地域として政令で定める地域をいい、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の8都府県の大部分が該当する。

【対象自動車とは】(法第33条、令第8条、法第12条、令第4条、則第3条)

●対象自動車とは、その運行に伴って排出される窒素酸化物や粒子状物質が対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定めるものをいい、普通貨物自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特殊自動車であって、対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 2: 周辺地域内自動車を使用する事業者ですか?》

◆対策地域内で自動車を保有している⇒適用を受ける⇒2B(P89)の順守が必要!

◆対策地域内で自動車を保有していない⇒適用を受けない

[目次](#)

【周辺地域とは】(法第36条)

●周辺地域とは、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車が、指定地域内において相当程度運行されていると認められる地域として主務省令で定める地域をいう。

【指定地域とは】(法第36条)

●指定地域とは、重点対策地区のうち対策地域外に使用の本拠を有する自動車による大気の汚染防止を図るための対策を推進することが必要と認められる地区として都道府県知事の申し出に基づいて環境大臣が指定する地区をいう。

【周辺地域内自動車使用事業者とは】

(法第36条、令第9条、運行回数を定める命令第3条)

●周辺地域内自動車使用事業者とは、対策地域の周辺市域内に使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を使用する事業者が、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものを30台以上有し、かつ対策地域内の指定地区内において運行する回数が年300回以上である事業者をいう。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 3: 重点対策地域内で特定建物の新築等を行いますか?》

◆重点対策地域内で特定建物の新築等を行う⇒適用を受ける⇒2C(P89)の順守要!

◆重点対策地域内で特定建物の新築等を行わない⇒適用を受けない

【特定建物とは】(法第20条、令第6条)

●特定建物とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気の汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気の汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

【重点対策地区とは】(法第15条、第17条)

- 重点対策地区とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

2 順守内容

事業者の責務(法第4条)

事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染防止に関する施策に協力しなければならない。

自動車の製造又は販売を業とする者は、その自動車の製造等に際して、その製造等に係る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に資するよう努めなければならない。

2A 対策地域内にて対象自動車を有する事業者

(1) 窒素酸化物排出基準等(法第12条、則第4条別表第1、第2、第3、第4)

環境大臣は、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定める。

事業者は、排出基準に適合しない自動車を使用してはならない。

★★★詳細は自動車Nox・PM法の車種規制パンフー環境省ホームページを参照のこと★★★[チェックへ戻る](https://www.env.go.jp/air/car/pamph/all.pdf)

(2) 特定事業者の計画の作成と報告(法第33条、第34条)

特定事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置の実施に関する計画を作成し都道府県知事に提出し、毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

【特定事業者とは】(法第33条、令第8条)

- 特定事業者とは、一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者をいう。

2B 周辺地域内自動車使用事業者

(1) 計画の作成と報告(法第36条、第37条)

事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置であって、指定地域内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成して都道府県知事に提出し毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

[チェックへ戻る](#)

(2) 勧告及び公表(法第39条)

都道府県知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴うその指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制が判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その判断の根拠を示して必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2C 重点対策地区内での特定建築新設等実施者

(1) 新設等の届出(法第20条)

窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい特定用途に供する部分のある建物で、特定用途に供する部分の延べ面積が、その重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県条例で定める規模以上のものの新築等をする者は、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

3 留意事項

(1) 総量削減基本方針(法第6条、第8条)

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法の規制のみによっては二酸化炭素に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法及びスパイクタイヤ粉塵防止法の規制のみによっては浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 総量削減計画(法第7条、第9条、令第2条、第3条)

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあっては、窒素酸化物総量削減基本方針に基づきその窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあっては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、その粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

[目次](#)

4 自動車NOx・PM法 『順守評価シート』

[チェックへ戻る](#)

対象: 秦野・名古屋・笠寺・(滋賀)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
20. 自動車NOx・PM法 施行規則【秦野・名古屋・笠寺】	・規制対象等 窒素酸化物対策地域 粒子状物質対策地域	法6, 8 令別表1	・窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に該当しますか 埼玉・千葉・・・文献1P100	業務・受入 人事・総務	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	・法適用条件	令4 則3, 4	・対策地域内に本拠地をおく対象自動車(車種規制) ・周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる荷主(努力義務) 普通貨物自動車、大型バス(30人以上)、マイクロバス(11人以上30人未満)、特殊自動車		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
施行規則【秦野・名古屋・笠寺・滋賀】	・経過措置	法13 令5 令別表2	・自動車車検証の制度を通じて、自動車NOx・PM法の規制適合車の確認	業務・受入 人事・総務	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない していない場合は改善指導:
	・事業者荷主の義務(指導)	ISO 14001 事業者の努力 法40	・産廃収集運搬業者・納入業者・宅配業者等の使用車両が適合車であるかの確認・指導をしていますか? ・周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせる荷主(努力義務)⇒努力義務を確認していますか? 対象: 仕入先納入車両・製品納入車両		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない していない場合は改善指導: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【名古屋・笠寺】 愛知県: 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱		要綱2③④	・当所は、要綱で定める特定荷主等に該当しますか? 荷主等のうち、建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積が3万㎡を超える事業所	名古屋 業務・総務 笠寺総務	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
	・運送委託、物品購入の相手への要請	要綱6④	・荷主は産廃収集運搬業者・輸送業者・宅配業者等の使用車両に車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、記録していますか?		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	・措置等の定期報告	要綱7	・特定荷主等に該当する場合、上記の確認結果を知事に報告していますか(措置報告書) ⇒毎年6月30日までに		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 報告日:

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長
法律等が守られている		
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

[目次](#)

[チェックへ戻る](#)

(10)水質汚濁防止法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標6.】 安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 3】

汚染の減少、有害化学物質・物質の投棄、排出削減、未処理下水の割合半減、安全な再利用の増加等による水質改善



1 適用要否の確認

《確認 1: 特定施設を設置し公共用水域に水を排出していますか?》

◆特定施設を設置し公共用水域に水を排出している⇒適用を受ける⇒2A(P91)順守要!

◆特定施設を設置してなく公共用水域に水を排出していない⇒適用を受けない

【特定施設とは】(法第2条、令第2条、令第1条別表第1)

[目次](#)

●特定施設とは、有害物質を含む汚水又は廃液又は生活環境に被害を生じるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設をいう。特定施設を設置する被工場又は事業場を特定事業場という。

有害物質使用特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある有害物質を製造し使用し又は処理する特定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、法第2条第7項)。

[チェック
へ戻る](#)

【表】 有害物質

①カドミウム及びその化合物 ②シアン化合物 ③有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素 ⑬1,2-ジクロロエタン ⑭1,1-ジクロロエチレン ⑮1,2-ジクロロエチレン ⑯1,1,1-トリクロロエチレン ⑰1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロペン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオペンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン

【公共用水域とは】(法第2条)

●公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路、その他公共用水路のことである。ただし、公共用下水道や流域下水道は下水道法の適用を受けるため、水質汚濁防止法の適用は受けない。

【汚水等、排水とは】(法第2条)

●汚水等とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことである。
排水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水のことである。

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 指定施設を設置していますか?》

◆指定施設を設置している⇒適用を受ける⇒2B(P94)の順守が必要!

◆指定施設を設置していない⇒適用を受けない

【指定施設とは】(法第2条、令第3条の3)

●指定施設とは、有害物質を貯蔵し若しくは使用し又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として政令で定める指定物質(下表)を製造し貯蔵し使用し若しくは処理する施設をいう。指定施設を設置する工場又は事業場を指定事業場という。

有害物質貯蔵施設とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、令第4条の4)。

[チェック
へ戻る](#)

【表】 指定物質

1. ホルムアルデヒド
3. ヒドロキシルアミン
5. 塩化水素
7. アクリロニトリル
9. アクリルアミド
11. 次亜塩素酸ナトリウム
13. 酢酸エチル
15. 硫酸
16. ホスゲン
18. クロルスルホン酸
20. クロホルム
22. クロルピクリン
24. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
27. スチレン
29. パラジクロロベンゼン
31. 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
33. チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又はMEP)
35. 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
37. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
39. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
42. 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
43. 臭素
45. ニッケル及びその化合物
47. アンチモン及びその化合物
49. 臭素酸及びその化合物
51. マンガン及びその化合物
52. 鉄及びその化合物
54. 亜鉛及びその化合物
56. 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

2. ヒドラジン
4. 過酸化水素
6. 水酸化ナトリウム
8. 水酸化カリウム
10. アクリル酸
12. 二硫化炭素
14. メチルターシャリープチルエーテル(別名MTBE)
17. 1,2-ジクロロプロパン
19. 塩化チオニル
21. 硫酸ジメチル
23. リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
25. トルエン
26. エピクロロヒドリン
28. キシレン
30. N-メチルカルバミン酸2-セカンダリープチルフェニル(別名フェノカルプ又はBPMC)
32. テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
34. チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
36. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
38. 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はGNP)
40. フタル酸ビス(2-エチルヘキセル)
41. エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルプ)
44. アルミニウム及びその化合物
46. モリブデン及びその化合物
48. 塩素酸及びその化合物
50. クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)
53. 銅及びその化合物
55. フェノール類及びその化合物

[チェック
へ戻る](#)

《確認 3: 貯油施設を設置していますか?》

- ◆貯油施設を設置している⇒適用を受ける⇒2C(P94)の順守が必要!
- ◆貯油施設を設置していない⇒適用を受けない

【貯油施設とは】(法第2条、令第3条の3、第3条の4)

●貯油施設等とは、重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定める施設をいう。貯油施設等を設置する工場又は事業場を貯油事業場という。

[チェック
へ戻る](#)

2 順守内容

2A 事業者の責務(法第14条の4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排水又は地下への浸透の状況を把握するとともに、その汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

(1) 特定施設の設置及び廃止の届出(法第5条、7条、9条、10条、則第3条)

特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、施設の種類・構造等所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。また内容等に変更があった場合や当該施設の廃止をした場合にも都道府県知事に届出なければならない。

工場若しくは事業場において、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(2) 排出水の排出制限(法第12条)

特定事業場から排出水を排出する者は、その汚染状態がその特定事業場の排出口において排出基準に適合しない排出水を排出してはならない。

①一般基準は、排出水の汚染状態について定め、有害物質による汚染状態にあつては排出口に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度(法第3条、排水基準を定める省令第1条別表第1及び別表第2)。

★許容限度別表第1のトリクロロエチレン許容限度が平成27年9月に0.3mg/ℓから0.1mg/ℓに改正された。

②上乘せ基準は、都道府県知事はその区域に属する公共用水域のうちに省令で定める排出基準によっては人の健康を保護し又は生活環境を保全することが十分でない区域があるときは、その区域の範囲を明らかにし政令で定める基準に従い条例で政令で定める排出基準に代えて適用すべき厳しい許容限度を定めることができる(法第3条、令第4条)

③横出し基準は、都道府県知事は一般基準以外の項目及び特定施設以外の事業場について条例で許容限度を定めることができる(法第29条)。

④総量規制基準は、都道府県知事が指定地域内の指定地域内事業場から排出される排出水の化学的酸素要求量及び窒素又はりん化合物の含有量の環境負荷量の項目について定める(法第4条の2、令第4条の2、法第4条の3、4、5)

[チェック](#)
へ戻る

(3) 特定地下浸透水の浸透制限(法第12条の3)

有害物質使用特定施設を設定する特定事業場から排出水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

[チェック](#)
へ戻る

(4) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について有害物質を含む水の地下への浸透防止のための構造や設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

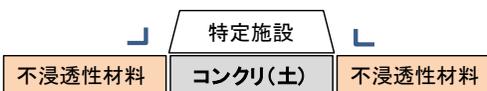
[チェック](#)
へ戻る

(5) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について定期に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

水濁法A B基準対比表

	A 基準 新設・移設の施設に適用	B 基準 既存の施設に適用
構造	①床全面を不浸透性材料で被膜 ②防液堤等による流出防止 	①施設直下を除き不浸透性材料で被膜 ②施設本体からの漏洩を確認出来る措置 ③防液堤等による流出防止 
点検頻度	① 1回/年	① 1回/月
配管	①床面から離れて設置され、目視確認が容易である事	①目視による確認が出来る事
点検頻度	① 1回/年	① 1回/6カ月
地下配管・排水溝	①地下浸透防止に必要な強度を有し、容易に劣化する恐れのない物(不浸透性材料等で作られている)	①地下浸透の有無を確認出来る措置をする事 ・不浸透性材料での被膜 ・漏洩が確認出来る仕組みがある事 ①排水溝の異常の有無 1回/6カ月 ・灌水試験、ファイバースコープ等による目視確認の実施 ②地下浸透の有無 1回/月
点検頻度	① 1回/年	

* 建屋・施設等、構造上で対応する基準

* 仕組み(監視・測定等)で対応する基準

[チェック](#)
へ戻る

(6) 排水水汚染状態の測定及び記録(法第14条、則第9条、第9条の2、法第33条)

特定施設から排水水を公共用水域に排出する者又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、その排水水や特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

総量規制基準適用の指定地域内事業場の場合には、排水水の汚濁負荷量の測定や記録及び測定手法の都道府県知事への届出が必要である。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 事故時の措置(法第14条の2)

特定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれのある水の排出又は地下浸透の防止のための応急処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

(8) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その特定事業場の設置者に対し相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。

(9) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の要件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック
へ戻る](#)

2B 指定事業場

(1) 指定施設設置の届出(法第5条、則第3条)

工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5、第8条の6)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造や設置及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について定期に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 事故時の措置(法第14条の2)

指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は地下浸透防止のための応急の処置を講ずるとともに速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その指定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

2C 貯油事業場

(1) 事故の措置(法第14条の2)

貯油施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その貯油事業場において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出

又は浸透の防止のための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

3 留意事項

(1) 生活排水対策の推進(法第14条の4～第14条の10)

生活排水対策を推進するため行政や国民は責務を負う。都道府県知事は水質汚濁を防止するために必要と認められた場合は生活排水対策重点地域を指定する。市町村は生活排水対策重点地域における生活排水対策推進計画を定める。

(2) 損害賠償(法第19条～第20条の5)

有害物質の排出又は地下浸透により人の生命や健康に害を与えた場合は、無過失だっても損害賠償の責任を負う。特定施設からの排出、公共用水域への排出に限定せず、事業場からの排出全てが対象である。

(3) 罰則(法第30条～第35条)

排出基準違反には、直ちに場則が適用される。ただし、総量規制違反と地下浸透禁止違反は直罰制ではない。

[目次](#)

4 水質汚濁防止法『順守評価シート』

[チェック
へ戻る](#)

対象: 秦野、名古屋、笠寺、滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
5. 水質汚濁防止法 施行令 施行規則 排出基準を定める省令 水質汚濁防止法の体系	特定施設の有無	法2② 令2 別表1_特定施設一覧	以下に該当する施設等がありますか? (該当項目を□→■へ) □公共用水域に水を排水する事業場で、表1に該当する施設 □有害物質(表2)を含む排水(表3-1) □生活環境に係る被害を生じるCOD他の汚染水 ・有害物質(別表2)を貯蔵・使用する施設はありますか?	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 特定施設一覧表
	指定施設の有無	法2④ 令2 別表2_有害物質一覧	・指定物質(別表4)を貯蔵・使用・処理する施設はありますか?	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 指定施設一覧表
		法2④ 令3の3 別表4_指定物質	・指定物質(別表4)を貯蔵・使用・処理する施設はありますか?	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 指定施設一覧表
	貯油施設等の有無	法2⑤ 令3の4、3の5	以下に該当する施設等がありますか? (該当項目を□→■へ) □重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油を貯蔵する施設 □油水分離施設		□はい □いいえ 貯蔵施設一覧表
	構造基準等の遵守 (有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設)	法12④	・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守していますか? 【表5】有害物質使用特定施設に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 届出書の添付資料
	定期点検 (有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設)	法14⑤	・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は定期点検結果を記録、保管保存していますか? (3年間保存)		□はい □いいえ 定期点検記録
以下 笠寺対象外	・特定施設	法2②(1)(2) ③ 令2・3・3の2 令・別表1参照	・以下のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設がありますか? (該当項目を□→■へ) □有害物質を含む排水 □生活環境に係る被害を生じるCOD他の汚染水 □指定地域特定施設(201人以上500人以下のし尿浄化槽)	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 特定施設一覧表
	・特定施設の設置・変更・廃止等の届出	法5 1項	・特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるとことにより、次の事項を着工予定日の60日前までに都道府県知事に届出していますか? (該当項目を□→■へ) □氏名、名称、住所、法人代表者氏名 □工場/事業場名称、所在地 □種類 □構造 □設備 □使用方法 □処理方法 □汚染状態、量 □その他環境省令で定める事項	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 届出日: 届出書類
		法5 3項	・有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る)であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を着工予定日の60日前までに都道府県知事に届出していますか?(該当項目を□→■へ) □氏名、名称、住所、法人代表者氏名 □工場/事業場名称、所在地 □構造 □設備 □使用方法 □処理方法 □その他環境省令で定める事項	生産技術 人事・総務 担当	□はい □いいえ 届出日: 届出書類

水質汚濁防止法 『順守評価シート』

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
5. 水質汚濁防止法 施行令 施行規則 排出基準を定める省令	・経過措置	法6①	・既存施設が特定施設となった場合は30日以内に都道府県知事に届けていますか？	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類
	・特定施設等の構造等の変更の届出 着工予定日60日前	法7	・前回のチェック以降、特定施設、有害物質貯蔵指定施設の下記6項目に対して変更を行い、都道府県知事に届出しましたか？ ※該当項目を□→■ □施設の構造 □施設の設備 □施設の使用法 □汚水等の処理方法 □排出水の汚染状態および量 □その他環境省令で定める事項		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類
	・氏名変更等・使用廃止届出 事由発生から30日以内	法10	・前回のチェック以降、特定施設、有害物質貯蔵指定施設の下記4項目に対して変更を行い、都道府県知事に届出しましたか？ ※該当項目を□→■ □氏名, 名称, 住所, 法人代表者氏名 □工場/事業場名称, 所在地 □特定施設の種別 □使用廃止		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類
	・事業者の主な順守事項 構造基準等の順守	法12の4 規則第8の2 ~7	・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造・処置に関する基準として、環境省令で定める基準を順守していますか？ (該当項目を□→■へ) 適用範囲: □施設の設置場所の床面、周囲 □設置本体(地下貯蔵本体は除く) □施設本体の付帯する配管等(地下設備) □トレンチ構造(地下設置)/地下埋設 □施設本体に付帯する排水溝等 □地下貯蔵施設 □施設の係る使用方法	生産部 生技G担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
					・有害物質を使用する施設本体からの漏洩検知設備等の設置、その他漏洩を確認出来る構造になっているか
	・事業者の主な順守事項 定期点検 【表5】有害物質使用特定施設に係る構造等に関する基準及び定期点検の方	法14⑤	・上記について定期点検を以下に従って行って記録の保管・保存をしていますか？ A基準: 1回/年 B基準: 1回/1か月 or 1回/6か月 (施設により異なる)	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 点検日: 点検記録 No.
	・事故時の措置	法14の2	・前回チェック以後、排水に関する事故等がありましたか？ 有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に届出していますか？	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 発生日: 年 月 日 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類
秦野 神奈川県生活条例 秦野市地下水保全条例 施工規則	・事業者の主な順守事項 排水等の測定	法14①~④ 則9、9の2 県生活条例 規則33、37 別表9、10	・工場排水濃度の測定をしていますか * 届出義務なし 3項目 2回/年 対象物質 排出基準 PH 5.8~8.6 BOD <25mg/L (県条例による上乗せ規則) COD <25mg/L (県条例による上乗せ規則) ss <70mg/L (県条例による上乗せ規則) 亜鉛及びその他の化合物 <1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 銅及びその他の化合物 <1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) マンガン及びその他の化合物 <1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 鉄及びその他の化合物 <1.0mg/L (県条例による上乗せ規則) 窒素含有量 <100mg/L (県条例による上乗せ規則)	秦野 人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 対象物質 PH BOD COD ss 亜鉛 銅 マンガン 鉄 窒素 測定記録
	・事業者の主な順守事項 定期点検	法14⑤	・上記について定期点検を実施していますか？	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 定期点検記録
	・記録の保管	法14	・排水水の汚濁負荷量の測定結果は、保存されていますか(排水口毎) 3年間保存	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (3年間) 測定記録台帳
	・事故、異常発生状況 処置対策の手順		・事故、異常発生時等に関する手順書はありますか？	秦野生技担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 手順書No.:
			・事故、異常発生時等に関する記録はありますか？	秦野 日常→ 生技G 外部調査→ 人事・総務	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 管理台帳No.:

水質汚濁防止法『順守評価シート』

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
秦野 神奈川県生活条例 秦野市地下水保全条例 施工規則	・県の排水指定物質	県条例28 県規則33 県条例31 県規則37	・排水指定物質(鉛、クロム、ふっ素、銅、亜鉛等とその化合物等)を使っていますか？ ・排水の測定(毎月)とその記録はありますか？(3年間保存されていますか)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		県条例2 (2)(3)(4)	(1)トリクロロエチレン (2)テトラクロロエチレン (3)1,1,1-トリクロロエタン (4)四塩化炭素 (5)1,1,2-トリクロロエタン (6)1,2-ジクロロエタン (7)1,1-ジクロロエチレン (8)シス-1,2-ジクロロエチレン (9)シクロロメタン (10)ベンゼン (11)クロホルム		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ *測定記録(No.): <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		県条例7	・使用事業所の設置届を提出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 設置届
		県条例 附則8	・この条例の施行(H12.4.1)の際、現に井戸を設置していた場合、市長に届けを出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
		県条例39	・この条例施工(H12.4.1)後、新たに井戸を設置していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 設置日: 年 月 日
		県条例40	・井戸を設置していた場合、市長の許可を受けて届出をしていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
		県条例70	・井戸設置者は、定期的に水質検査を行っていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 検査日: 年 月 日 検査結果
		滋賀製作所 滋賀県公害 防止条例 公害防止条 例施行規則 東近江市条 例 東近江市条 例施行規則	特定施設の構造等の届出 特定施設の構造等の変更の届出 氏名の変更等の届出 (公害防止組織法とダブリのため削除)		滋賀県条例 21の2, 3 滋賀県条例 23,26条 東近江市条 例22,25条
点検義務	滋賀県条例 施行規則3 条 滋賀 県条例53条 法14⑤	滋賀県公害防止条例施行規則別表第1(3条関係)特定施設がありますか？ 有害物質使用特定施設、有害物貯蔵指定施設を設置している者は、定期に点検し、その結果の記録を保存していますか？	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 点検日: 点検結果		
事故時の措置	法14の2 滋賀県条例 29条の6	*有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に届出していますか？	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 届出日: 年 月 日 点検結果		
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに●印を記入)			特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている 法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

目次

(11) 浄化槽法

2020年4月1日:改正浄化槽法施行

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標6.】 安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 3】

汚染の減少、有害化学物質・物質の投棄、排出削減、未処理下水の割合半減、安全な再利用の増加等による水質改善

★★★詳細は、「浄化槽法の一部を改正する法律の概要」参照のこと★★★

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/v030-30b/ref02-30.pdf>



1 適用要否の確認

《確認 1: 浄化槽を設置していますか?》

◆浄化槽を設置している⇒適用を受ける⇒2A(P98)の順守が必要!

◆浄化槽を設置していない⇒適用を受けない

[目次](#)

【浄化槽とは】(法第2条)

●浄化槽とは、便所と連結して、し尿及びこれと併せて雑排水を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 浄化槽製造業者ですか?》

◆浄化槽製造業者である⇒適用を受ける⇒2B(P99)の順守が必要!

◆浄化槽製造業者でない⇒適用を受けない

《確認 3: 浄化槽工事業業者ですか?》

◆浄化槽工事業業者である⇒適用を受ける⇒2C(P99)の順守が必要!

◆浄化槽工事業業者でない⇒適用を受けない

《確認 4: 浄化槽清掃業者ですか?》

◆浄化槽清掃業者である⇒適用を受ける⇒2D(P99)の順守が必要!

◆浄化槽清掃業者でない⇒適用を受けない

《確認 5: 浄化槽保守点検業者ですか?》

◆浄化槽清掃業者である⇒適用を受ける⇒2E(P99)の順守が必要!

◆浄化槽清掃業者でない⇒適用を受けない

2 順守内容

2A 浄化槽設置者

(1) 浄化槽設置の届出(法第5条)

浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事及びその都道府県知事を経由して特定行政庁に届けなければならない。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

(2) 浄化槽工事の施行(法第6条)

浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

(3) 使用準則の順守(法第3条、則第1条)

浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 保守点検及び清掃(法第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条の2、則第2条、第3条、第8条の2)

浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。その場合保守点検又は清掃の記録を作成し3年間保存しなければならない。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の開始の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

浄化槽管理者は、その浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 水質検査(法第7条、第11条、則第4条、第9条)

浄化槽管理者は、新たに設置され又はその構造若しくは規制の変更をした浄化槽については使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) 浄化槽管理者等変更の報告(法第10条の2、則第8条の2)

浄化槽管理者は、浄化槽管理者及び処理対象人員501人以上の規模の場合に設置した技術管理者の変更があったときは、変更の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2B 浄化槽製造業者

(1) 認定と表示(法第13条、第17条)

浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を受けなければならない。その浄化槽を販売するときまでに認定の表示を付さなければならない。

2C 浄化槽工事業者

(1) 登録と標識(法第21条、第30条)

浄化槽工事業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに所定の事項を記載した標識を掲げなければならない。

(2) 浄化槽設備士の設置(法第29条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない。

(3) 帳簿の備付(法第31条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

2D 浄化槽清掃業者

(1) 認可と標識(法第35条、第39条)

浄化槽清掃業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。その営業所ごとに所定の事項を記載した標識を上げなければならない。

(2) 帳簿の備付(法第40条)

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

2E 浄化槽保守点検業者

(1) 登録(法第48条)

都道府県は、条例で浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

3 留意事項

[目次へ](#)

4 浄化槽法 『順守評価シート』

[チェック
へ戻る](#)

対象:名古屋

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
7. 浄化槽法 施行令 環境省 関係 浄化槽法 施行規則	・設置届	法5の1	・浄化槽を設置、またはその構造、規模を変更しようとするものは、県知事に届出していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 浄化槽種類: 届出日:
	・設置後検査	法7	・浄化槽使用開始後(変更後含む)、3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、指定検査機関による水質検査を受けなければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 検査記録No.:
	・使用開始の報告	法10の2	・浄化槽の使用開始の日から30日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書を知事に届け出なければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 報告書No.:
	・浄化槽管理者の変更	法10の2③	・浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書を県知事に提出しなければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 報告書No.:
	・法定検査(11条)	法11	・浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定機関で以下の検査を受ける ※該当項目を□→■ <input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 検査記録No.:
	・廃止の届出	法11の2	・浄化槽管理者は、該当浄化槽の使用を廃止した時は、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を県知事に届け出なければならないことを遵守していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日: 報告書No.:
	・保守点検及び清掃	法10	・浄化槽管理者は、毎年1回の清掃と浄化槽の点検(種類により異なる)をしなければならないことを順守していますか？ 点検回数:150人槽 2回/月、45人槽 6回/年	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 点検記録No.:

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長
<input type="checkbox"/> 法律等が守られている <input type="checkbox"/> 法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)		

目次

[チェック
へ戻る](#)

(12) 下水道法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標6.】 安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 3】

汚染の減少、有害化学物質・物質の投棄、排出削減、未処理下水の割合半減、安全な再利用の増加等による水質改善



1 適用要否の確認

《確認 1: 継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していますか?》

◆継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用している

⇒適用を受ける⇒2A(P102)の順守が必要!

◆継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していない

⇒適用を受けない

【政令で定める量とは】(法第11条の2、令第8条の2)

●政令で定める量とは、1日における汚水の量50m³以上とする。

●汚水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する排水である。

[チェック](#)
へ戻る

《確認 2: 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していますか?》

◆継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用している

⇒適用を受ける⇒2B(P102)の順守が必要!

◆継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していない

⇒適用を受けない

【政令で定める水質とは】(法第11条の2、令第8条の2)

(但し特定施設を設置する事業場からの基準と条例で定める基準は除く)

温度	40℃以上
水素イオン濃度	pH5.7以下8.7以上
生物学的酸素要求量	300mg/リットル以上(5日間)
浮遊物質	300mg/リットル以上
ヨウ素消費量	220mg/リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg/リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	銅植物油脂類 30mg/リットル以上 等

下水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する廃水(汚水)又は雨水である。

[目次](#)

[チェック](#)
へ戻る

《確認 3: 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していますか?》

◆水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用している

⇒適用を受ける⇒2B(P102)の順守が必要!

◆水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していない

⇒適用を受けない

【特定施設とは】(法第2条の2、令9条の7)

●特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法12条第1項第6号に規定する特定施設をいう。

特定施設を設置している事業場や工場は特定事業場という。

[チェック](#)
へ戻る

2 順守内容

2A 政令で定める量又は水質の下水排水者

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、予めその下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならぬ [チェック](#)
へ戻る

(2) 除外施設の設置(法第12条、令第9条、法第12条の10、令第9条の8)

公共下水道管理者は、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設の損傷するおそれのある下水を継続して排除し公共下水道を使用する者に対し、政令に定める基準に従い、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(3) 水質の測定義務(法第12条の11)

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で、政令で定める者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。 [チェック](#)
へ戻る

2B 特定事業場

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

水質汚濁防止及びイダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、予め使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。 [チェック](#)
へ戻る

(2) 特定施設の設置の届出(法第12条の3)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、その工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、所定の事項を公共下水道管理者に届出なければならない。 [チェック](#)
へ戻る

(3) 排出基準の順守(法第12条の2、令第9条の4)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。 [チェック](#)
へ戻る

(4) 除外施設の設置(法第12条の11)

上下水道管理者は、政令で定める基準又は政令で定める基準に従い条例で定める基準に適用しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(5) 水質の測定義務(法第12条の12)

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。 [チェック](#)
へ戻る

(6) 事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに引続くその下水の排出を防止するための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者へ届出なければならない。 [チェック](#)
へ戻る

3 留意事項

(1) 改善命令(法第37条の2)

基準に適合しない下水を排出するおそれのある場合は、公共下水道管理者による特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法改善命令または下水排除の停止命令がある。

(2) 罰則(法第45条～50条)

排水基準違反には直ちに罰則が課せられる。

[目次](#) [チェック](#)
へ戻る

4 下水道法『順守評価シート』

対象: 秦野・笠寺・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
6. 下水道法 施行令 施行規則 下水道法の 体系	・使用開始	令8の2	・規制対象の事業場ですか(下水道における 特定施設が対象) 対象事業場(該当項目を□→■へ) □汚水を50m ³ /日以上排出している □排水温40℃以上 □水素イオン濃度 pH5.7以下、8.7以上 □生物化学的酸素要求量300mg/ℓ以上(5日間)	人事・総務 担当	□はい □いいえ

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
6. 下水道法 施行令 施行規則	・使用開始等の届け出対象になる事業場	令8の2	<input type="checkbox"/> 浮遊物質量 300mg/l以上 <input type="checkbox"/> よう素消費量 220mg/l以上 <input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類5mg/l以上) <input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類30mg/l以上) <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法による特定施設を設置 * 条例による上乗せ基準がある場合に注意	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	下水道法の体系 ・公共下水道届出	法11の2①	<input type="checkbox"/> 公共下水道届出を提出していますか？(該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> 使用開始の時期 <input type="checkbox"/> 下水の量又は水質 <input type="checkbox"/> 下水の量又は水質の変更	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 届出日: 届出書類
6. 下水道法 施行令 施行規則	・特定施設届出(公共下水道管理者へ)	法12の3① 法12の3② 法12の3③ 法12の3④	<input type="checkbox"/> 特定施設届出を提出していますか？(該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> 設置時 <input type="checkbox"/> 現在設置されている施設が新たに特定施設となった時(30日以内) <input type="checkbox"/> 特定施設を設置する事業場等が新たに公共下水道を使用する時(30日以内) <input type="checkbox"/> 構造、汚水の処理方法、下水の量、水質変更時	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 届出日: 届出書類
	・特定施設変更届出(公共下水道管理者へ)	法12の6	・届出受理後60日以内の設置・変更禁止		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	・特定施設変更届出(公共下水道管理者へ)	法12の7, 8③	<input type="checkbox"/> 特定施設変更届出を提出していますか？(事由発生から30日以内)(該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> 代表者、事業場の名前の変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 譲り受け、借受、地位承継	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 届出日: 届出書類
	・除外施設設置基準(食堂の汚水等)	令9	<input type="checkbox"/> 条例により除外施設(下水による障害を除去するために必要な施設)を必要とする水質基準は満足していますか？(該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> 温度:45℃以上 <input type="checkbox"/> 水素イオン濃度:pH5以下、9以上 <input type="checkbox"/> ノルマルヘキサン抽出物質含有量: 鉱物油:5mg/lを超えるもの 動植物油:30mg/lを超えるもの <input type="checkbox"/> よう素消費量:220mg/l以上	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 記録No. 測定記録
	・水質の測定義務(届け出義務なし)(特定施設がある場合)	法12の12 則15	<input type="checkbox"/> 以下の測定、記録をとっていますか？(使用開始等の届け出対象になる事業場が対象) * 該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ <input type="checkbox"/> 温度または水素イオン濃度:1回/1日(pH) <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量:1回/14日(BOD) <input type="checkbox"/> その他:1回/7日 <input type="checkbox"/> 記録は5年間保管していますか？	人事・総務担当 人事・総務	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 測定結果No.: 測定記録
	・事故時の措置	(1)法12の12 (2)令9の8, 9	<input type="checkbox"/> (1)応急処置の実施:事故の状況と措置の概要を公共下水道管理者に報告しましたか？ <input type="checkbox"/> (2)事故の定義:水濁法施行令第2条各号の物質、ダイオキシン類、同令3条の4各号に掲げる油を含む下水が特定事業場から公共下水道に流入する事故が発生したとき	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし 報告書(No.): 報告日: 年 月 日 事故報告書
・排出基準の順守	法12の2 令9の4 令9の4, 9の5 社内規定	<input type="checkbox"/> 排出基準は順守されていますか？ (1)特定事業場からの下水の排除の制限 (2)有害物質を含む水の排出基準 (3)生活環境項目の排水基準 K03-01-01A 秦野・名古屋・笠寺・滋賀 対象	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> 順守されている <input type="checkbox"/> 怠りあり 排出基準記録 等	
滋賀 東近江市 下水道条例 東近江市 下水道条例 施行規則	・除外施設等と管理者の選任 ※除害施設等管理責任者の資格:除害施設等を設置する事業所に勤務している者で、施行規則12条の3に該当する者	市下水道条例13 市下水道条例13(2)	<input type="checkbox"/> 除外施設等を設置した日から起算して14日以内に除外施設等管理者を選任していますか？ ⇒除外施設等管理者を変更した場合も同様とする。 <input type="checkbox"/> 除外施設等管理責任者を選任したときは、その日から7日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届出していますか？	滋賀製作所 人事・総務担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 届出日: 届出書類 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 届出日: 届出書類
	・付帯設備	市下水道条例施行規則4	<input type="checkbox"/> 排水設備を設置するときは、次に掲げる付帯設備を市長に届出なければならないことを遵守していますか？。(該当項目を <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> ごみよけ装置 浴場、流し場等の汚水流出箇所(固形物の流下を止めるのに必要な目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること) <input type="checkbox"/> 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所 <input type="checkbox"/> 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所 <input type="checkbox"/> 厨かきよけ装置 飲食店食品店等において多量の厨かきを排出する箇所 <input type="checkbox"/> 水洗便所の付帯装置 <input type="checkbox"/> 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合 <input type="checkbox"/> 洗浄装置 小便器 <input type="checkbox"/> 清掃等の実施状況 【ゴミ除け装置 20 年 月 日実施】 【油脂遮断装置 20 年 月 日実施】	滋賀製作所 人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出書類 <div style="text-align: right; color: blue;">チェック へ戻る</div> 実施記録 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
秦野 秦野市 下水道条例 施行規則	・除外施設等と管理者の選任	市水道条例14 市水道条例規則12	<input type="checkbox"/> 除外施設(例:グリストラップ)等を設置した日から起算して10日以内除外施設等管理責任者を選任し、その旨を市長に届出していますか？ <input type="checkbox"/> 除外施設等管理責任者を変更した場合も同様とする。 <input type="checkbox"/> 除外施設等管理責任者は公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有していますか？又は市長が行う講習の課程を修了していますか？	秦野製作所 人事・総務担当 秦野製作所 人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 修了書

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

(13) 土壌汚染対策法

2017年5月19日公布 2019年4月1日施行
但し、形質変更届時の調査結果提出については2018年4月1日施行
改正土壌汚染対策法: 2019年4月1日施行



0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

★★★詳細は、「改正土壌汚染対策法について(平成31年4月1日施行)」参照のこと★★★

https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme_0314.pdf

1 適用要否の確認

《確認 1: 一定規模以上の面積の土地3000㎡(有害物質使用施設設置の土地又は廃止の場合は900㎡)の形質の変更をしようとする者ですか?》

- ◆一定規模以上の面積の土地3000㎡(有害物質使用施設設置の土地又は廃止の場合は900㎡)の形質の変更をしようとする者である
⇒適用を受ける⇒2A(P105)の順守が必要!
- ◆一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者でない
⇒適用を受けない

チェック
へ戻る

《確認 2: 使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等ですか?》

- ◆使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等である
⇒適用を受ける⇒2B(P105)の順守が必要!
- ◆使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等でない
⇒適用を受けない

【特定有害物質とは】(法第2条、令第1条)

- 特定有害物質とは、カドニウム、全シマン、六価クロム、有機りん化合物、水銀、PCB、鉛、砒素、トリクロロエチレン、クロロエチレン等土壌に含まれることに起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

【有害物質使用特定施設とは】(法第3条)

- 有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設で、同法同条同項第1号に規定する物質のうち特定有害物質であるものを製造や使用又は処理する施設をいう。

チェック
へ戻る

《確認 3: 要措置区域内の土地の所有者等ですか?》

- ◆要措置区域内の土地の所有者等である⇒適用を受ける⇒2C(P105)の順守が必要!
- ◆要措置区域内の土地の所有者等でない⇒適用を受けない

【要措置区域とは】(法第6条)

- 要措置区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認める場合、及び土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれのあるものとして政令で定める基準に該当する場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その汚染による人の健康に係る被害の防止をするために汚染の除去や汚染の拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域として指定した区域をいう。

チェック
へ戻る

《確認 4: 形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者ですか?》

- ◆形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者である
⇒適用を受ける⇒2D(P106)の順守が必要!
- ◆形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者でない
⇒適用を受けない

【形質変更時要届出区域とは】(法第11条)

- 形質変更時要届出区域とは、土壤汚染状況調査の結果、その土地の土壤の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認められ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当しないと認める場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定した区域をいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 5: 自主的に土壤汚染状況調査を行った者ですか?》

- ◆自主的に土壤汚染状況調査を行った者である
⇒適用を受ける⇒2E(P106)の順守が必要!
- ◆自主的に土壤汚染状況調査を行った者でない⇒適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 6: 指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者ですか?》

- ◆指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者である
⇒適用を受ける⇒2F(P106)の順守が必要!
- ◆指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者でない
⇒適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 7: 汚染土壤処理業者ですか?》

- ◆汚染土壤処理業者である⇒適用を受ける⇒2G(P106)の順守が必要!
- ◆汚染土壤処理業者でない⇒適用を受けない

2 順守内容

2A 一定規模以上の面積の土地の形質の変更者

(1) 土地の形質の変更の届出(法第4条、則第22条、第23条)

土地の掘削その他の土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が3000平方メートル、但し現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第一項本文規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の土地の形質の変更にあつては900平方メートル)以上をしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の30日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。この場合当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 使用廃止有害物質使用特定施設の敷地であつた土地又は都道府県知事から土壤汚染状況調査を命じられた土地の所有者等

(1) 土壤汚染状況調査と報告(法第3条、第5条)

その土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、所定の者に所定の方法による調査をさせて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。但し、当該土地について予定されている利用の方法からみて、同上の特定有害物質による汚染により人の健康に係る生ずるおそれのない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りではない。しかし当該土地の所有者等は、当該確認に係る土地について土地の掘削その他の土地の形質の変更をし、又させるときは、予め所定事項を都道府県知事に届出なければならない。届出を受けた都道府県知事は、当該土地の所有者に対し当該土地の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2C 要措置区域内の土地の所有者等

(1) 汚染の除去等の措置(法第7条)

要措置区域内の土地の所有者等であつて、都道府県知事による汚染の除去等の措置の指示を受けた者は、所定の期限までに、汚染の除去又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として政令で定めるものを講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 土地の形質の変更の禁止(法第9条)

要措置区域内においては、何人も土地の形質の変更をしてはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2D 形質変更時要届出区域内土地の形質変更者

(1)土地の形質の変更の届出(法第12条)

形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質の変更着手する日の14日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならぬ [チェック](#)
[へ戻る](#)

2E 自主的に土壤汚染状況調査を行った者

(1)区域の指定の申請(法第14条)

当法第3条及び第4条、第5条の規定の適用を受けない土地の自主調査を行った者は、その結果その土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が、法第6条第1項第1号の省令で定める基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、区域の指定をすることを申請することができる。 [チェック](#)
[へ戻る](#)

2F 指定区域内土地の土壤をその指定区域外へ搬出しようとする者

(1)汚染土壤搬出時の届出(法第16条、則第61条)

汚染土壤を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに所定事項を都道府県知事に届出なければならない。 [チェック](#)
[へ戻る](#)

(2)汚染土壤の処理の委託(法第18条)

汚染土壤を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。 [チェック](#)
[へ戻る](#)

(3)管理票の交付(法第20条、則第66条、第72条)

汚染土壤を指定区域外へ搬出しようとする者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合には、その委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に、その汚染土壤の運搬を委託した者に対して所定の事項を記載した管理票を交付しなければならない。さらに管理票の交付者は、送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処理が終了したことを確認し、かつ所定の期間保存しなければならない。また所定期間内に管理票の送付を受けないとき又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の送付を受けたときは、速やかに、その委託に係る汚染土壤の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届出なければならない。 [チェック](#)
[へ戻る](#)

2G 汚染土壤処理業者

(1)許可(法第22条)

汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤処理施設ごとに、その施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

○汚染土壤処理業に関する政令(H21環境省令第10号)

[目次](#)

4 土壤汚染対策法『順守評価シート』

対象:秦野・笠寺・名古屋・滋賀

[チェック](#)
[へ戻る](#)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
8. 土壤汚染対策法 施行令 施行規則 土壤汚染対策法に 基づく指定 調査機関 及び指定 支援法人 に関する 省令 改正土壤 汚染対策 法の体系図	・規制対象	法2② 法3 則22 法5	・当所は下記の規制対象に該当しますか？ (該当項目を□→■へ) <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場の土地所有者 <input type="checkbox"/> 土壤汚染による健康被害のおそれがあると都道府県知事が認めた土地の所有者 <input type="checkbox"/> 3000900㎡以上の土地の形質変更を行おうとする(※2019/4月より900㎡に変更されます) <input type="checkbox"/> 措置実施区域及び形質変更時要届出区域の土地所有者 <input type="checkbox"/> 汚染土壤を搬出しようとする者	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	・土壤汚染調査状況	法2② 法3 則22 法5	・土壤の特定有害物質による汚染状況調査を実施していますか？ <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設だった工場、事業場敷地 <input type="checkbox"/> 3000900㎡以上の形質変更をする土地 <input type="checkbox"/> 土壤汚染で健康被害が生ずるおそれがある土地 【調査方法】 ①調査対象は原則として工場の敷地全体 ②100㎡(10m四方)の区画毎に1地点の調査 ③汚染のおそれが少ない部分は900㎡(30m四方)の区画毎に1地点の調査(事務所後等) (例外)都道府県知事が、土地利用から健康被害のおそれがない旨の確認した場合	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 調査結果No. :

土壤汚染対策法『順守評価シート』 続き

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
特定有害物質 一律 排水基準 H29/4/1より クロロエチレン追加	・土壤汚染状況調査	法3① (ただし書)	・使用が廃止された有害物質使用特定施設であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を廃止から120日以内に都道府県知事に報告していますか？ ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。 (ただし書の確認申請書)	人事・総務 担当	届出日: 年 月 日 届出先 名古屋:愛知県知事 (尾張県民事務所長) 笠 寺:名古屋市長 秦野:神奈川環境保全課 滋 賀:滋賀県知事 (東近江環境事務所)	
	・土壤汚染状況調査	法3⑦	上記で、調査を免除されていた土地の形質の変更(900㎡以上)をし、又はさせるとき、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出をしていますか？ ※ 軽易な行為その他の行為については届出対象外とする。	人事・総務 担当	届出日: 年 月 日 届出先 名古屋:愛知県知事 (尾張県民事務所長) 笠 寺:名古屋市長 秦野:神奈川環境保全課 滋 賀:滋賀県知事 (東近江環境事務所)	
	・土壤汚染状況調査	滋賀県条例	・滋賀県公害防止条例に規則で定める方法により調査し、その結果を知事に報告していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日	
	・土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	施行規則16	・法第3条第1項ただし書の規定による確認(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)を受ける場合は知事に申請書を提出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日	
	・特定有害物質の種類 の通知申請書	施行規則3 ④	・土壤汚染状況調査の試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類について、都道府県知事から通知を受けようとする場合に申請書を提出していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日	
	・土地の利用の方法の 変更	法3⑤ 県条例施行 規則29④	・第一項ただし書の確認を受けた者は、土地の利用の方法の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日	
	・一定規模以上の土地の 形質の変更届出書	法4① 則22	・3000900㎡以上の土地の形質変更を行おうとする場合は、30日前までに都道府県知事に届出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:	
	・汚染土壤搬出届出	法16	・要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壤を搬出する場合は着手14日前までに都道府県知事に届出していますか？ ・届出事項を変更するとき等も14日前までに届出していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:	
	滋賀県の土 壌汚染に関 する条例	・汚染土壤搬出管理票 (交付者)	法20 法21	・運搬・処理を委託する場合は、管理票を発行していますか？ ・写しにより運搬・処理の終了を確認し、保存していますか？ ・写しの送付を受けないときは、処理状況を確認し、都道府県知事へ届出していますか？ ・虚偽の管理票の交付等の禁止を遵守していますか？	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 管理票:
	名古屋、笠 寺秦野	土地利用状況報告	施行細則2	・法3①のただし書で確認を受けた土地利用状況の報告を届出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出先:
秦野製作所	・特定有害物質使用状況 の記録の管理	県生活条例 59 県条例施行 規則49	・特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所(「特定有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないことを順守していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 管理'記録(No.):	
秦野製作所	・特定有害物質使用状況 の記録の管理	県生活条例 59 県条例施行 規則49	記録をつける内容 (1)特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2)特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要 (3)過去の事業内容の状況 (4)特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管料、使用期間及び使用状況 (5)施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (6)特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況等の排出経路 (7)排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 (8)特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (9)施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (10)地形、地質等の概要	秦野 人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 管理'記録(No.):	
	・届出	県生活条例 60⑥	・非常災害時の土地形質変更を行った場合、変更後14日以内に県知事に届出していますか？		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし 届出日:	
	・届出の適用外	県生活条例 63	上記は汚染され土地の無害化の完了、汚染された土壤搬出完了時は適用外となる			

チェック
へ戻る

(14) 騒音規制法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少



1 適用要否の確認

《確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?》

◆指定地域内にあり、特定施設を設置している⇒適用を受ける⇒2A(P108)の順守要!

◆指定地域内にあり、特定施設を設置していない⇒適用を受けない

【指定地域とは】(法第3条)

- 指定地域とは、①住居が集合している地域、②病院又は学校の周辺地域、その他騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

チェック
へ戻る

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)

- 特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設として、政令で定める下記の施設。

(1) 金属加工機械

ア) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上) イ) 製缶機械 ウ) ベンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上) エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く) オ) 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上) カ) セン断機(原動機の定格出力が3.75kW以上) キ) 鍛造器 ク) ワイヤフォーミングマシン ケ) プラスト(タンブラスト以外除く) コ) タンブラー サ) 切断機(砥石を用いるもの)

(2) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上)

(3) 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上)

(4) 織機(原動機を使用するもの)

(5) 建設用資材製造機械

ア) 気泡コンクリートプラント以外のコンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)

イ) アスファルトプラント(混練重量200kg以上)

(6) 穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上)

(7) 木材加工機械

ア) ドラムパーカー イ) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上) ウ) 碎木機 エ) 目次
鋸盤(製材用: 原動機の定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上) オ) 丸鋸盤(製材用: 定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上) カ) かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上)

(8) 抄紙機 (9) 印刷機械(原動機を使用するもの) (10) 合成樹脂用射出成形機

(11) 鋳造型機(ジョルト式のもの)

チェック
へ戻る

《確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?》

◆指定地域内にあり、特定建設作業を行っている⇒適用を受ける⇒2B(P109)の順守要!

◆指定地域内にあり、特定建設作業を行っていない⇒適用を受けない

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)

- 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業として、くい打ち機、くい抜き機、びょう打ち機、さく岩機、空気圧縮機、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する作業で、一定規模以上の作業が定められている。

2 順守内容

2A 特定施設設置者

(1) 施設設置の届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、その工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2)規制基準の順守(法第5条、S43.11.27厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号)
 指定地域内に特定施設を設置している者は、指定地域の指定区分(第1種区域～第4種区域)、時間帯区分(朝夕、昼間、夜間)ごとに設定された規制基準(文献1、P163表1)を順守しなければならない。

★★★詳細は、騒音規制法パンフレットー環境省ホームページを参照のこと★★★

<https://www.env.go.jp/air/noise/souonkiseih-pamphlet.pdf>

チェック
へ戻る

(3)公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定規模以上の機械プレス、鍛造機を設置している事業場は公害防止管理者を選任する必要がある。

チェック
へ戻る

2B 特定建設作業者

(1)施行の届出(法第14条、則第10条、様式第9)

指定地域内にて、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者はその事業の開始の日の7日前までに市町村長に届出なければならない。

(2)規制基準の順守(法第15条、S43.11.27厚生省・建設省告示第1号)

指定地域内にて特定建設作業を行う者は、特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベルを超えないこと。指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

3 留意事項

(1)深夜騒音等の規制(法第28条)

飲食店等の深夜の騒音などについて、地方公共団体が必要と認める場合は、営業時間を制限するなどの措置を講じなければならない。

目次

チェック
へ戻る

4 騒音規制法『順守評価シート』

対象:名古屋・滋賀・(秦野:監視義務)・(笠寺:特定工場に該当せず)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス																							
9. 騒音規 施行令 施行規則 環境省 特定工場 等におい て発生す る騒音の 規制に関 する基準	・特定施設の適用	法2 令1別表2 則4様式1	・法令で定める特定工場に該当しますか ・発生施設は何かがあるか整理(一覧表)されていますか【一覧表確認】(著しい騒音を発生する施設であって法令で定めるもの)	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 一覧表No.																							
		法7、8	・法改正等により、既設の施設が特定施設に該当となった場合、改正された法令の施工後30日以内に届出していますか? ・特定施設増設及び騒音防止方法を変更する場合、工事開始30日前に届出していますか? <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 特定施設の数量等の変更	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし 届出日: 年 月 日 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類																							
	法10、11	・届出者の氏名や住所等を変更する場合、全ての特定施設の使用を廃止した場合、全ての特定施設を譲受、相続、合併等に届出者の地位を承継した場合は、事実発生後30日以内に届出していますか? <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 承継																										
	・騒音の規制基準の順守	法5	・当該特定工場等に係る規制基準を遵守し、境界線における測定をしていますか?(1回/年)	生産技術 試作試験	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																							
神奈川県 生活条例 生活環境の 保全等に 関する条例 施行規則	秦野(工業専用地域)	県生活 条例規則 38 別表11 神奈川県 生活環境 の保全等 に関する 条例 第10条	・下記騒音基準値を遵守していますか? 時間帯区分 基準値 朝 (06:00~08:00) <75dB 昼間 (08:00~18:00) <75dB 夕 (18:00~23:00) <75dB 夜間 (23:00~06:00) <65dB ・騒音発生施設を変更した場合、30日以内に市町村長に届出していますか? (該当項目をチェック □→■へ) <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 特定施設の数量等の変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 特定施設の配置の変更	秦野 生産技術 担当	測定結果 朝 (06:00~08:00): < dB 昼間(08:00~18:00): < dB 夕 (18:00~23:00): < dB 夜間(23:00~06:00): < dB 提出日:																							
東近江市 条例	滋賀(第3種区域)	滋賀:騒音 の規制に 関する 基準	・特定工場等における、下記騒音基準値を遵守していますか?																									
愛知県:県 民の生活環 境の保全等 に関する条 例施行規則	名古屋(工業地域)	愛知県:県民 の生活環境 の保全等 に関する条 例施行規則 25 条例施行 規則9、24、59別表 7 愛知騒音規 制基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間帯区分</th> <th colspan="3">基準値(dB)</th> </tr> <tr> <th>滋賀</th> <th>笠寺</th> <th>名古屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 (06:00~08:00)</td> <td><60</td> <td><60</td> <td><65</td> </tr> <tr> <td>昼間 (08:00~19:00)</td> <td><65</td> <td><65</td> <td><70</td> </tr> <tr> <td>夕 (19:00~22:00)</td> <td><65</td> <td><60</td> <td><65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22:00~06:00)</td> <td><55</td> <td><50</td> <td><60</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	基準値(dB)			滋賀	笠寺	名古屋	朝 (06:00~08:00)	<60	<60	<65	昼間 (08:00~19:00)	<65	<65	<70	夕 (19:00~22:00)	<65	<60	<65	夜間 (22:00~06:00)	<55	<50	<60	名古屋 滋賀・笠寺 生産技術 試作試験 担当	測定結果 朝 (06:00~08:00): < dB 昼間(08:00~19:00): < dB 夕 (19:00~22:00): < dB 夜間(22:00~06:00): < dB
時間帯区分	基準値(dB)																											
	滋賀	笠寺	名古屋																									
朝 (06:00~08:00)	<60	<60	<65																									
昼間 (08:00~19:00)	<65	<65	<70																									
夕 (19:00~22:00)	<65	<60	<65																									
夜間 (22:00~06:00)	<55	<50	<60																									
名古屋市:市 民の健康と 安全を確保 する環境の 保全に関す る条例	笠寺(準工業地域)	名古屋市:市民 の健康と安全 を確保する環 境の保全に関 する条例28 条 例施行細則25 別表9			チェック へ戻る																							

(15) 振動規制法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少



1 適用要否の確認

《確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?》

◆指定地域内にあり、特定施設を設置している⇒適用を受ける⇒2A(P110)の順守要!

◆指定地域内にあり、特定施設を設置していない⇒適用を受けない

【指定地域とは】(法第3条)

●指定地域とは、①住居が集合している地域、②病院又は学校の周辺の地域、その他振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

[チェック
へ戻る](#)

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)

●特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設として、金属加工機械、圧縮機、土石用又は鉱物用の破碎や摩砕機、織機、木材加工機械その他が定められている。

(1) 金属加工機械

ア) 液圧プレス(矯正プレスを除く)

イ) 機械プレス

ウ) せん断機(原動機の定格出力1Kw以上)

エ) 鍛造機

オ) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力37.5Kw以上)

(2) 圧縮機(原動機の定格出力7.5Kw以上)

(3) 土石用、鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機(定格出力7.5Kw以上)

(4) 織機(原動機を用いるもの)

(5) コンクリートブロックマシン

(原動機の定格出力の合計が2.95Kw以上)並びにコンクリート管製造機械、
コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10Kw以上)

[目次](#)

(6) 木材加工機械

ア) ドラムパーカー

イ) チッパー(原動機の出力2.2Kw以上)

(7) 印刷機械(原動機の定格出力2.2Kw以上)

(8) ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、
原動機の定格出力30Kw以上)

(9) 合成樹脂用射出成型機(ジョルト式のもの)

(10) 鋳造型機(ジョルト式のもの)

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?》

◆指定地域内にあり特定建設作業を行っている⇒適用を受ける⇒2B(P111)の順守要!

◆指定地域内にあり特定建設作業を行っていない⇒適用を受けない

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)

●特定建設作業とは、建設作業として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業として、くい打ち機作業、鋼球を使用し建築物を破壊する作業、舗装破碎機を使用する作業、プレーカー等を使用する作業で一定規模以上の作業が定められている。

2 順守内容

2A 特定施設設置者

(1) 届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、市町村長に届出なめれ

ばならない。

チェック
へ戻る

(2)規制基準の順守(法第5条、S51.11.10環境庁告示第90号)

指定地域内の地域区分(第1種、第2種区域)、時間帯区分(昼間、夜間)ごとに設定された基準を順守しなければならない。

チェック
へ戻る

★★★詳細は、振動規制法パンフレット-環境省ホームページを参照のこと★★★

https://www.env.go.jp/air/shindokisei_panf.pdf

(3)公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定規模以上の油圧プレス、機械プレス、鍛造機を設置している事業者は、公害防止管理

者を選任する必要がある。
チェック
へ戻る

2B 特定建設作業者

(1)届出(法第14条、則第10条、様式第9)

指定地域内にて特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、市町村長に届出なければならない。

(2)規制基準の順守(法第15条、則第11条、様式1)

指定地域内にて、特定建設作業を行う者は、溶けてい建設作業の場所の敷地境界線において75デシベルを超えないこと。又指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

3 留意事項

4 振動規制法『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象:名古屋・滋賀・(秦野:監視義務)・(笠寺:特定工場に該当せず)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
10. 振動規制法 施行令 施行規則 環境省 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	・特定施設の適用 振動規制法による特定施設一覧表	法2 令1別表1 則4様式第1	・法令で定める特定工場に該当しますか	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 振動規制法による 特定施設一覧表
			・発生施設は何かがあるか整理(一覧表)されていますか 【一覧表確認】(著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの)	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 一覧表No.:
	・特定施設の届出	法6, 7, 8, 10, 11 則6③ 条例21, 22, 25, 26 則10, 11, 14, 15, 17, 18	・法改正等により、既設の施設が特定施設に該当となった場合、改正された法令の施工後30日以内に届出していますか? ・特定施設増設及び使用方法及び振動の防止方法を変更する場合、工事開始30日前に届出していますか? <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 特定施設の数量等の変更 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ・届出者の氏名や住所等を変更する場合、全ての特定施設の使用を廃止した場合、全ての特定施設を譲受、相続、合併等に届出者の地位を承継した場合は、事実発生後30日以内に届出をしていますか? <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 承継	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当なし 届出日: 年 月 日 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 年 月 日 届出書類
・振動規制基準の順守	法5	・当該特定工場等に係る規制基準を遵守し、境界線における測定をしていますか?(1回/年)	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日:	
神奈川県 生活条例 生活環境の 保全等に関する 条例施行規則	・秦野(工業専用地域)	県生活条例 規則38 別表12 神奈川県 生活環境の 保全等に関する 条例第10条	時間区分 基準値 昼間(08:00~19:00) <70dB 夜間(19:00~08:00) <65dB ・振動発生施設を変更した場合、30日以内に市町村長に届出をしていますか? (該当項目をチェック <input type="checkbox"/> → <input checked="" type="checkbox"/> へ) <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 特定施設の数量等の変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 特定施設の配置の変更	秦野 生産技術 担当	測定結果 昼間(08:00~19:00) < dB 夜間(19:00~08:00) < dB <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
東近江市 条例	・滋賀(第2種区域(I))	滋賀:振動の 規制に関する 基準	・特定工場等における、下記騒音基準値を遵守していますか?		測定結果 昼間(07:00~20:00) < dB 夜間(20:00~07:00) < dB
愛知県:県 民の生活環境の 保全等に関する 条例施行規則	・名古屋(工業地域)	愛知県:県民の 生活環境の保全 等に関する条例 25 条例施行規則 9, 24, 59別表 8 愛知騒音規 制基準	時間区分 基準値 昼間(07:00~20:00) <65dB以下 夜間(20:00~07:00) <60dB以下	名古屋 滋賀・笠寺 生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
名古屋市:市 民の健康と安全を 確保する環境の 保全に関する 条例	・笠寺(準工業地域)	名古屋市:市民 の健康と安全を 確保する環境の 保全に関する 条例28 条例施 行細則25別表10			チェック へ戻る 目次

(16)工場立地法

0. SDGsとの関連性

【目標11.】 住み続けられるまちづくりを
 【ターゲット11.6】
 大気の水質、廃棄物管理等、都市の環境上の悪影響軽減



1 適用要否の確認

《確認 1: 特定工場を新設しようとしていますか?》

- ◆ 特定工場を新設しようとしている⇒適用を受ける⇒2A(P112)の順守が必要!
- ◆ 特定工場を新設しようとしていない⇒適用を受けない

【特定工場とは】(法第6条、令第1条、第2条)

● 特定工場とは、製造業等に係る工場又は事業場(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く)であって、一つの団地内における敷地面積9000㎡以上または建築物の建築面積3000㎡以上のものである。なお、ここでの新設は、敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。

【工場立地に関する準則等の公表】(法第4条)

● 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に、協議し、かつ産業構造審議会の意見を聴いて、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設・緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項等につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

[チェック](#)
へ戻る

2 順守内容

2A 特定工場を設置しようとする者

(1) 都道府県知事への届出(法第6条)

特定工場を新設しようとする者は、氏名及び住所、製品、設置の場所、敷地面積及び建築面積、生産施設と緑地及び環境施設の面積等の事項を、特定工場設置の場所を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
へ戻る
[目次](#)

● 生産施設面積の割合(法第4条、則第2条、準則第1条)

業種の区分		割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業にならないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

● 緑地面積の割合(法第4条、則第3条、準則第2条)

20%以上(建築物屋上等緑地施設(他の施設と重複する緑地)は、敷地面積の25%以内で算入可能)

● 環境施設面積の割合(法第4条、則第4条、準則第3条)

- (1) 25%以上(緑地を含む)
- (2) 15%以上を敷地周辺に配置する
- (3) 工業団地、鉱業集落地の特例

【生産施設とは】(法第4条、則第2条)

● 生産施設とは、物品の製造施設や加工修理施設その他の主務省令で定める施設で、製

[チェック](#)
へ戻る

造業における物品の製造工程、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程の製造工程等形成施設が設置される建築物及び製造工程等形成施設で建築物の外に設けられた施設されるものをいう。

[チェックへ戻る](#)

【緑地とは】(法第4条、則第3条)

●緑地とは、主務省令で定める施設で、区画された土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保全の保持に寄与するもの及び低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設をいう。

【緑地以外の環境施設とは】(法第4条、則第4条)

●緑地以外の環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める施設で、噴水、水流、池その他の修景施設・屋外運動場・広場・屋内運動施設・教養文化施設・雨水浸透施設・太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地及び太陽光発電施設のうち建物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものの土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものいう。

3 留意事項

4 工場立地法『順守評価シート』

[チェックへ戻る](#)

対象: 秦野・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
18. 工場立地法施行規則 法規施行令準則	・特定工場 (製造業の係わる工場)	法6① 令2	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場に該当しますか？ (1)、(2)どちらか該当すれば特定工場 (1)敷地面積9,000㎡以上 【工場敷地面積の定義】 ・工場等の用に供する土地の全面積(所有地、借地は問わない) ・社宅、寮、病院の用に供する明確な計画のある土地は工場敷地面積には含まない。 ・社宅、寮、病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮、病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとする。 ・当面用途不明で予備として確報している土地は工場敷地面積面に含まれる。 ・子会社、下請工場の土地を貸している場合は、その部分は除かれ、子会社、下請け工場等の工場敷地となる。 ・道路をはさんで、従業員用の駐車場がある場合は、駐車場も工場敷地面積に含まれる。 (例:名古屋ssの外部駐車場が該当) (2)建物の建築面積の合計3,000㎡以上 【工場敷地面積の定義】 ・工場等の建物(社宅、寮又は病院の建築物は除く)の水平投影面積 		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない 敷地面積 ㎡ 建築面積 ㎡ 確認書類
秦野:工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例	・新設、増築、変更時の届出 (軽微な変更の届け出不要)	法6	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設・増設時には、県知事又は市長へ届出していますか？ 【届出事項】 (1)氏名(社長名)又は名称及び住所 (2)特定工場における製品等 (3)特定工場における設置の場所 (4)特定工場の敷地面積及び建築面積 (5)特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の配置 (6)大気又は水質に係る汚染物質の最大排出予定量及び当該予定量を超えないための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画(指定地域に属する場合のみ) (7)特定工場新設のための工事開始予定日 ※届出後90日経過後の届出に係る行為の禁止(法11) 届出先:秦野・笠寺・滋賀⇒市長、名古屋⇒県知事 	人事・総務担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない 届出日: 届出書類
名古屋市長工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例	変更届 (軽微な変更の届け出不要)	法8第1項	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目の変更がありましたか？ (該当の場合は□にチェック)あった場合、変更の届出を提出していますか。 ・変更の届出先⇒市町村(秦野ss:秦野市、滋賀ss:東近江市、名古屋ss:東浦町) ・変更届の受理後90日経過後でなければ該当の変更してはならない。(事前届出が必要) □①製品の変更する場合(日本標準産業分類における3ケタ分類の変更が行われる場合) ・日本標準産業分類 311 自動車・同付属部品製造業 □②敷地面積の変更 		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない 届出日: 届出書類

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
18. 工場立地法 施行規則 法規施行令 準則	変更届 (軽微な変更の届出不要)	法8第1項	<input type="checkbox"/> ③建築面積の変更 ・生産施設、緑地及び環境施設の面積並び環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更は「軽微な変更」として届出の必要なし。 <input type="checkbox"/> ④生産施設の面積の変更 ・生産施設の修繕による面積の変更で増加する面積の合計が30㎡未満のものは「軽微な変更」として届出の必要なし。 <input type="checkbox"/> ⑤緑地、環境施設の面積の変更 ・緑地又は緑地以外の環境施設を増加する場合は「軽微な変更」として届出の必要なし。 <input type="checkbox"/> ⑥生産施設・環境施設の配置の変更	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない 届出日: 届出書類
		法12第1項	以下の項目の変更がありましたか? あった場合、変更の届出を提出していますか。変更の届出は遅滞なく届出する事(変更後、1か月程度を目安に提出) ①氏名等の変更の届出 ・会社名称、本社住所が変更になる場合が対象(代表者名、所長名、製作所住所の変更は届出の必要は、なし。次回の変更の届出を提出する際に該当内容を変更する。)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出書類
		法13第3項	継承の届出、廃止の届出 ※該当外する案件は通常ではないので、自主チェックは必要なし。		
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例	東近江氏工場立地法に基づく特定工場の届出について	秦野: 条例 工立2条	・緑地面積 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする(秦野・工専地域)	秦野 人事/総務	敷地面積: ㎡ 緑地面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		滋賀: 準則 2.3 名古屋: 準則 5	緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする(名古屋・滋賀)	名古屋・滋賀 人事/総務	敷地面積: ㎡ 緑地面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		秦野: 条例 工立2条	・環境施設 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする(秦野)	秦野 人事/総務	環境施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		滋賀: 準則 2.3 名古屋: 準則 5	緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする(名古屋・滋賀)	名古屋・滋賀 人事/総務	環境施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		名古屋: 東 浦町準則	・緑地面積 緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする(名古屋・工業地域地) ・環境施設面積 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の10以上の割合とする	名古屋 人事/総務	緑地面積: ㎡ % 環境施設面積: ㎡ %
		滋賀準則1	・生産施設面積 生産施設面積の敷地面積のに対する割合は、100分の65以下ですか? (準則別表第1の第7種 その他の製造業に該当: 全製作所とも) ※生産施設とは ア. 製造工程等形成施設が設置されている建物(工場建屋) イ. 製造工程等形成施設で建物の外に設置されるもの(屋外プラント)ーティラドにはないはず 受入れ、梱包・出荷施設、検査・試験施設、試作・開発施設は含まず ウ. 自家用の発電施設、ボイラー、コンプレッサー、窒素発生装置等の製造工程用の施設は生産施設 エ. 工場建屋の空調施設は生産施設 オ. 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合には当該工場建屋は生産施設	滋賀 人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 生産施設面積: ㎡ % 調査報告書等確認資料
		環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います			
総合評価(いずれかに●印を記入)			特記事項		部門長
<input type="checkbox"/> 法律等が守られている <input type="checkbox"/> 法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					チェック へ戻る

(17) 公害防止組織整備法 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法)



0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

1 適用要否の確認

《確認 1: 特定工場を設置していますか?》

- ◆ 特定工場を設置している⇒適用を受ける⇒2A(P114)の順守が必要!
- ◆ 特定工場を設置していない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【特定工場とは】(法第2条、令第1条)

- 特定工場とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場であって、政令で定められたものをいう。
特定工場を設置している者を特定事業者という。

①ばい煙発生特定工場(法第2条第1号、令第2条)

- 大気汚染防止法施行令第1(P78)による第9号及び第14号から第26号までに掲げるばい煙発生施設及び排ガス量が10000m³以上の施設を設置している工場。

②汚水等排出特定工場(法第2条第2号、令第3条)

- 水質汚濁防止法施行令別表第1(特定施設)による第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設で排水水を排出しているもの又は特定地下浸透浸透水を浸透させているもの及び排水量が1000m³以上の施設を設置している工場。

[チェック
へ戻る](#)

③騒音発生特定工場(法第2条第3号、令第4条)

- 騒音規制法により指定された地域内にあつて、加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

[目次](#)

④特定粉じん発生特定工場(法第2条第4号、令第4条の2)

- 大気汚染防止法施行令第2の2に掲げる特定粉じん発生施設を設置している工場。

⑤一般粉じん発生特定工場(法第2条第5号、令第5条)

- 大気汚染防止法施行令第2に掲げる一般粉じん発生施設を設置している工場。

⑥振動発生特定工場(法第2条第6号、令第5条の2)

- 振動規制法により指定された地域内にあつて、加圧能力が2941キロニュートン以上の液圧プレス及び加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

⑦ダイオキシン類発生特定工場(法第2条第7号、令第5条の3)

- ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで、及び別表第2の第1号から第12号までに掲げるダイオキシン類の発生施設を設置している工場。

[チェック
へ戻る](#)

2 組織の行うべき内容

2A 特定事業者

(1) 公害防止統括者の選任(法第3条、令第6条)

特定事業者は、その特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理するため、公害防止統括者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。但し常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者は除く。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 公害防止管理者の選任(法第4条、令第8条別表第2、令第10条別表第3)

特定事業者は、環境省令で定めるところにより、その特定工場において技術的業務等を管理するため、有資格者のうちから公害防止管理者を選任し、当該特定工場をの所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 公害防止主任管理者の選任(法第5条、令第9条、令第11条)

排出ガス量40000m³以上のばい煙発生施設及び排出水量10000m³以上の汚水等排出施設が設置されている特定工場は、技術的事項について公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮するため、有資格者のうちから公害防止主任管理者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 代理者の選任(法第6条)

特定事業者は、公害防止統括者や公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行や疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合に、その職務を行う代理者を選任しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

3 留意事項

[目次](#)

4 公害防止組織整備法『順守評価シート』

[チェック
へ戻る](#)

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
1. 特定工場における公害防止組織 施行規則 法規施行令 【注記】 秦野は水質のみ 笠寺/名古屋/滋賀は騒音・振動・大気	・特定工場となる施設及び工場	法2 令2～5の3	・当所で、特定施設に該当する施設はありますか？ (該当施設を□→■へ) □ばい煙発生施設(総排出量1万m ³ /h) □汚水等排出施設等(有害物質関係施設) □騒音発生施設 □振動発生施設	生産技術 試作試験 人事総務 担当	□あり □なし 特定施設一覧表
	・特定工場の指定及び届出	法2(定義) 令2～5の3	・当所は、大気、水質、騒音、振動関係の公害防止組織が必要な特定工場に該当しますか？ (該当項目を□→■へ) □大気 □水質 □騒音 □振動 ・該当する場合、公害防止組織図は記載されていますか？	生産技術 人事・総務 担当	□該当する□該当しない 公害防止組織図 □有 □無 届出日:
	・公害防止管理者等の役割及び資格及び届出	法3 則2	・公害防止統括者: 工場の公害防止対策の責任者を選任していますか？(資格不要) ・選任すべき事由の発生から30日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を都道府県知事に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	□はい→* □いいえ * 公害防止統括者: 県届出日: 市町村届出日:
		法6	・公害防止統括者代理者を選任していますか？ ⇒公害防止統括者が職務を行う事が出来ない場合、場合、職務を行う(資格不要) ・選任すべき事由の発生から30日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を都道府県知事に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	□はい→* □いいえ * 公害防止統括者代理: 県届出日: 市町村届出日:
	【区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任】4条	法4①、③ 法3③	・公害防止管理者(騒音・振動・大気・水質)を選任していますか？⇒スペシャリストとして公害防止対策の技術的事項担当(国家試験による有資格者) ・選任すべき事由の発生から60日以内に選任していますか？ ・選任・解任届を県または市町村長に選任後30日以内に届出していますか？	人事・総務 担当	□はい→* □いいえ * 公害防止管理者: 県届出日: 市町村届出日:
	【政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者】令別表第三参照	法7 令10及び 別表第3	・公害防止管理者及びその代理者は、公害防止管理者試験に合格した者から選任していますか	人事・総務 担当	台帳登録: □有 □無 登録一覧表 終了証書
秦野 神奈川県生活環境の保算等に関する条例	・指定事業所の届出 ・指定事業所の変更	県生活条例 3条 県生活条例 10条	・指定事業所の設置の届出をしていますか？ (該当項目を□→■へ) 以下を変更するとき変更届が必要 □氏名、名称、住所、法人、代表者氏名 □名称、所在地 □業種 □位置 □敷地内建物等の配置、構造、敷地境界線 □指定作業の種類工程 □種類、種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置、使用時間 □原材料、燃料、用水の種類、使用量 □用水、排水系統 □排水の排出先 □排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、その他規則で定める物質の排出に係る予測値、その算出根拠	秦野 人事・総務 担当	□設置届有り □設置届無し 届出日: 年 月 日 特定施設の設置届出書 □変更届有り □変更届無し 届出日: 年 月 日 変更届出書

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
滋賀 滋賀県公害防止条例 東近江市条例 東近江市条例施行規則	特定施設の構造等の ＜削除:水濁法へ集約＞	滋賀県条 32条	特定施設の構造等の変更を知事に届出を行って いますか？(市条例により市長に届出) ※該当項目を□→■へ □氏名、名称、住所、法人、代表者氏名 □工場等名称、所在地 □特定施設種類 □特定施設の構造 □特定施設設備 □特定施設使用方法 □特定施設排出汚泥、廃液処理方法 □排水汚染状態、量 □その他規則で定める事項	滋賀 人事・総務 担当	□変更届有り □変更届無し 届出日: 年—月—日 変更時の届出書
	変更の届出 氏名の変更等の届出	東近江市 条22,25条、 32条	規則に定める規模の工場等を有する事業者は、 公害の防止、緑地の確保等に関する協定を市長 と締結していますか？(該当項目を□→■へ) ・規模 □敷地面積が3,000㎡以上 □建築面積が1,000㎡以上		締結 □有 □無 締結日:
	※特定施設、ばい煙 発生施設等 第3節排水の排出の 規制等:水濁法 ・公害防止等に関する 協定の締結	東近江市 条11 東近江市 施行規則6	ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、 その事故について応急の措置を講じ、直ちに、 その事故の状況を知事に通報していますか？		□有 □無 届出日:
	事故時の措置 ＜削除:大防法へ集約＞	滋賀県条 37条の2	・企業の活動によって発生する公害(大気汚染、 水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及 び悪臭等)の防止について協定の締結を行って いますか？ ・公害防止計画書は、3年毎に見直し提出してい ますか？		締結 □有 □無 締結日:
名古屋 公害防止 協定 公害防止 協定 ＜東浦町＞ 県民の生 活環境保 全等に關 する条例	・公害防止協定の締結	東浦町規定		名古屋 人事・総務 担当	締結 □有 □無 締結日:

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
● 法律等が守られている			
○ 法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

(18) 消防法



0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

1 適用要否の確認

《確認 1: 防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がありますか?》

◆防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がある

⇒適用を受ける⇒2A(P122)の順守が必要!

◆防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がない⇒適用を受けない

【防火管理者とは】(法第8条の2、法36条)

●防火管理者は防火対象物の管理権限者が任命し、その役割は消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等を行う。

【防火管理者(有資格者)の選任・届出が必要となる防火対象物等】: 東京都の例

- ①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(避難困難施設がある防火対象物で全体の収容人員が10人以上のもの)
- ②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)がある防火対象物で全体の収容人員が30名以上のもの
- ③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途(非特定用途)の防火対象物で全体の収容人員が50人以上のもの
- ④新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のうち、総務省令で定めるもの
- ⑤建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
- ⑥同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
- ⑦指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの
- ⑧50台以上の車両を収容する屋内駐車場
- ⑨車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 指定数量以上の危険物を取り扱っていますか?》

◆指定数量以上の危険物を取り扱っている⇒適用を受ける⇒2B(P122)の順守要!

◆指定数量以上の危険物を取り扱っていない⇒適用を受けない

【危険物とは】(法第2条別表、危険物の規制に関する政令第1条の11別表第3)

●危険物(下表)とは、種類と指定数量により定義されている。種類は、第1類(酸化性固体)、第2類(可燃性固体)、第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)、第4類(引火性液体)、第5類(自己反応性物質)、第6類(酸化性液体)、である。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を危険物貯蔵又は取扱者という。

[チェック
へ戻る](#)

【表】 主な危険物の種類と指定数量

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性 固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化 物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの	第1種酸化性固体	塩素酸カリウム 亜硝酸ナトリウム 亜塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム よう素酸カリウム 過マンガン酸カリ ウム 過よう素酸ナトリ ウム 無水クロム酸	50Kg

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性 固体	<ul style="list-style-type: none"> ・過よよう素酸塩類 ・過よよう素酸 ・クロム、鉛又はよよう素の酸化物 ・亜硝酸塩類 ・次亜塩素酸塩類 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第2種酸化性固体	硝酸アンモニウム(粒上) 次亜塩素酸カルシウム(さらし粉)	300Kg
第1類 酸化性 固体	その他政令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・塩素化イソシアヌル酸 ・ペルオキシニ流酸塩類 ・炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第3種酸化性固体	重クロム酸カリウム 硝酸ナトリウム 三塩素化イソシアヌル酸	1,000Kg
第2類 可燃性 固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉		三硫化りん 五硫化りん 七硫化りん —	100Kg 500Kg
	金属粉 マグネシウム その他のもので政令で定めるもの(未制定) 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第1種可燃性固体	アルミニウム粉 亜鉛粉末 マグネシウム粉(塊状・棒状のものは非危険物) * 指定数量は性状試験により異なる	100Kg 500Kg
	引火性固体		固形アルコール ラッカーパテ ゴムのり	1,000Kg
第3類 自然発 火性物 質及 禁水 性物 質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん			10Kg 20Kg
	アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土壌金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	リチウム(粉状) ジエチル亜鉛	10Kg
	金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物	第2種自然発火性物質及び禁水性物質	カルシウム バリウム 水酸化ナトリウム りん化カルシウム 炭酸カルシウム	50Kg
	その他のもので政令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・塩素化けい素化合物 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第3種自然発火性物質及び禁水性物質	トリクロロシラン	300Kg
第4類 引火性 液体	特殊引火物		ジエチルエーテル 二硫化炭素 ペンタン アセトアルデヒド	50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン トルエン ベンゼン メチルエチルケトン 酢酸エチル	200ℓ
		水溶性液体	アセトン ピリジン ジエチルアミン アセトニトリル	400ℓ

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第4類 引火性液体	アルコール類		メチルアルコール エチルアルコール プロピルアルコール	400ℓ
	第2石油類	非水溶性液体	灯油 軽油 キシレン	1,000ℓ
第4類 引火性液体	第2石油類	非水溶性液体	無水酢酸 n-ブチルアルコ ール	1,000ℓ
		水溶性液体	アクリル酸 氷酢酸	2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン	2,000ℓ
		水溶性液体	エチレングリコール グリセリン	4,000ℓ
	第4石油類		ギヤー油 潤滑油 シリンダー油	6,000ℓ
	動植物油		アマニ油 ヤシ油 オリーブ油	10,000ℓ
第5類 自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので政令で定め るもの ・金属アジ化物 ・硝酸グアニジン ・1-アリルオキシ-2,3 -エポキシプロパン ・4-メチリデンオキセタン -2-オン 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第1種自己反応 性物質	硝酸メチル 硝酸エチル ニトログリセリン ピクリン酸 トリニトロトルエン ジアゾジニトロフェ ノール	10Kg
		第2種自己反応 性物質	硫酸ヒドラジン 硝酸ヒドロキシルア ミン アジ化ナトリウム 硝酸グアニジン	100Kg
第6類 酸化性物質	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定め るもの ・ハロゲン間化合物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの		過塩素酸 硝酸 過酸化水素 三ふっ化臭素 五ふっ化臭素 五ふっ化よう素	300Kg

[チェック
へ戻る](#)

【表】 危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等

★印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30以下		指定数量の倍数が 30を超えるもの		指定数 量の倍 数が30 以下	指定数 量の倍 数が30を 超えるも の
貯蔵・取扱危険物の数量						
貯蔵・取扱危険物の引火点	40℃ 以上	40℃ 未満	40℃ 以上	40℃ 未満		
製造所等の区分	★	★	★	★	★	★

危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下	指定数量の倍数が30を超えるもの
貯蔵・取扱危険物の数量	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所等の区分						
屋内貯蔵所		★	★	★	★	★
屋外タンク貯蔵所	★	★	★	★	★	★
屋内タンク貯蔵所		★		★	★	★
地下タンク貯蔵所		★	★	★	★	★
簡易タンク貯蔵所		★		★	★	★
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			★	★		★
給油取扱所	★	★	★	★		
第一種販売取扱所		★			★	
第二種販売取扱所		★		★	★	★
移動取扱所	★	★	★	★	★	★
一般取扱所	★	★	★	★		
ボイラー等で消費又は詰替のみ		★	★	★	★	★

チェック
へ戻る

《確認 3: 指定数量の1/5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか?》

- ◆貯蔵・取り扱っている⇒適用を受ける⇒2B(P122)の順守要!
- ◆貯蔵・取り扱っていない⇒適用を受けない

チェック
へ戻る

《確認 4: 同一場所で貯蔵・取り扱っている危険物の品名毎の数量を各指定数量の1/5の数量で除し、その商の和が1以上となりますか?》

- ◆商の和が1以上となる⇒適用を受ける⇒2B(P122)の順守要!
- ◆商の和が1未満である⇒適用を受けない

【少量危険物貯蔵取扱所とは】(法第9条の4、政令第1条の10)

- 指定数量未満でも指定数量の1/5以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱うときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。
- 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵又は取り扱う危険物の品名毎の数量をそれぞれの指定数量の1/5の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。

例えばアセトン20ℓ(指定数量:400ℓ)、エチルアルコール20ℓ(指定数量:400ℓ)、ベンゼン10ℓ(指定数量200ℓ)、第1種石油類(非水溶性液体)10ℓ(指定数量法:10ℓ)を保管する場合は、

$$20/(400 \times 1/5) + 20/(400 \times 1/5) + 10/(200 \times 1/5) + 10/(200 \times 1/5) = 1$$

チェック
へ戻る

★★★危険物、少量危険物の取り扱いの詳細については、下記インターネット情報を参照★★★
https://www.tokyo-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/03d_kagaku.pdf

《確認 5: 消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていますか?》

- ◆消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っている
⇒適用を受ける⇒2C(P123)の順守が必要!
- ◆消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていない⇒適用を受けない

【消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは】(法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10)

- 消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは、圧縮アセチレンガスや液化石油ガスなど、火災予防や消火活動に支障のおそれのある物質のことである。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を消防活動阻害物質貯蔵又は取扱者という。

チェック
へ戻る

★★★消防活動阻害物質の詳細については、下記インターネット情報を参照★★★
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/shoubou-sogai.pdf>

《確認 6: 指定可燃物を一定量以上集積していますか?》

◆ 指定可燃物を一定量以上集積している⇒適用を受ける⇒2D(P123)の順守が必要!

◆ 指定可燃物を一定量以上集積していない⇒適用を受けない

【指定可燃物とは】(法第9条の4、危険物の規制に関する政令第1条の12別表第4)

● 指定可燃物とは、指定数量未満の危険物又は消火活動困難物質で政令で定める以下の物質をいう。

- (1) 綿花類: 200Kg
- (2) 木毛及びびかんくず: 400Kg
- (3) ぼろ及びびくず・糸類・わら類・再生資源燃料: 1, 000Kg
- (4) 可燃性固体類: 3, 000Kg
- (5) 石炭・木炭類: 10, 000Kg
- (6) 可燃性液体類: 2m³
- (7) 木材加工品及び木くず: 10m³
- (8) 合成樹脂類(発砲させたもの): 20m³
(その他のもの): 3, 000Kg

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2 順守内容

2A 火災の予防等

(1) 防火管理者の任命・届出(法8の2、法36)

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物全体の収容人員が50人以上の者が出入し、勤務し、または移住する場合は、防火対象物の管理権限者は、自衛消防組織を設置、防火管理者を任命と届出しなければならない。

役割: 消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 危険物取扱者

(1) 危険物の取り扱い(法第10条)

指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。製造所、貯蔵所、取扱所における構造や設備、取扱方法、は政令で定める基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 施設の設置と変更の届出(法第11条、第11条の2)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の設置や変更は市町村長等の許可を受けなければならない。

設置や変更を行う場合には市町村長等の検査を受けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 施設の維持管理(法第12条)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が、政令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 危険物保安監督者・危険物取扱者(法第13条)

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め、遅滞なく市町村長に届出なければならない。また、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者の立ち会いがなければ危険物を取扱ってはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 保安業務(法第14条、第14条の2、第14条の3)

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、その設備に係る保安のための業務をおこなわなければならない。さらに所定の危険物施設の場合は、その設備の火災を予防するため予防規定を定め市町村長等の許可を受けなければならない。またその施設について定期的に点検し、その点検記録を作成し保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 危険物の運搬(法第16条、第16条の2)

危険物の運搬は、その容器や積載方法及び運搬方法については技術上の基準に従って行わなければならない。移送時には危険物取扱者を乗車させなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 事故時の措置(法第16条の3)

その施設について危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止や流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を講じなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(8) 少量危険物貯蔵取扱所の届出(法9の4令10)

少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出が必要となる。

[チェック](#)
へ戻る

(9) 少量危険物貯蔵及び取扱の基準(火災予防条例(例)30)

火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(10) 少量危険物貯蔵及び取扱の技術上の基準(火災予防条例(例)30, 31)

取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従はなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(11) 指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準(火災予防条例(例)33)

容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

2C 消防活動阻害物質取扱者

(1) 届出(法第9条の3)

消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を貯蔵したり取り扱う場合は、消防署長等へ届出なければならない。

[チェック](#)
へ戻る

2D 指定可燃物取扱者

(1) 取り扱い基準の順守(法第9条の4)

指定可燃物を取り扱う場合には、市町村条例に定める基準に従わなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

3 留意事項

4 消防法 『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象:全社

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス					
16. 消防法	【火災の予防等】・防火管理者の任命・届出・資格	法3 令4	・防火管理者を任命・解任したときは所轄消防署長に届出していますか ・防火管理者は、防火に関する講習会を受講していますか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 防火責任者氏名: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
	・防火管理者の役割	法8	・防火対策について、消防計画を作成していますか ・消防計画は消防署長に届出されていますか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
施行規則 法規施行令 危険物の 政令	・避難施設の管理	素条43条 知条40条 近40条 名条64条	・防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに在置されないように管理されていますか【避難経路の確保】	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
危険物の 規則	・消防活動阻害物質の届出	法9の3 危険令 1の10	・下記消防活動阻害物質を取扱っていますか (該当項目を○→■へ) <input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス:40Kg <input type="checkbox"/> 無水硫酸:200kg <input type="checkbox"/> 液化石油ガス:300Kg <input type="checkbox"/> その他 ・消防活動阻害物質を所轄消防署長へ報告していますか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
素野:素野 市火災予防 条例 名古屋:知 多火災予防 条例	・危険物貯蔵施設の 設置許可	法11 政令10条1 の2	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、各所毎に、各所区分ごとに市町村長の許可を受けていますか ・貯蔵倉庫の空地を保有していますか? (該当項目を○→■へ) <input type="checkbox"/> 指定数量の倍数が5以下は不要 <input type="checkbox"/> 5~10の屋内貯蔵所は1m以上の空地の幅	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:					
笠寺:名古 屋市火災予 防条例 滋賀:東近 江火災予 防条例	・危険物貯蔵施設の設置 及び変更届	法11の4	・前回のチェック以降、届出が必要な変更がありましたか(該当項目を○→■へ) <input type="checkbox"/> 貯蔵施設の位置変更 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設の構造変更 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設の設備変更 <input type="checkbox"/> 危険物の品名変更 <input type="checkbox"/> 危険物の数量変更 変更がある場合、変更の10日前に市町村長に届出しましたか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> 変更有 <input type="checkbox"/> 変更無 変更届出: <input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 廃止届出日:					
		法12の6	・危険物貯蔵施設を廃止した場合、遅滞なく市町村長に届出していますか							
素野市危険 物の規制に 関する規則 知多中部広 域事務組合 危険物規制 規則	・指定数量 【表1】主な危険物の種類 と指定数量	法9の4 危険令1の12 火災予防条例31	・屋内危険物貯蔵所の貯蔵量は指定数量以下になっていますか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
		分類	指定数量			登録料	指定数量・倍	保管量	指定数量・倍	
		第一石油類	非水溶性			200ℓ	ℓ		ℓ	
			水溶性			400ℓ	ℓ		ℓ	
		アルコール	非水溶性			400ℓ	ℓ		ℓ	
			水溶性			400ℓ	ℓ		ℓ	
		第二石油類	非水溶性			1000ℓ	ℓ		ℓ	
			水溶性			2000ℓ	ℓ		ℓ	
		第三石油類	非水溶性			2000ℓ	ℓ		ℓ	
			水溶性			4000ℓ	ℓ		ℓ	
第四石油類		6000ℓ	ℓ		ℓ					
合計										
東近江行政 組合危険物 規制規則	・危険物製造所等管理者 選任及び届出	素則19条 知則7条 近則11条 名則19条	・危険物製造所等管理者の氏名変更届出書を選任・解任後、遅滞なく消防署長に届けていますか?	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 危険物製造所等管理者 (代表者): <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 保安監督者氏名: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 受講日:					
名古屋市危 険物規制規 則	・危険物保安監督者の選 任及び解任届	法13 危険令48条 素則14条 知則12条 近則16条 名則11条	・危険物保安監督者を選任・解任したとき、市町村長に届出していますか? ・危険物保安監督者は、甲種又は乙種の危険物取扱免状を持っていますか ・危険物を取扱っている有資格者は、3年毎に保安講習を受けていますか	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 保安監督者氏名: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 受講日:					
	・危険物の取扱作業	危険令49条	・危険物を取扱う作業は、有資格者が実施するか立会いをしていますか (上表の指定数量以上取扱う場合には立会いが必要、指定数量未満の場合は立会い不要)	受入 生産部 試験 担当	当初の取扱作業の種類					
						資格	取扱作業	立会		
						甲種危険物取扱者	全類可能	全類可能		
						乙種危険物取扱者	指定された類	指定された類		
丙種危険物取扱者	指定された危険物	不可								
					取扱作業 場所 プレス油 灯油配管 塗装作業場 洗浄装置 屋内貯蔵所					
	・予防規定の制定	法14の2 危令7の3,37 危則61	・予防規程を定め、認可を受けなければならない製造所、貯蔵所又は取扱所に該当しますか?	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 作成日: 年 月 日 届出日: 年 月 日					
			・貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を遵守していますか?							

対象: 全社

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
施行規則 法規施行令	・定期点検	法14の3 14の3の2	・屋外タンク貯蔵所等は市町村長の保安検査: (10000kg以上)を受けていますか (最大貯蔵量:1900kg 少量危険物貯蔵取扱所 の為対象外)	人事・総務 担当	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 実施日 年 月 日
		法14の3、 3の2 危険則62条 危令第8条 の5 危 則第9条の2	・定期点検を実施していますか(地下タンクは全て 点検義務)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日 年 月 日
		・屋内危険物貯蔵所を定期点検し、その点検記録 を作成していますか?	<input type="checkbox"/> 該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 屋外貯蔵所:指定数量 の倍数が100以上		
		・点検実施記録を3年間保存していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日 年 月 日		
・消防用設備等(特殊消防 用設備)	法17の3の2	・消防設備を設置したいとき、工事着工前に所轄 消防署長に届出していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:		
・消防用設備等(特殊消防 用設備等) 点検結果報告	法17の3の3	・消防設備は、定期的に検査していますか? 機器点検(6ヶ月に1回以上) (総合点検1年に1回以上)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日:		
		・点検結果は、3年ごとに消防署長に報告してい ますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:		
・工事整備対象設備等着 工届出	法17の14	・第17条の5の規定に基づく政令で定める工事をし ようとするときは、その工事に着手しようとする日 の10日前までに、消防長又は消防署長に届け出 していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:		
滋賀製作所 東近江火災 予防条例	・火を使用する設備等の 置届出	東近江火災 施行規則3	・火を使用する設備等の設置の届け出は、当該設 備等の設置工事に着手する日の5日前までに設 置する設備に応じ、届出書を署長に2通提出して いますか?【炉・厨房設備等設置届出】		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
	・指定数量未満の危険物 等貯蔵又は取扱い届出	東近江火災 施行規則5	・指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物 及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届け出は、 貯蔵又は取扱いおうとする日の7日前までに、少 量危険物等貯蔵、取扱届出書署長に2通提出して いますか?【変更及び取扱い廃止も同】		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
	・防火対象物の使用開始 届出等	東近江火災 条例43 施行規則2	・防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防 署長に届け出していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:	
	・訓練実施の通報	東近江火災 施行規則12	・消火訓練及び避難訓練実施の通報は、実施の日 の3日前までに防火管理に係る訓練については 消防訓練実施計画書、防災管理に係る訓練につ ては防災訓練実施計画書を署長に1通提出して いますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:	
	・災害発生の届出	東近江危険 則15	・災害が発生したときは、ただちに消防長に通報す るとともに、災害発生の日から3日以内に、災害 発生の経過等を災害発生届出書により、署長を経 て管理者に提出していますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:	
・各種届出		秦野: 秦野 市火災予防 条例 名古屋: 知 多火災予防 条例 笠寺: 名古 屋市火災予 防条例	・防火対象物の使用開始の届出等をして いますか? : 秦条46条、知条43条、近条44条、 名条66条①②	生産部 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:
			・火を使用する設備等の設置の届出をして いますか? : 秦条47条、知条44条、近条44条、 名条68条		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:
			・少量危険物貯蔵所設置(変更・廃止)の届出 をしていますか? : 秦条49条①②、知条46条①②、近条46条①② 名条70条①②		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:
			・下記指定可燃物(可燃性液体類)貯蔵・取扱(変更) 届出をしていますか? : 同上 (別表)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:
			※可燃性固体類(3t) 例: 石油アスファルト クレゾ ール 等 ・可燃性液体類(2m ³) 例: 潤滑油 自動車用グリス 等 ・木材加工品(10m ³) 例: 家具類 建築廃材 パレット 等 ・合成樹脂(発泡させたもの(20m ³)・その他(3t)): 発泡 ウレタン 発泡スチロール 断熱材 等		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
			・「指定可燃物取扱所」看板の掲示をしていますか?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

(19) 高圧ガス保安法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少



1 適用要否の確認

《確認 1: 高圧ガスの第1種製造者ですか？》

◆高圧ガスの第1種製造者である⇒適用を受ける⇒2A(P127)の順守が必要！

【高圧ガスとは】(法第2条、第3条)

●高圧ガスとは、常温で圧力が10kg/cm²(1メガパスカル)以上となる圧縮ガス、2kg/cm²以上となる圧縮アセチレンガス、2kg/cm²以上となる液化ガス、温度35度で0kg/cm²を超える液化ガスのうち政令で定めるものである。

但し、法第3条に規定する高圧ガスは適用を除外される。

【第1種製造者とは】(法第5条)

●第1種製造者とは、一日100m³以上のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 2: 高圧ガスの第2種製造者ですか？》

◆高圧ガスの第2種製造者である⇒適用を受ける⇒2B(P127)の順守が必要！

◆高圧ガスの第2種製造者でない⇒適用を受けない

【第2種製造者とは】(法第5条)

●第2種製造者とは、一日100m³未満のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が3トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[目次](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 3: 高圧ガス貯蔵所を所有していますか？》

◆高圧ガス貯蔵所を所有している⇒適用を受ける⇒2C(P128)の順守が必要！

◆高圧ガス貯蔵所を所有していない⇒適用を受けない

【貯蔵所とは】(法第16条、第17条の2)

●貯蔵所とは、容器300m³以上の高圧ガスを貯蔵する施設である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 4: 高圧ガスの販売業者ですか？》

◆高圧ガスの販売業者である⇒適用を受ける⇒2D(P128)の順守が必要！

◆高圧ガスの販売業者でない⇒適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 5: 特定高圧ガスの消費者ですか？》

◆特定高圧ガスの消費者である⇒適用を受ける⇒2E(P129)の順守が必要！

◆特定高圧ガスの消費者でない⇒適用を受けない

特定高圧ガスとは・・・

→法第24条の2

→『特定高圧ガス』とは、公共の安全の維持や災害発生の防止に特別に注意を要するもので、300m³以上の圧縮水素、300m³以上の圧縮天然ガス、3000kg以上の液化酸素、3000kg以上のアンモニア、3000kg以上の液化石油ガス、1000kg以上の液化塩素の6種類である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 6: 特定高圧ガスの容器製造者ですか?》

- ◆ 特定高圧ガスの容器製造者である⇒適用を受ける⇒2F(P129)の順守が必要!
- ◆ 特定高圧ガスの容器製造者でない⇒適用を受けない

2 順守内容

2A 第1種製造者

(1) 都道府県知事の許可(法第5条)

都道府県知事の許可をうけなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第11条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育計画の策定(法第27条)

従業員に対する保安教育計画を策定し、保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格者)、高圧ガス製造保安係員(有資格者)、高圧ガス製造保安主任者(有資格者)、高圧ガス製造保安企画推進員、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 保安検査(法第35条)

都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(8) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になった時は、災害防止のための応急処置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

【高圧ガス 周知文書】

一般社団法人 全国高圧ガス溶接材組合連合会では、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の周知事項を知らせる目的で周知文書を発行しています。

注意事項が解説図をまじえ非常に分かりやすくまとめられています。

★★★「高圧ガス 周知文書」は、下記インターネット情報を参照のこと★★★

http://www.zenyoren.com/mp_appendix/syuuchiBonsyo/syuuchibunsho.htm

2B 第2種製造者

(1) 都道府県知事への届出(法第5条)

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第12条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者、冷凍保安責任者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。(一定条件に該当する事業者のみ)

[チェック
へ戻る](#)

(6) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2C 高圧ガス貯蔵所の所有者

(1) 都道府県知事の許可・届出(法第16条、第17条の2)

都道府県知事の許可または届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第18条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2D 高圧ガス販売業者

(1) 都道府県知事への届出(法第20条の4)

都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 技術上の基準の順守(法第20条の6)

販売方法は技術上の基準を順守しなければならない。

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

(4) 高圧ガス販売主任の選任(法第28条)

高圧ガス販売主任(有資格者)を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

(5) 購入者に対する周知義務(法第20条の5)

購入者に対して、災害の発生防止に必要な事項を周知しなければならない。

(6) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

(7) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

2E 特定高圧ガス消費者

(1) 都道府県知事への届出(法第24条の2)

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第24条の3)

消費者は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

★★★技術上の基準の詳細はは、下記インターネット情報を参照のこと★★★

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/documents/04kiivun.pdf>

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 特定高圧ガス取扱主任の選任(法第28条)

特定高圧ガス取扱主任を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2F 高圧ガス容器製造業者

(1) 高圧ガス容器の基準及び検査(法第41条～第57条)

高圧ガスの容器については、容器の基準、刻印、検査などが定められている。また、容器製造業者についても順守すべき事項が定められている。

3 留意事項

4 高圧ガス保安法『順守評価シート』

[チェック
へ戻る](#)

対象: 秦野・笠寺・名古屋・滋賀

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
17. 高圧ガス保安法 施行規則 法規施行令 第一種高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 高圧ガス保安法体系	・規制対象の高圧ガス 第一種ガス 特定高圧ガス 【表1】適用外高圧ガス(法3) 【表2】特定高圧ガス	法2 令1 令3 令4 法24の2 令7	<ul style="list-style-type: none"> ・当所には、規制対象となる高圧ガスがありますか □ 液化ガス(液化シアン化水素、液化ブチメル、液化酸化エチレン) □ 圧縮液化ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、窒素、二酸化炭素、フロン等) □ 冷凍のためのガス(フルオロカーボン、アンモニア等) □ 消費に際し災害の発生を防止するため、特別注意するもの モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン □ 貯蔵、消費する際に公共の安全を維持又は災害発生防止のために特別の注意を要するもの (圧縮水素、液化酸素、LPG液化アンモニア、圧縮天然ガス) □ 空気圧縮機(対象:5Pa以上) 	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 製造施設等変更 明細書、等 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
【表1】政令で定めるハイドロフルオロカーボン(令1条)	製造の許可 第1種製造者 高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第198号) 都道府県知事から政令指定都市の長への一部権限移譲	法5① 令3, 4	<ul style="list-style-type: none"> ・下記(1),(2)に該当する場合に都道府県知事の許可申請の届出をしていますか?(名古屋市は市長(名古屋市は市長へ)) (1)圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積 <ul style="list-style-type: none"> ①.第1種ガス300m³/日以上 ②.第1種ガス以外100m³/日以上 ③.第1種ガスと以外のガスの両方が含まれる場合は、経済産業省令で定める100~300m³/日の値以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者(液化ガスの場合は10kgを1m³と換算) (2)冷凍のためガス圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備での冷凍能力が20t/日以上、但し、フルオロカーボン及びアンモニアの場合は50t/日以上のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者 【例外】 冷凍のため高圧ガスの製造をしようとする者及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(液化石油ガス法)に規定する液化石油ガスを充てんしようとする者 	生産技術 試作試験 担当	(1) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 窒素保安検査証 (2) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
17. 高圧ガス保安法 施行規則 法規施行令 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則	製造の許可 第2種製造者	法5② 令4	・下記に(1)に該当する場合に事業開始までに、また、(2)に該当する場合は製造開始日の20日前までに、都道府県知事へ届出をしていますか？(名古屋市は市長へ) (1)高圧ガスの製造の事業を行う者(第1種製造者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法に規定する液化石油ガスを充てんする者を除く) ①第1種ガス300m ³ /日未満 ②第1種ガス以外100m ³ /日未満 ③第1種ガスと以外のガスの両方が含まれる場合、経済産業省令で定める100~300m ³ /日の値未満 (2)冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造する設備でその冷凍能力が3t/日以上、但し、フルオロカーボン(不活性)の場合は20t/日以上、フルオロカーボン(不活性を除く)及びアンモニアの場合は5t/日以上のもを使用して高圧ガスの製造をする者	生産技術 試作試験 担当	(1) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 申請書 等
	製造の許可 第2種製造者	法5② 令4	(2)冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造する設備でその冷凍能力が3t/日以上、但し、フルオロカーボン(不活性)の場合は20t/日以上、フルオロカーボン(不活性を除く)及びアンモニアの場合は5t/日以上のもを使用して高圧ガスの製造をする者		(2) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
	・第1種製造者 第2種製造者 都道府県知事の許可 (名古屋市:市長)	法14 則 14	・液体酸素が第1種貯蔵所に該当し、施設の届を県知事に届出していますか(名古屋市:市長)	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 申請書
			・前回のチェック以降、製造施設又は貯蔵施設に移設改造修理(部品交換を含む)の届出を必要とする変更がありましたか(事前申請)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 変更届
	・技術上の基準の順守	法24の3 一般則55	・軽微な変更工事は変更後に都道府県知事へ完成後遅滞なく届けていますか？(軽微な変更工事の解釈 参照)(名古屋市:市長)	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 変更届
			・第2種製造者は届出は不要		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 状況確認
	・危害予防規程の制定	法26	・第一種製造者は危害予防規程を作成し、県知事に届けることになっていますが届出していますかこれを変更したときも、同様とする。 (名古屋市: ・第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日: 届出書類
	・法定責任者の選任	法27の2 則64~68	・保安統括者の選任・解任届を県知事に届出していますか(名古屋市:市長)	生産技術 試作試験 担当	保安統括者氏名: 届出日: 届出書類
			・保安統括代理者の選任・解任届を県知事に届出していますか(名古屋市:市長)		保安統括代理者氏名: 届出日: 届出書類
			・保安係員及び保安代理係員の選任・解任届を県知事に届出していますか(名古屋市:市長) (一般高圧ガス・液化石油ガス保安係員)		一般高圧ガス保安係員: 届出日: 届出書類 一般高圧ガス保安代理係員: 届出日: 届出書類
・保安主任者の選任(第1種製造者)を行っていますか(製造保安責任者免状取得者)			液化石油ガス保安係員: 届出日: 届出書類 液化石油ガス保安代理係員: 届出日: 届出書類		
・保安教育	法27	・保安主任者の選任(第1種製造者)を行っていますか(製造保安責任者免状取得者)	生産技術 試作試験 担当	保安主任者: 届出日: 届出書類	
		・保安企画推進員の選任(第1種製造者)を行っていますか(高圧ガス製造保安知識経験者)		保安企画推進員: 届出日: 届出書類	
・取扱主任者の選任	法28	・第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めていますか	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 計画書	
		・第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 教育記録	
・保安検査	法35	・従業員に対する保安教育の実施、その記録は保存されていますか	生産技術 試作試験 担当	保安監督者: 保安管理組織 特定高圧ガス取扱 主任者: 届出書、免許	
		・保安監督者の選任をしていますか?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 保安検査記録	
		・特定高圧ガス取扱主任者の選任と県知事へ届出していますか?(名古屋市:市長)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 実施日: 保安検査記録	
・保安検査	法35	・協会又は指定保安検査機関が行う定期的保安検査を受け記録を保管していますか 液化ガス石油ガス(LPG): 1回/年 窒素・酸素・アルゴン: 1回/3年 液化窒素 液化酸素 アルゴン	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 実施日: 保安検査記録	
		空気圧縮機(圧縮エア: 5.0MPa以上、ガス: 1.0MPa以上) 特定施設: 1回/年 特定施設以外: 1回/2年		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 保安検査記録	

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
17. 高圧ガス保安法 施行規則 法規施行令 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則	・自主検査の実施	法35の2 液化則81条 4 一般則83条 3	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に自主検査の実施を行い、検査記録を保存していますか？ 窒素 酸素 液化ガス石油ガス(LPG) アルゴン 圧縮空気(空気圧縮機等) 開放検査(液化ガス石油ガス(LPG)・空気圧縮機)については別紙にて計画・実施 液化ガス石油ガス(LPG) 空気圧縮機(定期と同時検査実施) 	生産技術 試作試験 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 自主検査記録 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 実施日: 自主検査記録 計画表 開放検査記録 実施日: 実施日:
	・危険時の措置、届出	法36	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急措置を講じていますか 事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防署員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届出していますか(名古屋市:市長) 		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 事故災害措置基準 <input type="checkbox"/> 発生有 <input type="checkbox"/> 発生無 届出書類
滋賀	・高圧ガス事業変更届書(名称、代表者名等の変)		・名称、代表者名等の変更時には、延滞なく「高圧ガス事業変更届書」を知事に提出していますか？	生産技術 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 届出日:
桑野	・保安主任者、保安企画推進者の選任		<ul style="list-style-type: none"> 保安主任者の選任(第1種製造者)を行っていますか？(製造保安責任者免状取得者) 保安企画推進員の選任(第1種製造者)を行っていますか？(高圧ガス製造保安知識経験者) 	生産技術 担当	保安主任者: 届出日: 保安企画推進員: 届出日:
名古屋 笠寺	(高圧ガス施設 CEのみ) ・作業責任者の選任(愛知県では保安監督者を作業責任者と呼ぶ)		<ul style="list-style-type: none"> CE設備の作業責任者を選任していますか？(届出は不要) 【作業責任者の資格要件】 ①窒素ガス等の製造又は販売経験が6ヶ月以上ある者 ②大学・専門学校で理学又は工学の課程を修め卒業した者 ③高校又は工業高校で工業に関する課程を修めて卒業した者で特定高圧ガスの製造又は消費の経験が6か月以上ある者 ④協会が行なう特定高圧ガスの講習を修了し、特定高圧ガスの製造又は消費の経験が6か月以上ある者	生産技術 試作試験 担当	作業責任者: 選任日: 年 月 日 ※高圧ガス保安管理 組織図に記載 CE受入側保安責任者

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)

特記事項

部門長

チェック
へ戻る

法律等が守られている

法律等が守られていない
(不順守項目の改善が必要)

目次

(20) 毒物及び劇物取締法



0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

1 適用要否の確認

《確認 1: 毒物劇物営業者ですか?》

◆毒物劇物営業者である⇒適用を受ける⇒2A(P133)の順守が必要!

◆毒物劇物営業者でない⇒適用を受けない

【毒物とは】(法第2条第1項表第1)

●毒物とは、法別表1に示す水銀、ヒ素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。

対象品の使用有無についてはSDSで確認のこと。

★★★「毒物及び毒物一覧表」は、下記インターネット情報を参照のこと★★★

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/DOKUGEKI.pdf>

【劇物とは】(法第2条第2項表第2)

●劇物とは、法別表2に示すアンモニア、塩化水素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。

【毒物劇物営業者とは】(法第3条)

●毒物劇物営業者とは、毒物・劇物の製造業者、輸入業者、販売業者をいう。

《確認 2: 特定毒物研究者・使用者ですか?》

◆特定毒物研究者・使用者である⇒適用を受ける⇒2B(P133)の順守が必要!

[目次](#)

◆特定毒物研究者・使用者でない⇒適用を受けない

【特定毒物とは】(法第2条第3項表第3)

●特定毒物とは、別表第3に示す四アルキル鉛等、その他政令で定めるものである。

【特定毒物研究者・使用者とは】(法第3条の2、令第1条～第32条)

●特定毒物研究者とは、学術研究のため『特定毒物』を製造・使用できると都道府県知事の許可を得たものをいう。『特定毒物使用者』とは、『特定毒物』を使用することができるものとして、品目ごとに政令で指定するものをいう。例えば、四塩化アルキル鉛については、石油精製業者がガソリンの混入することのみが認められている。

《確認 3: 特定事業における業務上取扱者ですか?》

◆特定事業における業務上取扱者である⇒適用を受ける⇒2C(P133)の順守が必要!

◆特定事業における業務上取扱者でない⇒適用を受けない

【特定事業における業務上取扱者とは】(法第22条、令第41条)

●特定事業における業務上取扱者とは、電気メッキ事業及び金属熱処理事業では無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。一定量の毒物劇物運送事業では政令別表第2に掲げるもの。白蟻防除事業では砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

《確認 4: その他の業務上取扱者ですか?》

◆その他の業務上取扱者である⇒適用を受ける⇒2D(P134)の順守が必要!

◆その他の業務上取扱者でない⇒適用を受けない

その他の業務上取扱者とは・・・

→法第22条、則第18条の2

→『その他の業務上取扱者』とは、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定事業における業務上取扱者以外の者であって、省令で定める毒物劇物を業務上取り扱う者をいう。

2 順守内容

2A 毒物劇物営業者

(1) 登録(法第3条、第4条)

製造業・輸入業は主務大臣の、販売業は都道府県知事などの登録を受けなければならない。

(2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

(3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講ず事なければならない。

(4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(5) 帳簿の記録・保存(法第15条)

帳簿を備え、購入者の氏名・住所などを記載しなければならない。帳簿は5年間保存しなければならない。

(6) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2B 特定毒物研究者・使用者

(1) 許可(法第6条の2)

学術研究のため特定毒物を製造し若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けなければならない。

(2) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(3) 表示(法12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」のものを表示しなければならない。

(4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出し又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は付紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2C 特定事業における業務上取扱者

(1) 届出(法第22条)

その毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内にその事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定または多数の者について健康衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2D その他の業務上取扱者

(1) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(2) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(3) 廃棄(法第15条の2)

毒物劇物の廃棄については、政令で定める技術上の基準に従わなければならない。

(4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害を生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危険を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

[目次](#)

3 留意事項

- [「風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について」\(令和2年1月17日薬生薬審発0117第2号\)の通知が発出された。](#)
⇒[台風15号・19号で毒劇物流出・漏洩事故が複数発生。流出防止対策を求める。](#)

★★★[「風水害発生時における毒物及び毒物の保管管理等について」は、](#)
[下記インターネット情報を参照のこと★★★](#)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc4715&dataType=1&pageNo=1

4 毒物及び劇物取締法 『順守評価シート』

チェック
へ戻る

対象: 秦野(技術含む)・笠寺・名古屋・滋賀(技術含む)

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
14. 毒物 及び劇物 取締法	・適用条件 業務上取扱者(非届出業者)	法22⑤ 則18の2	・毒物劇物業者、特定毒物研究者、業務上取扱者 (届出業者)を除くすべての毒物劇物取扱者	品証部 品管部 製造G 受入G 試作試験部 秦野技術	
	・定義 毒物、劇物、 特定毒物	法2 表1, 2, 3	・(一覧表/P125)に掲げる毒物(医薬品及び医薬 部外品以外のもの)を使用していますか？ ・(一覧表/P125)に掲げる劇物(医薬品及び医薬 部外品以外のもの)を使用していますか？ ・(一覧表/P125)に掲げる特定毒物(医薬品及び 医薬部外品以外のもの)を使用していますか？		□はい □いいえ □はい □いいえ □はい □いいえ
	・毒物、劇物の管理	社内規定	・使用部署は、選定した毒劇物を全て登録し「毒物劇 物一覧表」にて管理されていますか？ □登録台帳(一覧表) ・使用部署の部門長は、管理責任者を任命していま すか？(毒物劇物の取扱についての知識の有る者) ・管理責任者は、副管理責任者を指名していますか 【管理責任者不在時(管理責任者が指名)】 (毒物劇物の取扱についての知識の有る者) ・使用量及び残存量(保管量)を日々管理帳表に 記入されていますか？[管理帳表コピー提出] ・管理責任者は、使用量・保管量を把握し1回/月 棚卸の実施していますか？[管理帳表コピー提出]		□はい □いいえ 登録台帳No. □はい □いいえ 管理責任者 □はい □いいえ 副管理責任者 □はい □いいえ □はい □いいえ □はい □いいえ
14. 毒物 及び劇物 取締法	・毒物劇物の取扱い	法22⑤ (法11)	・毒物又は劇物の盗難又は紛失を防止するための 措置を講じていますか？(該当項目を□→■へ) □保管棚に施錠 □始業前、始業後施錠確認 ・毒物又は劇物の飛散、流失、地下浸透の防止 措置を講じていますか？(該当項目を□→■へ) □指定容器内保管 □受け皿 □その他 ・毒物又は劇物の誤飲防止の措置を講じていま すか？(該当項目を□→■へ) □紙コップ □飲食物容器	品証部 品管部 製造G 受入G 試作試験部 秦野・技術	□はい □いいえ チェックシート 措置状況確認 □はい □いいえ チェックシート 措置状況確認 □はい □いいえ チェックシート 措置状況確認
	・毒物劇物の表示	法22⑤ (法12①、 ③)	・毒物又は劇物の容器に「医薬用外」、赤字に白色 「毒物」の文字、白地に赤字の「劇物」の文字を表 示されていますか？ ・毒物又は劇物の貯蔵・陳列場所に「医薬用外」の 文字、「毒物」又は「劇物」の文字を表示していま すか？		□はい □いいえ チェックシート 措置状況確認 □はい □いいえ チェックシート 措置状況確認
	・事故時等の措置	法22⑤ (法16②)	・事故時等は保健所、警察署又は消防署に届出し 応急処置を講じていますか？ ・盗難、紛失時は警察署に届出していますか？ ・使用場所には、SDSが常備されていますか？		□はい □いいえ □該当なし 届出書 □はい □いいえ
	・情報提供	社内規定	・毒物又は劇物で不要となったもの又は混合水は、 適切に処分していますか？※該当項目を□→■ □技術上の基準に従う □産廃処理廃棄		□はい □いいえ マニフェストNo.
	・廃棄処分		・管理責任者は、1回/年、毒物劇物を取扱う全て の者に対して教育・訓練の実施を行い又、教育・ 訓練実施記録を残していますか？		□はい □いいえ 教育記録No.
	・教育の実施				

環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います

総合評価(いずれかに●印を記入)	特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている			
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)			

目次

目次

(21) 労働安全衛生法

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少



1 適用要否の確認

2 順守内容

(1) 管理者の選任(法第10条～第16条)

事業者の規模や事業内容に応じて、管理者を選任しなければならない。

① 衛生管理者の選任⇒製造業は従業員50名以上の事業場(法12①、令4、則7～10)

- その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。
- 第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛星工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容により選任。規模に応じて1～6名選任。
- 所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
- 週1回以上作業場の巡視実施。
- 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ない場合代理者を選任。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

② 安全衛生推進者等の選任⇒常時従業員10名以上の事業場(法12の2、則12の2～4)

- その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。見やすい箇所に使命を掲示する等周知。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③ 産業医(医師)の選任⇒製造業は従業員50名以上の事業場(法13則13～15)

- 選任事由発生から14日以内に選任。
- 所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
- 月1回以上作業場の巡視実施。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④ 作業主任者の選任(法14、令6、則18)

- 下記作業を行う場合は作業主任者の受講、選任をしなければならない。また、氏名等を作業場に掲示し周知しなければならない。

高圧室内作業、金属溶接作業、林業架線作業、ボイラー取扱作業、エックス線作業、ガンマ線透過写真撮影作業、木材加工用機械作業、プレス機械作業、加熱乾燥作業、コンクリート破砕作業、地山掘削作業、土止支保作業、ずい道等の掘削作業、ずい道等の履工作業、採石のための作業、はい作業、船内荷投作業、型枠支保工の組立または解体の作業、足場の組立作業等、建築物等の鉄骨組立作業、鉄橋架設等作業、木造建築物の組立作業等、コンクリート造の工作物の解体等作業、コンクリート橋架設等作業、第1種圧力容器取扱作業、特定化学物質等の取扱等の作業、鉛業務に係る作業、四アルキル鉛等業務に係る作業、酸素欠乏危険場所における作業、有機溶剤取扱等作業、石綿等に係る作業

[目次](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤ 統括安全衛生管理者の選任(法10①②、令2、則2②,3)

- 以下の業種・規模の事業場において選任事由発生から14日以内に選任。
 - (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業:従業員100人以上
 - (2) 製造業(物の加工業含む)、電気業、ガス業、熱提供業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業:従業員300人以上
 - (3) その他の業種:従業員1000人以上
- 安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、安全衛生管理業務を統括管理。
- 所轄労働基準監督署長へ選任報告書の提出。
- 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

[チェック](#)
[へ戻る](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑥ 安全管理者の選任(法11①、令3、則4、5)

- 総括安全衛生管理者の選任が必要な(1)、(2)の業種に属する従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。

- 所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。
- 設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。
- 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

⑦衛生管理者の選任(法12①、令4、則7～10)

- 従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。
- 第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容等により選任。
- 事業場の規模に応じて1～6人を選任。
- 所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。
- 設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。
- 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

(2)委員会の設置(法第17～19条)

事業者の規模や事業内容に応じて、委員会を設置しなければならない。

- 安全委員会の設置⇒製造業は従業員50名以上の事業場
- 衛生委員会の設置⇒製造業は従業員50名以上の事業場
- 月1回以上の開催。
- 開催の都度遅滞なく議事録を作成し周知。3年間保存。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3)危険物、有害物に関する規制

①製造等の禁止(法第55条、令第16条)

労働者に重度の健康障害を生ずるものは、製造・輸入・譲渡提供又は使用してはならない。但し、試験研究のため製造・輸入・使用する場合で政令で定める要件に該当する場合はこの限りではない。

対象物質は1. 黄りんマッチ、2. ベンジジン及びその塩、3. 4-アミノジフェルン及びその塩、4. 石綿、5. 4-ニトロジフェルン及びその塩、6. ビス(クロロメチル)エーテル、7. ベーターナフチルアミン及びその塩、8. ベンゼンを含有するゴムのり(溶剤の5%を超えるもの)、9. 上記2. 3. 5. ～7. をその重量の1%を超えて含有し又は4. に掲げる物をその重量の0. 1%を超えて含有する製剤その他の物。

②製造の許可(法第56条、令第17条別表第3第1号)

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

③表示等(法第57条、令第18条)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、その容器等に名称、含有量等を表示しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④文書の交付等(法第57条、令第18条の2別表第9)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、交付文書等の方法により、名称、含有量等を相手方に通知しなければならない(SDS)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤化学物質の有害性の調査(法第57条の3、令第18条の3)

新規化学物質を製造、輸入しようとするときは、あらかじめ有害性の調査を行って、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4)その他順守すべき事項

その他、事業者の順守すべき事項として次の項目が定められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

①危険・健康障害の防止措置(法第20～36条)

- 機械、器具その他の設備による危険等の防止、労働者の健康障害の防止に必要な措置を実施等。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

②機械等の規制;製造・設置・管理・検査証・自主検査(法第37～54条)

- 製造(製造許可、製造検査、構造検査、溶接検査)
- 設置(使用検査、落成検査、性能検査)
- 管理(変更検査、使用再開検査、定期自主検査、検査証)
について、特定機械等ごとに順守事項あり。厚生労働大臣の定める規格の具備、個別検定、型式検定。
- 残留リスクの通知を行い情報提供する。
- 検査証のない特定機械等(ボイラー等)は使用禁止。譲渡禁止。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

- 特定機械等のほか一定の機械等を定期的に自主検査する。
対象はボイラー、第1種圧力容器、つり上げ荷重が3t以上のクレーン、つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン、つり上げ荷重が2t以上のデリック、積載荷重が1t以上のエレベーター、ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト・ゴンドラ、活線作業用装置、活線作業用機器、フォークリフト、原動を用いかつ不特定の場所に自走できる建設機械、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満のクレーン、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック、積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター、ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト、積載荷重が0.25t以上の簡易リフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、作業床高さが2m以上の高所作業車、第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器、絶縁用保護具、絶縁用防具、動力により駆動されるプレス機、動力により駆動されるシャー、動力により駆動される遠心機械、化学設備及びその付属設備、アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置、乾燥設備及びその付属設備、動力車及び関連装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置、特定化学設備、透過写真撮影用ガンマ線照射装置

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③安全衛生教育・就業制限(法第59～61条)

- 雇入れ時及び作業内容変更時の教育。
- 危険有害業務従事者の特別教育。記録の3年間保存。
- 新任職長等の職長教育。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④作業環境測定・健康診断(法第65・66条、令21)

- (1) 鉱物、金属等の粉じん作業場、6ヶ月に1回測定(粉防則26)
- (2) 暑熱、寒冷、多湿作業場、半月に1回測定(安衛則607)
- (3) 著しい騒音を発生する職場、6ヶ月に1回測定(安衛則590、591)
- (4) 坑内の作業場、半月～1ヵ月に1回測定(安衛則592、612、603)
- (5) 中央管理方式空調設備のある事務所、2ヶ月に1回測定(事務所則7)
- (6) 放射線業務を行う職場、1ヶ月に1回測定(電離則54、55)
- (7) 特定化学物質製造、取扱職場、6ヶ月に1回測定(特化則36、石綿則36)
- (8) 鉛業務を行う作業場、1年に1回測定(鉛則52)
- (9) 酸素欠乏危険作業場、その作業開始前に測定(酸欠則3)
- (10) 有機溶剤製造、取扱い作業場、6ヶ月に1回測定(有機則28)
- 上記(1)、(6)、(7)、(8)、(10)の作業場は作業観測士・測定機関が測定(作則法3)
- 測定結果記録(報告書)の作成(法65①)
- 作業環境評価基準に従い評価(法65の2②)
- 測定、評価記録は3～40年間保存(法65、65の2③)
- 第3管理区分と評価された作業場は直ぐに改善し、第2・1管理区分にする(法65の2①)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤受動喫煙防止(法第68の2)

- 労働者の受動喫煙を防止するため、事業者や事業場の実績に応じ適切ね措置を講ずる。

⑥計画の届出(法88①②③)

- 下記の危険・有害な作業を必要とする機械等の設置、移転等は工事開始30日前までに所轄労働基準監督署長に届出。

動力プレス、金属その他の鉱物の溶解炉、化学設備、乾燥設備、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接機、機械集材装置、運材索道、軌道装置、型枠支保工、架設通路、足場、有機溶剤用密閉装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、四アルキル鉛をガソリンに混入する業務機械又は装置、第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備、特定化学設備及びその付属設備、特定第2類物質又は管理第2類物質のガス等の発散抑制設備、アクロレインに係る排ガス処理装置、特定化学物質障害予防規則11条1項の廃液処理装置、1・3-プロパンスルトン等の製造・取扱設備、放射線装置、事務所の空調設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、特定粉じん発生源を有する機械・設備・型ばらし装置、粉じん作業局所排気装置、プッシュプル型換気装置、石綿等の発散抑制装置、ボイラー、第1種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ

[チェック](#)
[へ戻る](#)

- 一定の建設工事、採石業では工事開始の30日前または14日前までに所轄労働基準監督署長または厚生労働大臣に届出。

3 留意事項

事業者の措置及び労働者順守事項に関する厚生労働省令
(1) 特定化学物質等障害予防規則

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[労働安全衛生法施行令一部改正に関する政令の改正について\(令和3年4月1日施行\)](#)

★★★厚生労働省「[労安法一部改正に関する政令の改正について](#)」
のフォームページ情報を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000653567.pdf>

[チェック](#)
[へ戻る](#)

★★★厚生労働省「[労安法一部改正に関する政令の改正案について](#)」
のフォームページ情報を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000614950.pdf>

[へ戻る](#)

特定化学物質一覧表(2020.4.22見直し)

注)赤字★:特別管理物質

第1類特定化学物質

ジクロロベンジジン及びその塩★
アルファ-ナフチルアミン及びその塩★
塩素化ビフェニル(PCB)
オルト-トリジン及びその塩★

ジアニシジン及びその塩★
ベリリウム及びその化合物★
ベンゾトリクロリド★
[塩基性酸化マンガン、溶接ヒューム△](#)

第2類特定化学物質

アクリルアミド
アクリロニトリル
アルキル水銀化合物
インジウム化合物★
エチルベンゼン★
エチレンイミン★
エチレンオキシド★
塩化ビニル★
塩素
オーラミン★
オルト-トルイジン
オルト-フタロジニトリル
カドミウム及びその化合物
クロム酸及びその塩★
クロロホルム★
クロロメチルメチルエーテル★
五酸化バナジウム
コバルト及びその無機化合物★
コールタール★
酸化プロピレン★
三酸化ニアンチモン
シアン化カリウム
シアン化水素
シアン化ナトリウム
四塩化炭素★
1,4-ジオキササン★
1,2-ジクロロエタン★
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン★
1,2-ジクロロプロパン★
ジクロロメタン★

★ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
1,1-ジメチルヒドラジン★
臭化メチル
重クロム酸及びその塩★
水銀及び無機化合物
スチレン★
1,1,2,2-テトラクロロエタン★
テトラクロロエチレン★
トリクロロエチレン★
トリレンジイソシアネート
ナフタレン★
ニッケル化合物(粉状の物に限る。)★
ニッケルカルボニル★
ニトログリコール
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン★
パラ-ニトロクロルベンゼン
★砒素及びその化合物(アルシン、砒化ガリウムを除)
フッ化水素
ベータ-プロピオラクトン★
ベンゼン★
ペンタクロルフェノール及びナトリウム塩
ホルムアルデヒド★
マゼンタ★
マンガン及びその化合物([塩基性マンガンを除く](#))
メチルイソブチルケトン★
沃化メチル
リフラクトリーセラミックファイバー★
硫化水素
硫酸ジメチル

[チェック](#)
[へ戻る](#)

第3類特定化学物質

アンモニア
一酸化炭素
塩化水素
硝酸

二酸化硫黄
フェノール
ホスゲン
硫酸

★★★ナフタレンとリフラクトセラミックファイバーは、下記インターネット情報を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuiohou-11300000-Roudoukijunkvokuanzeniseibu/000010169>

- 第1類・第2類物質の取扱い作業場に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置(特化則3~5)。
- 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合に全体換気装置を設置(特化則5②)。

- 第1類・第2類物質の粉じんを含む排ガス用局所排気装置又はプッシュプル型換気装置に設置(特化則9①)。
- 特定排ガス(フッ化水素等)を排出する製造設備の排気筒等に設置(特化則10①)。
- 特定廃液(塩酸、硝酸等)を排出する装置のための処理設備を設置(特化則11①)。
- 汚染したぼろ、紙くず等をふた付の不浸透容器に納める(特化則12の2)。
- バルブ等の開閉報告の表示、色分け区分、送給原材料等の表示等(特化則15、17)。
- 管理特定化学設備に自動警報設備を設置等(特化則19①②)。
- 自動警報装置の設置が困難なときに監視人を置き化学設備を監視(特化則19③)。
- 第1種物質等の製造作業場等の床は不浸透性の材料を使用(特化則21)。
- 第1・第2類物質製造、取扱い作業場等の立入禁止とその旨の表示(特化則24)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(特化則27)。
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置等については1年に1回定期自主検査を実施。特定化学設備については2年に1回実施(特化則30、31)。
- 自主検査の記録を作成し、3年間保存(特化則32)。
- 排気装置及び粉じん装置を初めて使用する時又は改造・修理を行ったときに点検を行う。記録を取り3年間保管(特化則33、34、34の2)。
- 第1種・第2種類物質製造、取扱い作業場以外の場所に休憩室を設置(特化則37①)。
- 粉状の物質を取扱う作業用休憩室の床は毎日1回掃除(特化則37②)。
- 洗眼、洗身、うがい設備、更衣設備、洗たくのための設備の設置(特化則38)。
- 作業場での喫煙及び飲食の禁止とその旨の表示(特化則38の2①)。
- 第1類物質等の製造作業場に注意事項等を掲示(特化則38の3)。
- 特別管理物質★**の取扱い作業場の労働者等の記録を毎月行い30年間保管(特化則38の4)。
- 特別有機溶剤を用いる有機溶剤業務を規制(特化則38の8)。
- 特殊健康診断を6ヶ月に1回(一部業務従事者に対する胸部エックス線撮影は1年に1回)実施(特化則39)。
- 特殊健康診断結果から特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保存。
特別管理物質★に係る労働者の個人票は30年間保管(特化則40)。
- 特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(特化則41)。
- 特定化学物質を取扱う作業場に人数以上の呼吸用保護具を備える(特化則43、45)。

[チェック
へ戻る](#)

(2)有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤(2014.11.4見直し)

第1種有機溶剤

1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン) 二硫化炭素

第2種有機溶剤

アセトン

イソブチルアルコール

イソプロピルアルコール(2-プロパノール) 酢酸ノルマル-プロピル

イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール) 酢酸ノルマル-ペンチル(酢酸ノルマル-アミル)

エチルエーテル 酢酸メチル

1,1,1-トリクロロエタン シクロヘキサノール

1,1,2-トリクロロエタン シクロヘキサノン

1,1,2,2-テトラクロロエタン N,N-ジメチルホルムアミド

1,1,1,2-テトラクロロエタン テトラヒドロフラン

オルト-ジクロロベンゼン 1,1,1-トリクロロエタン

キシレン トルエン

クレゾール ノルマルヘキサン

クロロベンゼン 1-ブタノール

酢酸イソブチル 2-ブタノール

酢酸イソプロピル メタノール

酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル) メチルエチルケトン

酢酸エチル メチルシクロヘキサノール

酢酸ノルマル-ブチル

第3種有機溶剤

ガソリン 石油ベンジン

コールタールナフサ テレピン油

石油エーテル ミネラルスピリット

石油ナフサ

- 有機溶剤の使用量が少ない場合は法適用除外の認定を申請する(有機則3、4)。
- 第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、密閉設備、局所排気装置、プッシュブル型換気装置のいずれかを発生源ごとに設置(有機則5)。
- 第3種有機溶剤によるタンク内の作業等(吹付作業を除く)に、上記の排気装置以外に全体換気装置を設置してもよい(有機則6)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(有機則19)。
- 局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20②)。
- 局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。
- 自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。
- 屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24①)。
- 第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。
- 特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。
- 有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。
- 屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。
- 有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。
- 局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20②)。
- 局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。
- 自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。
- 屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24①)。
- 第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。
- 特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。
- 有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。
- 屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。
- 有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。

[チェック
へ戻る](#)

(3)鉛中毒予防規則

- 鉛作業を行う作業場に密閉設備、局所排気装置又はプッシュブル型換気装置、除じん装置を設置(鉛則5～27)。
- はんだ付け作業場に局所排気装置、プッシュブル型換気装置又は全体換気装置を設置(鉛則16)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(鉛則33)。
- 局所排気装置及び除じん装置の自主権さを1年に1回実施(鉛則48)。
- 自主検査の記録を作成し3年間保管(鉛則36)。
- 休憩室は鉛業務を行う作業場以外の場所に設置(鉛則45①)。
- 作業場、休憩室、食堂の床を毎日1回掃除(鉛則48)。
- 作業場に手洗い用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液を用意(鉛則49①)。
- 屋内の作業場所での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を表示(鉛則51①)。
- 特殊健康診断を6ヶ月(一部1年)に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(鉛則53①)。
- 特殊健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(鉛則55)。
- 粉状の鉛等を取扱う作業者は作業衣を着用する(鉛則59①②)。

[チェック
へ戻る](#)

(4)四アルキル鉛中毒予防規則

四アルキル鉛及びこれ含有する製剤は、毒物及び劇物取締法において用途が規制されており、石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められている。

(5)電離放射線障害予防規則

電離放射線はα線、β線、紫外線、γ線、中性子線がある。レントゲン、放射線治療、食器や調理器具の消毒、非破壊検査、原子力発電等に利用されている。

(6)粉じん障害防止規則

鉱物等を採掘したり、粉碎する等の作業。一般粉じん発生施設はテキストP62表を参照のこと。

(7)石綿障害予防規則

①事前調査(第3条の1項)

事業者は石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

②事前調査(第3条の2項)

事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の素養の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③石綿等の使用の状況の通知(第8条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④建築物の解体工事等の条件(第9条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤石綿等にばく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の1項)

事業者はその労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑥石綿等にばく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の2、3項)

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。また、労働者は事業者から保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(第10条の2、3項)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑦石綿等にばく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の4項)

建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない(第10条の4項)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑧業務に係るその他の措置(作業に係る設備等)(第12条の1、2項)

事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュブル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュブル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない。ただし、発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュブル型換気装置を設けない場合は全体換気装置を設け、又は当該石綿を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑨管理(石綿作業主任者の選任)(第19条)

事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑩定期自主検査(第21、22、23条)

令第15条第1項第9号の厚生労働省令で定める局所排気装置等は、1回/年、定められた事項に関し自主検査を行い、記録を残し3年間保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑪改正石綿障害予防規則省令案(令和3年4月1日施行)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

★★★厚労省ホームページ「石綿障害予防規則等の一部改正する省令案の概要」の下記情報を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000638934.pdf>

4 労働安全衛生法の改正された法律

(1) 化学物質管理のあり方の見直し～危険性又は有害性等のリスクアセスメントの義務化(法57の3①令別表9則34の2～34の2の7:平成29年3月1日改正施行)

- ①事業者は、第57条第1項に規定する表示義務の対象物および通知対象物(667物質)を新規に採用する場合等には、リスクアセスメントを実施しなければならない。
- ②事業者はリスクアセスメントの結果に基づく、事業場に合った労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 有害物ばく露作業報告(法57の5、則95の6)

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは厚生労働省で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

事業者は、労働者に健康障害を生じる恐れがある物で厚生労働大臣が定めるものを露する恐れがある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

★★★有害物ばく露作業報告の詳細は、下記資料を参照のこと★★★
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07834.html

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 心理的な負担の程度を把握するための検査等(法66の10則52の9～52の21)

- ①労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施し、面接指導の実施(労働者数50人未満の事業場は、当面猶予)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 受動喫煙の防止(法68の2、改正健康増進法)

- ①事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わないことをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする(第68条の2)。

職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものである(改正健康増進法、労安法68条の2;2019年7月)

★★★改正健康増進法の詳細は、下記資料を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

[チェック](#)
[へ戻る](#)

喫煙専用室を設置している場合、施設の出入口に下記の必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- A.喫煙専用室が専ら喫煙を出来る場所である旨
 - B.喫煙専用室への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
 - C.喫煙専用室が設置されている建物の出入口に喫煙専用室が設置されている旨
- 喫煙専用室は次の技術的基準に適合しなければならない。
- A.出入口において、室外から室内に流入する気流が0.2m/秒以上であること
 - B.たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されていること。
 - C.たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

★★★職場における受動喫煙防止のためのガイドラインは、下記資料を参照のこと★★★

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

[チェック](#)
[へ戻る](#)

- ②国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする(第71条)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

対象:全社 (15)労働安全衛生法『環境法規制、その他の要求事項順守評価シート』

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
15. 労働安全衛生法	・総括安全衛生管理者の選任・解任届	法10① 令2 則2②① 即2②②	・従業員300人以上の製造業に於いては、総括安全衛生管理者(資格不要)を選任していますか? ・また、選任事由発生から14日以内に労働基準監督署長に届出をしていますか?	人事・総務担当	□はい □いいえ 選任者氏名: 届出日: 代理者氏名: 組織表
		則3	・また、代理者の選任をしていますか? (他との重複は可)		
施行規則 法規施行令	・安全管理者(認定者)	法11① 令3 則4.5	・総括安全衛生管理者を有する事業場に於いては、安全管理者(認定者)を選任していますか? ・また、選任事由発生から14日以内に労働基準監督署長に遅延なく届出をしていますか? ・安全管理者は研修修了者を選任していますか?	人事・総務担当	□はい □いいえ 選任者氏名(認定者): 届出日: 修了証

対象:全社						
法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
15. 労働安全衛生法	・安全管理者(認定者)の選任・解任届	則4②	・代理者の選任をしますか?(他との重複は可) ⇒安全管理者の資格を持った者から選任する。 かつ、安全に関して可能な限り知識や経験を 持った者の中から選任するのが望ましい。	人事・総務 担当	代理人氏名: 組織表 修了証	
	労働安全衛生法の体系	則6①	・作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のお それのあるときは、直ちに、その危険を防止するた めの必要な措置を講じていますか? (例:安全パトロール等)	安全衛生委 員会事務局	□はい □いいえ	
施行規則 法規施行令	・衛生管理者(有資格者)の選任・解任届	法12① 令4 則7~10 則7(4) 則7②	・従業員50人以上の事業場に於いては、原則として その事業場に専属する衛生管理者を事業の規模 に応じて選任し、専任事由発生から14日以内に 所轄労働基準監督署長に提出していますか? 事業場の規模(常時使用する労働者数) 衛生管理者数 50人以上200人以下 1人 200人を超え500人以下 2人 500人を超え1000人以下 3人 1000人を超え2000人以下 4人 2000人を超え3000人以下 5人 3000人を超える場合 6人 ・代理者の選任をしますか?(他との重複は可)	人事・総務 担当	□はい □いいえ 選任者氏名(有資格者): 届出日: 選任者氏名(有資格者): 届出日: 選任者氏名(有資格者): 届出日:	
	・衛生管理者の作業場の巡視	則11①	・衛生管理者は、少なくとも毎週1回以上作業場等 を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害な おそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害 を防止するための必要な措置を講じていますか?	安全衛生委 員会事務局	□はい □いいえ	
	・安全衛生推進者(衛生推 進者)の選任	法12の2 則12の2~4	・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事 業場では、選任が必要な状態になった日から14 日以内に選任していますか? ・また、その者の氏名を事業場の見やすい場所な どに掲示しますか?(労働基準監督署長への 届出は不要)	本社・神田	□はい □いいえ 選任者氏名:	
	・産業医の選任・解任届	法13① 令4、5 則 13①(1) 則13②	・産業医を選任し、専任事由発生から14日以内に 所轄労働基準監督署長に提出していますか?	人事・総務 担当	□はい □いいえ 選任者氏名: 届出日: 選任報告書	
	・産業医の作業場の巡視	則15①	・産業医は、少なくとも2ヶ月1回以上作業場を巡視し、 作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるとき は、直ちに、労働者の健康被害を防止するため必 要な措置を講じていますか?	安全衛生委 員会事務局	□はい □いいえ	
	・作業主任者の選任及び 氏名等の周知	法14 令6 則18	・作業主任者の選任及び作業は明確にされていますか? (表1:一覧表確認) 例:ガス溶接作業、ボイラー取扱作業、プレス機械 作業、有機溶剤取扱作業、鉛作業(メッキ 半田等)、X線 ・氏名等を作業場に掲示していますか?	製造	□はい □いいえ	
	・安全衛生委員会	法19① 令8 則23①、④	・安全衛生委員会を設置していますか? ・月1回以上の開催していますか? ・議事録の作成及び保存(3年間)していますか?	安全衛生委 員会事務局	□はい □いいえ □はい □いいえ □はい □いいえ □はい □いいえ	
	・危険健康妨害処置	法20~36	・機械、器具その他の設備による危険等の防止、労 働災害の防止に必要な措置の実施していますか? □設備安全審査 □安全パトロール □その他		□はい □いいえ 実施日:	
	・機械等の規制	法45①	・特定機械等の検査証:検査証のない特定機械等は 使用禁止、譲渡禁止の順守をしますか? ・定期自主検査:特定機械等を定期的に自主検査 を実施していますか? ・自主検査結果の記録と保存をしていますか? 例:ボイラー、プレス機械、つり上げ荷重0.5t以上 3t未満のクレーン、動力により駆動するシャー等	生産技術	□はい 実施日: □いいえ 機種検査記録No.:	
	・安全衛生教育	法59①②	・雇入れ時及び作業内容変更時の教育の実施してい ますか? 【教育記録確認】雇入れ教育実施、OJT教育・ス キル管理表	人事・総務 担当	□はい □いいえ □該当なし 実施日:	
・安全衛生教育	法59③ 則36	・特別教育:危険有害業務従事者に当該業務に関 する安全又は衛生のための特別教育の実施して いますか?【教育実施記録】		□はい □いいえ □該当なし 実施日:		
・安全衛生教育	法60	・新たに職務につくこととなった職長・班長その 他の作業中の労働者を直接指導又は監督す る者に対し、教育の労働者を直接指導又は監 督する者に対し、教育実施していますか? 【教育記録確認】	人事・総務 担当	□はい □いいえ □該当なし 職長教育参加報告書 資料		
・就業制限	法61① 令20	・クレーンの運転その他の実務で、政令で定めるも のについての取扱い業務は有資格者が就業して いることを確認していますか?【有資格者一覧表】	製造	□はい □いいえ □該当なし 技能組織表		
安全衛生 法	危険物・有害物の規制 (リスクアセスメント規制) (平成28年6月1日施行) (平成29年3月1日改正施 行) 【別表9】 危険物及び有害物-640→ 667 追加27物質	法57① 罰 令18, 別 表9 則 30~33	【名称等の表示等】 ・爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の 労働者に危険を生じるおそれのある物について、 容器、包装への名所等の『表示』をしていますか? (下記に該当する場合) ・令別表第9に掲げる667物質が対象 ・粉状の物以外の固形物は適用除外 《法律上の実施義務》(該当項目を□→■へ) □.化学物質対象物を原材料などとして新規に採用 したり、変更した。 □対象化学物質を取り扱う業務の作業の方法や 作業手順を新規に採用したり変更した。	人事・総務 担当	□はい □いいえ ・対象物質名:	

対象:全社						
法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス	
15. 労働安全衛生法	危険物・有害物の規制(リスクアセスメント規制)(平成28年6月1日施行)(平成29年3月1日改正施行) 【別表9】 危険物及び有害物-640→667 追加27物質	法57① 罰令18,別表9 則30~33	□上記2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあった。 □新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された。	人事・総務担当	□はい □いいえ	
		令別表9	【危険性または有害性等の調査】 ・上記対象物について、危険性または有害性の調査(リスクアセスメント)を実施しましたか?			
施行規則 法規施行令	・有害物ばく露作業報告(平成30年12月28日 基安発1228-2)	法57の3② 57の4② 則34の2の8	【調査の結果等の周知】 ・調査を行った結果を、調査対象物を清掃・取り扱う業務に従事する労働者に周知しましたか?	人事・総務担当	□はい □いいえ	
		法57条の5 則95条の6	・報告対象となる物質を使用していますか? ・報告対象物質の使用が500kg以上/年となりましたか? ・所轄労働基準監督署に作業報告書を提出しましたか(様式21号の7)?		□はい □いいえ □はい □いいえ □該当無し □はい □いいえ □該当無し 届出日: 年 月 日	
労働安全衛生法の体系	・作業環境測定	令21 粉防則26	(1) 鉱物、金属等の粉じん作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認	人事・総務担当	□はい □いいえ	
		令21 安衛則607	(2) 暑熱、寒冷、多湿の作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認		□はい □いいえ	
		令21、安衛則590 591	(3) 著しい騒音を発生する作業場 6ヶ月に1回測定 記録確認		□はい □いいえ	
		令21 事務所則7	(5) 中央管理方式空調設備のある事務所 2ヶ月に1回測定 記録確認		□はい □いいえ	
		令21 特化則36 石綿則36	(7) 特定化学物質製造、取扱い作業場 6ヶ月に1回測定		□はい □いいえ	
		令21 鉛則52	(8) 鉛業務を行う作業場 1ヶ月に1回測定		□はい □いいえ	
		令21 酸欠則3	(9) 酸素欠乏危険作業場 その作業開始前に測定		□はい □いいえ	
		令21 有機則28	(10) 有機溶剤製造、取扱い作業場 6ヶ月に1回測定		□はい □いいえ	
		法28、作業環境測定3	上記の(1)(7)(8)(9)の作業場は作業環境測定士・測定機関が測定していますか?		人事・総務担当	□はい □いいえ 測定機関: 報告書: 評価結果: 保管状況
		法65①	・測定結果記録(報告書)を作成していますか?		人事・総務	□はい □いいえ
法65の2①	・作業環境測定評価基準に従い評価していますか?	人事・総務	□はい □いいえ			
法65 65の2③	・測定結果、評価の記録は3~40年間保管していますか?	人事・総務	□はい □いいえ			
・作業環境測定評価、測定の記録の保存	法65①, 65の2①③	・作業環境評価基準に従い評価し、測定、評価の記録は3~7年間保存されているか(報告書の作成・作業評価基準にて評価)	人事・総務	□はい □いいえ		
・作業場の改善	法65の2①	・測定結果を評価し、第1~第3管理区分に分類していますか? ・第3管理区分の場所は、直ちに施設、作業工程又は作業方法改善その他作業環境を改善のための措置を講じていますか?		□はい □いいえ 第3管理区分: □有 □無 改善措置: □有 □無		
・健康診断	法66①則4 3~44の2	・定期健康診断実施していますか?(雇入れ時、定期健康診断) 定期健康診断1回/年以内		□はい □いいえ 実施日: 検診計画書、実施記録		
・健康診断	法66② 令22①② 則45 特化則39	・有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に、特別な健康診断を実施していますか? 特殊健康診断 1回/6ヶ月以内 (一部業務従事者に対する胸部X線撮影1回/年実施)		□はい □いいえ 実施日: 特別検診計画書、実施記録		
・健康診断	特化則40	・特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保管していますか? ・特別管理物質に係る者の個人票は30年間保存していますか?		□はい □いいえ 特化検診個人票		
	法66③ 令22③則4 8 特化則39	・各地区の安全衛生委員会で決定された“有害な業務”で、政令で定めるものに従事する労働者に、歯科医師の健康診断を実施していますか? 特殊歯科診断 1回/6ヶ月以内		□はい □いいえ 実施日: 特殊歯科診断		
	則52 特化則41	・常時五十人以上の労働者を使用する事業所か、健康診断を行ったときは、遅滞なく定期健康診断結果報告書(様式第六号)を所轄労働基準監督署に提出していますか?		□はい □いいえ 届出日: 定期・特定・有機・特殊健康診断結果報告書		
安衛則別表第7	・心理的な	法66の10 則52の9~21	・労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)を実施、面接指導の実施をしていますか?(労働者50人未満の事業所は当面努力義務)		□はい □いいえ	
15. 労働安全衛生法	・心理的な負担の程度を把握するための検査等(メンタルヘルス対策) ストレスチェック制度	法66の10 則52の9~21	・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施していますか?	人事・総務担当	□はい □いいえ	
			・常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、検査、面接指導の実施状況などについて、毎年1回定期的に、所轄労働基準監督署長に報告していますか?		□はい □いいえ	
安衛則別表第7	【計画の届出】 ・機械等の設備及び変更	法88 則88	・別表第7(則86)記載の機械を設置、移転、主要構造部品の変更は工事開始30日前までに所轄の労働基準監督署長に届け出ていますか?	生産技術担当	□はい □いいえ 届出日: 年 月 日	
	・労働安全衛生関連法令点検等要求事項	安衛則、ク安則、有機則、消防法、消防令、粉	・労働安全衛生関連法令点検等(定期点検・日常点検)が確実に実施されていますか?	各部署	□はい □いいえ 点検記録	

対象:全社					
法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント)エビデンス
特定化学物質等障害予防規則	・排気装置の設置	特化則3~5	・排気装置を設置をしていますか？ (該当項目を□→■へ) □ 全体換気装置 □ 局所排気装置	生産技術	□はい □いいえ 設置状況確認
特定化学物質	・作業主任者の選任及び氏名等の周知	特化則27	・作業主任者を有資格者の中から選任していますか？	製造	□はい □いいえ 作業主任者: 掲示状況確認
H27年11月特化則改正概要 RFC他	・定期自主検査	特化則30,31	・局所排気装置、プッシュプル型換気装置等について1年に1回実施されていますか？	生産技術	□はい □いいえ 点検記録
		特化則32	・特定化学設備については2年に1回実施されていますか？		□はい □いいえ 点検記録
エチルベンゼン	・点検	特化則33,34	・局所排気装置を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？	生産技術	□はい □いいえ 点検記録
			・点検結果の記録を3年間保存していますか？		□はい □いいえ 記録管理台帳
☆Notes ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーについて健康障害防止措置が義務づけられました。(H27・11・1施行)	・掲示	特化則38の3	・作業場に取扱い上の注意事項等の掲示が作業に従事する者が見やすい場所に掲示されていますか？	製造	□はい □いいえ 掲示状況確認
	・作業の記録	特化則38の4	・特別管理物質の常時取扱い作業者はいますか？	製造	□はい □いいえ 作業記録: □あり □なし
			・その作業記録を毎月録っていますか？		□はい □いいえ 記録管理台帳
・保護具	特化則43 特化則45	・特定化学物質を取扱う作業場に呼吸用保護具が備えられていますか？	製造	□はい □いいえ 着用状況	
		・特定化学物質を取扱う作業者の人数以上の保護具が備えられていますか？		□はい □いいえ 保護具数	
適用:ショットプラスト・溶接・溶断	【粉じん】 環境測定結果による濃度にあった排気装置の設置	粉防則4	・環境測定の結果にあった排気装置が設置されていますか？(該当項目を□→■へ) □ 全体換気装置 □ 局所排気装置	生産技術担当	□はい □いいえ 設置状況確認
	・排気装置の定期点検	粉防則17, 18	・1回/年定期点検を行っていますか？	生技技術担当	□はい □いいえ 点検日 点検記録
		粉防則19, 20	・排気装置及び粉じん装置等を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？		□はい □いいえ 点検日 点検記録
・呼吸用保護具	安衛則593	・当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えていますか？	製造	□はい □いいえ 設置状況確認	
適用:塗装、脱脂、洗浄	【有機溶剤】 ・排気装置の設置	有機則5	・第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、以下のいずれかを発生源ごとに設置されていますか？ (該当項目を□→■へ) □ 密閉設備 □ 局所排気装置 □ プッシュプル型換気装置	生産技術担当	□はい □いいえ 設置状況確認
	・局所排気装置の定期点検	有機則20, 21	・1回/年定期点検を行っていますか？	生技技術担当	□はい □いいえ 点検日 点検記録・台帳
		有機則22	・局所排気装置を改造、修理を行った時に点検を実施していますか？		□はい □いいえ 点検日 点検記録・台帳
	・呼吸用保護具	安衛則593	・当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えていますか？	製造	□はい □いいえ 設置状況確認
・有機溶剤区分表示	有機則25	・第1種:赤、第2種:黄、第3種:青、で表示していますか？(職場区分)	製造	□はい □いいえ 表示状況確認	
適用:メッキ、半田付	【鉛】 ・排気装置の設置	鉛則25~27	・排気装置を設置していますか？ (該当項目を□→■へ) □ 全体換気装置 □ 設備・局所排気装置 □ 作業場・局所排気装置	生技技術担当	□はい □いいえ 設置状況確認
	・排気装置の定期点検	鉛則35 鉛則36	・1回/年定期点検を行っていますか？	人事・総務担当	□はい □いいえ 点検日 点検記録・台帳
	・手洗い用溶液等の用意	鉛則49	・硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、つめブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、作業者にこれらを使用させていますか？		□はい □いいえ 設置状況確認
・呼吸用保護具等	鉛則58、59	・有効な呼吸用保護具及び作業衣又は労働衛生保護衣類を使用させていますか？	人事・総務 製造	□はい □いいえ 設置状況確認	
適用:メッキ、半田付	・作業衣等の汚染の除去	鉛則50	・入り口には水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した鉛等又は焼結鉛等を除去するための設備を設けていますか？	人事・総務担当	□はい □いいえ 設置状況確認 設備・管理記録等
			・入り口には、衣服用ブラシを備えていますか？		□はい □いいえ 設置状況確認 設備・管理記録等
改正女性労働者基規則(対象26物質) 労安法と改正女性則の関係	・作業衣等の保管設備	鉛則46	・床は、真空そうじ機を用いて、又は水洗いによって容易にそうじできる構造になっていますか？	人事・総務担当	□はい □いいえ 設置状況確認 設備・管理記録等
			・洗たくのための設備を設ける等作業衣等の鉛等を除去するための措置を講じていますか？		□はい □いいえ 関連帳票
改正女性労働者基規則(対象26物質) 労安法と改正女性則の関係	・女性労働者の就業を禁止する業務	法65の2 女性労働基準規則 18	・下記の作業場において女性労働者の就業を禁止していますか？ ①環境測定結果における第3管理区分の屋内作業場での全ての業務。 ②タンク内、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務。	生産部 試験 人事・総務 品管・品証	□はい □いいえ 関連帳票

法規名	要求事項(順守事項)	条項	適用条件	被監査部署	チェック結果(コメント) エビデンス
【事務所衛生】	・換気の実施	事衛則3②	・事務所においては、下記の環境測定を行っていますか？(1回/6か月) ・一酸化炭素ガス濃度50ppm以下、炭酸ガス濃度5,000ppm以下にする	全社	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 事務所 環境測定結果
	・照度等の基準適合	事衛則10①	・作業区分に応じた室の作業面積の照度を基準に適合させる <input type="checkbox"/> 精密な作業 300ルクス以上 <input type="checkbox"/> 普通の作業 150ルクス以上 <input type="checkbox"/> 粗な作業 70ルクス以上		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 事務所 環境測定結果
受動喫煙防止	防止の処置 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン	法68の2 健康増進法	・喫煙専用室を設置していますか？	全社	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
			・喫煙専用室を設置している場合、施設の出入口に必要な事項を記載した標識を掲示していますか？ ①喫煙専用室が専ら喫煙を出来る場所である旨 ②喫煙専用室への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨 ③喫煙専用室が設置されている建物の出入口に喫煙専用室が設置されている旨		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
			・喫煙専用室は次の技術的基準に適合していますか？ ①出入口において、室外から室内に流入する気流が0.2m/秒以上であること ②たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されていますか？ ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
適用: ボイラー	【ボイラー】 ・設置届 ・管理 就業規則 ボイラー室の管理等	ボイラー則 10	・ボイラーを設置しようとしたときは、ボイラー設置届を労働基準監督署長に提出していますか？	生産技術 担当	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 提出日:
		ボイラー則 23	・ボイラー取扱員ボイラー技士免許を受けた者を就かせていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 取扱者(免許のコピー):
		ボイラー則 28	・安全弁その他の附属品の管理を適切に実施していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	ボイラー則 29	・ボイラー室の管理等について、次の事項を行っていますか？ <input type="checkbox"/> ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい個所に掲示すること <input type="checkbox"/> ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすい物を持ち込まないこと <input type="checkbox"/> ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと <input type="checkbox"/> ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者の資格及び氏名をボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい個所に掲示すること <input type="checkbox"/> 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積との間にすき間が生じたときは、すみやかに補修すること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
		ボイラー則 32~34	・毎月1回自主検査を実施し、記録の保存3年間行なっていますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	定期自主検査	ボイラー則 41①	・ボイラーの変更届(株式会社第二十号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	変更休止及び廃止	ボイラー則 45	・ボイラー使用を休止しようとする場合は、当該ボイラー検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告していますか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	特別の教育	ボイラー則 92	・小型ボイラーの取扱いの業務につかせるときは、当該作業員に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を実施していますか？ (該当項目を○→■へ) <input type="checkbox"/> ボイラーの構造に関する知識 <input type="checkbox"/> ボイラーの附属品に関する知識 <input type="checkbox"/> 燃料及び燃焼に関する知識 <input type="checkbox"/> 関係法令 <input type="checkbox"/> 小型ボイラーの運転及び保守 <input type="checkbox"/> 小型ボイラーの点検		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	・所内設備・建造物等において、以下の石綿の使用の有無を調査していますか？(アスベストやアスベストを重量で0.1%以上含有する物) ・レベル1(発じん性著しく高い): 吹付石綿 ・レベル2(発じん性高い): 耐火被覆板(ケミカル板2種)、断熱材(煙突・屋根折板)、保温剤等 ・レベル3(発じん性が比較的低い): スレート石綿含有岩綿、音板、Pタイル、ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 調査記録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 調査記録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 調査記録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 調査記録		
	石綿障害予防規則	事前調査等	石綿則2~5		上記において損傷・劣化による飛散の恐れのある設備・建造物を把握していますか？ 建造物等で石綿の飛散の恐れがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の処置を講じていますか？ 石綿等の封じ込め・囲い込みの作業等は事前に所轄労働基準監督署に届出していますか？
アスベスト建材 アスベスト対策Q&A	吹付け石綿等、保温剤、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の処置等	石綿則10			
環境法規制に対する順守状況の総合評価 *各エビデンスにて確認願います					
総合評価(いずれかに●印を記入)			特記事項	部門長	チェック へ戻る
法律等が守られている					
法律等が守られていない (不順守項目の改善が必要)					

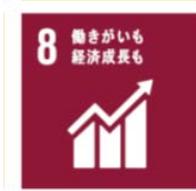
(22)家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

0. SDGsとの関連性

【目標8.】働きがいも経済成長も

【ターゲット8.4】

気消費と生産の資源効率改善、経済成長と環境悪化の分断



1. 適用要否の確認

【特定家庭用機器とは】(法第2条、令第1条)

- 特定家庭用機器とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械機器その他の機械機器であって、市町村等の廃棄物処理において再商品化が困難なもの、資源の有効利用を図る上で再資源化が特に必要なもの、その設計又は原材料の選択が再商品化の実施に影響を及ぼすもの、小売販売業者による円滑な収集が確保できるもののいずれにも該当するものとして政令で定められた、ユニット型エアコンディショナー、テレビ受信機(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機をいう。
- 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となったものをいう。

《確認 1: 特定家庭用機器を販売していますか?》

- ◆特定家庭用機器を販売している⇒適用を受ける⇒2A(P148)の順守が必要!
- ◆特定家庭用機器を販売していない⇒適用を受けない

《確認 2: 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか?》

- ◆特定家庭用機器を製造又は輸入している⇒適用を受ける⇒2B(P149)の順守要!
- ◆特定家庭用機器を製造又は輸入していない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

2. 順守内容

(1)事業者の責務(法第6条)

事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、排出する場合には再商品化等が確実に実施されるよう適切な者に引渡し、料金の支払いに応じることにより再商品化等の措置に協力しなければならない。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

(2)製造事業者等の責務(法第4条)

特定家庭用機器の製造等を業として行う者は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図る等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、その設計及びその部品又は原材料の選択を工夫すること等により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する費用を低減するよう努めなければならない。

(3)小売業の責務(法第5条)

特定家庭用機器の小売販売を業として行う者は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため協力するように努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2A 特定家庭用機器小売業者

(1)引取義務(法第9条)

小売業者は、自らが過去に販売した物や販売に際し同種の特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2)引渡義務(法第10条)

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合や再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、その特定家庭用機器廃棄物を引取るべき製造業者等に引渡さなければならない。

(3) 引取料金の公表(法第11条、第12条、第13条)

小売業者は、廃棄物を引渡すために行なう収集及び運搬に関する料金を請求することができる。その料金について、あらかじめ公表しなければならない。

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の交付(法第43条、則第33条)

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取るときは、管理票に所定の事項を記載し、排出者に管理票野写しを交付しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、小売業者に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第16条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、その小売業者に対し、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた小売業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2B 特定家庭用機器製造業者等

(1) 引取義務と指定引取場所の公表(法第17条、則第16条)

製造業者等は、自らが製造・輸入した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除きこれを引き取らなければならない。また指定引取場所について所定事項を公表しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 再商品化等実施義務(法第18条、第22条、令第3条)

製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について遅滞なく再商品化をしなければならない。再商品化を行う場合には、毎年ごとに政令で定める基準に従わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 再商品化等料金の公表(法第19条、法第20条、則第8条)

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し料金を請求することができる。その商品化に必要な料金の金額を予め時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 指導及び助言(法第27条)

主務大臣は、製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(5) 勧告及び命令(法第28条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、その製造業者等に対し、その引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた製造業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 留意事項

(1) 基本方針(法第3条)

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を定めるものとする。

[目次](#)

(23) 小型家電リサイクル法

0. SDGsとの関連性

【目標8.】働きがいも経済成長も

【ターゲット8.4】

気消費と生産の資源効率改善、経済成長と環境悪化の分断



1. 適用要否の確認

【小型電子機器等とは】(法2条、令第1条)

- 小型電子機器等とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法に規定するものを除く)であって、当該電気機械器具が廃棄物となった場合においてその効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの及び当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるものとしてのいずれにも該当するものとして政令で定められた、電話機やファクシミリ装置その他の優先通信機械器具、携帯電話端末やPHS端末にその他の無線通信機械器具、デジタルカメラやビデオカメラ及びDVDレコーダーその他の映像用機械器具、パーソナルコンピューターやプリンターその他の印刷装置等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの付属品を含む)をいう。
- 使用済小型電子機器等とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

《確認 1:再資源化認定事業者ですか?》

◆再資源化認定事業者である⇒適用を受ける⇒2A(P150)の順守が必要!

◆再資源化認定事業者でない⇒適用を受けない

【再資源化認定事業者とは】(法第10条)

- 再資源化認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者であって、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画の認定を受けた者をいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2. 順守内容

(1)事業者の責務(法第7条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、当法により認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すよう努めなければならない。

[目次](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2)製造事業者等の責務(法第9条)

小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(3)小売業者の責務(法第8条)

小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

2A 再資源化認定事業者

(1)再資源化事業計画の認定(法第10条、則第2条～第7条、第13条)

使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

認定事業は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務(法第12条、則第14条)

認定事業者は、再資源化事業計画における区域内の市町村から当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務政令が定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(3) 表示等(則第8条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、所定事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。及び当該運搬車に所定事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(4) 報告(法第16条、則第15条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し所定事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(5) 指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 留意事項

(1) 基本方針(法第3条)

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

[目次](#)

(24) 自動車リサイクル法

0. SDGsとの関連性

【目標8.】働きがいも経済成長も

【ターゲット8. 4】

消費と生産の資源効率改善、経済成長と環境悪化の分断



1. 適用要否の確認

【対象となる自動車とは】(法第2条、令第1条、特殊用途使用自動車を定める省令)

- 対象となる自動車は道路運送車両法第2条2項に規定する自動車のうち、被牽引車、及び同法第3条に規定する小型自動車や軽自動車であって二輪のもの、大型特殊自動車や小型特殊自動車、並びに政令で定める農業林業機械用自動車、カタピラやソリを有する自動車、競走用自動車、自衛隊装甲車輛、及び政令で定めるホイール式高所作業車、無人搬送車等を除いた自動車とされている。

《確認 1: 所有自動車を廃棄しますか?》

◆所有自動車を廃棄する⇒適用を受ける⇒2A(P153)の順守が必要!

◆所有自動車を廃棄しない⇒適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

《確認 2: 引取業者ですか?》

◆引取業者である⇒適用を受ける⇒2B(P153)の順守が必要!

◆引取業者でない⇒適用を受けない

《確認 3: フロン類回収業者ですか?》

◆フロン類回収業者である⇒適用を受ける⇒2C(P153)の順守が必要!

◆フロン類回収業者でない⇒適用を受けない

[目次](#)

《確認 4: 解体業者ですか?》

◆解体業者である⇒適用を受ける⇒2D(P154)の順守が必要!

◆解体業者でない⇒適用を受けない

《確認 5: 破砕業者ですか?》

◆破砕業者である⇒適用を受ける⇒2E(P155)の順守が必要!

◆破砕業者でない⇒適用を受けない

《確認 6: 自動車製造業又は自動車輸入業ですか?》

◆自動車製造業又は自動車輸入業である⇒適用を受ける⇒2F(P156)の順守要!

◆自動車製造業又は自動車輸入業でない⇒適用を受けない

2. 順守事項

(1) 自動車所有者の責務(法第5条)

自動車所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより自動車在使用済自動車となることを抑制すること、及び自動車の購入に当たっては再資源化実施に配慮して製造された自動車を選択すること、並びに自動車の修理に当たっては使用済自動車の再資源化によって得られたもの等やそれを使用するものを使用すること等により使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

(2) 関連事業者の責務(法第4条)

関連事業者は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保を図るため再資源化に関する知識や能力の向上に努めなければならない。

(3) 自動車製造業者等の責務(法第3条)

自動車製造業者等は、自動車の設計及び部品や原材料の種類を工夫することにより、

自動車は長期間使用されることを促進し、使用済自動車の再資源化等を容易にすること、再資源化等に要する費用を低減すること、及び再資源化の実施を適正かつ円滑に行うために関連事業者に対し自らが製造等をした自動車の構造と部品や原材料に関する情報を適切に提供することや再資源化の実施に協力するよう努めなければならない。

2A 自動車の所有者

(1) 使用済自動車の引渡義務(法第8条)

自動車の所有者は、自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に使用済自動車を引き渡さなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 再資源化預託金等の預託義務(法第73条)

自動車の所有者は、自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるまでに、自動車に係る再資源化等料金に相当する額に金銭を再資源化等預託金として資金管理人に預託しなければならない。

2B 引取業者

(1) 登録及び標識掲示義務(法第42条、第50条)

引取業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 引取義務(法第9条)

引取業者は、使用済自動車の引取を求められたときは、再資源化預託金等が預託されていることを確認し、正当な理由がある場合を除き、引取を求めた者から当該使用済自動車を引取らなければならない。

(3) 引渡義務(法第10条)

引取業者は、使用済自動車を引取ったときは、速やかに、使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、その使用済自動車を引渡さなければならない。

(4) 書面交付(法第80条)

引取業者は、使用済自動車を引取るときは、引取を求めた者に対し、氏名・名称、車台番号等をその他の事項を記載した書面を交付しなければならない。

(5) 報告(法第81条、第82条)

引取業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(6) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けた引取業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(7) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2C フロン類回収業者

(1) 引取義務(法第11条)

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車を引取らねなければならない。

(2) 回収義務(法第12条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

(3) フロン類の引渡し義務(法第13条)

フロン類の回収業者は、フロン類を回収したときは、自らフロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等にフロン類を引渡さなければならない。自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、引取基準に従いこれを引渡さなければならない。

フロン類を引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(4) 使用済自動車の引渡義務(法第14条)

フロン類回収業者は、速やかに、フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引渡さなければならない。

(5) フロン類回収料金(法第23条)

フロン類回収業者は、自動車製造業者等にフロン類を引渡したときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、フロン類の回収及びフロン類を引渡すために行なう運搬に要する費用に関し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(フロン類回収料金)の支払いを請求することができる。

(6) フロン類回収業者の登録及び標識掲示義務(法第53条、第59条)

フロン回収業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(7) 報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を利用して情報管理センターに報告しなければならない。

(8) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けたフロン回収業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(9) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2D 解体業者

(1) 引取義務(法第15条)

解体業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、引き取らなければならない。

(2) 再資源化実施義務等(法第16条)

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行うときは、使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者は、使用済自動車から指定回収物品を回収し、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡さなければならない。

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引渡さなければならない。

(3) 指定回収料金(法第23条)

解体業者は、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡すときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、指定回収物品の回収及び指定回収物品を引渡すために行なう運搬に関する費用に関し、指定回収物品の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(指定回収料金)の支払いを請求することができる。

(4) 解体業の許可及び標識掲示義務(法第60条、第65条)

解体業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(5) 記録保持義務(法第16条)

解体業者は、解体自動車全部利用者(解体自動車を引取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者)に解体自動車を引渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(6) 報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(7) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(8) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引渡し若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。またコン国を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2E 破砕業者

(1) 引取義務(法第17条)

破砕業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、解体自動車を引取らなければならない。

(2) 再資源化実施義務等(法第18条)

破砕事業者は、その引取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

破砕業者は、破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く。)に解体自動車を引渡さなければならない。

破砕業者は、その引取った解体自動車の破砕を行うときは、解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の解体自動車の再資源化を行わなければならない。再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

破砕業者は、破砕を行ったとき、自動車製造業者等に自動車破砕残さを引渡さなければならない。当該自動車製造業者等が引取り基準を定めているときは、引取基準に従い、引渡さなければならない。

(3) 破砕業の許可及び標識掲示義務(法第67条、第72条)

破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(4) 報告(法第81条、82条)

使用済自動車を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた破砕業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車に引取り若しくは引渡し、特定再資源化物品等の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2F 自動車製造業者等

(1) 引取義務(法第21条)

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から自らが製造等をした自動車に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、指定引取場所において、特定再資源化等物品を引取らなければならない。

(2) 引取基準(法第22条)

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品の引取基準を定めることができる。

(3) フロン類回収料金及び指定回収料金(法第23条)

自動車製造業者等は、請求があった場合には、フロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならない。

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及びして回収料金について、あらかじめ公表しなければならない。

(4) 再資源化実施義務等(法第25条)

自動車製造業者等は、特定再資源化物品を引取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

再資源化(指定再資源化機構が行うものを除く)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

(5) フロン類の破壊義務等(法第26条)

自動車製造業者等は、フロン類を引取ったときは、遅滞なく、フロン類の破壊をフロン類破壊業者に委託しなければならない。自動車製造業者等は、フロン類をフロン類破壊業者に引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(6) 再資源化等に係る料金の公表等(法第34条)

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る自動車破碎残さの再資源化、指定回収物品の再資源化及びフロン類の破壊について、これを販売するときまでに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

(7) 再資源化預託金等の払渡し(法第76条)

自動車製造業者等は、特定再資源化等物品を引取ったときは、特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金について、資金管理法人に対し、払渡しを請求することができる。

(8) 報告(法第81条、第82条)

自動車製造業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(9) 帳簿備付け義務(法第27条)

自動車製造業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、記録し保存しなければならない。

(10) 指導及び助言(法第37条)

主務大臣は、自動車製造業者等に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(11) 勧告及び命令(法第38条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定再資源化等物品の引取又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者があるときは、その自動車製造業者に対し、その引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また、勧告を受けた自動車製造業者等が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

目次

(25) 海外環境負荷物質関連法 (RoHS, 欧州ELV, REACH規制他)

0. SDGsとの関連性

【目標3.】 全ての人に健康と福祉を

【ターゲット3. 9】

有害化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡および病気の減少

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 4】

製品ライフサイクルで適正な化学物質・廃棄物管理と大気、水、土壌への放出削減



1. 適用要否の確認

【ELV指令(使用済自動車に関する指令)】

- 使用済自動車のリサイクル推進が目的。

自動車からの廃棄物発生の予防と使用済み自動車およびその部品の再利用, リサイクルおよび他の形態での再生によって廃棄物を削減することの促進,
加盟国は, 2003年7月1日以後に市場に置かれた自動車の材料および部品には, 鉛, 水銀, カドミウム又は6価クロムが含まれないことを確実にする。

【WEEE指令(電気・電子機器廃棄物リサイクル指令)】

- 製品の廃棄に関する指令。回収リサイクルの義務付け。

【RoHS指令(電気・電子機器への特定有害物質使用禁止指令)】

- 製品の含有物質に関する指令製品に対して使用物質の禁止をする。

2006年7月1日に施行され、2019年7月22日に制限物質が拡大された。

RoHS指令での電気・電子機器(EEE)とは、交流1000ボルト、直流1500ボルトを超えない定格電圧で使用するよう設計され、電流および電磁場を発生、伝導、測定するための機器を指します

目次

No.	禁止物質名	規制濃度(閾値)
1	鉛	1000ppm
2	水銀	1000ppm
3	カドミウム	100ppm
4	六価クロム	1000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDF類)	1000ppm
7	フタル酸ビス(DEHP)	1000ppm
8	フタル酸ブチルペンシル(BBP)	1000ppm
9	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm

対象製品及び適用開始時期

No.	対象製品	適用開始時期
1	大型家庭用電気製品	2019年7月22日～
2	小型家庭用電気製品	2019年7月22日～
3	IT機器及び遠隔通信機器	2019年7月22日～
4	民生用機器	2019年7月22日～
5	照明機器	2019年7月22日～
6	電動工具	2019年7月22日～
7	玩具、レジャー、スポーツ機器	2019年7月22日～
8	医療用機器	2021年7月22日～
9	監視・制御機器	2021年7月22日～
10	自動販売機	2019年7月22日～
11	上記カテゴリーに入らないその他の電気・電子機器	2019年7月22日～

【REACH規制(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)】

- 平成19年6月1日から新しくスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度です。(注: 農薬や医薬品は対象外)

目的:人の健康と環境の保護、欧州化学産業の競争力の維持向上など

特徴:

- ◆これまでは政府が実施していたリスク評価を、事業者の義務に変更
- ◆サプライチェーン(流通経路)を通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化
- ◆成形品に含まれる化学物質の有無(濃度)や用途についても、情報の把握を要求

①登録—Registration

- 年間の製造・輸入量が、事業者当たり1トンを超えている化学物質が対象
- 製造・輸入事業者は、登録のため欧州化学物質庁に以下の情報を提出
 - ▶技術書類一式(登録者情報、物質の特定、用途、分類・表示、有害性情報、安全な使用に関するガイダンス等)
 - ▶年間の製造・輸入量が事業者当たり10トン以上の化学物質については、化学物質安全性報告書(CSR)(有害性評価、リスク評価が必要)が追加的に必要
- 既存化学物質の登録は、事業者当たりの製造・輸入量の程度に応じて登録期限を設定。但し、2018年5月31日に登録期限は終了した。

②評価—Evaluation

- 化学物質安全性報告書(CSR)の内容を行政庁が評価し、必要に応じ、追加試験の実施又は追加情報を事業者に要求
- 行政庁は、高懸念物質(SVHC)※2で、ばく露があり、事業者当たり年間100トンを超える量が使用される物質から優先的に評価を実施

③認可—Authorisation

- 高懸念物質(SVHC)を使用するには、事業者は、行政庁に申請して認可を得る必要あり(注:認可の有効期間はケースバイケース)
- 認可を有する事業者及び川下使用者は、上市前にラベル上に認可番号を記載する必要あり

④制限—Restriction

- 行政庁が実施したリスク評価の結果、リスク軽減措置が必要な場合には、製造、上市、使用を制限(注:この制度自体は現在の欧州の規制から基本的に変更なし)

⑤サプライチェーンにおける情報伝達

- 化学物質・調剤(注:混合物、溶液等)の供給者は、川下使用者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務あり
危険と分類される場合……安全性データシート(SDS)
PBT物質、vPvB物質……登録番号、認可に関する情報(付与又は拒否など)、制限の詳細、リスク管理対策に必要な情報

⑥成形品(アーティクル)に含まれる化学物質への対応

<登録>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、成形品からの放出が意図されている場合が対象(ただし、当該用途が登録済みなら登録不要)
- 行政庁に必要な情報(内容は①登録と同じ)を提出

<届出>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、高懸念物質(SVHC)に該当し、成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有さればく露の場合が対象(ただし、当該用途が登録済み、又は未登録であっても回避が可能なら届出は不要)
- 行政庁に以下の情報を提出
 - ▶会社の情報、物質の情報(用途、分類等)、トン数の範囲、成形品の使用目的・用途等

<サプライチェーンにおける情報伝達>

- 高懸念物質(SVHC)が成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は、川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務あり

REACHに関する詳細情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

❖ 欧州化学物質庁 http://ec.europa.eu/echa/reach_en.html

2. 順守内容

近年、上記の様に世界的に環境負荷物質の禁止物質が法制化され、自社製品に環境負荷物質が含有されないことを厳しく管理する体制を整備することが求められています。品質保証マニュアル、環境ガイドライン、技術標準等に基づき、禁止物質の含有調査報告求め、それに対応できる様に弊社でも下記の様に管理体制の構築を求めています。

(1) 顧客要求文書の明確化と管理

① 環境ガイドライン、購入品品質保証マニュアル、技術文書、図面等が必要なときに即時に取り出せる様、適切に保管されていることが求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

② 顧客要求文書は最新版を維持できる様、インターネット等の情報を定期的に確認するルール等を整備するとともに管理台帳等で管理し、新旧の識別を明確にすることが求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③ 顧客要求文章は、最新版を入手した際に適切に社内に周知するとともに、その周知したエビデンスも適切に保管することが求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④ 顧客から求められた環境負荷物質の含有調査は適切に期限内に回答するとともに、適切に報告書も保管することが求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 環境負荷物質の管理体制

① 環境負荷物質の管理体制は組織図に適切に表記されていることが求められています。環境管理責任者、環境負荷物質管理責任者・担当等具体的に織込まれていることが望ましい。規定・要領等で明記されている場合はそれでも可です。また、顧客の要求がある場合は、申告を適切に行っていることが必要である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

② 環境負荷物質の管理の手順はマニュアル・規定・要領等で明文化することが要求されています。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) サプライチェーンの管理

① 全ての購入品(材料・部品・副資材)に対して品番、品名、購入先、製造元等の情報がリスト等で明確にされていることが、要求されている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

② 購入品の環境負荷物質管理者がルール等で明確になっており、許可なく勝手に購入できない仕組みがあり、必ず安全性等の評価が行われることが要求されている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③ 顧客の環境負荷物質管理の要求事項に対して、説明会や指示文書等で内容の理解を十分得ていることが要求されている。また、出席者のリスト等エビデンスの保管されていることが望ましい。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④ 仕入先の環境負荷物質管理体制の監査・調査等を定期的実施することが求められている。自主調査等の結果より判断し、リスクの高いと思われる仕入先を監査する等効率的な監査が期待される。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤ 工程新設、工法変更、ライン変更、副資材変更など工程変更等変化点があった場合、顧客への報告が求められている。仕入先以降で工程変更があった場合、それを把握できる仕組みがあることが、要求される。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 社内の工程管理

① 工程新設、工法変更、ライン変更、副資材変更など工程変更時には環境負荷物質の混入に十分配慮するとともに、その評価を行うルールの整備が求められている。また、その際実施した評価のエビデンスの適切な保管も求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

② 日常の工程監視や定期的な工程パトロール時に環境負荷物質の混入の危険性がないかどうかの確認を行うルールの整備が求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

③環境負荷物質非含有、混入防止を配慮した工程管理を行い、その管理内容を製造標準類、検査標準類に適切に織込むルールの整備が求められている。
また、そのルールの周知が適切に図られているか、そのエビデンスは適切に保管されていることも要求されている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

④環境負荷物質の混入、付着等が発見された場合、敏速に是正を実施するとともに、対象範囲の絞り込みを行うルールの整備と実行が求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

⑤環境負荷物質の混入、付着等の異常が発見され、顧客への流出あるいはその可能性がある場合、速やかに顧客へ連絡し、判断を仰ぐルールの整備と実行が求められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(26) 環境基本法

0. SDGsとの関連性

【目標6.】 安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 3】

汚染の減少、有害化学物質・物質の投棄、排出削減、未処理下水の割合半減、安全な再利用の増加等による水質改善

【目標11.】 住み続けられるまちづくりを

【ターゲット11. 6】

大気質、廃棄物管理等、都市の環境上の悪影響軽減



1. 対象となる組織

環境基本法は、国、地方自治体、事業者、国民すべての組織が適用を受ける。

2. 順守事項

事業者の責務（法第8条）

事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、また、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責任を有する。

事業者は、基本理念に則り、環境の保全上の支障を防止するため物の製造や加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

事業者は、基本理念に則り、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用するように努めなければならない。

事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3. 留意事項

[目次](#)

(1) 基本理念（法第3条、第4条、第5条）

環境保全の基本理念として、第一に環境恵沢(ケイタク)の享受と継承等、第二に環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、第三に国際的協調による地球環境保全の積極的推進を規定している。

(2) 基本施策（法第15条、第16条、第20条、第22条、第24条、第25条）

基本施策として、環境基本計画の策定、環境基準の策定、環境アセスメントの推進、環境保全のための経済的措置等、製品アセスメントとリサイクルの推進、環境教育の推進を規定している。

第五次環境基本計画（2018年～2024年）

[チェック](#)
[へ戻る](#)

●今後の環境政策の展開の基本的考え方に、「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方を活用している。

●「全員参加型(国、地方自治体、事業者、学校、NPO、国民等・・・)」のパートナーシップによる促進を期待している。

●具体的な概要については次ページを参照してください。

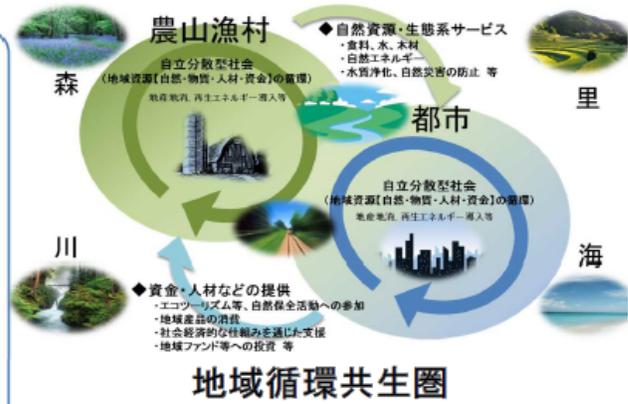
★★★詳細は第五次環境基本計画の概要-環境省を参照★★★

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>

第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「**地域循環共生圏**」の創造。
2. 「**世界の範となる日本**」の確立。
 - ※ ① **公害を克服した歴史**
 - ② **優れた環境技術**
 - ③ 「**もったいない**」など**循環の精神**や**自然と共生する伝統**を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「**環境・生命文明社会**」）の実現。



地域循環共生圏
 ○各地域がその特性を生かした強みを発揮
 →地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 →地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

本計画のアプローチ

1. SDGs の考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**。
 - 環境政策を契機に、あらゆる観点から**イノベーション**を創出
 →経済、地域、国際などに関する諸課題の**同時解決**を図る。
 →将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく。
2. **地域資源を持続可能な形で最大限活用**し、**経済・社会活動をも向上**。
 - 地方部の維持・発展にもフォーカス → **環境で地方を元気に!**
3. より幅広い**関係者と連携**。
 - 幅広い関係者との**パートナーシップを充実・強化**

目次

第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な**6つの重点戦略を設定**。
 → **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化**。
 → 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点から**イノベーションを創出**。

6つの重点戦略

① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済システム**の構築

- ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



② 国土のストックとしての**価値の向上**

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



③ 地域資源を活用した持続可能な**地域づくり**

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



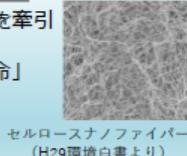
④ 健康で心豊かな**暮らしの実現**

- 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



⑤ 持続可能性を支える**技術の開発・普及**

- 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



⑥ **国際貢献**による我が国の**リーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築**

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等



重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンバラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

6



重点戦略①：持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、**資源生産性**や**炭素生産性**の向上を目指す。
- **再生可能エネルギー**や**省エネルギー**は、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。
- **金融・税制**を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。



燃料電池自動車と水素ステーション
(九州大学HPより)

(1) 企業戦略における 環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

- 環境ビジネスの拡大
 - ・環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開
- バリューチェーン全体での環境経営の促進
 - ・企業別中長期削減目標の策定、バリューチェーン排出量の算定・削減の取組の促進、環境マネジメントシステムの導入促進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
 - ・新たなビジネス形態の低炭素化、省資源への貢献の見える化
- グリーン購入・環境配慮契約
- グリーン製品・サービス・環境インフラの輸出促進
 - ・二国間政策対話、地域内フォーラム等の活用 等



サイクルポート (環境省HPより)

(2) 国内資源の最大限の活用による 国際収支の改善・産業競争力の強化

- 徹底した省エネルギーの推進
 - ・温対法の地方公共団体実行計画、省エネ法
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
 - ・送電網の広域運用、自立分散型の再生可能エネルギー導入
- 水素利用の拡大
 - ・定置用燃料電池、燃料電池自動車の技術開発・普及促進、CO₂フリー水素の技術開発・実証
- バイオマス利活用
 - ・木質バイオマスやバイオガスの活用による発電・熱利用の拡大
- 循環資源の利活用、都市鉱山
 - ・小型家電リサイクルの推進

(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

- ESG投資の普及・拡大
 - ・環境情報に基づく投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等
- グリーンプロジェクトへの投融資の促進
 - ・低炭素化プロジェクトへの支援、グリーンボンドの発行・投資支援

(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制

- 税制全体のグリーン化の推進



風力発電 (環境省HPより)

目次

チェック
へ戻る

(27) 生物多様性基本法

0. SDGsとの関連性

【目標14.】 海の豊かさを守ろう

【ターゲット14. 2】

海洋及び沿岸の生態系の持続的な管理と保護、海洋及び沿岸の生態系回復の取組

【目標15.】 陸の豊かさを守ろう

【ターゲット15. 1】

森林、湿地、山地及び乾燥地等陸域生態系と内陸淡水生態系、生態系サービスの保全・回復、持続可能な利用確保

【目標17.】 パートナーシップで目標を達成しよう

【ターゲット17. 17】

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



1. 対象となる組織

生物多様性基本法は、国、地方自治体、事業者、国民、民間の団体すべての組織が適用を受ける。

【生物多様性とは】(法第2条)

- 「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること。並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

【持続可能な利用とは】(法第2条)

- 「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢(ケイタク)を享受するとともに、人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう生物その他の生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

2. 順守事項

事業者の責務 (法第6条)

事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

3. 留意事項

(1) 生物多様性国家戦略 (法第11条、第13条)

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めなければならない。都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、その都道府県又は市町村の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

●生物多様性国家戦略 2012～2020

概略は次ページを参照。

★★★詳細は生物多様性国家戦略-環境省を参照★★★

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15758>

[チェック
へ戻る](#)

●次期生物多様性国家戦略 2020より策定に向けて検討中

★★★詳細は次期生物多様性国家戦略策定に向けて-環境省を参照★★★

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/index.html>

[チェック
へ戻る](#)

- 生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)2017 環境省
(生物多様性の取組に悩まれている事業者のために)

★★★詳細は生物多様性国家戦略-環境省を参照★★★

https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html

- かながわ生物多様性計画

★★★詳細は「神奈川県生物多様性計画」のページ-神奈川県H.P.★★★

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/p1042709.html>

- 秦野市環境基本計画 2016~2020

★★★詳細は「秦野市環境基本計画(第2次計画)」-秦野市役所H.P.★★★

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000714/index.html>

[チェック
へ戻る](#)

生物多様性国家戦略 2012-2020

第1部：戦略

【自然共生社会実現のための基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【生物多様性の4つの危機】

「第1の危機」

開発など人間活動による危機

「第2の危機」

自然に対する働きかけの縮小による危機

「第3の危機」

外来種など人間により持ち込まれたものによる危機

「第4の危機」

地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

① 生物多様性に関する理解と行動

② 担い手と連携の確保

③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識

④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理

⑤ 科学的知見の充実

【目 標】

◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

第3部：行動計画

- 約700の具体的施策
- 50の数値目標

◆生物多様性民間ガイドライン(第2版)の概要

―――生物多様性の取組に悩まれている事業者のために―――

【社会動向の大きな変化】

- 2010年10月 COP10 愛知目標2011-2020 を採択
- 2015年9月 アジェンダ2030 持続可能な開発目標(SDGs)を採択
- 2015年9月 ISO14001が改定され、生物多様性に関する国際規格が発行
- ESG(環境・社会・企業統治)投資が近年拡大
- 自然環境を国民生活や企業経営の重要な資本の一つとして捉える「自然資本の考え方が急速に普及

[チェック
へ戻る](#)

■SDGs の“wedding cake”



出典) (株)インターリスク総研より資料提供

[チェック
へ戻る](#)

◆いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあっていききました(生物多様性)。

この生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

◆生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構築する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。

◆事業者には期待される役割は大きい

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性とのかかわりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っているといえます。

既に生物多様性に関する取組を進めている企業も増えています。

[チェック
へ戻る](#)

■事業活動による生物多様性への負荷と貢献のイメージ



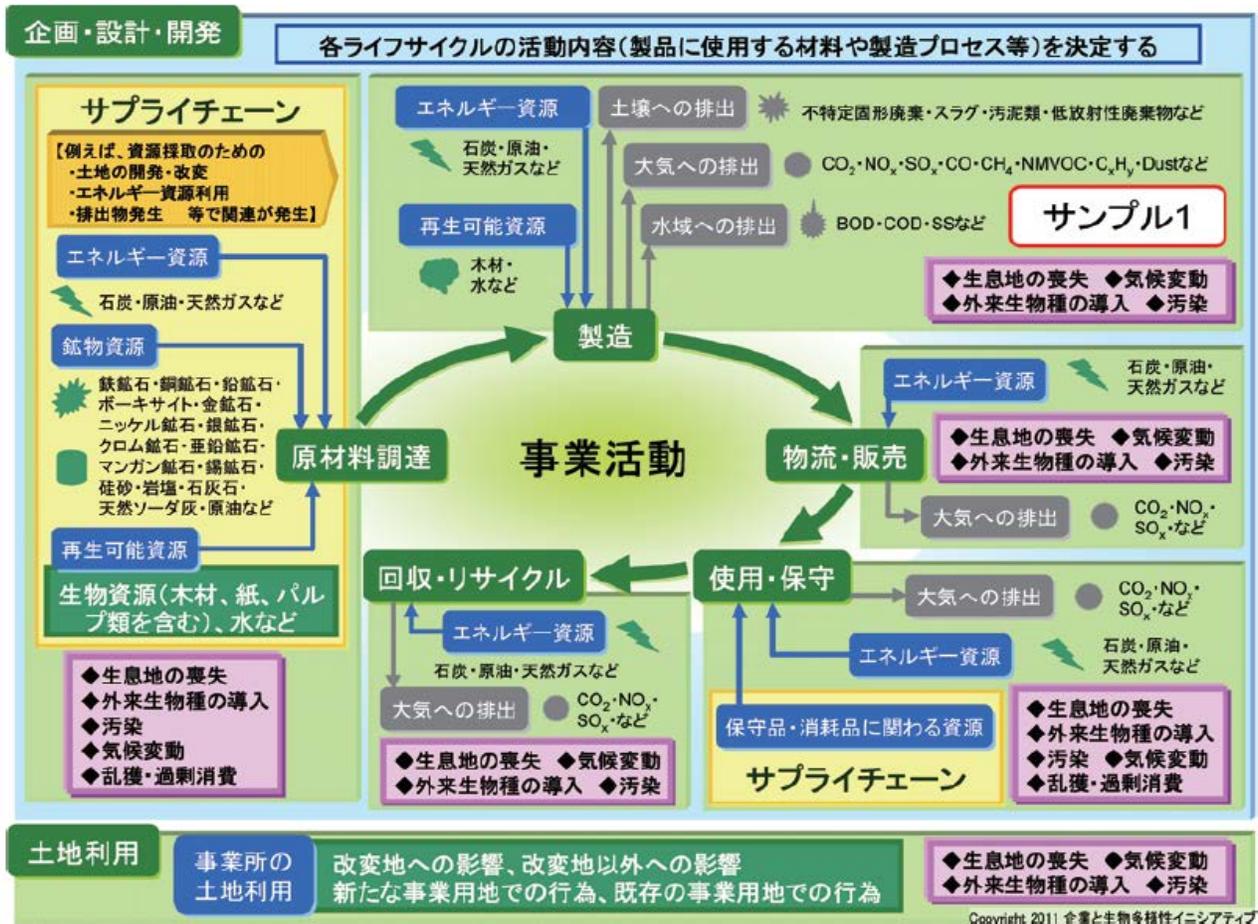
出典)「生物多様性ハンドブック」(2009,JBIB)を参考に一部加筆

出典)「生物多様性ハンドブック」(2009,JBIB)を参考に一部加筆

[チェック
へ戻る](#)

◆事業活動と生物多様性の関係性の把握

●企業と生物多様性の関係性マップの例(JBIB ウェブサイト)



出典) JBIB ウェブサイト (<http://jibib.org/about/output/>)

●自然資本プロトコル(Natural Capital Coalition、2016)

ビジネスのために用意された、持続可能な社会が求める企業を作るためのスタンダード

「自然資本プロトコル」とは、自然資本コアリション(Natural Capital Coalition) :本部イギリス)が開発した、企業が自然資本への影響と依存度を評価し経営判断に生かすための標準化された枠組み(フレームワーク)です。自社を取り巻く自然資本の状況について影響や依存度、リスク、機会を明確にし、自然資本の価値を評価するメリットを示して自社の取組を促し、すべての企業が環境を損なうことなく、私たちの生活を支える自然資本の再生に取り組むようになることを目指しています。

★★★詳細は自然資本プロトコルホームページを参照★★★

<https://www.conservation.org/japan/initiatives/natural-capital/natural-capital-protocol>

チェック
へ戻る

(28) 水循環基本法

0. SDGsとの関連性

【目標6.】安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 2&6. 6】

水の利用効率改善、淡水の持続可能な採取および供給の確保
山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼等、水に関する生態系
保護・回復

【目標12.】つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 2】

天然資源の持続可能な管理/効率的利用を達成

【目標17.】パートナーシップで目標を達成しよう

【ターゲット17. 17】

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な
公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



1. 対象となる組織

水循環基本法は、国、地方自治体、事業者、国民すべての組織が適用を受ける。

2. 順守事項

事業者の責務（法第6条）

事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

[チェック](#)
へ戻る

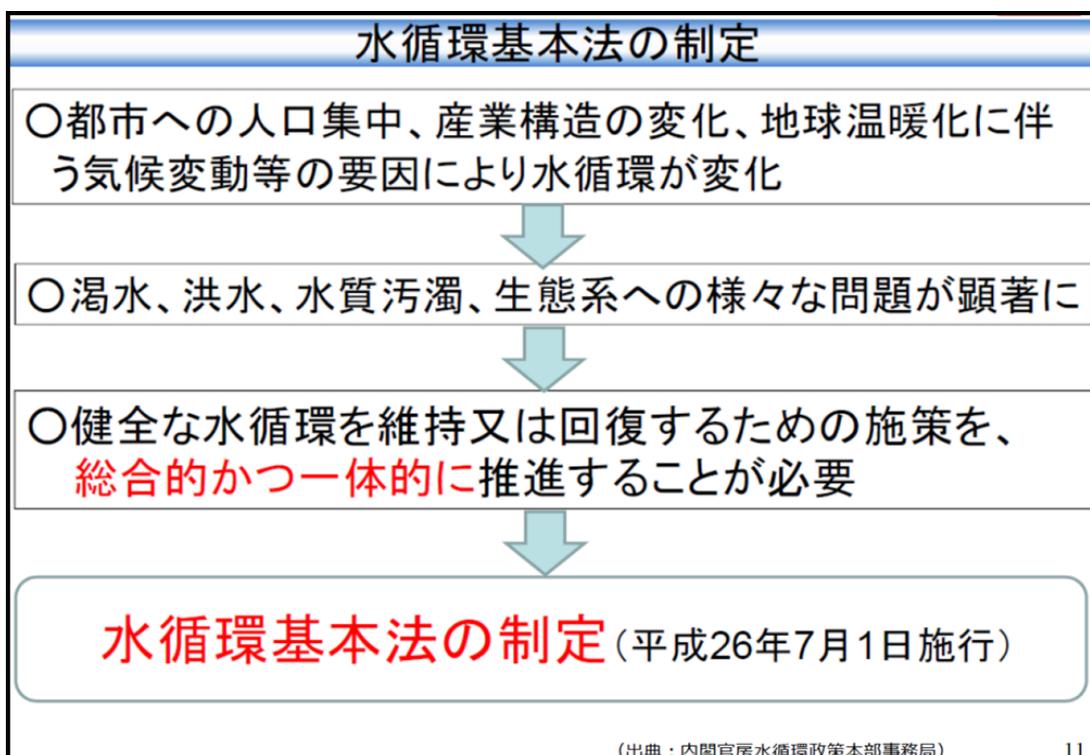
3. 留意事項

(1) 国及び地方公共団体の責務（法第4条、第5条）

国は、基本理念に則り、水循環に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。地方公共団体は、基本理念に則り、水循環に関する施策に関し国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

[目次](#)

[チェック](#)
へ戻る



（出典：内閣官房水循環政策本部事務局）

11

水循環の姿

＜水循環＞

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。



＜健全な水循環＞

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

(出典：内閣官房水循環政策本部事務局)

水循環基本計画のポイント

1. 流域単位で水循環計画を新たに策定

- 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、流域水循環協議会を設置。
- 流域水循環協議会が、各分野の横串を刺した総合的な流域水循環計画を策定。H29.4までに全国で27計画を認定・公表
- 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。



2. 関係者が一体となった地下水マネジメント

- 地方公共団体、国の地方支分部局、地下水利用者、その他の関係者が連携し、地下水協議会を設置。
- 地下水協議会の構成主体が連携し、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関して基本方針を定め、地域の実情に応じ段階的に実施。
- 国と都道府県は連携を図り、観測、調査、データ整備及び分析を実施。



(出典：内閣官房水循環政策本部事務局)

- かながわ生物多様性計画(平成28年3月)
市町村による都市緑地法に基づく『緑の基本計画』策定の指針

[チェック](#)
へ戻る

- これを受けて市町村で『緑の基本計画』策定
例) 秦野市では『秦野市環境基本計画』を策定
【基本施策】①地下水・里川の保全と活用
②環境学習による人材育成と協働・連携による推進体制づくり

(29) グリーン購入法

0. SDGsとの関連性

【目標12.】 つくる責任 つかう責任

【ターゲット12. 7】

国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進



1. 対象となる組織

グリーン購入法は、国や独立行政法人及び地方自治体等が適用を受ける。但し、事業者の責務については、全ての組織が対象となる。

【環境物品等とは】(法第2条)

「環境物品等」とは、再生資源その他環境の負荷の低減に資する原材料又は部品。環境負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴う温室効果ガス等による環境負荷が少ないこと、使用後に再使用又は再生利用がしやすく廃棄物の発生抑制ができること、その他の事由により環境負荷の低減に資する製品。環境負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境負荷の低減に資する役務。のいずれかに該当する物品又は役務のことをいう。

2. 順守事項

事業者及び国民の責務 (法第5条)

事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

[チェック
へ戻る](#)

【物品製造販売又は役務提供者の責務】(法第12条)

物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、その物品購入者等に対し物品に係る環境負荷の把握のために必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

物品や役務について環境負荷の低減に資する物である旨の認定や情報を表示する等環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的取決との整合性に留意し、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

[目次](#)

【国及び独立行政法人等の責務】(法第3条)

物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。さらに国は環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

【地方公共団体の責務】(法第4条)

その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

★★★詳細はグリーン購入の調達者の手引き-環境省 ホームページを参照★★★

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

[目次](#)

(30)環境教育等促進法

0. SDGsとの関連性

【目標4.】 質の高い教育をみんなに

【ターゲット4. 7】

すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルの獲得

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 8】

持続可能な開発・自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識の保持

【目標17.】 パートナーシップで目標を達成しよう

【ターゲット17. 17】

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



1. 対象となる組織

環境教育等促進法は、国、地方自治体、事業者、事業者及び国民の組織する民間団体が適用を受ける。

2. 順守事項

事業者、事業者及び国民の組織する民間団体の責務（法第4条）

国民、民間団体等は、家庭、職場、地域等において、基本理念に則り環境保全活動及び環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に協力するよう努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

2A 事業者、事業者及び国民の組織する民間団体

(1) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（法第10条）

事業者、事業者及び国民の組織する民間団体は、その雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。また、国民の環境の保全に関する知識及び技能を向上させるため、職場において学生の就業体験その他の必要な体験の機会の提供に努めるものとする。

[目次](#)

[チェック](#)
へ戻る

(2) 体験の機会の場の認定（法第20条）

土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象にするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合には、その体験の機会の場で行う事業の内容等が所定の要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

(3) 情報の積極的公表等（法第23条）

事業者、事業者及び国民の組織する民間団体は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取り組みへの国民や民間団体の等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進に関する情報その他の環境保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

2B 登録認定事業を行う登録民間団体等

(1) 人材認定事業の登録（法第11条、人材登録省令第1条）

環境の保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者若しくは協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成し若しくは認定する事業又

[目次](#)

は環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に関する教材を開発し及び提供する事業を行おうとする者は、その人材認定等事業について主務大臣の登録を受けることができる。登録を受けた人材認定等事業を行う登録民間団体等は、登録所定事項を変更したとき又は登録人材認定事業を廃止したときは遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(2) 報告、助言等（法第12条）

主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め又は必要な助言をすることができる。

[チェック](#)
へ戻る

3. 留意事項

(1) 環境保全の意欲の増進等の拠点としての機能を担う体制の整備（法第19条）

国は、国民や民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組、並びにこれを推進する都道府県及び市町村の取組と相俟って、国民や民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するために拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(2) 財政上の措置等（法第22条の2）

国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な認定体験の機会の場の提供、環境保全に資する活動の事業化、環境保全に関する人材育成その他の取組を効果的に実施するために必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(3) 情報の積極的公表等（法第23条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民や民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(4) 学校教育等における環境教育に係る支援等（法第9条）

国、都道府県、市町村は、国民が、その幼児期からその発展段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境保全についての理解と関心を深めることができるよう学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

国は、環境と人とのかかわりが総合的に理解できるよう学校教育において各教材その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため環境環境保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の参考となる資料等の情報の提供や教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

国は、環境教育の教材として活用するとともに環境への負荷を低減するため、校舎や運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、その施設を活用し教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。さらに環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じてこれらの改善に努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(5) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育に係る支援等（法第10条）

国、都道府県、市町村は、民間団体又は事業者であってその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う者に対し、環境保全に関する指導を行うことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(31) 環境配慮事業活動促進法

0. SDGsとの関連性

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 8】

持続可能な開発・自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識の保持

【目標17.】 パートナーシップで目標を達成しよう

【ターゲット17. 17】

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



1. 対象となる組織

環境配慮事業活動促進法は、国、地方公共団体や特定事業者及び大企業等が適用を受ける。但し、事業者の責務については、全ての組織が対象となる。

2. 順守事項

事業者の責務（法第4条）

事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うよう努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとする。

[チェック
へ戻る](#)

【環境情報とは】(法第2条)

●環境情報とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

[目次](#)

【環境に配慮した事業活動とは】(法第2条)

●環境に配慮した事業とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出すること、その他の環境保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

【環境報告書とは】(法第2条)

●環境報告書とは、事業者が一つの事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書をいう。

大企業向けとして

★★★詳細は環境報告書ガイドライン2018年度版-環境省 ホームページを参照★★★
<http://www.env.go.jp/policy/2018.html>

中小企業向けとして

★★★詳細は環境省エコアクション21ガイドライン2017年度版を参照★★★
<https://www.env.go.jp/press/104017.html>

[チェック
へ戻る](#)

2A 特定事業者

特定事業者とは、特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付状況その他から見て、その事業の国の事務又は事業との関連性の程度、その組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その他の事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう(法第2条)。

(1) 環境報告書の公表(法第9条、法第8条)

[目次](#)

特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、環境報告書を作成し、公表しなければならない。環境報告書の公表に際しては、主務大臣が定めた環境報告書の記事事項等に従って作成するように努め、さらに記載事項等に従って作成されているかどうかについて自ら評価を行い、他の者が行う環境報告書の審査を受けること。その他の措置を講ずることにより環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。

2B 大企業者

大企業者とは、特定事業者を除く中小企業者以外の事業者（資本金5億円以上）をいう（法第11条）。

(1) 環境報告書の公表努力（法第11条）

大企業者は、環境報告書の公表その他事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うよう努めるものとする。環境報告書の公表に際しては、主務大臣の定めた環境報告書の記載事項等に留意して作成すること。その他の措置を講ずることにより環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供努力（法第12条）

大企業者は、製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨、その他の製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

3. 留意事項

(1) 国の環境配慮等状況の公表（法第6条）

各省各庁の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所轄事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(2) 国の環境情報利用促進のための措置（法第13条）

国は、環境情報を利用することを促進するため、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

★★★詳細は第23回環境コミュニケーション大賞結果発表を参照★★★

https://www.gef.or.jp/news/info/200204_23th_ecom_result/

[チェック
へ戻る](#)

(32) 雨水利用推進法

0. SDGsとの関連性

【目標6.】 安全な水とトイレを世界中に

【ターゲット6. 2&6. 6】

水の利用効率改善、淡水の持続可能な採取および供給の確保
山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼等、水に関する生態系
保護・回復

【目標12.】 つくる責任つかう責任

【ターゲット12. 2】

天然資源の持続可能な管理/効率的利用を達成

【目標17.】 パートナーシップで目標を達成しよう

【ターゲット17. 17】

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な
公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



1. 対象となる組織

雨水利用推進法は、国、地方公共団体、事業者、国民すべての組織が適用を受ける。

2. 順守事項

事業者の責務（法第5条）

事業者は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[チェック
へ戻る](#)

3. 他留意事項

(1) 国及び地方公共団体の責務（法第3条、第4条）

国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し及び実施するものとする。地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて雨水の利用の推進に関する施策を策定し及び実施するよう努めなければならない。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

★★★詳細は雨水の利用の推進に関する基本方針—国土交通省を参照★★★

<https://www.mlit.go.jp/common/001082123.pdf>

[目次](#)